

**第2次香取市総合計画後期基本計画
第3期香取市まち・ひと・しごと創生総合戦略
案**

令和5年1月16日時点

市長挨撈

～ 目 次 ～

第1編	はじめに	6
第1章	第2次香取市総合計画の概要	6
1節	第2次香取市総合計画とは	6
2節	後期基本計画等の策定	7
第2章	市の概況	9
1節	地勢	9
2節	沿革	10
3節	人口動態	11
4節	財政状況	12
5節	市民憲章、市章、市の花・木・鳥	14
第3章	社会的潮流と動向	15
1節	社会的潮流と動向の変化	15
2節	社会的潮流と動向	16
3節	社会的潮流と動向の反映	20
第4章	まちづくりについての「市民の声」	21
1節	市民意識調査及び中学生・高校生アンケートの概要	21
2節	調査・アンケート結果	21
第5章	第2次香取市総合計画（基本構想・前期基本計画）の検証	28
1節	基本構想の検証	28
2節	前期基本計画の検証	35
第2編	基本構想	50
第1章	香取市の目指す方向	50
1節	将来都市像	50
2節	施策の大綱	51
3節	まちづくりの基本姿勢	54
第3編	後期基本計画	58
第1章	後期基本計画の概要	58
1節	計画の趣旨	58

2節 計画の期間	58
第2章 後期基本計画の推進	59
1節 まちづくりの基本姿勢に向けた取組	59
第3章 市の将来の姿	64
1節 将来人口の見通し	64
2節 財政状況の見通し	66
3節 地域整備の方向性（出典：香取市都市計画マスタープラン）	69
第4章 重点プロジェクト 【第3期香取市まち・ひと・しごと創生総合戦略】	72
1節 重点プロジェクトとは	72
2節 「第2次香取市総合計画・後期基本計画」と「第3期香取市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の関係	72
3節 重点プロジェクトの推進	73
第5章 施策内容	86
1節 施策体系	86
2節 各施策の見方	88
3節 大綱1：産業・経済の振興	90
4節 大綱2：生活・環境の向上	110
5節 大綱3：健康・福祉の充実	145
6節 大綱4：教育・文化の振興	189
7節 大綱5：都市基盤の整備	221
8節 大綱6：市民参画・行政の取組	263
参考資料	302
○計画の策定経過	302
○第3期まち・ひと・しごと創生総合戦略の指標一覧	312
○人口ビジョン	322
1 香取市の人口の現状	322
2 将来人口の分析と推計	343
3 人口の変化が地域の将来に与える影響	346
4 人口の将来展望	348
○用語集	352

第2次香取市総合計画

第1編

はじめに

1. 第2次香取市総合計画の概要
2. 市の概況
3. 社会的潮流と動向
4. まちづくりについての「市民の声」
5. 第2次香取市総合計画（基本構想・前期基本計画）の検証

第1編 はじめに

第1章 第2次香取市総合計画の概要

1節 第2次香取市総合計画とは

第2次香取市総合計画は、まちづくりの指針となる、市政運営における最上位の計画です。計画自体の持つ役割等は、次のとおりです。

1. 計画の役割

第2次香取市総合計画は、次のような役割を持っています。

- ①市のまちづくりの中核となる計画 として
- ②市民に対する市の運営指針 として
- ③国や県などに対する市が目指すまちづくりの提示 として

2. 計画の構成と期間

第2次香取市総合計画は、基本構想と基本計画で構成しています。また、基本計画を実現するための具体的な手段について、実施計画を策定します。

「基本構想」とは……………

- ・市の将来像を示すとともに、それを実現するために必要な政策の大綱を明らかにするものです。
- ・計画期間は、ある程度の長期的な視野によるまちづくりを進めていくとの観点から、10年間としています。

「基本計画」とは……………

- ・基本構想で示した将来像を実現するため、施策の大綱に基づき、施策の目的や方針を明らかにするものです。
- ・計画期間は、構想期間中途における検証の必要性や中期的な観点から基本構想の実現を図るため、前期5年間と後期5年間に分けて策定しています。

「実施計画」とは……………

- ・基本計画の各施策を実際に執行し、計画及びそれぞれの事業目的を達成するため主要事業の具体的な内容を明らかにするものです。
- ・計画期間は、3年間(単年度ごとの行動計画として作成し、毎年度見直しを行う。)としています。

【第2次香取市総合計画の構成】



2節 後期基本計画等の策定

1. 後期基本計画の策定に向けて

2018(平成 30)年を計画初年度とした第2次香取市総合計画では、「豊かな暮らしを育む 歴史文化・自然の郷 香取 ～人が輝き 人が集うまち～」を将来都市像と決めました。また、将来都市像の実現に向け、これまで、市民の暮らしと地域経済環境の変化、市民ニーズを的確に捉えることを前提とし、地域の個性や資源を活かしながら、市民意識や様々な活動において、一体感の醸成に資するよう、6つの分野を施策の大綱として定め、計画的かつ効果的な施策を展開してきました。

一方、昨今の社会経済情勢の変化は著しく、大規模自然災害への対応、地域経済や人口構造の変化、デジタル化をはじめとした技術革新、新型コロナウイルス感染症対策を踏まえたニューノーマル(新たな日常)への対応、さらには本市の一部過疎地域への指定など、直面する状況や課題は急激に変化し、複雑・多様化しています。

こうした中、第2次香取市総合計画の前期基本計画(以下、「前期基本計画」という。)が2022(令和4)年度をもって終了するため、現在の時代背景など、市民の暮らしや地域の社会経済情勢に与える影響を的確に捉えつつ、市民の多様な声や要請に対応した2023(令和5)年度以降のまちづくりの新たな指針として、「第2次香取市総合計画・後期基本計画(以下、「後期基本計画」という。)」を策定します。

2. 関連計画の一体化と検証結果の反映

(1) まち・ひと・しごと創生総合戦略との一体化

本市では、人口減少に歯止めをかけ、将来にわたって活力のある地域を維持していくために、第2期香取市まち・ひと・しごと創生総合戦略(以下「第2期総合戦略」という。)を策定し、少子化や人口減少対策に取り組んできました。この第2期総合戦略は、前期基本計画において、重点プロジェクトの位置付けにあり、第2期総合戦略の推進項目そのものを採用しながら、特に力を入れる要素として着目し、施策展開の優先度を高めています。

現在、人口減少等の状況の厳しさに変化はなく、加えて、本市が一部過疎に指定された現状を鑑みると、引き続き、後期基本計画においてもその役割は変わらないと判断し、後期基本計画と、同時期にスタートする第3期香取市まち・ひと・しごと創生総合戦略(以下「総合戦略」という。)を一体化して策定するとともに、特に、人口減少対策、過疎対策を中心としながら、総合的かつ効率的に推進していくこととします。

(2) 前期基本計画の検証と後期基本計画への反映

後期基本計画の策定にあたっては、社会的潮流と動向やまちづくりについての「市民の声」の確認等を実施するほか、市における実際の分掌事務とのすり合わせや、各施策分野に係る十分な動向調査の実施を前提とし、前期基本計画の検証作業を丁寧に行い、その結果を後期基本計画の内容へ反映することとします。

なお、期間中途にある基本構想についても、その後の様々な社会情勢の変化等を踏まえ、現時点での検証を行い、必要に応じ、当該部分を変更することとします。

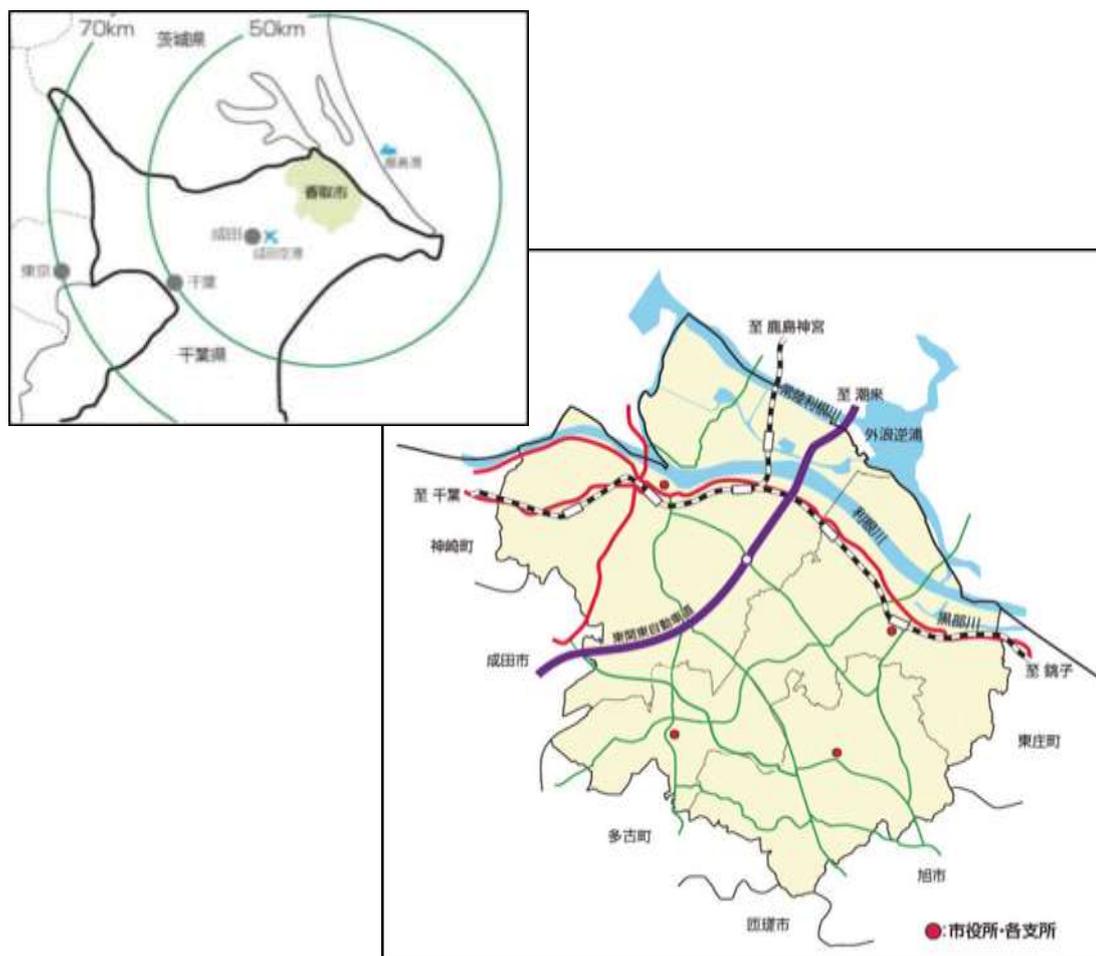
第2章 市の概況

1節 地勢

本市は、千葉県北東部に位置しており、東京都心から直線で約 70km、千葉市から約 50km、成田国際空港から約 15km の距離にあります。市域は東西約 21.2 km、南北約 22.7 km に及び、面積は 262.35 km² と県内第4位の規模を有し、東部は東庄町、西部は神崎町、成田市、南部は旭市、匝瑳市、多古町、そして北部は茨城県に接しています。また、国道 51 号、東関東自動車道が市内を縦断し、JR 成田線が市内を横断しており、成田線、鹿島線を合わせ6駅が市内に所在しています。

北部地域には水郷の風情が漂う利根川が東西に流れ、流域には水田地帯が広がり米の生産地となっており、南部地域は北総台地の一角を占め、山林や畑が広がり、サツマイモなどの生産地となっています。

また、利根川、常陸利根川、横利根川、黒部川、小野川など 15 の一級河川が市内を流れ、主要な湖沼には与田浦、さらに、自然公園として水郷筑波国定公園、県立大利根自然公園を有するなど、水郷の情緒を感じることもできる、豊かな自然環境に恵まれています。

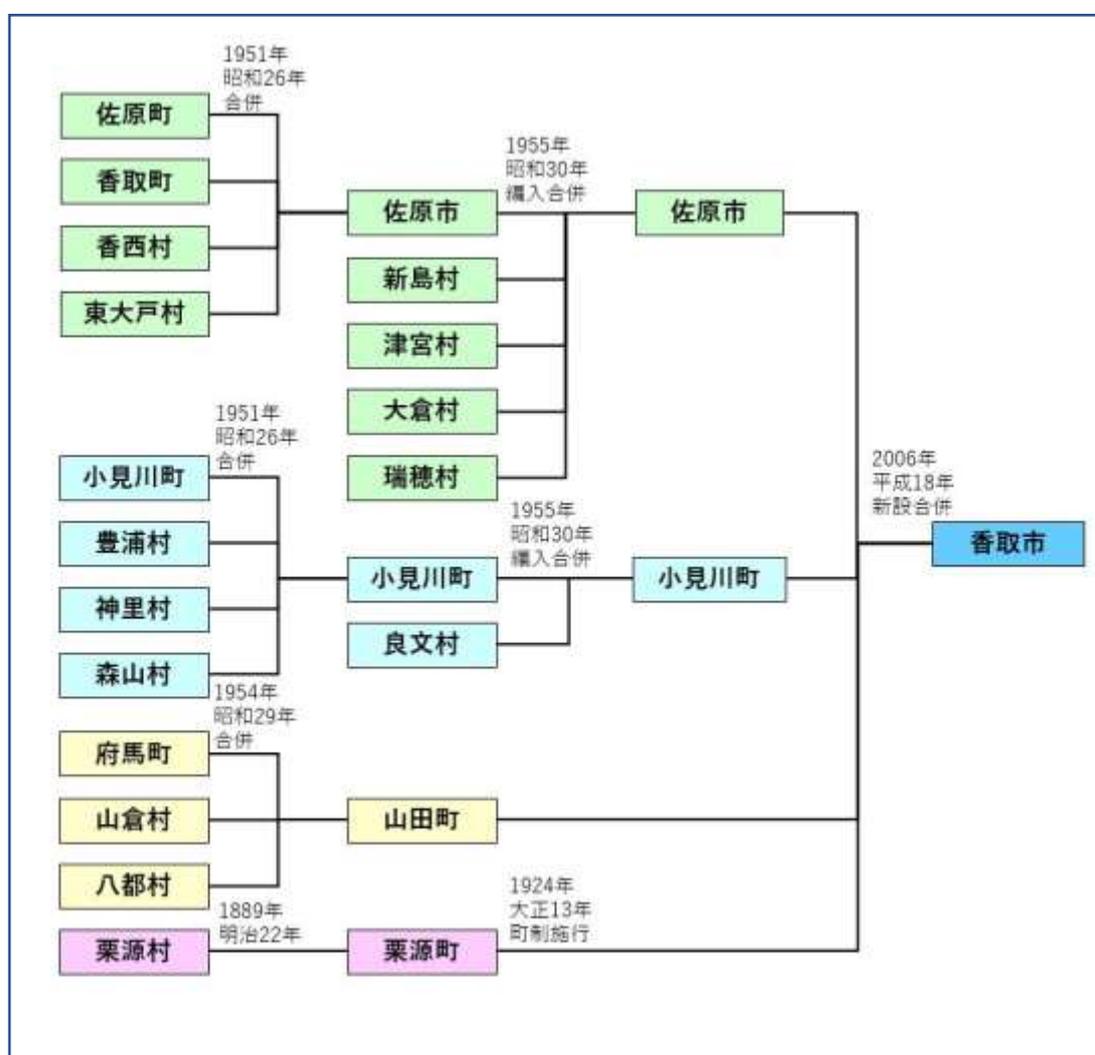


2節 沿革

昭和の大合併に伴い、1951(昭和26)年3月15日には、佐原町、香取町、香西村、東大戸村が合併して佐原市が誕生し、1955(昭和30)年2月11日には、新島村、津宮村、大倉村、瑞穂村を編入しました。

これと同じ頃、1951(昭和26)年4月1日には、小見川町、豊浦村、神里村、森山村が合併して小見川町が誕生し、1955(昭和30)年2月11日には、良文村を編入しました。1954(昭和29)年8月1日には府馬町、山倉村、八都村が合併し、山田町が誕生しました。また、1889(明治22)年に誕生した栗源村は、1924(大正13)年に町制施行により栗源町に移行しました。

その後、平成の大合併に伴い、2006(平成18)年3月27日に佐原市、小見川町、山田町及び栗源町の1市3町が合併し香取市が誕生しました。

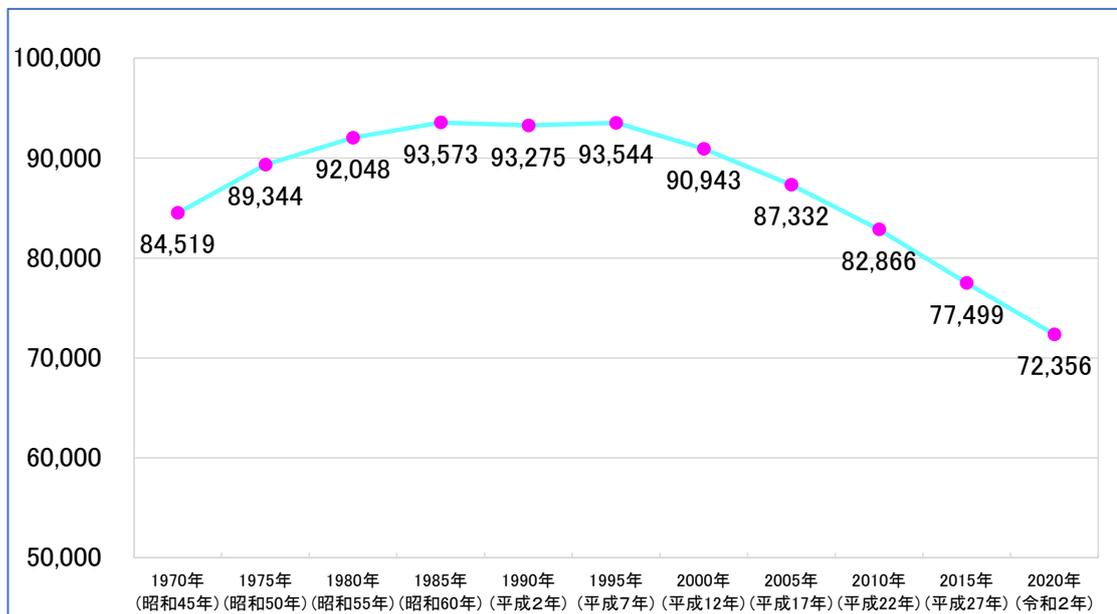


3節 人口動態

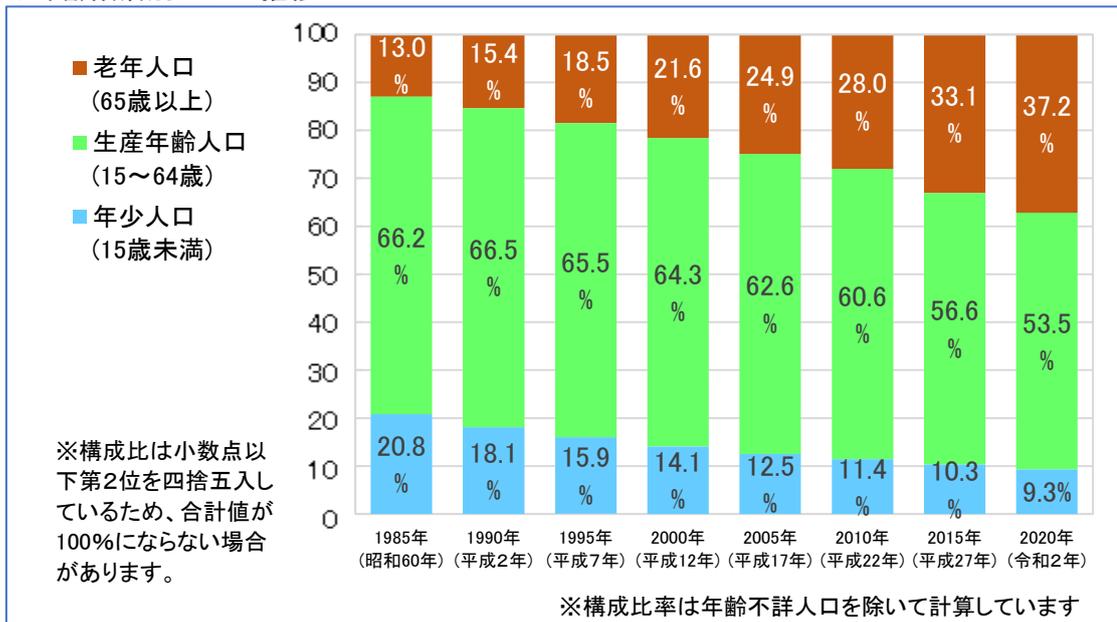
本市の人口(2006(平成 18)年度以前は、合併前の佐原市、小見川町、山田町及び栗源町の人口の合計数)は、1970(昭和 45)年(84,519 人)以降増加を続けていましたが、1985(昭和 60)年(93,573 人)をピークに減少に転じています。近年はその傾向が加速しており、2010(平成 22)年から2020(令和2)年までの間で、約 10,500 人減、12.7%の減少となっています。

年齢階層別人口の推移をみると、15 歳未満の年少人口の比率が減少する一方で、65 歳以上の老年人口、いわゆる高齢者人口の比率が大幅に増加しています。全体として本市の人口構成は、少子高齢化が加速度的に進んでいることがわかります。

◆人口の推移



◆年齢階層別人口の推移



4節 財政状況

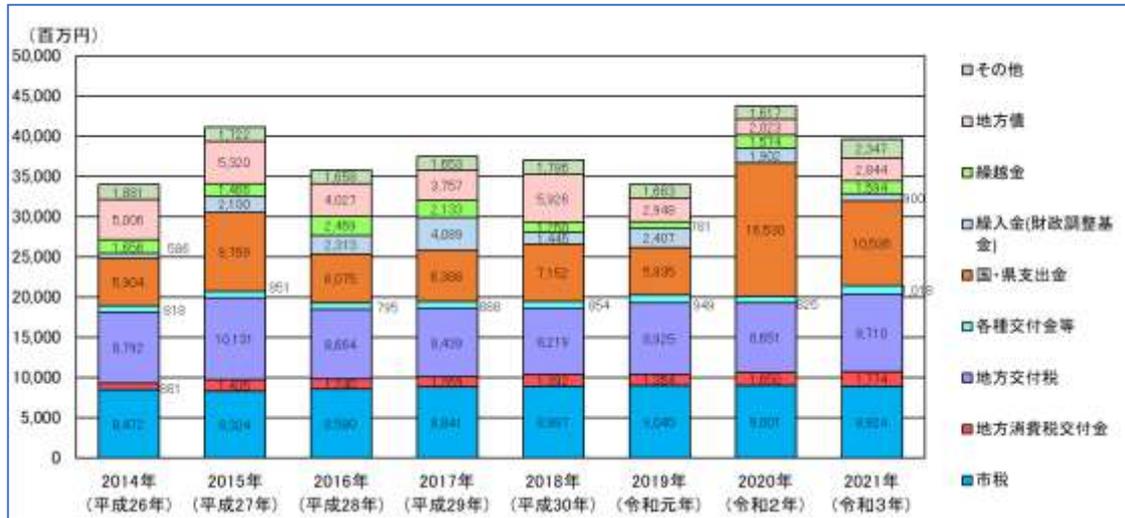
本市の2014(平成26)年度から2021(令和3)年度の歳入・歳出決算額の推移は次のグラフのとおりです。財政規模については、実施事業の影響により、大きく変動しています。

歳入の市税は、人口減の中、太陽光発電設備等の増加に伴い固定資産税収入が好調なため、堅調な推移を示しています。交付税は、普通交付税の合併算定替の縮減が2016(平成28)年度から始まり、2020(令和2)年度で優遇措置が終了しましたが、コロナ禍に伴う追加交付決定などにより、2021(令和3)年度は結果的に前年度を上回りました。

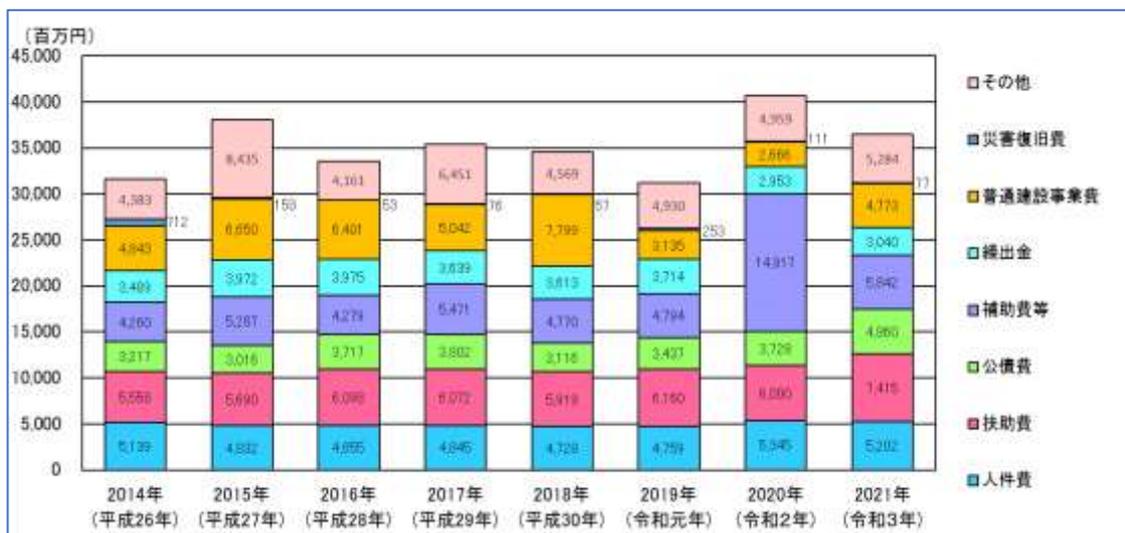
歳出の人件費は、職員定員適正化計画の推進により、合併以降、大幅に減少し、近年も減少傾向で推移していますが、地方公務員法及び地方自治法の改正に伴い、会計年度任用職員制度が導入された結果、2020(令和2)年度は増額になりました。扶助費は、高齢化等に伴い、増加傾向で推移しています。公債費は、国の普通交付税優遇措置が大きい合併特例債を最大限活用し、学校施設等の大規模改修事業などを実施した結果、増加傾向で推移しています。また、2016・2017(平成28・29)年度、2021(令和3)年度には、将来の財政負担の軽減のため、繰上償還を実施したことにより、大幅に増加しています。

大幅に財政規模が増加している要因として、2015(平成27)年度は、震災復興に係る液状化対策事業などの実施、2017(平成29)年度は、公共施設の大規模改修等の財源に充てるため公共施設整備基金の新設、2020(令和2)年度は、新型コロナウイルス感染症に伴う特別定額給付金の交付や交付金を活用した事業の実施等が挙げられます。

◆歳入の推移



◆歳出の推移



注)各年度の値は、普通会計ベース(純計相殺後)のものです。

5節 市民憲章、市章、市の花・木・鳥

1. 市民憲章(2011(平成 23)年3月 27 日制定)

わたくしたちの香取市は、雄大な利根の流れと肥沃な北総台地に生まれ、香取の杜や伝統的な町並みをもつ、豊かな自然と長い歴史のあるまちです。

わたくしたちは、この郷土を愛し、市民協働による住みよいまちをつくるため、ここに市民憲章を定めます。

- 水や緑を大切にし、美しいまちをつくります。
- 地域の歴史を大切にし、文化の香り高いまちをつくります。
- きまりを守り、平和で安心なまちをつくります。
- とともに学び、ともに働き、活気あふれるまちをつくります。
- お互いに助けあい、笑顔で暮らせるまちをつくります。

2. 市章(2006(平成 18)年9月3日制定)

美しい水辺の自然、広大な水田と里山の自然、未来に広がる青空を香取市(katori)の頭文字「K」に重ね、鳥の羽ばたく形にシンボル化しています。躍動感のある形は、香取市の美しく雄大な自然と、未来への発展を象徴しています。



3. 市の花・木・鳥(2007(平成 19)年3月 27 日指定)



市の花:アヤメ



市の木:サクラ



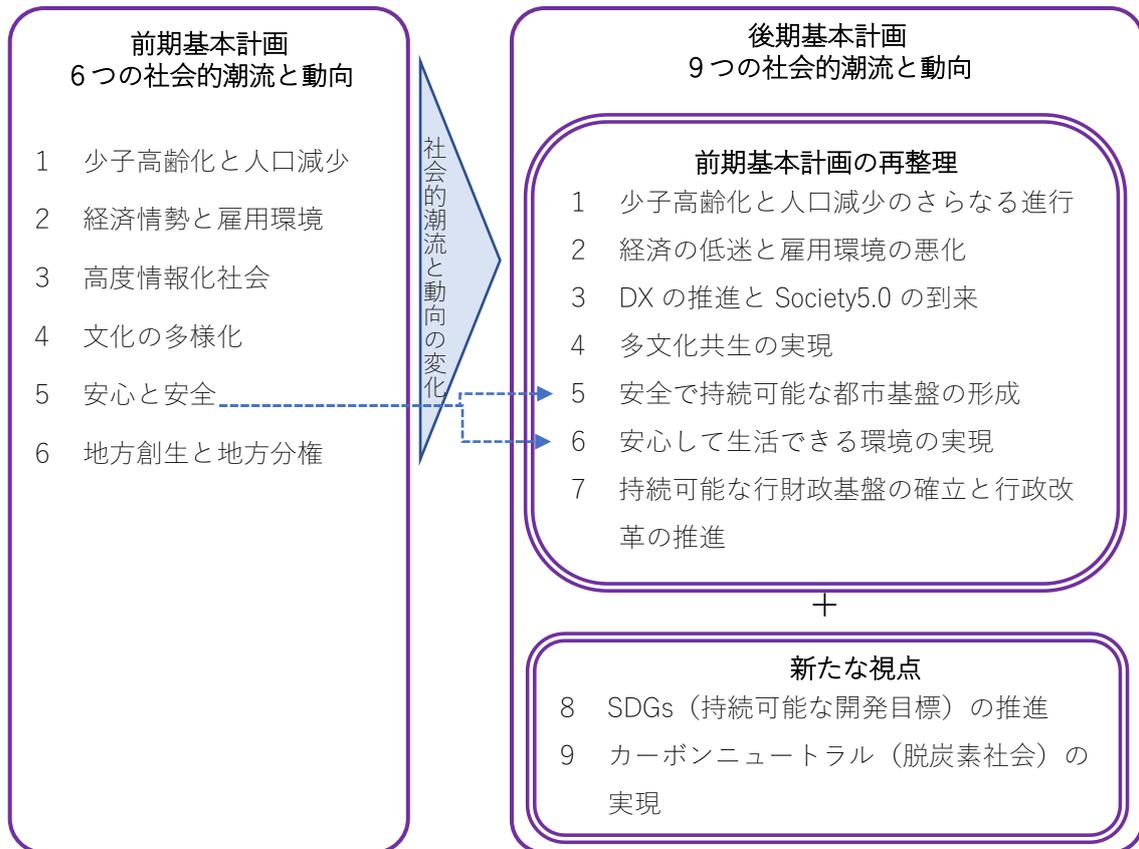
市の鳥:ヨシキリ

第3章 社会的潮流と動向

1節 社会的潮流と動向の変化

前期基本計画においては「少子高齢化と人口減少」「経済情勢と雇用環境」「高度情報化社会」「文化の多様性」「安心と安全」「地方創生と地方分権」の6つを主要な社会的潮流と動向として捉え、まちづくりを進めてきました。その一方で、近年、本市を取り巻く環境が日々変化し、これに伴ってまちづくりを進める上での問題や課題も変化しています。

後期基本計画では、前期基本計画において整理した6つの社会的潮流等を基礎としつつ、それぞれの進展状況や変化を反映させ「少子高齢化と人口減少のさらなる進行」「経済の低迷と雇用環境の悪化」「DXの推進とSociety 5.0の到来」「多文化共生の実現」「安全で持続可能な都市基盤の形成」「安心して生活できる環境の実現」「持続可能な行財政基盤の確立と行財政改革の推進」の7つに再整理します。さらに、新たな視点として「SDGsの推進」「カーボンニュートラル(脱炭素社会)の実現」を追加し、9つの社会的潮流と動向として捉えるとともに、後述する本市独自の問題や課題、市民ニーズ及びこれまでの施策の取組状況等を踏まえることで、重点プロジェクトの設定や各種施策の方針に反映します。



2節 社会的潮流と動向

1. 少子高齢化と人口減少のさらなる進行

我が国の総人口は、2008(平成 20)年をピークに減少局面に転じており、2021(令和3)年には1億2,544万人となっています。今後の見通しでは、総人口に占める老年人口の割合は年々拡大し、2025(令和7)年には3割を超える水準に達する見込みです。一方で総人口に占める年少人口及び生産年齢人口の割合は着実に縮小しており、労働力や地域活動に取り組む担い手の不足、税収の減少、ひいては医療・介護等社会保障制度の維持や公共施設等インフラの維持・管理に関して大きな影響を与える可能性があります。

本市においては全国的な人口動態に先行して人口減少、少子高齢化が進んでおり、人口減少、少子高齢化はあらゆる施策に影響を与える最大かつ最重要な行政課題です。また、2022(令和4)年に一部地域が過疎地域に指定され、人口減少、少子高齢化はより緊急性の高い重要課題となりました。この課題解決に向けて、中長期的な視点に立って人口減少対策を進め、本市の魅力を発信するシティプロモーション活動を実施するなど、市民の定住と市外からの移住を促進していく必要があります。

2. 経済の低迷と雇用環境の悪化

日本経済は長年にわたり成長が鈍化しており、政府により財政・金融政策や成長戦略が推進されているものの、劇的な改善は見られない状況にあります。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、2020(令和2)年の国内総生産(GDP)は戦後最悪のマイナス成長である4.6%減、雇用情勢についても、企業の経営悪化等による雇い止めは見込みも含めると2022(令和4)年4月時点で13万人に達しています。また、生産年齢人口の減少に伴う人手不足・後継者不足も深刻化しており、労働力の確保に取り組む必要がある一方で、労働生産性の向上が大きな課題となっています。

本市においても、新型コロナウイルス感染症に起因する各産業の経済停滞からの脱却や農業をはじめとした各産業の担い手不足への対応等、産業振興及び経済活動の安定化が喫緊の課題となっています。

3. DXの推進と Society5.0 の到来

新型コロナウイルス感染症への対応では、デジタル化の遅れにより各種手続やデータ活用等において様々な課題が明らかとなりました。このような課題に迅速に対処するとともに、新たな日常の原動力として、制度や組織の在り方等をデジタル化に合わせて変革する社会全体のデジタル・トランスフォーメーション(DX)が求められています。また、その先には、サイバー(仮想)空間とフィジカル(現実)空間を高度に融合することにより、経済的発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会である Society5.0 の実現も提唱されています。

目指すべきデジタル社会のビジョンとして「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」が国から示されています。

本市においても、情報セキュリティの強化を進めるほか、インターネットやコンピューターを利用できる者と利用できない者の間で起こる情報格差「デジタル・デバйд」に配慮するとともに、一定の経済規模を維持していくために、AI や IoT 等を活用し、行政手続のデジタル化だけでなく、農業、観光、医療、介護、交通等、あらゆる産業、生活分野において、DX を推進していく必要があります。

4. 多文化共生の実現

これまで、日本国内の消費喚起による経済成長等を目的として、観光振興を成長戦略と位置づけ各種施策を展開してきました。しかし、新型コロナウイルス感染症の全世界での感染拡大に起因し、訪日外国人観光客数は激減しており、2020(令和2)年には前年比で約9割の減少となっています。今後の影響については、未だ先行きが見通せず、インバウンド需要の回復状況については不透明な状況にあります。しかしながら、世界的にワクチン接種や治療薬の開発も進んでいることから、アフターコロナを見据えて訪日外国人観光客の受入態勢を整備していくことが重要となります。

また、我が国の外国人労働者の雇用者数は2020(令和2)年10月時点で約172万人であり、10年前と比較して大幅に増加しています。2019(平成31)年に改正出入国管理及び難民認定法が施行されたことにより、今後さらなる外国人労働者の受入れが進むと考えられることから、在留外国人の就労や生活に係る支援を充実させていくとともに、地域住民側の異文化理解の向上を目的とした啓発・交流機会の創出等に努めることが求められます。

本市においても、成田空港に隣接し、外国人観光客を呼び込みやすい立地環境にあることから、訪日外国人観光客の誘致を進める必要があります。

また、外国人労働者は年々増加傾向にあることから、総合的な支援体制の構築や国際交流事業の展開が課題となっています。

5. 安全で持続可能な都市基盤の形成

近年では地震や津波、台風、ゲリラ豪雨等の災害が頻発し、激甚化する傾向にあります。国は国民の命と財産を守るため平時から大規模災害等への備えを行い、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全安心な国土・地域・経済社会を構築することを目指し、国土強靱化基本計画に基づいた取組を推進しています。また、地勢や地域特性に鑑み、それぞれの地域での生活機能の維持・確保に配慮しつつ、周辺都市との広域連携や小さな拠点の形成、コンパクトシティ・プラス・ネットワークのまちづくりを推進することで、生活機能の維持・確保、地域活性化・経済成長、災害対応、人材育成等に取り組んでいくことも示しています。

さらには、全国的にインフラ施設等の社会資本は、高度経済成長期に集中的に整備されたものが多く、今後一斉に更新時期を迎えようとしており、その老朽化対策・更新が課題となっています。

本市においてもこのような課題への対応は急務となっています。老朽化した公共施設が多く存在していることから、市民が安心して生活できる、持続可能で、かつしなやかな都市基盤の形成を進める必要があります。

6. 安心して生活できる環境の実現

介護が必要な高齢者の支援や子育てとともに親の介護ケアも必要となるダブルケアの問題、学校に通いながら親の介護をするヤングケアラー問題等、国民が抱える問題は複雑化・複合化しています。このような問題に対し、児童福祉や高齢者福祉等の従来の社会保障制度のみでは対応が難しく、相談支援・参加支援・地域づくり支援を一体的に提供する重層的な支援体制を整備する必要があります。

また、地域社会には、性別・年齢・国籍・所属等の多種多様なバックグラウンドを持つ人々がともに生活しています。これらすべての人が地域の中で、生活に制約を受けることなく、自分らしくいきいきと暮らしていくことができるような環境を、行政だけでなく地域のカも活用しながら実現することで、すべての人が安心して暮らせるまちづくりを進めていく必要があります。

本市においても、地域と行政がそれぞれの役割のもとに相互に連携し、安全安心な生活環境の実現に向けて地域支援の担い手である社会福祉協議会や NPO、地域活動団体、ボランティアなどがネットワークを構築し、地域福祉活動の活性化を図ることが必要となっています。

7. 持続可能な行財政基盤の確立と行財政改革の推進

我が国の地方自治体財政は、人口減少、少子高齢化に伴い、歳入が減少する一方で、社会保障等をはじめとした歳出が増加してきました。今後も一層の人口減少、少子高齢化が進み、老朽化した施設の更新等とともに、これまで述べたような社会課題の増加・複雑化に伴う行政サービスの多様化のため、財政的な厳しさは更に増加するものと推測されています。そこで、事業の取捨選択や効率性・有効性の向上を目指した行財政改革の推進が求められています。

本市においても、職員の能力向上による業務の効率化や市民サービスの向上はもとより、デジタル化による業務効率化や事業の見直し、事業の取捨選択のほか、自主財源の確保、受益者負担の見直し、施設の適正配置・適正管理、周辺自治体との連携推進等、様々な手段を講じ、より効率的・効果的な市民サービスを提供していく必要があります。

8. SDGs(持続可能な開発目標)の推進

SDGs は、「誰一人取り残さない」という理念のもと、2030(令和 12)年を目標として 17 のゴールと 169 のターゲットから構成された持続可能な開発目標であり、将来世代に対しても配慮しながら、現世代の開発目標を示しています。

我が国では、SDGs を原動力とした地方創生(地方創生 SDGs)を推進しており、地方自治体向けの普及促進活動や SDGs 未来都市の選定、モデル事業形成への財政的支援が行われています。また、最近では、地方自治体のグリーンボンドやソーシャルボンド、サステナビリティボンド等を含む SDGs 債の活用や学校教育における SDGs を切り口とした探究学習(総合的な学習)の実施など、SDGs に関連して先進的な取組を行う地方自治体が出てきています。

本市においても、2018(平成 30)年度に作成した第2次香取市環境基本計画や 2019(令和元)年に策定した第2期総合戦略において、各取組と SDGs の開発目標の関係を整理しています。今後策定する計画においても SDGs の開発目標との関係を整理することにより、課題解決を加速化させることが期待されます。

9. カーボンニュートラル(脱炭素社会)の実現

国は 2020(令和2)年 10 月に「2050 年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロ」にする、すなわち「2050 年にカーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことを宣言しました。この宣言を受け、カーボンニュートラルを成長・イノベーションの機会として捉え、関係省庁や地方自治体、各企業で様々な取組が進められています。

地方自治体では、カーボンニュートラルの取組を単に気候変動問題への対応として位置づけるのではなく、市民や企業との連携のもとで取組を推進し、地域課題の解決、地方創生につなげていくことが期待されています。

本市では、市の事務及び事業に係る温室効果ガス排出量の削減目標を定めた香取市地球温暖化対策実行計画を 2008(平成 20)年3月に策定し、取組を進めています。今後は、カーボンニュートラルの取組を地域課題解決の手段とし、本市の地域活性化につなげていくことが必要となります。

3節 社会的潮流と動向の反映

後期基本計画の策定にあたっては、前節に記載した社会的潮流を的確に捉え、その動向を今後のまちづくりに反映する必要があります。

したがって、社会的潮流と動向のうち、後期基本計画を策定する前提となる点は、ほかの要件とともに、まず、基本構想における「まちづくりの基本姿勢」及び「施策の大綱」の検証に採用し、その結果をもって、後期基本計画の施策立案等を行う際の素地としています。

また、組織横断的及び施策横断的に対応すべき重要な問題や、課題解決に効果的な事案に関係する場合は、必要に応じ、後期基本計画の「重点プロジェクト」で対応するほか、「施策体系」に基づく各施策の中で、それぞれ対応することとします。

第4章 まちづくりについての「市民の声」

1節 市民意識調査及び中学生・高校生アンケートの概要

2022(令和4)年5月～6月に、市民の市政に対する評価とこれからのまちづくりに対するニーズや意識を客観的かつ統計的に把握し、今回の後期基本計画の策定や検証作業に反映するほか、市政運営に資する基礎資料及び政策立案の糧とするため、市民意識調査を実施しました。

また、市民意識調査と併せて、今後のまちづくりの方向性を検討する際に重要な視点の一つとの観点から、次代を担う若者の意見を計画に反映することを目的として、中学生・高校生アンケートを実施しました。

2節 調査・アンケート結果

1. 市の住みやすさ

【市民意識調査】

本市の住みやすさに関する調査の結果は、前回調査と同じ傾向となりました。

しかしながら、「住みよい」と「まあ住みよい」を合わせても半数に満たないため、その要因について精査するほか、その対策を講じる必要があります。



2. 市(地域)への定住意向

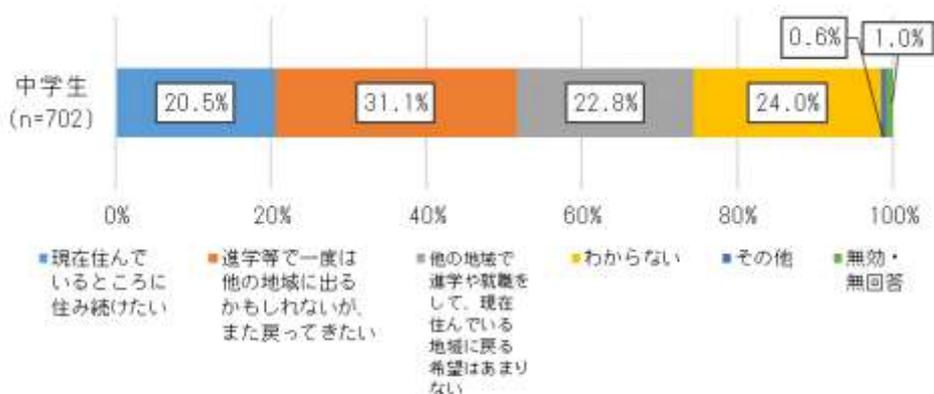
【市民意識調査】

市民への定住意向に関する調査の結果は、前回調査と同じ傾向となりました。

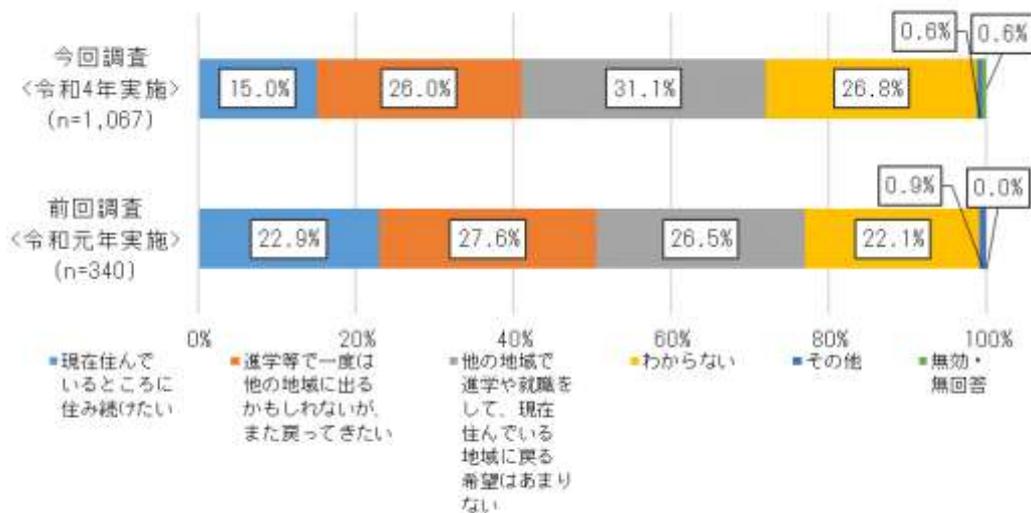


【中学生・高校生アンケート】

中学生への定住意向に関するアンケートの結果は、以下のグラフのとおりです。
定住したいと考えている割合（住み続けたい・戻ってきたいの合計）は、51.6%でした。



高校生への定住意向に関するアンケートの結果は、前回調査から住み続けたい・戻ってきたいと考えている割合が減りました。



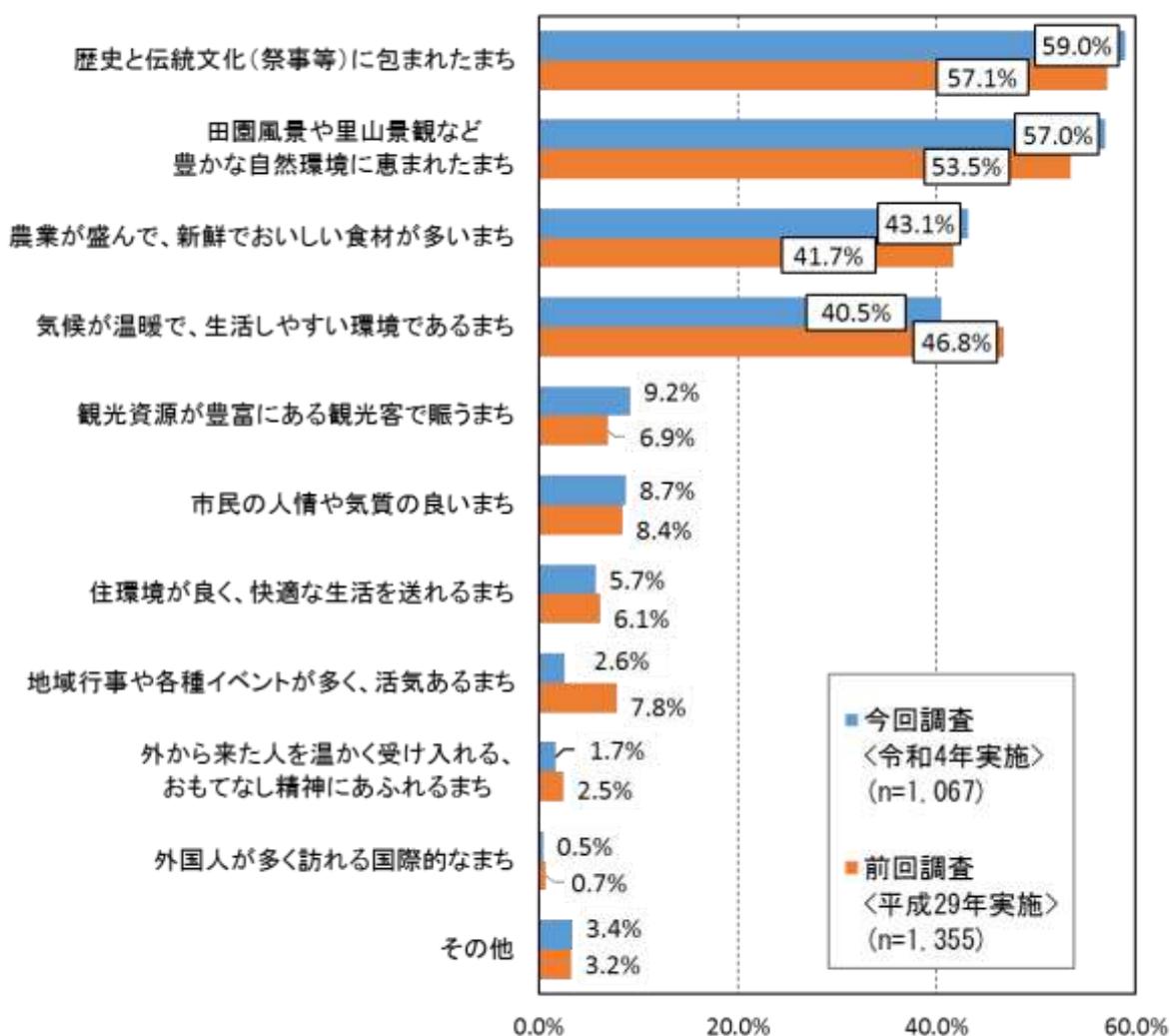
定住意向は、市民意識調査では 63.5%、中学生が 51.6%である一方、高校生が 41.0%と低くなっています。また、「わからない」の回答は、市民意識調査では 20.4%、高校生 26.8%、中学生 24.0%となっています。

市民意識調査と比較し、中学生、高校生の定住意向が低い点は、その要因を探求する必要があります。

3. 市のイメージ

【市民意識調査】

本市のイメージに関する調査の結果、「気候が温暖で、生活しやすいまち」「地域行事や各種イベントが多く、活気あるまち」の割合は減少しましたが、「歴史・伝統文化」「自然環境」「農業」「暮らしやすさ」の上位4項目は前回調査と変わりなく、市のイメージに変化はないとの結果になりました。

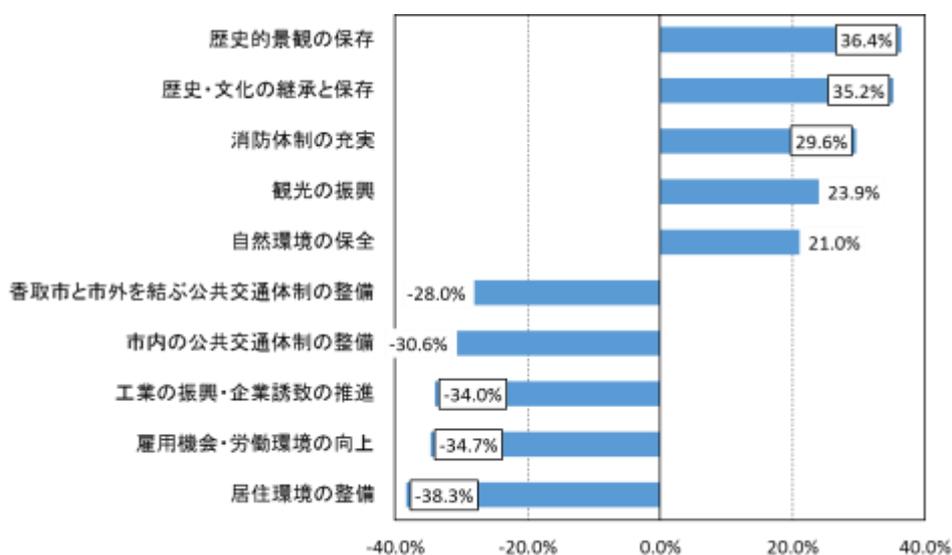


4. 市の取組に対する満足度

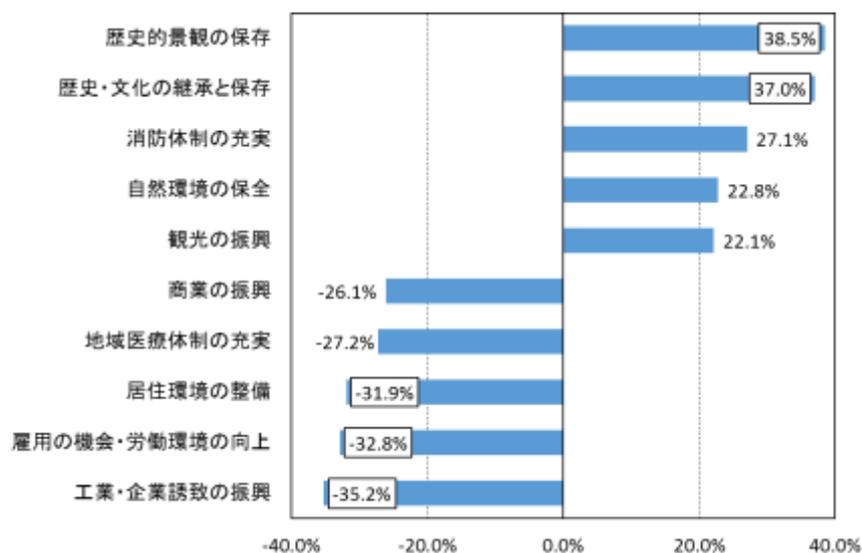
【市民意識調査】

市の取組について、満足率と不満率の差である満足度の値をみると、上位5項目に変化はありませんでしたが、下位5項目は「地域医療体制の充実」「商業の振興」に代わって、「市内外の公共交通体制整備」の満足度が低い結果となりました。なお、満足度の低い項目は、前回と同様、「居住環境の整備」「雇用機会等の向上」「企業誘致等の振興」となっています。

【今回調査】



【前回調査】



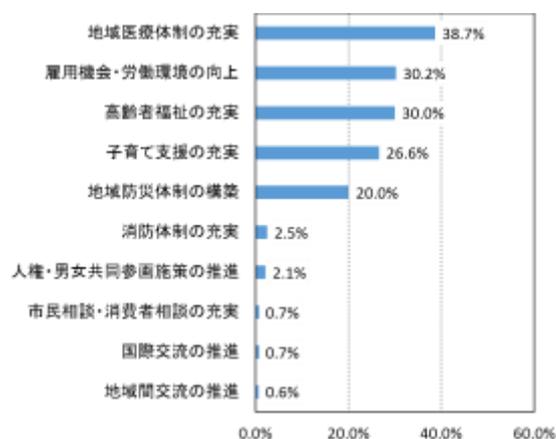
5. 市の今後のまちづくりに対する重要度

【市民意識調査】

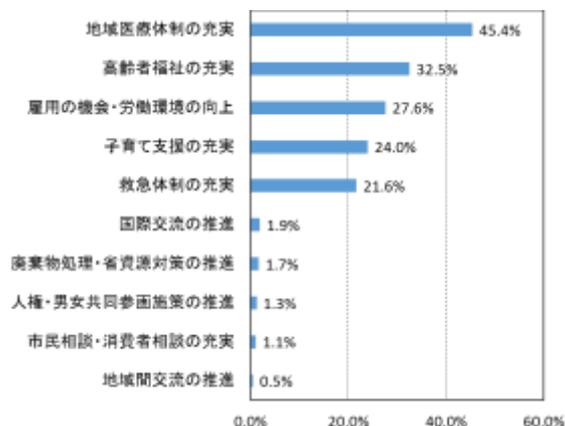
今後のまちづくりに対する重要度をみると、前回調査とほぼ同じ結果となりました。

「地域医療体制の充実」が最も高い状況は変わりませんが、今回の調査では、「高齢者福祉の充実」「子育て支援の充実」のほか、「雇用機会・労働環境の向上」や「地域防災体制の整備」を重要視する意見が多くなっています。一方で「地域間交流の推進」「国際交流の推進」「市民相談・消費者相談の充実」などは、前回同様、重要度が低い状況です。

【今回調査】



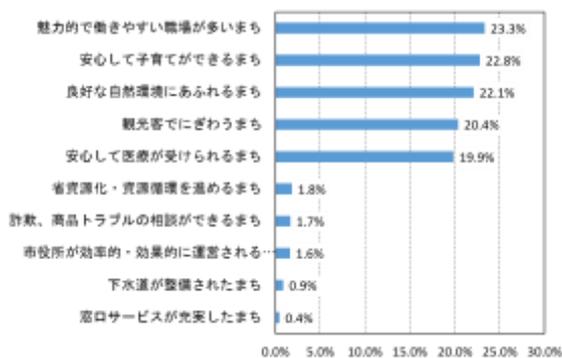
【前回調査】



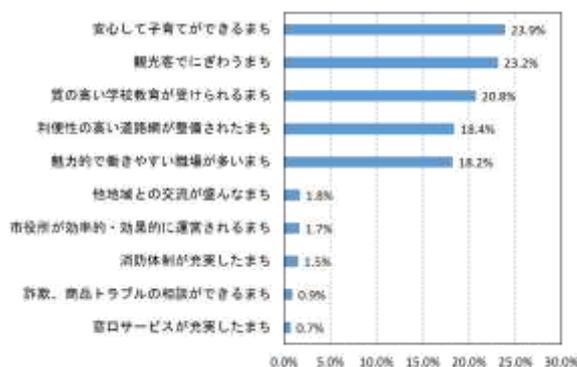
【中学生・高校生アンケート】

中学生・高校生の今後のまちづくりに対する重要度をみると、中学生・高校生ともに「魅力的で働きやすい職場が多いまち」「安心して子育てができるまち」「観光客でにぎわうまち」を重要視する意見が多く、中学生は「良好な自然環境にあふれるまち」「安心して医療が受けられるまち」が上位に、高校生は「質の高い学校教育が受けられるまち」「利便性の高い交通網が整備されたまち」が上位にきています。一方で「窓口サービスが充実したまち」「詐欺、消費者トラブルの相談ができるまち」などについては、重要視する意見が少ない結果となりました。

【中学生】



【高校生】



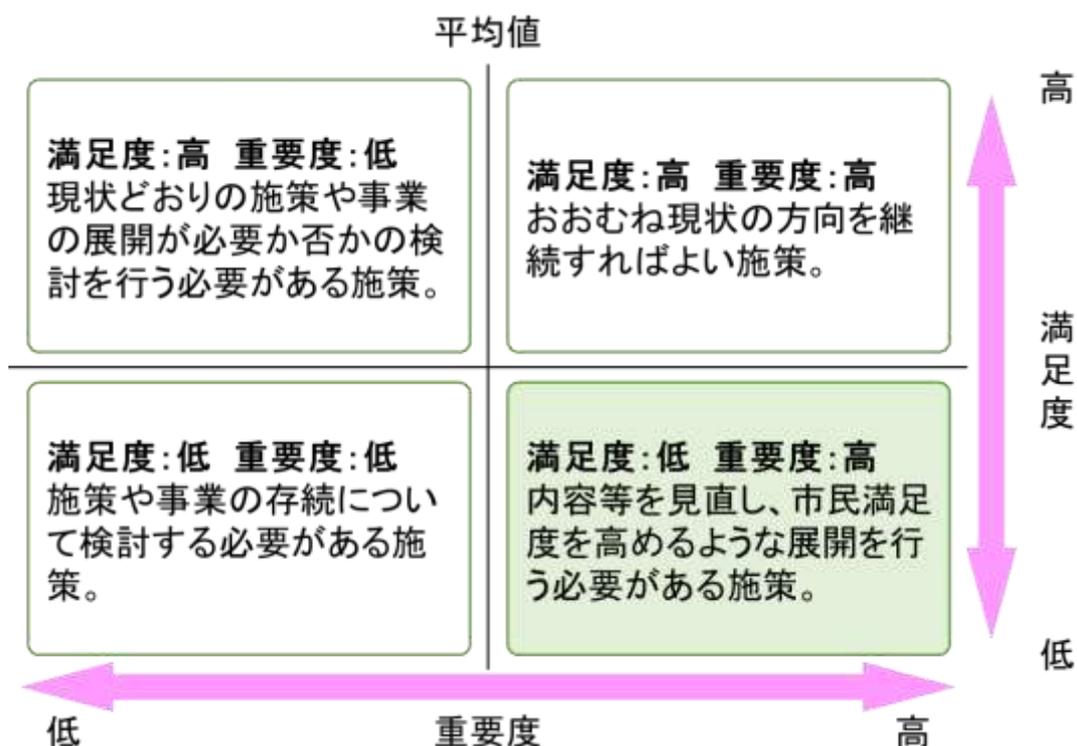
6. 重要度・満足度調査結果の散布図

【市民意識調査】

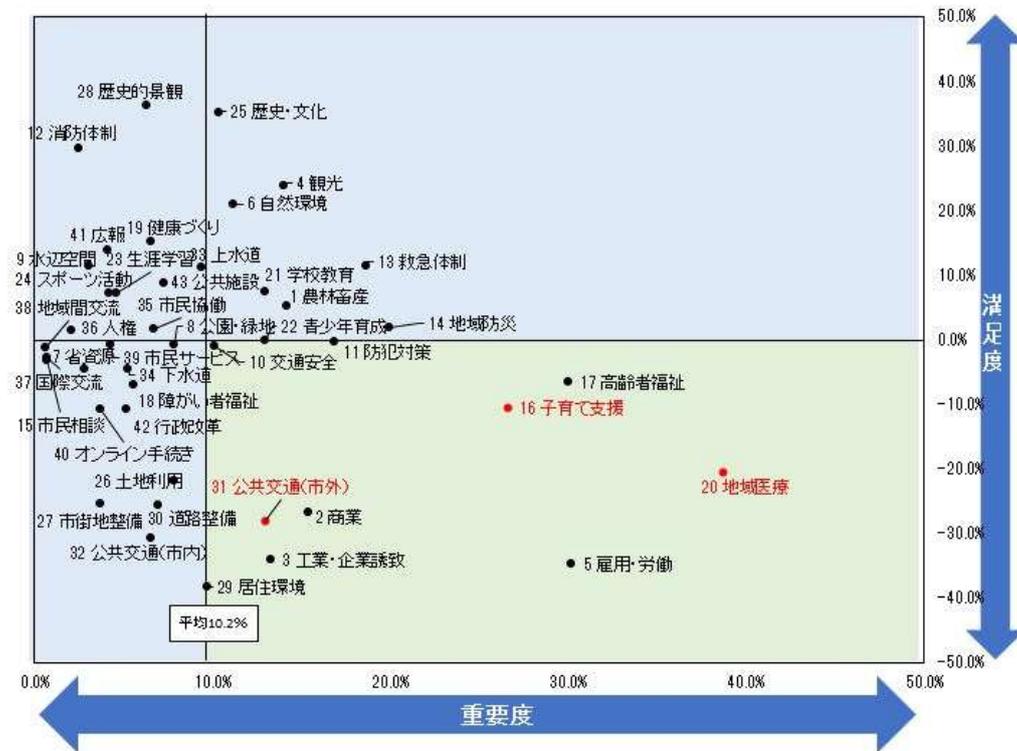
市の取組、まちづくりに関する満足度と重要度の結果を散布図で示し、その状況をみてみます。

今回の市民意識調査の結果からみる本市の重要課題（満足度が低く、重要度が高い施策）として、「雇用・労働」「地域医療」「高齢者福祉」「子育て支援」「公共交通（市外）」「商業」「工業・企業誘致」が多い状況にあります。なお、「地域医療」は、前回調査時と比較すると、若干ですが、重要度、満足度ともに改善傾向にあります。これら重要課題のすべてが前回の市民意識調査でも課題領域に分布していたことから、継続課題であるとの認識の下、引き続き、解決に向けた施策を積極的に展開していく必要があります。

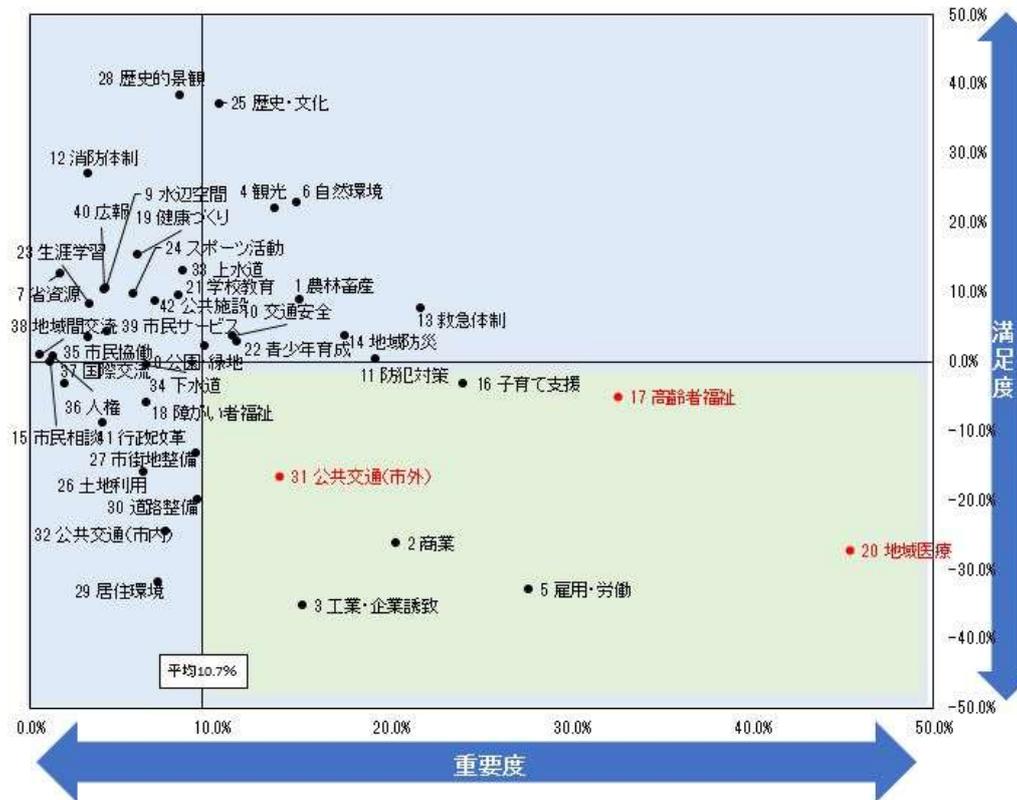
【散布図の見方】



【今回調査】



【前回調査】



第5章 第2次香取市総合計画(基本構想・前期基本計画)の検証

1節 基本構想の検証

第2次香取市総合計画の基本構想について、前期基本計画の期間5年間における社会情勢の変化を反映した新たな「社会的潮流と動向」と、市民等意識調査結果等による「まちづくりに対する市民の声」、加えて、これまでの行財政運営の実績や状況を踏まえ、以下のとおり、その検証結果をとりまとめました。

1. 将来都市像

将来都市像の中でキーワードとなる「歴史文化」「自然」について、市民意識調査の結果、市民の本市に対するイメージに変わりはなく、引き続き、「歴史と伝統文化(祭事等)」に包まれたまち」「田園風景や里山景観など豊かな自然環境に恵まれたまち」をイメージする意見が多いことから、将来都市像を変える必要がないと判断し、現在の将来都市像を継続して採用することとします。

2. 施策の大綱

新たな「社会的潮流と動向」や「まちづくりに対する市民の声」などの状況を踏まえると、「産業・経済の振興」「生活・環境の向上」「健康・福祉の充実」「教育・文化の振興」「都市基盤の整備」「市民参画・行政の取組」の6つの大綱(柱)は継続するものの、各大綱(柱)で実施する施策の内容は、前期基本計画に係る進捗状況等の検証結果及び実際の分掌事務等の突合結果を加味し、一部、以下の青文字のとおり変更することとします。

大綱1 産業・経済の振興

～産業の活性化によりまちの活気を高め、賑わいのあるまちを創る～

・大綱1で掲げた上記4つの項目は、新たな社会的潮流と動向や、まちづくりに対する市民の声をふまえ、変える必要がないと判断し、現在の項目を継続して採用することとします。

- ①活力に満ちた農林畜産業の推進
- ②地域の消費を賄い雇用の受け皿となる商工業の振興
- ③地域経済の基盤となる優良企業の誘致
- ④資源の連携による新しい魅力に溢れた観光の推進

大綱2 生活・環境の向上

～水と緑のやすらぎを感じ、安心・安全に暮らせるまちを創る～

- ・市民意識調査の本市のイメージにおいて、「豊かな自然環境に恵まれたまち」が上位にあるほか、昨今の地球温暖化や脱炭素社会に向けた取組の重要性が高まっている点と、従来からの環境衛生・公害対策施策を明確に区分し、それぞれの施策を的確に推進するため、従来の①に加え、「② 美しいまちを将来へ継承する環境施策の拡充」を新たに追加します。
- ・本市で実施（一部事務組合で執行しているものを含む）している分掌事務、施策内容を網羅する観点から、新たに「⑤ 斎場及び墓地の適正な管理促進」を追加します。
- ・新たな「社会的潮流と動向」の「安心して生活できる環境の実現」に記載したように人権に係る課題に対し、行政だけでなく市民や地域等の力を活用しながら、すべての人が安心して暮らせるまちづくりを進めていく必要があることから、「⑨ すべての人が平等な人権尊重社会の実現」を新たに追加します。

- ①豊かな自然環境との共生の促進
- ②資源循環と廃棄物の適正処理の推進
- ③公園・緑地・水辺空間の適正な管理と整備
- ④地域ぐるみの交通安全・防犯体制の充実
- ⑤地域防災力の向上と消防救急体制の充実
- ⑥誰もが気軽に利用でき信頼される相談体制の強化



- ①豊かな自然環境との共生の促進
- ②美しいまちを将来へ継承する環境施策の拡充
- ③資源循環と廃棄物の適正処理の推進
- ④公園・緑地・水辺空間の適正な管理と整備
- ⑤斎場及び墓地の適正な管理促進
- ⑥地域ぐるみの交通安全、防犯体制の充実
- ⑦地域防災力の向上と消防救急体制の充実
- ⑧誰もが気軽に利用でき信頼される相談体制の強化
- ⑨すべての人が平等な人権尊重社会の実現

大綱3 健康・福祉の充実

～支えあい、健康で生き生きと自分らしく暮らせるまちを創る～

・新型コロナウイルス感染症の影響など、特に、感染症対策の徹底を図る必要があることから、予防衛生の観点から強調する意味を込め、従来の「⑥ 市民生活を支える健康づくり体制の充実」を「⑥ 市民生活を支える健康づくりと感染症対策の充実」へと表現を変更します。

- ①助けあい支えあう地域福祉の推進
- ②一歩進んだ介護・介護予防の推進
- ③生きがいと安心に満ちた高齢者福祉の充実
- ④安心して産み育てられる子育て支援の充実
- ⑤障害のある人もない人も共に暮らしやすい地域づくりの推進
- ⑥市民生活を支える健康づくり体制の充実
- ⑦安心して安全な医療提供体制の充実
- ⑧安心して暮らせる社会保障の充実

- 
- ①助け合い支え合う地域福祉の推進
 - ②一歩進んだ介護、介護予防の推進
 - ③生きがいと安心に満ちた高齢者福祉の充実
 - ④安心して産み育てられる子育て支援の充実
 - ⑤障がいのある人もない人もともに暮らしやすい地域づくりの推進
 - ⑥市民生活を支える健康づくりと感染症対策の充実
 - ⑦安心して安全な医療提供体制の充実
 - ⑧安心して暮らすために必要な社会保障の充実

大綱4 教育・文化の振興

～地域の歴史・文化を知り、未来を担う人を育むまちを創る～

- ・市民ニーズの多様化への対応、薰り高い芸術文化に触れる機会の創造や、必要に応じ、人材の育成に資するため、芸術の振興を新たな視点として追加し、従来の「⑥ 郷土を愛する心を育む歴史文化の継承」を「⑥ 郷土を愛する心を育む歴史文化の継承と芸術の振興」へと表現を変更します。

- ①学校等の適正配置と快適な教育環境整備の推進
- ②生きる力を育てる特色ある学校教育の推進
- ③次代を担う青少年の健全育成
- ④ひらかれた生涯学習活動の振興
- ⑤市民主体のスポーツ活動の振興
- ⑥郷土を愛する心を育む歴史文化の継承



- ①学校等の適正配置と快適な教育環境整備の推進
- ②生きる力を育てる特色ある学校教育の推進
- ③次代を担う青少年の健全育成
- ④ひらかれた生涯学習活動の振興
- ⑤市民主体のスポーツ活動の推進
- ⑥郷土を愛する心を育む歴史文化の継承と芸術の振興

大綱5 都市基盤の整備

～安全で快適な魅力あふれるまちを創る～

- ・町並みの整備は、保存地区の指定など、文化財の活用等を図る側面が強いものの、都市計画決定を踏まえ、あくまでも市街地整備の一環として当該指定地区における取組を進めている現状を踏まえ、従来の「② 機能的で賑わいのある市街地の整備」と「③ また訪れたい魅力にあふれた町並みの整備」を一つに統合し、「② 機能的で賑わいのある市街地の整備及び魅力あふれる町並みの整備促進」に表現を変更します。
- ・本市で実施している分掌事務、施策内容を網羅する観点から、従来の「⑤ 暮らしと産業を支える道路網の整備」に河川や排水路の管理を加え、「④ 暮らしと産業を支える道路網の整備及び河川、排水路の管理」に変更します。

- ①秩序ある土地利用の推進
- ②機能的で賑わいのある市街地の整備
- ③また訪れたい魅力にあふれた町並みの整備
- ④安心して暮らせる住環境の整備
- ⑤暮らしと産業を支える道路網の整備
- ⑥身近で利便性の高い公共交通体制の整備
- ⑦安全な水を安定して供給する水道の整備
- ⑧快適な暮らしと水環境をつくる下水道の整備

- 
- ①秩序ある土地利用の推進
 - ②機能的で賑わいのある市街地の整備
及び魅力あふれる町並みの整備促進
 - ③安心して暮らせる住環境の整備
 - ④暮らしと産業を支える道路網の整備及び河川、排水路の管理
 - ⑤身近で利便性の高い公共交通体制の整備
 - ⑥安全な水を安定して供給する水道の整備
 - ⑦快適な暮らしと水環境をつくる下水道の整備

大綱6 市民参画・行政の取組

～みんなが力を発揮して将来に続くまちを創る～

- ・人口減少及び少子高齢化が進行する中、引き続き、市民主体、市民協働に係る取組をはじめ、まちづくりに対する様々な主体との事業連携方策を具体化するほか、特に、地縁社会の希薄化への対応を含め、地域コミュニティ施策の充実が重要となることから、従来の「① 市民が主体となった地域づくりの推進」を「① 市民が主体となった地域づくりの推進とコミュニティ施策の充実」へと表現を変更します。
- ・社会的潮流と動向に記載した「SDGs の推進」について、世界的な取組状況、日本社会における動向、及び地方自治体としての市の取組を具体的に検討するため、「② 持続可能でよりよい社会の実現」を新たに追加します。
- ・社会的潮流と動向の「少子高齢化と人口減少のさらなる進行」に記載したように、本市が一部過疎地域に指定されたため、より一層、人口減少及び少子高齢化への対策を強化するほか、移住・定住施策の重要性を鑑み、積極的な事業展開を図るため、「③ 過疎対策と移住定住施策の推進」を新たに追加します。
- ・従来の「② すべての人が平等な人権尊重社会の実現」は、施策体系の見直しにより、大綱2 生活・環境の向上へ移動します。
- ・姉妹都市等との連携、様々な地域間交流施策の重要性と、本市における国際交流施策の位置づけを確立する観点から、従来の「③ 市民の感性や想像力を高める多様な交流の推進」を「④ 地域連携・交流施策の拡充と国際交流施策の確立」に表現を変更します。
- ・社会的潮流と動向の「少子高齢化と人口減少のさらなる進行」に記載したように、その対策や移住定住施策の一環として、及び地域の特性や個性を踏まえた施策を効果的に進める観点から、これまでの広報・広聴施策の展開に加え、いわゆる地域プロモーション事業を具体的に展開する必要があるため、従来の「④ 市民とのコミュニケーション手段の充実」を「⑤ 市民とのコミュニケーション手段の充実と地域プロモーション事業の展開」に表現を変更します。
- ・社会的潮流と動向に記載した「DX の推進」と「行財政改革の推進」を積極的に図るため、従来の「⑤ 効率的で効果的な行財政の運営」を「⑥ 計画的な行政運営と行政改革の推進及び自治体 DX 等への対応」に表現を変更します。
- ・社会的潮流と動向に記載した「持続可能な行財政基盤の確立」を踏まえ、従来の「⑤ 効率的で効果的な行財政の運営」から区分し、「⑦ 財源確保等経営効率化の推進及び財産管理の適正化」を変更して追加します。

- ①市民が主体となった地域づくりの推進
- ②すべての人が平等な人権尊重社会の実現
- ③市民の感性や想像力を高める多様な交流の推進
- ④市民とのコミュニケーション手段の充実
- ⑤効率的で効果的な行財政の運営



- ①市民が主体となった地域づくりの推進と
コミュニティ施策の充実
- ②持続可能でよりよい社会の実現
- ③過疎対策と移住定住施策の推進
- ④地域連携・交流施策の拡充と国際交流施策の確立
- ⑤市民とのコミュニケーション手段の充実と
地域プロモーション事業の展開
- ⑥計画的な行政運営と行政改革の推進
及び自治体DX等への対応
- ⑦財源確保等経営効率化の推進及び財産管理の適正化

3. まちづくりの基本姿勢

今回の検証結果等を踏まえ、将来都市像に変更がないため、その実現に向けた基本的な考えについて、引き続き、その内容を踏襲します。但し、前期基本計画を進めてきた状況など、これまでの施策動向や進捗状況、及び様々な検証結果等を踏まえ、一部の表現について、その内容を見直し、確認して明示することとします。

また、本市のまちづくりをより効果的かつ適正に進めるため、新たな社会的潮流と動向を踏まえ、引き続き、少子高齢化及び人口減少対策を最重要課題とするほか、特に重要な事項として、以下の2点について、新たな視点として基本的な考えを追加することとします。

- ・SDGsの推進
- ・カーボンニュートラル(脱炭素社会)の実現

2節 前期基本計画の検証

1. 検証の趣旨

(1) 前提条件の確認及び取組方針等の進捗状況の把握

前期基本計画における「計画推進の考え方」「将来人口・財政状況の見通し等の将来の姿」「重点プロジェクト」や「施策体系」については、別途、計画策定の前提条件、状況把握や検証作業を進める中で総合的に見直し、必要に応じ、調整・変更することになります。とりわけ、「施策体系」の施策項目については、行政運営上の漏れや不都合の無いよう、全面的に再確認しています。

したがって、当該検証作業の中心は、主として、前期基本計画の「施策体系」に基づく各施策で定めている取組方針等について現状と課題を整理し、まずは、その進捗状況を把握します。この把握作業は、各施策を担当する事業課等と綿密かつ丁寧に行い、成果指標の検証だけでなく、各施策の進捗状況を定性面から把握しています。

(2) 成果指標の達成状況の検証

前期基本計画の各施策に設定した成果指標の達成状況を検証しています。この検証により、各施策の進捗状況を定量面から把握しています。

(3) PDCA サイクルの確立と適用

「(1)前提条件の確認及び取組方針等の進捗状況の把握」「(2)成果指標の達成状況の検証」で得られた前期基本計画の施策ごとの検証結果を踏まえ、後期基本計画の施策立案に反映するには、特に、現在の置かれている状況を的確に捉えているか、課題を明確に把握・共有しているか、具体的な対応方針は整っているかなどが重要となります。

したがって、特に、推進体制の確立に重きを置いたPDCAサイクルを導入・適用し、各施策項目について、事業展開に至るまでの計画立案過程や手段の明確化はもとより、画一的な仕様等に基づく進め方の整理、ひいては、行財政運営体制の基本的かつ質的な改善を進めるべく、別途、共通する考えのもとに各施策の内容を再構築しています。

(4) 施策展開における市民意識の反映

市の課題等について、将来を見据えながら、いかに解決策を講じていくのか、その事業主体はどこにあるのかなど、高校生から 80 代までの幅広い世代が参加したワークショップ「かとりみらい会議」を開催しました。

日頃から感じている地域の課題やまちづくりに対するアイデア等の検討結果は、各施策の展開方法を具体的に検討し反映しています。

2. 検証結果

前期基本計画の検証結果を踏まえ、後期基本計画の施策に位置付けます。なお、検証結果は以下のとおりです。

(1) 取組方針の進捗状況の把握

施策別検証結果においては、2021(令和3)年度末で、各施策の事業展開における全取組方針145のうち38の取組方針が達成済み又は達成見込みとなっています。一方、107の取組方針は僅かに未達又は未達の状況です。

また、各施策の2021(令和3)年度末の「5年後の目指すべき姿(全体評価)」は、達成できた又は達成見込みが2施策、僅かに未達又は未達の施策は36施策でした。

○施策別の検証結果一覧

大綱	施策	施策名	全体評価		
			達成見込み	僅かに未達	未達
1 産業・経済 の振興	1	農林畜産業		●	
	2	商工業			●
	3	企業誘致			●
	4	観光		●	
		計	0	2	2
2 生活・環境 の向上	1	自然環境・省エネ		●	
	2	廃棄物処理・再資源化		●	
	3	公園・緑地・水辺空間		●	
	4	交通安全・防犯		●	
	5	防災・消防・救急		●	
	6	市民相談・消費者相談	●		
	計	1	5	0	
3 健康福祉 の充実	1	地域福祉		●	
	2	介護・介護予防		●	
	3	高齢者の生きがい		●	
	4	子育て		●	
	5	障害者福祉		●	
	6	健康づくり		●	
	7	地域医療		●	
	8	社会保障		●	
	計	0	8	0	
4 教育・文化 の振興	1	教育施設・環境の整備		●	
	2	学校教育		●	
	3	青少年健全育成		●	
	4	生涯学習		●	
	5	生涯スポーツ		●	
	6	歴史・文化		●	
	計	0	6	0	
5 都市基盤 の整備	1	土地利用		●	
	2	市街地整備		●	
	3	町並み整備	●		
	4	住宅環境		●	
	5	道路整備		●	
	6	公共交通		●	
	7	上水道		●	
	8	下水道		●	
	計	1	7	0	
6 市民参画・ 行政の取組	1	市民協働		●	
	2	人権		●	
	3	国際交流・地域間交流		●	
	4	広報・広聴		●	
	5	行政運営		●	
	6	財政運営		●	
	計	0	6	0	
合計			2	34	2

達成済みの項目については、今後さらなる目標設定の必要性を検討し、それ以外の項目については、今後の方向性や指標等の見直しを検討することとします。

下記に取組方針ごとの現状と課題を整理した検証結果のうち、主な取組について記載します。

大綱1 産業・経済の振興

【農林畜産業】次世代における担い手の確保

人・農地プランの策定により、地域農業の中心経営体となる担い手の確保と農地の集積、農業投資事業等の対象者を明確にすることが出来ています。また、親元就農者、新規就農者の研修の受講を支援することにより、次代を担う優良な農業後継者の確保、育成を図っています。しかし、農業従事者の高齢化等に伴い担い手の確保は引き続き必要な状況にあり、次代を担う優良な農業後継者の確保、育成が必要な状況です。

<検証結果の反映箇所>

- ・重点プロジェクト(1)競争力のある産業の育成と安定した雇用の実現プロジェクト
- ・大綱1 産業・経済の振興 施策1 農林畜産業 小施策(1) 農業経営

【商工業】新たな創業者等への支援と空き店舗への出店促進、事業承継の支援

市内で新たな事業を行う創業者や事業承継を行う者に対する相談、支援や空き店舗の出店者に対して支援を実施することにより、商店街のにぎわい創出と空き店舗化の防止をしています。しかし、事業主の高齢化や後継者不足により廃業となるケースが増加していることから、既存商店の価値を引き継ぎ、事業を継続し、空き店舗化を防ぐため事業承継を更に推進する必要があります。

<検証結果の反映箇所>

- ・重点プロジェクト(1)競争力のある産業の育成と安定した雇用の実現プロジェクト
- ・大綱1 産業・経済の振興 施策2 商工業 小施策(1) 商業振興

大綱2 生活・環境の向上

【公園・緑地・水辺空間】既存施設の整備・維持管理

老朽化した遊具等の修繕や更新、除草や植栽の剪定等、適正な維持管理を実施しています。また、公園照明のLED化、公園への防犯カメラの設置、健康遊具の設置など公園施設の充実を図っています。今後、老朽化により使用不能となる遊具や施設が増えることが予想されるため、既存公園の整備、維持に関する長期計画の策定が必要です。

<検証結果の反映箇所>

- ・重点プロジェクト(3) 香取で産み、香取で育てる環境の整備プロジェクト
- ・重点プロジェクト(4) 香取の魅力を活かした生活環境の向上プロジェクト
- ・大綱2 生活・環境の向上 施策4 公園・緑地・水辺空間 小施策(1) 公園・緑地

【公園・緑地・水辺空間】橋ふれあい公園の整備

豊かな自然空間を活かし、多世代間の交流、市民の健康増進、来訪者を誘致する場として拡張再整備を実施しています。再整備後の橋ふれあい公園の有効活用を検討する必要があります。

<検証結果の反映箇所>

- ・重点プロジェクト(4) 香取の魅力を活かした生活環境の向上プロジェクト
- ・大綱2 生活・環境の向上 施策4 公園・緑地・水辺空間 小施策(1) 公園・緑地

【防災・消防・救急】地域防災力の向上

自主防災組織の設立を推進しており、現在、129の自治会において設立され、全世帯の45%が加入している状況です。また、地域の防災リーダーとなる人材を養成するため、防災士資格取得のための支援を実施しています。新型コロナウイルス感染症の影響により、市民と連携する機会が少なくなったため、コロナ禍を考慮した活動方法を検討する必要があります。

<検証結果の反映箇所>

- ・重点プロジェクト(4) 香取の魅力を活かした生活環境の向上プロジェクト
- ・重点プロジェクト(5) 多様な人材が集う多文化共生社会の推進プロジェクト
- ・大綱2 生活・環境の向上 施策7 防災・消防・救急 小施策(1) 防災

大綱3 健康・福祉の充実

【子育て】子育て世帯への経済的支援の継続

子ども医療費助成の対象を高校生世代までとする現行制度を維持するため、自己負担金の見直しを実施しました。また、新型コロナウイルス感染症対策として、子育て世帯へ市独自の応援給付金を支給しました。出生数の減少に歯止めをかけるため、産後検診の補助等新たな支援の検討が必要です。

<検証結果の反映箇所>

- ・重点プロジェクト(2) 移住・定住の促進と関係人口の創出・拡大プロジェクト
- ・重点プロジェクト(3) 香取で産み、香取で育てる環境の整備プロジェクト
- ・重点プロジェクト(5) 多様な人材が集う多文化共生社会の推進プロジェクト
- ・大綱3 健康・福祉の充実 施策4 子育て 小施策(1) 子育て支援

【子育て】地域の子育てに関する支援・相談体制の継続

子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠期から子育て期に渡る切れ目のない総合相談を、連携を図りながら実施しています。妊娠、出産、育児の各種相談から、特定妊婦や保護が必要と思われる児童の支援などが増加している状況です。増加する相談件数に対応するため、庁外機関との連携を強化し、継続的に支援できる体制を構築していく必要があります。

<検証結果の反映箇所>

- ・重点プロジェクト(2) 移住・定住の促進と関係人口の創出・拡大プロジェクト
- ・重点プロジェクト(3) 香取で産み、香取で育てる環境の整備プロジェクト
- ・重点プロジェクト(5) 多様な人材が集う多文化共生社会の推進プロジェクト
- ・大綱3 健康・福祉の充実 施策4 子育て 小施策(1) 子育て支援

【地域医療】産婦人科の充実

産婦人科施設の誘致が決定したことで、香取市誕生以来の重要な課題である市内での分娩が実現できる見通しとなっています。誘致した産婦人科と連携を図りながら妊娠、出産、子育てにおける新たな支援施策の検討が必要です。

<検証結果の反映箇所>

- ・重点プロジェクト(3) 香取で産み、香取で育てる環境の整備プロジェクト
- ・重点プロジェクト(4) 香取の魅力を活かした生活環境の向上プロジェクト
- ・大綱3 健康・福祉の充実 施策4 地域医療 小施策(1) 地域医療

【地域医療】地域医療体制の充実

香取おみがわ医療センターの地方独立行政法人への移行が完了しました。香取おみがわ医療センターが提供する医療の質の向上を図るため、常勤医師の増員が必要です。

<検証結果の反映箇所>

- ・重点プロジェクト(3) 香取で産み、香取で育てる環境の整備プロジェクト
- ・重点プロジェクト(4) 香取の魅力を活かした生活環境の向上プロジェクト
- ・大綱3 健康・福祉の充実 施策4 地域医療 小施策(1) 地域医療

大綱4 教育・文化の振興

【教育施設・環境の整備】学校等の適正配置

学校再編について、保護者、地域、学校関係者と協議を実施し学校統合を進めています。人口減少や少子化により、今後も児童生徒が減少していくことから、学校再編を進めて行く必要があります。

<検証結果の反映箇所>

- ・重点プロジェクト(3) 香取で産み、香取で育てる環境の整備プロジェクト
- ・大綱4 教育・文化の振興 施策1 教育施設・環境の整備 小施策(1) 適正配置

【教育施設・環境の整備】 学校施設の長寿命化

「香取市学校施設長寿命化計画」を策定し学校施設の長寿命化を図っています。小見川中学校・山田中学校の校舎、わらびが丘小学校・新島中学校の体育館について大規模改修を実施しました。

< 検証結果の反映箇所 >

- ・重点プロジェクト(3) 香取で産み、香取で育てる環境の整備プロジェクト
- ・大綱4 教育・文化の振興 施策1 教育施設・環境の整備 小施策(2) 施設・環境整備

【教育施設・環境の整備】 快適な教育環境の整備

学校のトイレ洋式化を実施し、衛生環境の改善が図られています。

< 検証結果の反映箇所 >

- ・重点プロジェクト(3) 香取で産み、香取で育てる環境の整備プロジェクト
- ・大綱4 教育・文化の振興 施策1 教育施設・環境の整備 小施策(2) 施設・環境整備

【学校教育】 学習環境の整備

学習者用コンピューター、超高速インターネット、大型掲示装置等を導入しました。写真・音声・動画等を用いて自分の考えをまとめ、発表する「表現ツール」として活用し、学び合いを行う学校が増加しています。デジタル機器を用いた教員の指導力向上支援、情報モラル教育の推進、日常的に使用する環境づくりを行う必要があります。

< 検証結果の反映箇所 >

- ・重点プロジェクト(3) 香取で産み、香取で育てる環境の整備プロジェクト
- ・大綱4 教育・文化の振興 施策2 学校教育 小施策(1) 学校教育

大綱5 都市基盤の整備

【町並み・市街地整備】高速バスを基幹とした都市間公共交通の利便性向上

通勤や通学を中心とする交通不便を解消して市内定住を高めるため、バスターミナル整備を検討しています。また、高速バスを活用した都市間交通の利便性向上による人口流出抑制と交流人口拡大を目的とした基本構想を策定しました。現在は、沿線の人口減少、少子高齢化に加え、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受け、バス便数と利用者数ともに減少している状況です。

<検証結果の反映箇所>

- ・重点プロジェクト(4) 香取の魅力を活かした生活環境の向上プロジェクト
- ・大綱5 都市基盤の整備 施策2 町並み・市街地整備 小施策(2) 市街地整備

【町並み・市街地整備】公共施設の集約による中心市街地の活性化

佐原駅南口の複合公共施設(みんなの賑わい交流拠点コンパス)の整備などにより、多様な世代の集客を果たし中心市街地の活性化を目指し事業を展開しています。複合公共施設は中心市街地の核となるため、多様な世代の利用を想定し、継続的に施設利用の促進が図られるサービス提供体制の確立が望まれています。

<検証結果の反映箇所>

- ・重点プロジェクト(4) 香取の魅力を活かした生活環境の向上プロジェクト
- ・重点プロジェクト(5) 多様な人材が集う多文化共生社会の推進プロジェクト
- ・大綱5 都市基盤の整備 施策2 町並み・市街地整備 小施策(2) 市街地整備
- ・大綱6 市民参画・行政の取組 施策1 市民協働 小施策(1) 市民協働

【公共交通】市内公共交通の利便性向上

循環バス、乗合タクシーの運行を続けるとともに、路線バスへの運行補助を実施し、交通不便地域の減少を図っています。また、循環バス路線等の再編を実施し、新たに交通不便地域や商業施設への乗り入れを行っています。利用者数については、都市間交通と同じく、沿線の人口減少、少子高齢化に加え、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受け、バス便数と利用者数ともに減少している状況です。

<検証結果の反映箇所>

- ・重点プロジェクト(4) 香取の魅力を活かした生活環境の向上プロジェクト
- ・大綱5 都市基盤の整備 施策5 公共交通 小施策(1) 公共交通網

大綱6 市民参画・行政の取組

【市民協働】住民自治協議会への継続的な支援

住民自治協議会に対し計画策定補助金を交付しています。23 の協議会が設立され、住民主体の地域色豊かな事業に取り組んでいます。今後は更に増大化する地域課題に対し、協議会による自己解決力を高めるため、財政的、人的支援を継続しながら、組織の強化、育成に取り組む必要があります。

<検証結果の反映箇所>

- ・重点プロジェクト(4) 香取の魅力を活かした生活環境の向上プロジェクト
- ・重点プロジェクト(5) 多様な人材が集う多文化共生社会の推進プロジェクト
- ・大綱6 市民参画・行政の取組 施策1 市民協働 小施策(1) 市民協働

【広報・広聴】広報活動・機能の充実

広報誌の配布を新聞折込から自治会配付に変更したことにより配付率が上昇しています。また、SNS(Facebook や Instagram)を開始し市ウェブサイトを補完する発信手段が確保できています。今後も引き続きより多くの市民が広報誌を閲覧できる環境、手段を模索する必要があります。また、SNS の有効活用等を検討する必要があります。

<検証結果の反映箇所>

- ・大綱6 市民参画・行政の取組 施策5 広報・広聴 小施策(1) 広報

【広報・広聴】広聴活動の充実

市民懇談会や座談会、市長への手紙など広聴機会利用の啓発を行っています。広聴施策の充実を図るため、コロナ禍でも密にならずに実施可能な方法を検討することが必要です。

<検証結果の反映箇所>

- ・大綱6 市民参画・行政の取組 施策5 広報・広聴 小施策(2) 広聴

【財政運営】公共施設等総合管理計画の推進

「香取市公共施設等総合管理計画」の基本的な方針である「公共施設総床面積 31.5%縮減」の実現に向け、個別計画を作成し推進しています。公共施設の移譲、譲渡、撤去に関しては、長期的な視点に立ち、利用者等の意見を踏まえた十分な議論を行いながら推進していきます。

<検証結果の反映箇所>

- ・重点プロジェクト(4) 香取の魅力を活かした生活環境の向上プロジェクト
- ・大綱6 市民参画・行政の取組 施策7 財政運営 小施策(3) 財産管理・調達

(2) 成果指標の達成状況の検証

各施策の成果指標の達成状況については、2021(令和3)年度末を基準として、24項目が成果指標として掲げた目標値を達成済又は達成見込みです。一方で、45項目については、新型コロナウイルス感染症の影響など社会状況・経済状況の変化もあり、目標が達成できていない状況です。

下表では、成果指標ごとの達成状況の一覧を記載します。

○成果指標の達成状況の一覧

大綱	施策	成果指標	目標値 (2022)	実績 (2021)	達成 区分
1 産業・経済の振興	農林畜産業	農業産出額	390億円	317.4億円 (R2実績)	未達成
		人・農地プラン作成数	70件	67件	達成見込
	商工業	商工団体加入事業者数	1744 事業所	1759 事業所	達成済
		空き店舗新規開店数	15件	10件	達成見込
	企業誘致	誘致企業数	5件	7件	達成済
		誘致企業の雇用者数(うち市内在住者数)	50人 (30人)	64人 (64人)	達成済
	観光	年間観光入込客数	720万人	548万人	未達成
	2 生活・環境の向上	自然環境 ・省エネ	河川のBOD環境基準の達成率	61.7%	56.3% (R2実績)
住宅用太陽光発電設備の導入量			3,505KW	3,698.9kw	達成済
廃棄物処理 ・再資源化		1人1日当たりのごみ排出量	925g/人・日	974g/人・日 (R2実績)	未達成
		リサイクル率	28.1%	21.8% (R2実績)	未達成
公園・緑地 ・水辺空間		市民1人当たりの公園面積	8.08㎡/人	7.32㎡/人	未達成
交通安全 ・防犯		人口1,000人当たりの交通事故発生件数	2,848件	1,588件	達成済
		人口1,000人当たりの刑法犯認知件数	6,683件	3,448件	達成見込
防災・消防 ・救急		自主防災組織の組織率	60%	45%	未達成
		家庭や地域で災害時の対応を共有している割合	100%	57.5% (R4市民意識調査)	未達成
市民相談・ 消費者相談		消費者トラブルに巻き込まれた人の割合	3.0%	5.4% (R4市民意識調査)	未達成
	消費生活講座の参加者数	120人	コロナにより未実施	未達成	

大綱	施策	成果指標	目標値 (2022)	実績 (2021)	達成 区分
3 健康・福祉の充実	地域福祉	見守りネットワーク事業登録者数	800人	501人	未達成
		ボランティアの活動人数	19,250人	7,280人	未達成
	介護・ 介護予防	要支援・要介護認定率	14.4%	16.72%	未達成
		認知症サポーター養成講座受講者数	30人	119人	達成見込
	高齢者の 生きがい	地域で活動している65歳以上の市民の割合	38.0%	46.0% (R1実績)	達成済
		タクシー券利用率	67.00%	54.00%	未達成
	子育て	子育て支援センター利用者数	23,000人	10,387人	未達成
		特定教育・保育施設等待機児童者数	0人	0人	達成済
	障害者福祉	一般就労移行者数	31人/年	8人/年	未達成
		居宅障害福祉サービス利用者数	500人/年	558人/年	達成済
	健康づくり	妊婦歯科検診の受診率	37.5%	26.05%	未達成
		がん検診の受診率	29.0%	19.50%	達成見込
	地域医療	香取市健康相談ダイヤル24への相談件数	3,900件	4,576件	達成済
	社会保障	特定健康診査の受診率	50.50%	38.2% (R2実績)	未達成
国民健康保険被保険者1人当たりの医療費		369,814円以内	365,618円 (R2実績)	達成見込	
生活困窮状態が改善された世帯数		15世帯	33世帯	達成見込	
4 教育・文化の振興	教育施設・ 環境の整備	小・中学校数	小学校 14 中学校 5	小学校 16 中学校 7	未達成
		大規模改修工事を実施した校舎棟数	18棟	17棟	未達成
		小・中学校のトイレ洋式化率	小学校 89.30% 中学校 92.60%	小学校 86.13% 中学校 93.59%	未達成
	学校教育	長期欠席児童生徒の割合	1.07%	1.65%	未達成
		全国学力学習状況調査平均値	小 +1.0ポイント 中 +1.0ポイント	小 -2.2ポイント 中 -4.2ポイント	未達成
	青少年 健全育成	地域ボランティア活動経験者(児童)の割合	50.0%	-	指標無し
		友達との約束を守っている児童の割合	100.0%	-	指標無し
	生涯学習	生涯学習(文化・芸術)活動に対する市民満足度	10.4%	7.3%	未達成
		図書資料の貸出冊数	230,000冊	182,599冊	未達成
	生涯 スポーツ	スポーツ施設利用者数	283,000人	168,040人	未達成
		体育協会会員数	4,220人	3,862人	未達成
	歴史・文化	伊能忠敬記念館・旧宅の年間入込客数	260,000人	160,499人	未達成
		指定文化財(無形民俗)・伝承芸能保存連絡協議会所属団体数	18団体	18団体	達成済

大綱	施策	成果指標	目標値 (2022)	実績 (2021)	達成 区分
5 都市基盤の整備	土地利用	大規模未利用地活用計画策定数	1計画	未策定	未達成
	市街地整備	高速バス利用者数	84,820人	22,083人	未達成
	町並み整備	小野川周辺の観光入込客数	682千人	312千人	未達成
	住宅環境	木造住宅の耐震化率	95.0%	80.0%	未達成
	道路整備	道路改良率	62.38%	61.42%	未達成
		道路舗装率	82.58%	81.65%	未達成
	公共交通	市内公共交通に関する市民満足度	-10%	-30.6% (R4市民意識調査)	未達成
		公共交通利用者数	60,000人	46,828人	未達成
		公共交通に対する利用者1人当たりコスト	726円	1,095円	未達成
	上水道	料金収納率	98.2%	97.3% (R2実績)	未達成
老朽管残存延長(石綿セメント管)		100km	99km (R2実績)	達成済	
下水道	汚水処理人口普及率	67.5%	62.7% (R2実績)	未達成	
6 市民参画・行政の取組	市民協働	コミュニティビジネス協議会数	4件	0件	未達成
		地域振興事業助成団体数	15団体	5団体	未達成
	人権	研修等の参加者数	470人	379人	未達成
		審議会等の女性構成比率	32.0%	27.7% (R2年度)	未達成
	国際交流・ 地域間交流	各種講座参加者数	600人	637人	達成済
		通訳ガイドボランティア案件数	50件	0件	未達成
	広報・広聴	広報紙の閲覧割合	52%	68.8% (R4市民意識調査)	達成済
		ウェブサイトへのアクセス件数	181,500 件/月	1,028,811 件/月	達成済
	行政運営	定員管理職員数	556人	559人	達成見込
		香取市の住みやすさ	56.0%	49.1% (R4市民意識調査)	未達成
	財政運営	将来負担比率	99.6%以内	37.5% (R2実績)	達成見込
		一般市税の収納率	94.20%	93.24% (R2実績)	達成見込

第 2 編

基本構想

1. 香取市の目指す方向

第2編 基本構想

第1章 香取市の目指す方向

1節 将来都市像

前期基本計画の5年間に引き続き、後期基本計画5年間の将来都市像を以下のとおりとし、最終目標年度の2027(令和9)年度まで継続します。

豊かな暮らしを育む 歴史文化・自然の郷 香取

～人が輝き 人が集うまち～

「豊かな暮らしを育む」・・・

老若男女を問わず、本市に関わるすべての人が、日々の暮らしの中でそれぞれの希望や理想の実現に向けて、活動し活躍できるまちを目指します。

込められた想いの背景となった香取市の姿

香取市内には住民自治協議会(まちづくり協議会)やNPOなどが設立され、より良い地域を目指し、多様な立場から意見を出し合い活動することで、地域の活力を高めています。今後、少子高齢化の進行など、社会環境が変化していく中でも、自ら課題解決に向けて取り組むことで、まちづくりに関わるすべての人が活躍できる姿を表しています。

「歴史文化・自然の郷」・・・

豊かな自然と歴史、文化などの地域資源を活かしながら、郷土の誇りと愛着を育みます。

込められた想いの背景となった香取市の姿

ユネスコ無形文化遺産に登録された佐原の山車行事、山倉の鮭祭り、水郷小見川花火大会、栗源ふるさととも祭りといった多くの祭りや行事、伊能忠敬翁、香取神宮、重要伝統的建造物群保存地区に選定された佐原の町並みなどが彩る歴史や文化、利根川、黒部川、小見川城山公園等の河川や公園の自然など、長い歴史に培われた文化や豊かな自然に恵まれていることが、本市の大きな魅力となっています。

「人が輝き 人が集う」とは・・・

市民が健康で豊かな生活を送るとともに、市内外から多くの人が集まり交流することで、互いに高めあい、さらに賑わいに溢れたまちを目指します。

込められた想いの背景となった香取市の姿

持続可能な地域社会を目指すため、人材の育成が重要となっています。安心して豊かな生活が送れるよう、地域活動の活性化が期待されています。また、歴史、文化、自然、農産物など、多様な資源に恵まれた本市は、様々な人々を惹きつける魅力に溢れ、訪れる多くの人々との交流によって、活性化や新たなまちづくりの展開が期待できます。

2節 施策の大綱

第2次香取市総合計画の後期基本計画の5年間(2023(令和5)年～2027(令和9)年)は、施策の大綱として6つの分野を継続し、社会情勢の変化や市民の声等を踏まえた検証結果に基づき、各大綱の内容について、部分的な見直しを行いました。

後期基本計画においても、少子高齢化及び人口減少対策に力点を置くほか、引き続き、農業をはじめとした産業や歴史、文化といった地域資源を最大限に活かしつつ、住んでいる人、訪れる人、これから住む人、本市と関わりを持つすべての人々にとって魅力的なまちづくりを展開していきます。

1. 産業・経済の振興

～産業の活性化によりまちの活気を高め、賑わいのあるまちを創る～

少子高齢化の進行により生産年齢人口が減少していく中、基幹産業の活性化や新たな産業などの育成、雇用の場の確保や観光資源の積極的な活用を通じて、本市の持続的な成長を推進していきます。

- ①活気に満ちた農林畜産業の推進
- ②地域の消費を賄い雇用の受け皿となる商工業の振興
- ③地域経済の基盤となる優良企業の誘致
- ④資源の連携による新しい魅力に溢れた観光の推進

2. 生活・環境の向上

～水と緑のやすらぎを感じ、安心・安全に暮らせるまちを創る～

安心・安全に暮らせ、住み続けたいまちにするために、身近な自然との共生を促進し、災害や犯罪、事故等による被害の防止、低減を推進します。

- ①豊かな自然環境との共生の促進
- ②美しいまちを将来へ継承する環境施策の拡充
- ③資源循環と廃棄物の適正処理の推進
- ④公園・緑地・水辺空間の適正な管理と整備
- ⑤斎場及び墓地の適正な管理促進
- ⑥地域ぐるみの交通安全、防犯体制の充実
- ⑦地域防災力の向上と消防救急体制の充実
- ⑧誰もが気軽に利用でき信頼される相談体制の強化
- ⑨すべての人が平等な人権尊重社会の実現

3. 健康・福祉の充実

～支えあい、健康で生き生きと自分らしく暮らせるまちを創る～

市民一人ひとりが、心身ともに健康で生き生きと活動し活躍するために、必要な支援やサービスを受けられる体制と、地域で互いに助けあう仕組みを整備していきます。

- ①助け合い支え合う地域福祉の推進
- ②一歩進んだ介護、介護予防の推進
- ③生きがいと安心に満ちた高齢者福祉の充実
- ④安心して産み育てられる子育て支援の充実
- ⑤障がいのある人もない人もともに暮らしやすい地域づくりの推進
- ⑥市民生活を支える健康づくりと感染症対策の充実
- ⑦安心して安全な医療提供体制の充実
- ⑧安心して暮らすために必要な社会保障の充実

4. 教育・文化の振興

～地域の歴史・文化を知り、未来を担う人を育むまちを創る～

将来を担う子どもたちが、確かな学力、豊かな心、健やかな体を育むことができるよう、教育環境の向上や高度情報化社会に対応した学習環境の整備、家庭や地域の見守り体制の充実を図ります。

また、すべての市民が生きがいや地域との交流を保ち、健康で活力のある生活を送ることができるよう、いつでも、どこでも学ぶことができる環境と、主体的にスポーツに取り組むことができる環境を整備していきます。

- ①学校等の適正配置と快適な教育環境整備の推進
- ②生きる力を育てる特色ある学校教育の推進
- ③次代を担う青少年の健全育成
- ④ひらかれた生涯学習活動の振興
- ⑤市民主体のスポーツ活動の推進
- ⑥郷土を愛する心を育む歴史文化の継承と芸術の振興

5. 都市基盤の整備

～安全で快適な魅力あふれるまちを創る～

安全で快適な、魅力あふれるまちを実現するために、災害に強く機能的で利便性の高い都市基盤、安心して暮らせる住環境を整備していきます。

- ①秩序ある土地利用の推進
- ②機能的で賑わいのある市街地の整備及び魅力あふれる町並みの整備促進
- ③安心して暮らせる住環境の整備
- ④暮らしと産業を支える道路網の整備及び河川、排水路の管理
- ⑤身近で利便性の高い公共交通体制の整備
- ⑥安全な水を安定して供給する水道の整備
- ⑦快適な暮らしと水環境をつくる下水道の整備

6. 市民参画・行政の取組

～みんなが力を発揮して将来に続くまちを創る～

人口減少や少子高齢化が進行する中、行政サービスの質と量を維持しつつ、将来にわたって持続可能なまちを実現するために、限られた経営資源を効率的に活用し、市民や企業等と行政との連携をより深めたまちづくりを推進していきます。

- ①市民が主体となった地域づくりの推進とコミュニティ施策の充実
- ②持続可能でよりよい社会の実現
- ③過疎対策と移住定住施策の推進
- ④地域連携・交流施策の拡充と国際交流施策の確立
- ⑤市民とのコミュニケーション手段の充実と地域プロモーション事業の展開
- ⑥計画的な行政運営と行政改革の推進及び自治体 DX 等への対応
- ⑦財源確保等経営効率化の推進及び財産管理の適正化

3節 まちづくりの基本姿勢

「第1編 第5章 1節 基本構想の検証」で示す検証結果のとおり、従来の「まちづくりの基本姿勢」を踏襲するほか、社会的潮流の動向等を踏まえ、まちづくりの新たな視点として「SDGsの視点」と「カーボンニュートラル(脱炭素社会)の実現」を加えることとします。

1. 将来都市像の実現に向けた基本的な考え

(1) 様々な主体によるつながりの醸成

まちづくりにおける基本姿勢の根幹は、市民や行政など、本市に関わるすべての主体が、ともに考え、責任を共有しながら、事業や諸活動を進める点にあります。そのためには、自治会や住民自治協議会などの活動を通じた人の繋がりを強くするほか、様々な活動を実施する団体等とのさらなる連携の深化が必要となります。したがって、その前提として、市の方針や取組状況等を明確に周知・提供し、大小様々な課題に対する取組等を相互に把握・共有することを目指し、まちづくりに関わるすべての主体が自らの考えと役割に応じた取組を十分に展開できる体制を構築しながら、市民主体のまちづくりに取り組みます。

(2) 香取らしさの追求

地域間競争がますます激しさを増す中、いかに「香取らしさ」を追求するかが重要です。人口減少や少子高齢化に歯止めがかからない状況においては、本市ならではの地域資源や個性を磨き、独自性を発揮することにより、市内外の認知度を高め、移住・定住施策の推進、観光入込客数や関係人口等の増加を図るなど、具体的な対応策を考察・実践する仕組みを構築し、個性と魅力のあるまちづくりに取り組みます。

(3) 計画的な行財政運営の確立

人口減少、地域経済情勢の低迷をはじめ、合併による普通交付税優遇措置の終了(令和2年度)等により、本市の収入財源(財政規模を含む)の縮小傾向は避けられない状況となっています。また、社会保障費の増をはじめ、老朽化した公共インフラ等施設の維持管理や改修に要する経費等の割合が高くなるほか、有利な財源とはいえ、合併特例債等借入額の増に伴う起債残高及び年度ごとの償還額が増大し、今後、財政運営状況が一層厳しくなると見込んでいます。そこで、限られた財源を有効に活用するため、計画事業の取捨選択を適切に行うなど、取組の程度や施策実施範囲の再確認を行いつつ、実施・適用事業の選択と集中を進め、今まで以上に計画的かつ効果的な行財政運営の確立を図り、経営視点を考慮したまちづくりに取り組みます。

2. まちづくりの新たな視点

「社会的潮流の動向」が変化している実態を踏まえ、人口減少及び少子高齢化対策のほか、特に本市のまちづくりに影響が大きく、積極的な対応が求められている新たな視点について、次のとおり、その基本的な考えを明らかにします。

(1) SDGs の推進

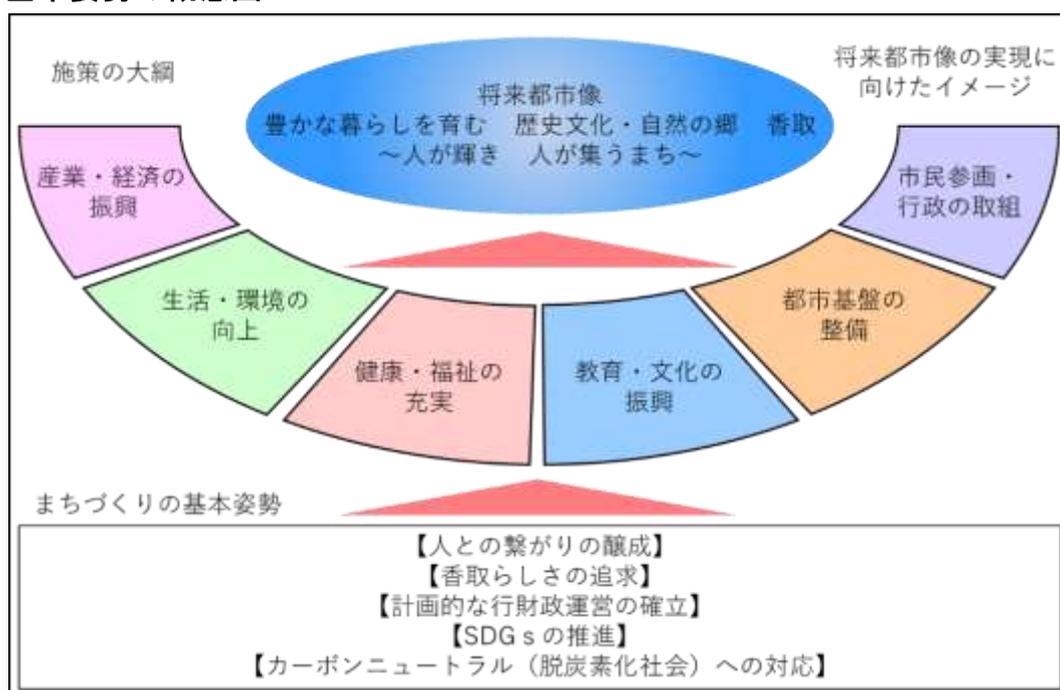
SDGs は、2015(平成 27)年9月の国連サミットにおいて、加盟国の全会一致で採択された「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標で、2030(令和 12)年を達成年限として、17 のゴールと 169 のターゲットが設定されています。

後期基本計画では、SDGs の視点を踏まえ、地方自治体として、市の関連する取組を具体的に検討するほか、各目標との関連を意識しつつ、付加価値を加えた施策を推進することにより、市民等の活動とともに、SDGs の目標達成に貢献します。

(2) カーボンニュートラル(脱炭素社会)への対応

国は、2020(令和2)年 10 月に「2050 年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロ」にする、いわゆる「2050 年にカーボンニュートラルの実現を目指す」ことを宣言しました。この宣言を受け、カーボンニュートラルに係る取組を成長・イノベーションの機会として捉え、関係省庁をはじめ、地方自治体、各企業等で様々な取組を進めています。後期基本計画では、カーボンニュートラルの実現に向けた視点を取り入れ、関連施策の展開を図りながら、本市の地域活性化へとつなげていきます。

基本姿勢の概念図



第3編

後期基本計画

1. 後期基本計画の概要
2. 後期基本計画の推進
3. 市の将来の姿
4. 重点プロジェクト
5. 施策内容

第3編 後期基本計画

第1章 後期基本計画の概要

1節 計画の趣旨

後期基本計画は、策定(確認・見直しを含む)に至る様々な検証結果など、第2編までの内容を踏まえ、引き続き、第2次香取市総合計画の将来都市像「豊かな暮らしを育む 歴史文化・自然の郷 香取 ～人が輝き 人が集うまち～」を実現するため、必要な施策と事業を体系的に整理し、今後のまちづくりの具体的な施策を講じる指針となるものです。

「産業・経済の振興」「生活・環境の向上」「健康・福祉の充実」「教育・文化の振興」「都市基盤の整備」「市民参画・行政の取組」の6つの大綱の下に 41 の施策を位置づけ、施策ごとに5年間の目指す姿を設定するとともに、より具体的かつ適正な施策を講じる観点から、各施策の中に実際の分掌事務や業務区分に基づく小項目(小施策)を設け、取り組むべき内容等を明確に記載することで、今後のまちづくりの方向性及び施策ごとの取組方針等をきめ細かく示しています。

2節 計画の期間

2023(令和5)年度から 2027(令和9)年度までの5年間

後期基本計画は、基本構想(10年間)の後半部分、2023(令和5)年度から 2027(令和9)年度までの5年間の計画期間とします。

第2章 後期基本計画の推進

1節 まちづくりの基本姿勢に向けた取組

1. 将来都市像の実現に向けて

後期基本計画を推進するに当たり、その実効性を高める観点から、「第2編基本構想 第1章香取市の目指す方向 3節まちづくりの基本姿勢」を踏まえ、「将来都市像」を実現するための視点として、次の3点を考え方の基本とします。

(1) 市民等と行政による施策の推進(様々な主体による繋がり醸成に向けて)

将来都市像の実現は、行政のみならず市民、地域、企業、各種団体といった多様な主体との連携及び施策の推進が不可欠です。このことから、後期基本計画は、将来都市像の実現に向けた行政活動の指針であるほか、より質の高い市民の暮らしを実現するため、本市に関わるすべての主体に対し、まちづくりの方向性を示すものでなくてはなりません。

したがって、各施策の推進に当たり、まず、積極的に行政側からの情報発信を行い、十分な周知と理解を得る取組を進めることにより、様々な主体が互いに課題や状況等を把握・共有できる状況をつくるほか、まちづくりの様々な過程において、市民等の参加や意見等を聴取する機会を設定し、人や意識のつながりを重視した施策の展開を図ります。

また、課題の解決やまちづくりを段階的かつ計画的に進めるに当たり、より多くの効果的な連携による施策を講じることができるよう、市内外を問わず、様々な主体との事業提案のやりとりを確かなものとするため、その制度化や具体的な反映・展開施策の実施に努めます。

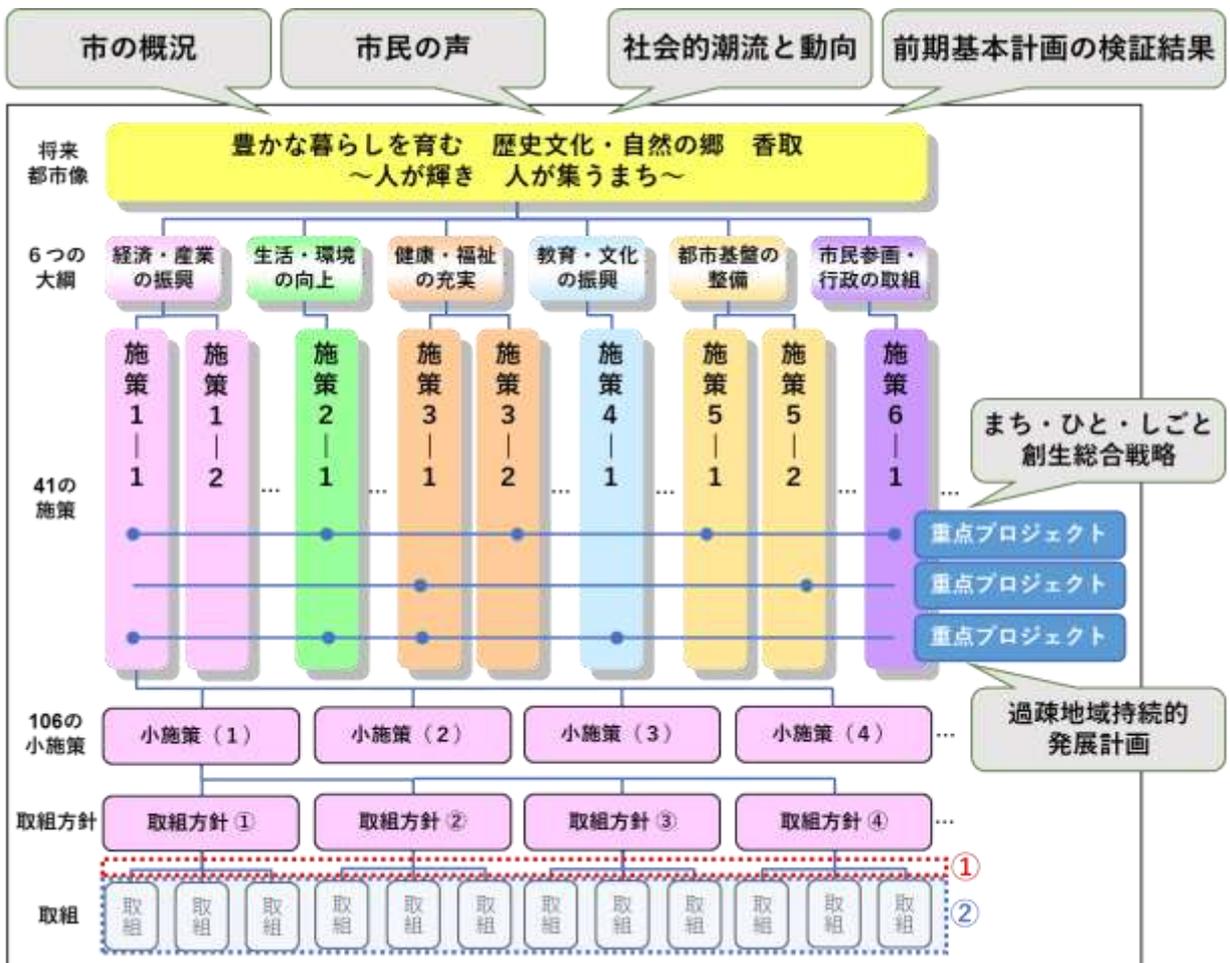
(2) 香取らしさを追求したメリハリのある施策の推進(香取らしさを追求するために)

本市では、人口の減少、少子高齢化等の状況が著しいため、中長期的に利用できる財源が減少傾向にあると推測しています。したがって、厳しい財政状況の中においても、香取らしさを追求しながら、効率的・効果的な行財政運営を図るためには、より一層、重点課題や地域特性を見定め、経営的な感覚を持って戦略的な取組を進めることが重要となります。後期基本計画では、これまでの取組を振り返りつつ、社会情勢の変化や本市の現状等を踏まえ、より香取らしさを追求した施策を展開することとしています。

地域間競争がますます激化する中、地域の魅力や個性を前面に打ち出し、市内外に対する認知度を高め、より効果的な施策を立案・展開することが、人口減少等の抜本的な課題解決に大きく寄与するとの認識のもと、市民等の意識の多様化や新たな行政課題への対応とともに、特に、優先的に取り組むべき各施策等について、推進体制の整備や個別の方針及び計画等を作成するほか、施策横断的な取組を「重点プロジェクト」として明確に位置づけ、効果的かつ戦略的なまちづくりを進めます。

また、地域間競争がますます激化する中、地域の個性や特性を前面に打ち出し、市内外における特性等の認知度を高め、より効果的な施策として立案・展開することが、人口減少等の市の抜本的な課題解決に大きく寄与するとの認識の下、新たな市民ニーズや行政需要への対応とともに、後期基本計画の期間中に優先的に取り組むべき組織及び施策横断的な取組を「重点プロジェクト」として明確に位置づけるなど、効果的かつ戦略的なまちづくりを進めます。

【将来都市像と施策・取組の全体像】



(3) 戦略的な計画の立案とその取組の着実な実施(計画的な行財政運営の確立に向けて)

限られた財源を有効に活用し、その実効性を確保するには、各施策を取り巻く現状や課題等を正確に把握し、対象や目的等を見定め、その取組を戦略的かつ段階的に進めていくことが必要です。

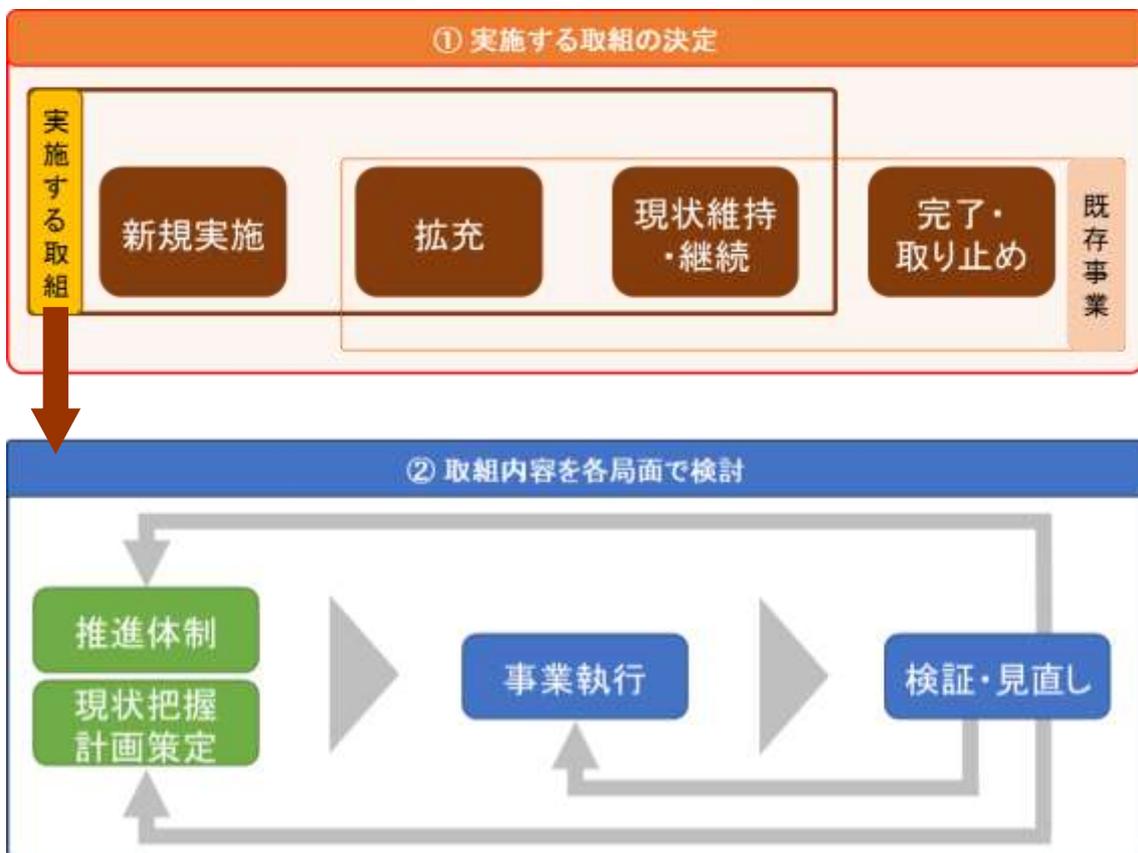
戦略的な取組を進めるに当たり、まず、社会情勢の変化や本市の現状をはじめ、当該施策を講じる経緯や背景等踏まえつつ、実施すべき取組や手順を考察し、現状との比較により、

①新たに実施する取組なのか(新規実施)、②現状から発展させるべき取組なのか(拡充)、あるいは、③現状どおり又は縮小して継続する取組なのか(現状維持・継続)、それとも、④現在行っている取組が所期の目的を達成したのか、又は過剰等の理由により取りやめるのか(完了・取り止め)を考察・判断します。

次の段階として、実施する取組内容と判断した方向性等に基づき、当該取組の内容を「推進体制」「現状把握・計画策定」「事業執行」「検証・見直し」の各フェーズで整理する必要があります。後期基本計画においても、期間中に取り組む具体的な内容を整理・考察し、明確に表現しています。特に、各取組においては、行政のみならず、市民、地域、企業等の様々な主体とともに連携して進める必要があることから、その根幹となる「推進体制」と「現状把握・計画策定」の段階が重要となります。「推進体制」では、取組をどの主体が責任をもって進め、推進組織の設置や連携体制の構築等を図るという視点、「現状把握・計画策定」では、課題等を認識しつつ、個別の方針や計画等を策定し、明確な考えと具体的な工程に基づき、解決策を講じていくとの視点により、取組内容を整理します。

各フェーズによる具体的な取組内容を明確にすることにより、各施策を段階的かつ着実に進めます。

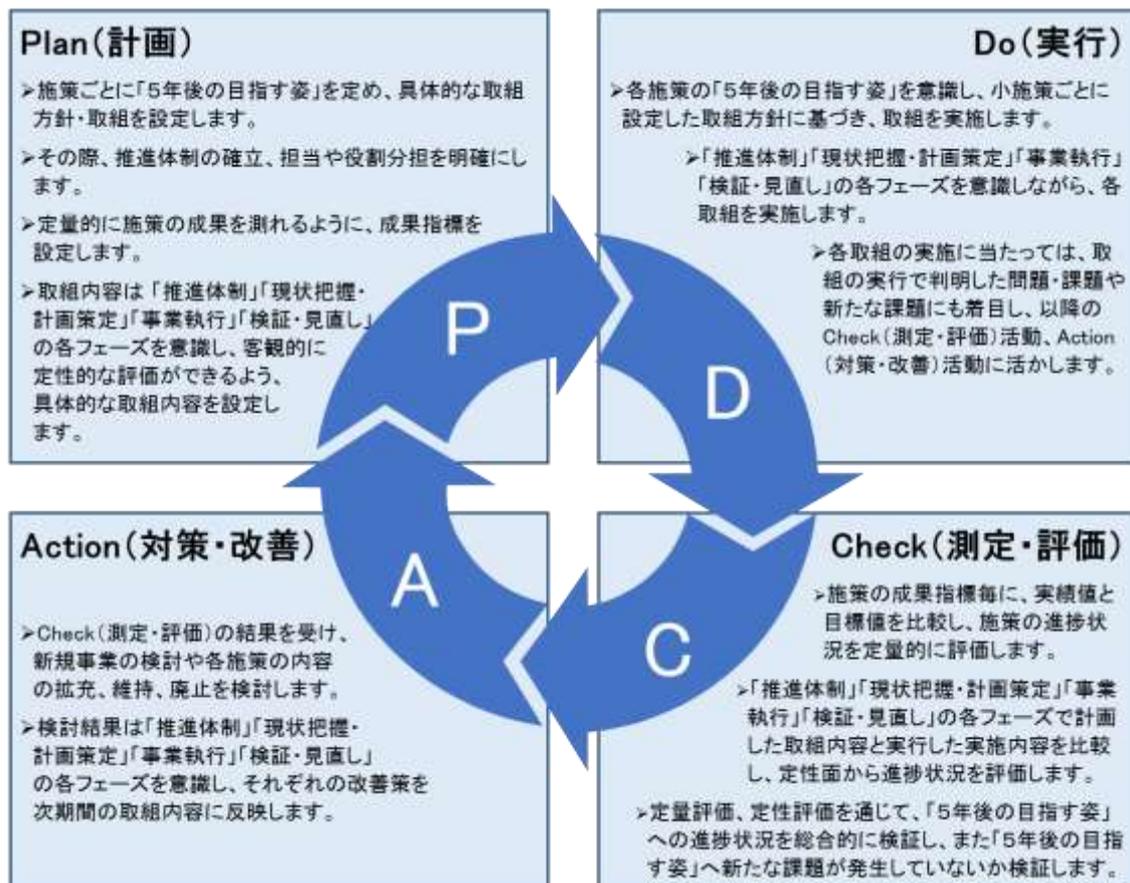
【実施する取組の決定と取組内容の各フェーズでの検討】



また、こうした戦略的な取組と並行し、各施策の進捗状況や課題を適時・適切に把握しながら、効果的・効率的に進める観点から、一般的な Plan(計画)→Do(実行)→Check(測定・評価)→Action(対策・改善)のマネジメントサイクル(PDCA サイクル)に基づく点検・分析作業を進めます。

なお、毎年度の実施計画の作成をはじめ、各施策の進行管理や事務事業評価及び個別の方針や計画等の作成と関連し、中長期的な財政計画及び各年度の予算の執行・資金管理計画との調整は不可欠なため、それぞれの計画等作成段階における確かな連携措置を講じることとします。

【PDCA サイクル】



2. まちづくりにおける新たな視点への対応

(1) 新たな社会課題への対応(SDGsの推進及びカーボンニュートラルへの対応)

まず、将来世代に配慮しながら、現世代の開発目標を定めている SDGs の推進に資する考え方は、本市の将来都市像の実現に向けた取組とも、様々な点で通ずるものがあります。そのため、後期基本計画の策定に当たり、「施策の大綱」に基づく各施策の事業展開を図る中で、それぞれ、17 の目標に関連する項目を確認・整理し、各施策項目へ関連するアイコンを表示することで、後期基本計画の各施策と SDGs を推進する観点の関係を表し、当該視点を加えた施策の展開に努めます。

また、国が宣言した「2050年カーボンニュートラルの実現」を踏まえ、本市の対応として、気候変動問題のみにとどまらず、市民の暮らしの向上や地域における課題解決の糸口及び手段となるよう、関係施策に係る取組内容を検討し、後期基本計画の策定及び内容へと反映しました。しかしながら、その実現に向けて、市の単独による取組だけで対応できる状況にはなく、主として、国の方針や施策と歩調を合わせる必要があるため、その動向を注視しながら、企業や市民等による取組状況を踏まえつつ、着実な事業展開を図ります。

なお、後期基本計画の期間内において、新たな特筆すべき地域課題を認識し、対応施策等を講じる際には、この SDGs の推進やカーボンニュートラルへ対応する観点を確認しながら、事業内容や展開手法の考察及び施策の推進に努めます

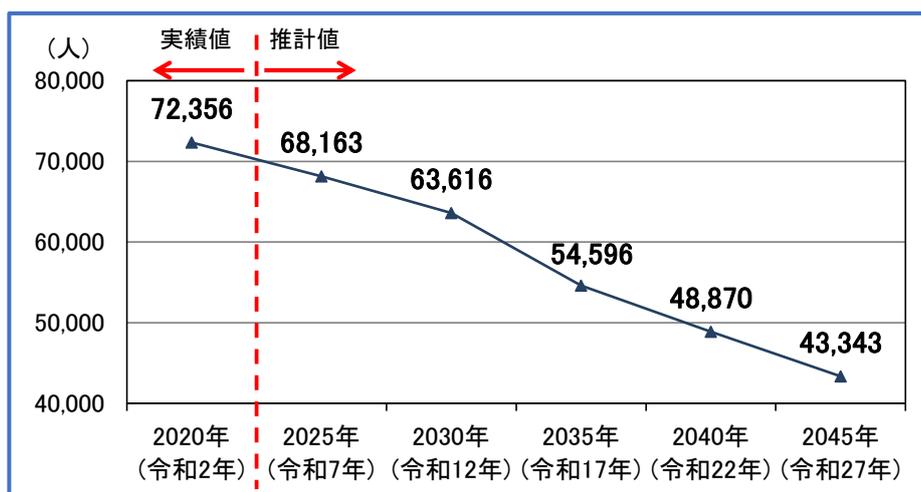
第3章 市の将来の姿

1節 将来人口の見通し

1. 将来人口推計

令和2年国勢調査において、本市の人口は 72,356 人となっています。

後期基本計画及び総合戦略の策定に合わせ見直しを行った「香取市人口ビジョン」の将来推計人口では、2025 年に 68,163 人（令和2年国勢調査人口比、－5.8%）、2030 年には 63,616 人（同、－12.1%）、2045 年には 43,343 人（同、－40.1%）になると見込んでいます。これは、前期基本計画の時点と比べますと、令和2年の実績値を踏まえて令和12年までの推計値について、若干、上振れすると見直しておりますが、その後の推計値を変更するには至らない状況にあると判断しています。



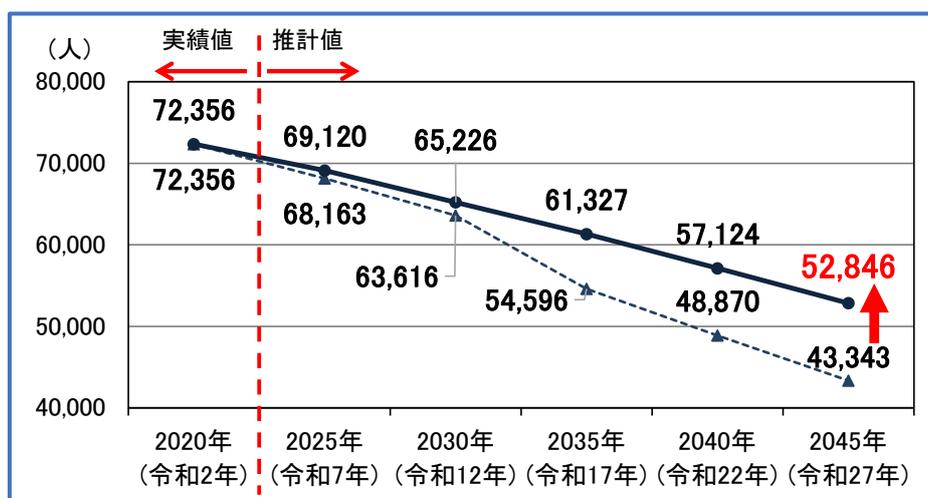
2. 将来展望

香取市人口ビジョンを踏まえ、本市の目指すべき人口規模について、特に変更する必要がないと判断し、引き続き、次のとおり展望します。

2045(令和27)年に

人口 **53,000 人** 程度の維持

を目指します。



2節 財政状況の見通し

後期基本計画期間の財政見通しは、以下のとおりです。

【歳入】

(単位:百万円)

項目	2023年 (令和5年)	2024年 (令和6年)	2025年 (令和7年)	2026年 (令和8年)	2027年 (令和9年)
市税	8,726	8,447	8,348	8,256	7,998
各種交付金等	2,565	2,568	2,568	2,539	2,455
地方交付税	8,893	8,878	8,905	8,884	9,063
一般財源の計	20,184	19,893	19,821	19,679	19,516
国・県支出金	6,774	6,602	6,831	6,708	6,839
地方債	4,306	3,393	2,824	3,225	3,198
繰入金	692	1,559	1,524	2,058	1,863
(うち財政調整基金等)	(249)	(1,117)	(1,096)	(1,640)	(1,435)
繰越金	1,118	500	500	500	500
その他	1,514	1,496	1,461	1,439	1,424
合計	34,588	33,443	32,961	33,609	33,340

【歳出】

(単位:百万円)

項目	2023年 (令和5年)	2024年 (令和6年)	2025年 (令和7年)	2026年 (令和8年)	2027年 (令和9年)
人件費	4,999	4,984	4,921	4,883	4,842
扶助費	6,605	6,600	6,598	6,605	6,604
公債費	4,141	4,375	4,593	4,690	4,760
義務的経費の計	15,745	15,959	16,112	16,178	16,206
物件費	3,694	3,665	3,642	3,836	3,523
補助費等	5,943	5,812	5,680	5,526	5,397
繰出金	3,154	3,201	3,214	3,225	3,234
出資金	1,348	853	1,056	890	976
普通建設事業費	3,898	3,113	2,407	3,137	3,166
その他	774	775	771	756	770
合計	34,556	33,378	32,882	33,548	33,272

決算剰余金	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
剰余金処分積立金	500	500	500	500	500
次年度への繰越金	500	500	500	500	500
財政調整基金年度末残高	7,722	7,218	6,765	6,068	5,465
減債基金年度末残高	2,010	2,010	1,980	1,650	1,440
公共施設整備基金年度末残高	1,383	1,283	1,183	1,083	973

出典: 香取市中長期財政推計(2022(令和4)年9月作成)

1. 歳入・歳出の見通し

【歳入】

「市税」は、生産年齢人口の減少、評価替えによる地価の下落がそれぞれ市民税、固定資産税に影響し、減収となることを見込んでおります。

「地方交付税」は、普通交付税の合併算定替えの優遇措置が2020(令和2)年度で終了し、合併特例債及び過疎対策事業債の交付税措置を除けば、増収が見込めない状況です。

「地方債」は、優遇措置のある合併特例債を、事業計画に沿って発行するほか、同じく優遇措置のある過疎対策事業債についても過疎地域持続的発展計画に基づき有効活用を図ります。また、普通交付税の代替となる臨時財政対策債の発行も見込んでいます。

【歳出】

「人件費」は、職員定員適正化計画を継続して推進していきますが、地方公務員の定年引上げに伴う増加を見込んでいます。

「扶助費」は、年少人口の減少に伴い児童福祉費が減少する一方、福祉サービスの需要増加や高齢化に伴う社会保障関係費などの増加により、人口減の中でも、同程度で推移する見込みです。

「公債費」は、合併特例債や臨時財政対策債などに対する元利償還金が、2028(令和10)年度までは増加することから、財政構造の硬直化が懸念されます。

「補助費等」は、減少傾向で推移しますが、計画期間後に、ごみ処理新施設の建設や水道施設統廃合事業に伴う負担金等が大きく増加する見込みです。

「普通建設事業費」は、合併特例債や過疎対策事業債など有利な財源を最大限活用し、必要な事業を計画的に見込んでいます。

「その他」には、積立金や維持補修費が含まれており、「出資金」では、水道施設統廃合事業等に対する出資金を見込んでいます。

以上のことから、後期基本計画期間においては、市税の減収等により一般財源の増収が見込めないことから、扶助費や公債費といった義務的経費の増加に伴う財源不足を補うため、財政調整基金などの基金を取り崩して、財政運営せざるを得ない状況です。

2. 財政運営の考え方

合併以降、適宜、行財政運営の見直しに伴い、可能な範囲で財政調整基金への積立を行っており、また、コロナ禍においても、国の経済対策等が講じられたことなど、特に財政運営が著しく悪化することなく安定した状態で推移してきました。

しかしながら、職員定員適正化計画の推進により大幅に削減してきた人件費は、今後、行政サービス自体の縮減が難しいことから、民営化や業務委託、会計年度任用職員の活用などにより、削減効果は限定的になると見込まれます。その一方で、人口減の中、高齢化等による社会保障関係費の増加は避けられず、また、合併特例債活用事業の実施や老朽化した施設の更新に伴う公債費、維持補修費も増大します。

さらに、市税等自主財源の減少という状況に直面していることから、徴収率の向上・遊休資産の活用など適正な歳入確保対策の検討を図りつつ、本市本来の適正規模に基づく、持続可能な財政運営を実施していくためには、市職員のみならず市民を含めた本市全体で行財政改革の取組を着実に進めていく必要があります。

公共施設の整備は、有利な財源を最大限活用しても、公債費や維持管理費等の費用が必ず後年度に発生することから、長期的な視点に基づき、十分検討して整備する必要があります。また、老朽化の進む既存施設については、「公共施設等総合管理計画」及び「公共施設等個別施設計画」を基に施設の必要性、費用対効果を十分に検証した上で、計画的に更新、統廃合、長寿命化を図っていきます。

3節 地域整備の方向性(出典:香取市都市計画マスタープラン)

本市の現状及び変遷と特性を踏まえ、将来のまちの骨格を示す将来都市構造を「拠点」、「軸」、「ゾーンなど」により設定し、面的な地域整備の方向を明示します。

(1)拠点

拠点は、市民の生活や都市活動及び交流の中心となる場所で、市民の生活を支え、本市の活力、賑わいを創出する市域や地域の中心となります。それぞれの特性を活かした魅力のある拠点の形成を目指します。

種類	概要
①都市拠点	<p>本市の都市活動や居住の中心となる場所で、佐原市街地と小見川市街地とします。都市拠点は、本市の「顔」となる場所で、今後も機能の充実並びに魅力の向上を図ることが求められています。地域の特性を活かした居住環境の形成と生活を支える都市サービス機能の整った暮らしのしやすいまちづくりを目指します。</p> <p>都市拠点 中心拠点:佐原市街地及び市街地周辺 副拠点:小見川市街地及び周辺</p>
②地区拠点	<p>山田地域、栗源地域において、地域を担う行政サービスや生活サービス機能等が集積する場所です。市民の生活や活動を支える身近なサービス等の機能が集積した拠点の形成を目指します。</p> <p>地区拠点 山田地域:支所周辺(行政)、府馬地区(生活) 栗源地域:支所周辺及び岩部交差点周辺(行政・生活)</p>
③産業拠点	<p>産業機能が集積する場所で、小見川工業団地を位置づけます。本市の産業を支える拠点として、小見川工業団地の操業環境の維持、向上を図ります。</p> <p>産業拠点:小見川工業団地</p>
④観光交流拠点	<p>観光資源となる自然環境や歴史的資源等を中心とする場所で、資源の維持、保全を図るとともに、観光や交流の場として拠点の活用を目指します。</p> <p>観光交流拠点 佐原地域:香取神宮周辺、小野川周辺、与田浦周辺、加藤洲十二橋周辺、水の郷さわら、横利根閘門ふれあい公園周辺 小見川地域:くろべ運動公園周辺、小見川城山公園周辺、まほろばの里案内所周辺 山田地域:府馬の大クス周辺、橋ふれあい公園周辺、鳩山地区観光農業施設周辺 栗源地域:栗源運動広場周辺、道の駅くりもと周辺</p>
⑤都市活性化拠点	<p>本市の新たな活力を創出する、一体的な土地利用が可能な場所で、周辺の環境に配慮しながら、本市の交流や活力を創出する新たな拠点の形成を目指します。</p> <p>都市活性化拠点 佐原香取IC周辺、阿玉台地区周辺、大関地区</p>

(2)軸

軸は、都市間や地域間を結ぶ道路など、交流や都市活動を支える連続した空間で、市民の生活を支え、本市の活力、賑わい創出の基盤となります。

種 類	概 要
①都市連携軸	<p>広域的な連絡性、又は、成田国際空港や鹿島臨海工業地帯を連絡する連続した空間で、賑わいと交流を支える機能の充実を目指します。</p> <p>都市連携軸 東関東自動車道、国道 51 号、国道 356 号バイパス、成田小見川鹿島港線、利根川、鉄道(JR 成田線、JR 鹿島線)</p>
②地域連携軸	<p>地域間や拠点を連絡する連続した空間で、市民の生活や活動を支える機能の充実を目指します。</p> <p>地域連携軸 国道 356 号(国道 51 号以東区間)、大栄栗源干潟線、旭小見川線、佐原山田線、佐原八日市場線、佐原椿海線、交流促進連絡道路、香取市横断道路</p>
③沿道利用検討区 間	<p>都市連携軸、地域連携軸とした道路で、沿道の都市的土地利用の進展が想定される区間で、周辺の自然環境等と調和し、交通の利便性を活かした利用を目指します。</p> <p>都市連携軸における沿道利用検討区間 国道 51 号、成田小見川鹿島港線</p> <p>地域連携軸における沿道利用区間 国道 356 号(佐原市街地～小見川市街地の区間)、 大栄栗源干潟線(佐原八日市場以南区間)、 佐原山田線(佐原市街地～成田小見川鹿島港線の区間)、 旭小見川線(小見川市街地～府馬地区周辺の区間)</p>

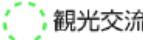
(3)ゾーンなど

ゾーン・エリアは、基本的な土地利用等の大枠を示すもので、それぞれの地域が有する資源等を保全、活用することで、地域の特性に応じた土地利用を目指します。

種 類	概 要
①ふるさと交流・定 住ゾーン	<p>農地や農村集落地等で形成される地域とします。優良農地の保全・活用に努め、生産性の高い農業生産地として活用していくとともに都市との交流空間としての活用を図ります。</p>
②水と緑の環境保 全・活用ゾーン	<p>利根川、与田浦周辺等の水辺空間や市南部の緑を形成する山林等とします。河川や緑の保全、育成、また市民の憩いの場として活用を図ります。</p>
③農村集落地等エリ ア	<p>「ふるさと交流・定住ゾーン」や「水と緑の環境保全・活用ゾーン」において、まとまりのある農村集落地等が形成されている地域とします。無秩序な住宅等の開発を抑制しつつ、生活環境施設の整備を総合的に進め、農業環境・自然環境と共生する快適でゆとりのある居住環境の創出を図ります。</p>

◆香取市の将来都市構造図(出典:香取市都市計画マスタープラン)



- | | | | | | |
|---|---------|---|------------|--|----------------|
|  | 都市拠点 |  | 都市連携軸(道路) |  | ふるさと・交流定住ゾーン |
|  | 地区拠点 |  | 都市連携軸(利根川) |  | 水と緑の環境保全・活用ゾーン |
|  | 産業拠点 |  | 都市連携軸(鉄道) |  | 農村集落地等のエリア |
|  | 観光交流拠点 |  | 地域連携軸(道路) | | |
|  | 都市活性化拠点 |  | 沿道利用検討区間 | | |

第4章 重点プロジェクト

【第3期香取市まち・ひと・しごと創生総合戦略】

1節 重点プロジェクトとは

後期基本計画では、ここまで述べたとおり、本市の課題解決に向けて41の施策を設定し、より一層、各施策の区分や方針等を明確にしながら、各種取組を推進していきます。

一方、社会的潮流と動向などを踏まえ、より複雑かつ大きな課題については、ひとつの組織や施策の中だけで解決できないものも存在します。

例えば、本市の重要課題である人口減少対策や少子高齢化への対応など、組織及び施策横断的に取組を進める必要がある課題については、当該施策等を総合計画における重点プロジェクトとして位置付け、通常の施策項目の推進と並行して、全庁一体となった体制づくりと取組を進めることとします。

2節 「第2次香取市総合計画・後期基本計画」と「第3期香取市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の関係

総合戦略は、第1編で述べたように、特に、人口減少や少子高齢化が本市最大の課題であるとの認識に立ち、その対応として、厳しい状況に歯止めをかけつつ、市民生活の水準を維持、向上するための基本目標を設定し、各施策や取組をまとめたもので、この総合計画(後期基本計画)と一体的に策定することとしています。また、新たな総合戦略を策定する際の前提となる「香取市人口ビジョン」を踏まえるほか、人口動態、将来展望、本市の現状と課題をはじめ、総合戦略を進める際の基本的な視点や基本目標等の必要な事項については、本総合計画の内容と同様となるので、そのまま適用します。

なお、本市の人口動態は、現在、全国的な動きや状況に先行し、その減少及び少子高齢化が著しいことから、その対策は急務となっており、加えて、2022(令和4)年4月に本市が一部過疎地域に指定されたことから、脱却に向けて、より具体的な対策を講じる必要があります。

当該重要課題の大きさ、対策の早期執行が必要との厳しい局面を鑑み、総合戦略の各種取組は広範な分野に及び、後段の後期基本計画においても、多くの施策展開に関連することになるほか、過疎対策＝人口減少対策との相互の関係性を踏まえると、過疎対策に係る法定計画と総合戦略の内容に齟齬が生じてはならないため、引き続き、総合戦略自体を総合計画(後期基本計画)の重点プロジェクトとしつつ、人口減少、少子高齢化対策に特化した総合戦略に掲げる基本目標の各項目について、再確認を経て、そのまま重点プロジェクトを進める際の具体的な項目として位置づけることとします。

したがって、本市の人口減少、少子高齢化及び過疎対策については、総合計画（後期基本計画）における明確な位置づけのなか、危機感を共有しながら、不退転の決意をもって新たな総合戦略はもとより、香取市過疎地域持続的発展計画（2022（令和4）年度～2025（令和7）年度）に基づき、総合的かつ積極的に施策を講じることとします。

3節 重点プロジェクトの推進

1. 重点プロジェクトの位置づけ及び推進項目の設定

重点プロジェクトは、本市のまちづくりにおいて、最重要課題である人口減少、少子高齢化及び過疎対策について、組織及び施策横断的な取組を進めていくためのものです。

また、人口減少や少子高齢化への対応は、目指す水準設定の算段を含め、一時的な取組による成果を求めることが難しいなど、その道のりは陰しく、息の長い取組となります。

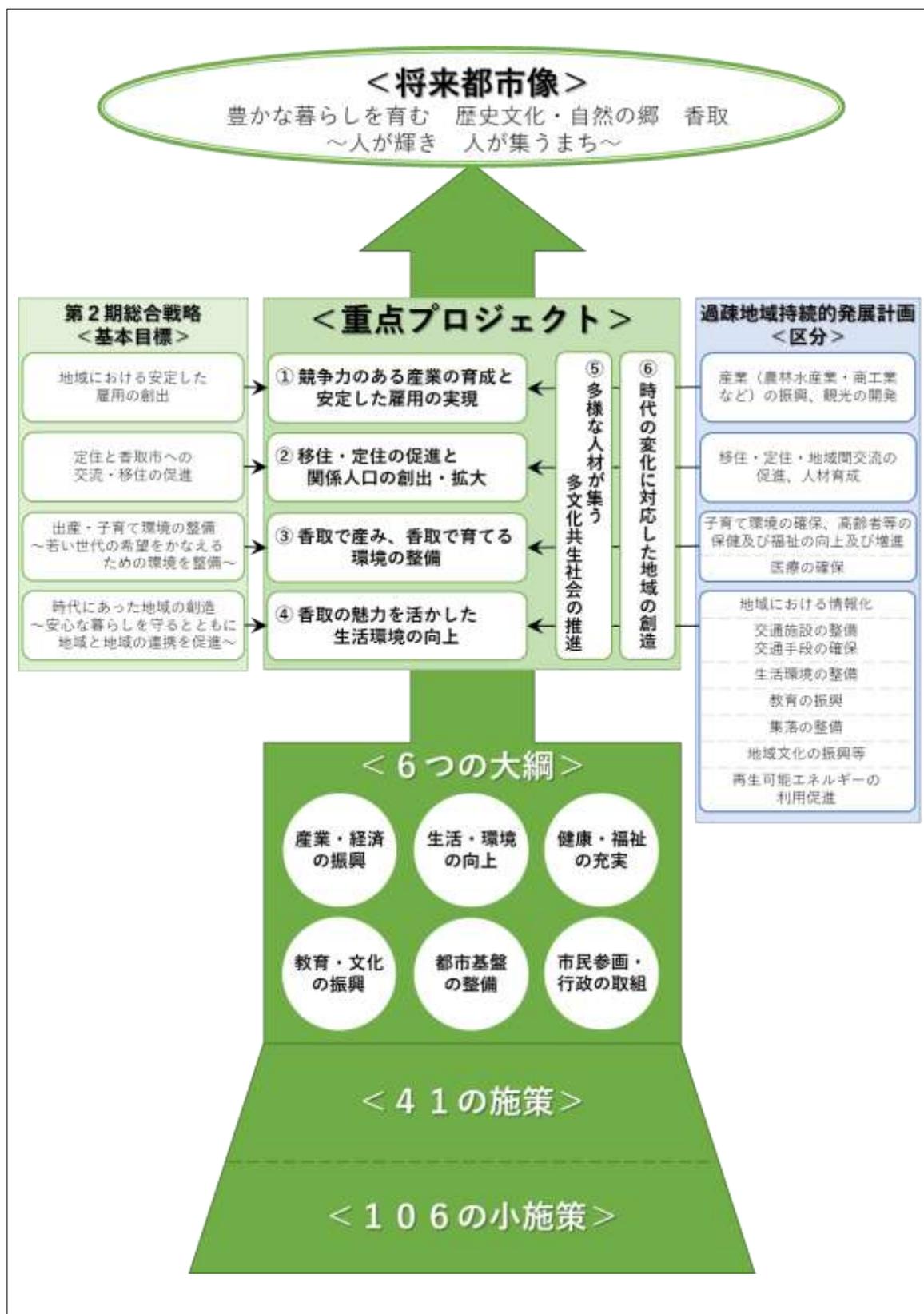
そのため、重点プロジェクトの設定にあたっては、当該重要課題を共有する総合戦略そのものを重点プロジェクトとして位置づけ、これまでの第2期総合戦略の取組状況を踏まえつつ、国の第2期総合戦略における施策項目等を勘案し、以下の6つを当該総合戦略及び重点プロジェクトを進める際の項目（個別プロジェクト）として設定します。

【重点プロジェクト（人口減少対策＝過疎対策）を進める際の個別プロジェクト】

- (1) 競争力のある産業の育成と安定した雇用の実現プロジェクト
- (2) 移住・定住の促進と関係人口の創出・拡大プロジェクト
- (3) 香取で産み、香取で育てる環境の整備プロジェクト
- (4) 香取の魅力を活かした生活環境の向上プロジェクト
- (5) 多様な人材が集う多文化共生社会の推進プロジェクト
- (6) 時代の変化に対応した地域の創造プロジェクト

なお、重点プロジェクトの位置づけや関連する計画項目等を整理すると、次の図のとおりとなります。

【重点プロジェクトの位置づけ】



2. 重点プロジェクトの具体的な取組

(1) 競争力のある産業の育成と安定した雇用の実現プロジェクト

日本全体のほとんどの地域で人口減少が進行しており、特に、本市においては、生産年齢人口の減少が著しいため、市民等が本市に住み続けたいと思える地域となることを目指し、やりがいを感じることでできる魅力的な仕事や雇用機会が十分にあり、誰もが安心して働ける状況をつくるのが重要となります。

近年、近隣の成田市や茨城県神栖市への人口流出が多い本市では、若年層が住み慣れた地元で安心して働くことができ、また、市外からの働き手が集まり、移住等へとつながるよう、生活の礎となる所得が十分に得られる雇用環境を拡充することが求められています。

したがって、本市の基幹産業と考える農業や観光産業の分野をはじめ、既存事業所等の事業承継、創業支援等に努めるほか、新たな企業・産業の誘致を積極的に進めるなど、本市の特色や強みを生かしながら、魅力と競争力のある産業構造を育み、多様な雇用機会の創出に取り組めます。

《具体的な取組》

分野	取組方針	記載頁
農林畜産業	ア 農業経営基盤の強化	92
	イ 農地集積・集約化の推進	92
	ウ 主食用米の計画的な生産及び戦略作物の作付推進	93
	エ 園芸農産物の生産力強化	93
	オ 6次産業化やブランド化等による農産物の高付加価値化の推進	93
	カ 農業生産基盤の充実	97
商工業	ア 商店街のにぎわい創出	100
	イ 市・金融機関・商工会議所や商工会等との協働による商業の活性化	100
	ウ 創業や事業承継の相談・支援体制の充実	101
	エ 商業施設誘致の検討	101
	オ 道の駅水の郷さわらの設備更新	101
	カ 市内で活動する事業者への支援の充実	101
企業・産業誘致	ア 企業・産業誘致の推進	103
	イ 誘致可能な用地の確保	103
	ウ 若者の市内企業への就職促進	104
観光	ア 新たな地域資源の発掘と磨き上げ	106
	イ 効果的な観光プロモーションの推進	107
	ウ 外国人観光客の誘客の推進	107
	エ 観光客の滞在時間延長	108
	オ 地域や観光関連団体との連携	108
広報・広聴	ア 戦略的な方針等に基づく効果的なプロモーション事業の展開	285
財政運営	ア ふるさと香取応援寄附金の有効活用及び幅広い財源確保方策の検討	295

《成果指標(数値目標)》

指標名	指標の説明	現状値	目標値		
		2022 (令和4)	2023 (令和5)	2025 (令和7)	2027 (令和9)
生産年齢人口(15歳から64歳人口)	住民基本台帳	39,069人	38,069人	36,068人	34,670人
新規就農者数	農業経営体育成セミナーの新規受講者数	12人	14人	18人	22人
新規誘致企業数	商工観光課調べ	2件	2件	2件	2件

(2) 移住・定住の促進と関係人口の創出・拡大プロジェクト

本市の人口減少に歯止めがかからないなか、従来からの本市及び地域ならではの活力や暮らしの充実を維持するためには、本市の優れた地域資源を見出し、磨き上げ、具体的な活用方策を展開することで、移住・定住施策の具体的な推進・充実へとつなげるなど、交流人口・関係人口等を含めた質的、量的な増加を図ります。

特に、増加傾向にある空き家対策の一環として、市外からの移住者や若年層世帯の利活用を具体的に促進するなど、ターゲットを見定めつつ、移住・定住に係る成功事例の積み上げを図ります。また、移住希望者に対し、本市の魅力や安定した暮らしに係る情報を積極的に発信し、ひいては、人と心のつながりを意識した地域コミュニティの維持と、衰退気味の地域の活性化につながる施策等の展開に取り組みます。

《具体的な取組》

分野	取組方針	記載頁
農林畜産業	ア 農業経営基盤の強化【再掲】	92
	イ 6次産業化やブランド化等による農産物の高付加価値化の推進【再掲】	93
	ウ 都市と農村の交流促進	94
企業・産業誘致	ア 企業・産業誘致の推進【再掲】	103
	イ 誘致可能な用地の確保【再掲】	103
	ウ 若者の市内企業への就職促進【再掲】	104
観光	ア 新たな地域資源の発掘と磨き上げ【再掲】	106
	イ 効果的な観光プロモーションの推進【再掲】	107
子育て	ア 婚活支援等施策の展開	162
住宅環境	ア 移住定住に係る住宅支援制度の検討	234
	イ 空き家利活用の促進	235
過疎対策	ア 移住・定住支援措置の充実	275
広報・広聴	ア 戦略的な方針等に基づく効果的なプロモーション事業の展開【再掲】	285

《成果指標(数値目標)》

指標名	指標の説明	現状値	目標値			
		2022 (令和4)	2023 (令和5)	2025 (令和7)	2027 (令和9)	
社会増減数	住民基本台帳人口移動報告年報 (総務省統計局)	△390人 (2021)	△380人	△370人	△360人	
若年層(15歳から34歳)の転出超過数	住民基本台帳人口移動報告年報 (総務省統計局)	341人 (2021)	340人 以内	330人 以内	320人 以内	
ふるさと納税受入件数	企画政策課調べ	28,184件 (2021)	45,000件	67,500件	90,000件	

(3) 香取で産み、香取で育てる環境の整備プロジェクト

日本全体で出生数の減少傾向が続き、一部の自治体では、その存続自体が危ぶまれるほど極めて深刻な状況にあるなど、本市においても、出生数の減少が著しい実態にあります。出生数の減少は、人口減少の大きな要因の一つであり、その背景には、依然として、結婚・出産、子育て・教育に対する経済的な負担感や子育てと仕事の両立の難しさなどの要因のほか、当該世代の結婚・出産に至る割合や数が大幅に低下している実態及び、日常生活における優先度等多様な価値観を重要視する個人意識の変化等があるとされています。

このような中、出生数の減少に少しでも歯止めをかけ、本市で子育てをする人を増やすためには、当該世代が結婚・出産へと至る数的な割合を増やす抜本的な対策を検討しつつ、若年層の子育てに対する経済的な不安をやわらげ、地域全体で出産や子育てがしやすい環境を整えるなど、子育て支援策の拡充に努めるほか、考えられる必要な手立てを着々と講じる必要があります。

また、市内で出産できる医療機関等がない現状を鑑み、出産から子育てまでの連続的な地域医療体制を構築する一環として、産科クリニック等の誘致に取り組み、誘致後においては、その安定した経営に向けた継続的な支援措置を講じるほか、更なる出生率の向上等に資するため、産前・産後支援体制の充実など、必要な施策の展開を図ります。

加えて、人口減少及び少子化とともに児童・生徒数の減少が危惧される学校についても、引き続き、効率的かつ効果的な管理運営及び適正配置等を図りつつ、より一層、各地域に根ざした学校づくりを進めます。

《具体的な取組》

分野	取組方針	記載頁
公園・緑地・水辺空間	ア 利用者のニーズに合わせた公園施設の整備・更新	125
子育て	ア 包括的な相談・支援体制の構築	161
	イ 子育て世帯への経済的支援	162
	ウ ひとり親家庭向け支援の充実	162
	エ 婚活支援等施策の展開【再掲】	162
	オ 産前・産後支援体制の充実	163
	カ 子どもの遊び場づくり	163
	キ 保育施設の整備	164
	ク 保育サービスの充実	165
	ケ 需要に応じた放課後児童クラブの充実	166
	健康づくり・感染症	ア 妊婦及び乳幼児の健康増進
イ 対象年齢での予防接種の適切な執行及び促進		179
地域医療	ア 産婦人科施設の円滑な開設と安定経営に向けた継続的な支援	181
教育施設・環境の整備	ア 学校適正配置の推進	190
	イ 計画的な施設の長寿命化改修の実施	190
学校教育	ア 地域の特性を活かした教育の推進	196
	イ 安心して通学できる環境の充実	197
	ウ 学校給食費の経済的負担の軽減	198

《成果指標(数値目標)》

指標名	指標の説明	現状値	目標値		
		2022 (令和4)	2023 (令和5)	2025 (令和7)	2027 (令和9)
出生数	住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数に関する調査(総務省)	267人 (2021)	290人	320人	350人
放課後児童クラブ待機児童数	子育て支援課調べ	27人	5人	0人	0人
産婦人科開設件数	健康づくり課調べ	-	-	1件	-

(4) 香取の魅力を活かした生活環境の向上プロジェクト

本市では、人口の転出超過の状況が続いており、その改善・転換を図るためには、より一層、本市の特長や魅力を活かし、誰もが快適に生活できるまちづくりへと具体化することにより、市民等が住み続けたいと思える地域社会を構築することが求められています。

そのためには、生活環境の向上に向けて、まず、郷土への愛着を育み、地域の特長や魅力ある資源を見出し、その良さを皆で共有するほか、共に力を合わせ、活かし方の検討や段階的な市民活動等を実践する段階へと歩みを進めるなど、個人の意識や求める程度に応じ、日々の地域の暮らしに生きがいや付加価値等を持たせることが重要です。

本市には、「香取神宮」や「伊能忠敬」関係資料、佐原の町並みなど、ほかに誇る歴史遺産が数多く残っており、それら研究成果の周知や活用等を図るほか、市内各所で脈々と引き継がれている祭礼などの地域行事や、水郷地帯特有の水辺空間、広大な水田と肥沃な台地、橘ふれあい公園や点在する里山などの自然環境を活かした交流の場や体験を通じ、市の魅力を身近に感じながら、地域内外の人や活動のつながりを深めるとともに、多世代の交流を含め、地域活動の活性化と日々の暮らしの質的向上を図ります。

また、年々増加している高齢者に対し、個々の希望や意識の多様化を踏まえつつ、特に、健康増進及び生きがい活動に係る総合的な施策の充実に努めるほか、多様な主体と連携した公共交通の利便性向上及び地域間・都市間のアクセス向上を図るなど、誰もが暮らしやすさの充実を実感できる環境整備に取り組みます。

そして、市民、事業者、行政の役割分担と協働のもと、ごみの発生抑制、減量化、資源の再利用・再資源化を推進するとともに、ごみ出し困難者へ個別の対応を行うなど、自然環境の保護や公衆衛生施策の充実を含め、様々な観点から、衛生的な地域環境づくりに努めます。

なお、近年、激甚化の傾向にある大規模災害の発生に備え、地域防災体制の構築・強化など、より安全で安心なまちづくりが注目されていることから、特に、市民等の意識や意向を踏まえた自助・共助による地域防災体制の充実を図るほか、万全な備えと緊急時対応に着目した防災対策に資する取組を進めます。

《具体的な取組》

分野	取組方針	記載頁
環境保護・省エネ	ア 協働による環境保全活動の推進	114
廃棄物処理 ・再資源化	ア ごみ出し困難者への支援	120
	イ 可燃不燃物処理施設や最終処分場の適正な運営と更新整備	121
	ウ し尿処理場の適正運営	121
	エ 再資源化推進のための仕組みづくりと取組の強化	123
公園・緑地・水辺 空間	ア 橋ふれあい公園の計画的な機能拡充【再掲】	125
	イ 利用者のニーズに合わせた公園施設の整備・更新	125
斎場・墓地	ア 火葬場の適正な運営・管理に資する連携の強化	128
交通安全・防犯	ア 交通安全施設の整備・充実	131
	イ 防犯体制の強化及び防犯設備の整備・充実	132
防災・消防・救急	ア 地域防災力の向上	134
	イ 大規模災害に備えた減災対策の拡充	135
	ウ 備蓄物資の計画的な購入と適正管理	135
	エ 情報伝達手段の拡充	135
	オ 消防施設の適正配置	137
地域福祉	ア 地域福祉サービスの在り方の探求及び強固な支援ネットワークの形成	147
介護・介護予防	ア 地域支援事業の拡充に向けた施策の推進	152
高齢者の生きがい	ア 高齢者の生活移手段の整備確保	158
障がい者福祉	ア 障がい者等の社会参加に係る移手段の確保	170
地域医療	ア 民間医療機関との連携と相談体制等の確保	181
	イ 地域医療体制の充実	181
生涯学習	ア 社会教育活動拠点の機能充実	208
スポーツの推進	ア スポーツ活動の利用しやすい環境の整備と対象施設の適正な管理	212
歴史・文化・芸術	ア 伝統文化(無形民俗文化財)の継承	216
	イ 文化財の利活用の推進	218
	ウ 伊能忠敬記念館の円滑な運営及び機能強化の検討	219
町並み ・市街地整備	ア 歴史的な町並み等資源の保全と歴史的風致の向上	228
	イ 町並みの保存を含む総合的な景観形成施策の確立	229
	ウ 都市間公共交通等の利便性向上	230
道路・河川	ア 高規格道路関連及び国・県道の整備促進	240
	イ 都市計画道路の整備	240
	ウ 幹線(Ⅰ・Ⅱ級)市道の整備	241
	エ 道路の維持管理及びその他市道(生活道路等)の整備	241
	オ 橋梁の維持管理及び長寿命化の推進	242
	カ 市道冠水箇所解消等に係る措置	242
公共交通	ア 交通不便地域への対応を含む抜本的な対策の検討	245
	イ 既存路線バスの運行維持	246
	ウ 都市間公共交通等の利便性向上【再掲】	246
	エ JR成田線・鹿島線の利便性の向上及び利用促進	247
	オ 市営循環バスの適切な運行及び利用促進	248
	カ 現行乗合タクシーの利用促進	248

分野	取組方針	記載頁
上水道	ア (上水道施設)小見川浄水場等の更新と施設統廃合の推進	251
	イ (上水道施設)石綿セメント管等老朽管の計画的な更新	251
	ウ (簡易水道施設)水道事業への統合の推進及び必要な施設等の更新	252
	エ (簡易水道施設)老朽管の計画的な更新	252
下水道	ア (下水道施設)ストックマネジメント事業の継続	258
	イ (集落排水施設)ストックマネジメント事業の継続	260
	ウ (その他浄化施設)ストックマネジメント事業の実施検討	261
	エ 合併処理浄化槽の設置及び転換に対する支援	261
市民協働	ア みんなの賑わい交流拠点コンパス及び市民センターの適切な管理運営	266
財政運営	ア 公共施設等総合管理計画の推進及び施設設置目的等の再確認	299

《成果指標(数値目標)》

指標名	指標の説明	現状値	目標値		
		2022 (令和4)	2023 (令和5)	2025 (令和7)	2027 (令和9)
住み続けたいと思う市民の割合	市民意識調査	59.6%	-	63.0%	65.0%
住みよいと感じる市民の割合	市民意識調査	49.1%	-	53.0%	55.0%
香取市に愛着を感じる市民の割合	市民意識調査	64.8%	-	68.0%	70.0%

(5) 多様な人材が集う多文化共生社会の推進プロジェクト

人口減少が進み、人口規模が縮小していく中であっても、本市が持続的に発展し、将来にわたって活力のある地域とするためには、特に、様々な人材がいきいきと元気に活躍することが必要です。そのためには、女性、高齢者、障がい者、外国人など、個人の意識や人権等を尊重し、すべての市民等が各々の希望のもとに活躍しながら、多様性に富む豊かな地域社会を構築することが重要となります。

その手段として、例えば、市民等と行政が課題を共有し、それぞれの役割を認識しつつ、共に考え、共に行動し、地域内外の人等の主体的な交流による活性化や地域課題を解決する仕組みづくりを経て、共通課題を解決する互いの目的に沿って、理想的な暮らしの場をつくりあげていくため、引き続き、住民自治(まちづくり)協議会や自治会、各種市民活動団体の活動を支援するほか、多様で主体的な活動機会を通じた市民参加を促し、市民主体及び市民と行政の協働により、直面する諸課題に対し、一つ一つ具体的な解決策を講じていくなど、市の規模や財源等に見合った持続可能な地域社会の構築を目指します。

《具体的な取組》

分野	取組方針	記載頁
防災・消防・救急	ア 地域防災力の向上【再掲】	134
人権	ア 啓発の推進及び具体的な展開施策の検討	144
地域福祉	ア 地域福祉サービスの在り方の探求及び強固な支援ネットワークの形成【再掲】	147
介護・介護予防	ア 地域支援事業の拡充に向けた施策の推進【再掲】	152
子育て	ア 包括的な相談・支援体制の構築【再掲】	161
	イ 保育サービスの充実【再掲】	165
市民協働	ア 住民自治(まちづくり)協議会への継続支援	265
	イ 住民自治(まちづくり)協議会の組織強化と活動等の高度化	265
	ウ みんなの賑わい交流拠点コンパス及び市民センターの適切な管理運営【再掲】	266
	エ 地域振興事業に対する継続支援	267
	オ 高校・大学等との連携及び協働事業の推進	267
	カ 地区集会施設の整備への支援	269
	キ コミュニティ助成事業による地域活動等への支援	269
地域間交流・国際交流	ア 姉妹・友好都市等との交流を通じた各分野における連携	278
	イ 近隣市町との広域連携の枠組みを活かした新たな事業展開の検討	278

《成果指標(数値目標)》

指標名	指標の説明	現状値	目標値		
		2022 (令和4)	2023 (令和5)	2025 (令和7)	2027 (令和9)
まちづくり活動に参加している市民の割合	市民意識調査	8.2%	-	10.0%	15.0%
市民協働によるまちづくりの推進の満足度	市民意識調査	1.8%	-	3.0%	4.0%
人権・男女共同参画施策の推進の満足度	市民意識調査	1.5%	-	2.0%	2.5%

(6) 時代の変化に対応した地域の創造プロジェクト

国では、産業・雇用・医療・教育など、様々な分野において DX の推進と行政手続きをはじめとした市民サービスのデジタル化を推進しています。また、国連の提唱する SDGs に係る取組を原動力とした地方創生や、地球温暖化への対応及び脱炭素社会の実現を進めています。

本市においても、市民サービスの向上と業務の効率化の両方を視野に入れ、行政サービス面のデジタル化をはじめとした DX への対応を効果的に進めるとともに、地球温暖化計画等に基づく取組の推進及び再生可能エネルギーの利活用に資する施策の拡充に努めます。特に、脱炭素社会の実現、SDGs への対応等については、民間企業等の取組状況、国・県施策の動向に留意しながら、市民の暮らしに最も身近な地方自治体として、これら関連施策への総合的かつ積極的な対応を図ります。

また、本市の魅力等の情報を効果的に発信するには、SNS等の媒体を積極的に活用するなど、現在、プロモーション施策の展開について、より戦略性が求められています。

これらの時代の変化や要請にいち早く対応することは、市民等の暮らしを向上・改善する近道となり、必ず、人口減少対策に大きく寄与することにつながると考えます。

《具体的な取組》

分野	取組方針	記載頁
農林畜産業	ア 園芸農産の生産力強化【再掲】	93
	イ 6次産業化やブランド化等による農産物の高付加価値化の推進【再掲】	93
観光	ア 効果的な観光プロモーションの推進【再掲】	107
環境保護・省エネ	ア 省エネルギー・再生可能エネルギー利活用の推進	112
	イ 施設の適正な維持管理による健全経営	115
SDGs	ア SDGs 推進体制の整備	271
	イ 全庁的な SDGs 推進に向けた事業展開	272
広報・広聴	ア 戦略的な方針等に基づく効果的なプロモーション事業の展開【再掲】	285
行政運営・DX対応	ア 自治体DXの推進	292

《成果指標(数値目標)》

指標名	指標の説明	現状値	目標値			
		2022 (令和 4)	2023 (令和 5)	2025 (令和 7)	2027 (令和 9)	
市公式 SNS の利用登録者数	Instagram、Facebook のフォロワー数及び、YouTube チャンネル登録者数(秘書広報課所管分)	4,486 人	5,500 人	6,6000 人	7,700 人	
オンライン申請可能な行政手続き数	総務課調べ	9 件	31 件	40 件	50 件	
市全体の温室効果ガス排出量	環境安全課調べ	565,187 t-co2	536,928 t-co2	484,577 t-co2	437,331 t-co2	

重点プロジェクトと施策の関係

大綱	施策名	小施策名	重点プロジェクト					
			競争力のある産業の育成と安定した雇用の実現	移住・定住の促進と関係人口の創出・拡大	香取で産み香取で育てる環境の整備	香取の魅力を活かした生活環境の向上	多様な人材が集う多文化共生社会の推進	時代の変化に対応した地域の創造
1 産業・経済の振興	1-1 農林畜産業	(1) 農業経営	◎	◎				◎
		(2) 農地・農村環境						
		(3) 土地改良	◎					
		(4) 森林整備・治山						
	1-2 商工業	(1) 商業振興	◎					
		(2) 工業振興	◎					
	1-3 企業・産業誘致	(1) 誘致活動	◎	◎				
		(2) 就労支援	◎	◎				
		(3) 産業団地						
	1-4 観光	(1) 観光振興	◎	◎				◎
		(2) 観光事業						
	2 生活・環境の向上	2-1 環境保護・省エネ	(1) 地球温暖化・脱炭素化					
(2) 自然保護						◎		
(3) 電気事業								◎
2-2 環境衛生・公害対策		(1) 環境美化・衛生						
		(2) 公害対策						
2-3 廃棄物処理・再資源化		(1) ごみ・し尿処理				◎		
		(2) 産業廃棄物・不法投棄						
		(3) 再資源化				◎		
2-4 公園・緑地・水辺空間		(1) 公園・緑地			◎	◎		
		(2) 水辺空間						
2-5 斎場・墓地		(1) 斎場				◎		
		(2) 墓地						
2-6 交通安全・防犯		(1) 交通安全				◎		
		(2) 防犯				◎		
2-7 防災・消防・救急		(1) 防災				◎	◎	
		(2) 急傾斜地・砂防						
	(3) 消防・救急				◎			
2-8 市民・消費者相談	(1) 市民相談							
	(2) 消費者相談							
2-9 人権	(1) 人権・虐待							
	(2) 男女共同参画							
	(3) LGBTQ+					◎		
3 健康・福祉の充実	3-1 地域福祉	(1) 地域福祉				◎	◎	
		(2) 重層的支援						
	3-2 介護・介護予防	(1) 介護保険						
		(2) 地域包括支援				◎	◎	
	3-3 高齢者の生きがい	(1) 生きがいづくり						
		(2) 生活・就労支援				◎		
	3-4 子育て	(1) 子育て支援		◎	◎		◎	
		(2) 保育環境			◎		◎	
		(3) 児童館・児童クラブ			◎			
	3-5 障がい者福祉	(1) 自立支援				◎		
		(2) 権利擁護・環境整備						
	3-6 健康づくり・感染症	(1) 健康増進・保健衛生				◎		
		(2) 防疫・感染症						
		(3) 予防接種				◎		
	3-7 地域医療	(1) 地域医療				◎	◎	
(2) 病院経営								
3-8 保険・社会保障	(1) 国民健康保険							
	(2) 後期高齢者医療							
	(3) 国民年金							
	(4) 生活保護							

大綱	施策名	小施策名	重点プロジェクト					
			競争力のある産業の育成と安定した雇用の実現	移住・定住の促進と関係人口の創出・拡大	香取で産み香取で育てる環境の整備	香取の魅力を活かした生活環境の向上	多様な人材が集う多文化共生社会の推進	時代の変化に対応した地域の創造
4 教育・文化の振興	4-1 教育施設・環境の整備	(1) 適正配置			◎			
		(2) 施設・環境整備			◎			
	4-2 学校教育	(1) 学校教育			◎			
		(2) 学校給食			◎			
	4-3 青少年健全育成	(1) 青少年健全育成						
	4-4 生涯学習	(1) 生涯学習活動						
		(2) 社会教育				◎		
	4-5 スポーツの推進	(1) スポーツ振興				◎		
		(2) 社会体育						
	4-6 歴史・文化・芸術	(1) 伝統文化				◎		
		(2) 文化財				◎		
		(3) 博物館等				◎		
(4) 芸術振興								
5 都市基盤の整備	5-1 都市計画・土地利用	(1) 都市計画						
		(2) 土地利用						
		(3) 地籍調査						
	5-2 町並み・市街地整備	(1) 町並み・景観				◎		
		(2) 市街地整備				◎		
		(3) 駐車場						
	5-3 住宅環境	(1) 住宅政策		◎				
		(2) 空き家対策		◎				
		(3) 市営住宅						
		(4) 宅地造成						
	5-4 道路・河川	(1) 道路・橋りょう				◎		
		(2) 河川・排水路						
	5-5 公共交通	(1) 公共交通網				◎		
		(2) 循環バス・乗合タクシー				◎		
	5-6 上水道	(1) 上水道施設				◎		
		(2) 簡易水道施設				◎		
(3) 事業経営								
5-7 下水道	(1) 下水道施設				◎			
	(2) 集落排水施設				◎			
	(3) その他浄化施設				◎			
	(4) 事業経営							
6 市民参画・行政の取組	6-1 市民協働	(1) 市民協働				◎	◎	
		(2) 事業提案・連携					◎	
		(3) コミュニティ					◎	
	6-2 SDGs	(1) 推進体制						◎
		(2) 事業展開方策						◎
	6-3 過疎対策	(1) 過疎対策						
		(2) 移住・定住		◎				
	6-4 地域間交流・国際交流	(1) 地域連携・地域間交流					◎	
		(2) 国際交流						
	6-5 広報・広聴	(1) 広報						
(2) 広聴								
(3) 地域プロモーション		◎	◎				◎	
6-6 行政運営・DX対応	(1) 計画行政							
	(2) 行政改革							
	(3) 組織体制・職員研修							
	(4) DX対応						◎	
6-7 財政運営	(1) 財源確保	◎						
	(2) 経営効率化							
	(3) 財産管理・調達				◎			

第5章 施策内容

1節 施策体系

大綱	施策	小施策
1 の振興 産業・経済	1-1 農林畜産業	農業経営、農地・農村環境、土地改良、森林整備・治山
	1-2 商工業	商業振興、工業振興
	1-3 企業・産業誘致	誘致活動、就労支援、産業団地
	1-4 観光	観光振興、観光事業
2 生活・環境の向上	2-1 環境保護・省エネ	地球温暖化・脱炭素化、自然保護、電気事業
	2-2 環境衛生・公害対策	環境美化・衛生、公害対策
	2-3 廃棄物処理・再資源化	ごみ・し尿処理、産業廃棄物・不法投棄、再資源化
	2-4 公園・緑地・水辺空間	公園・緑地、水辺空間
	2-5 斎場・墓地	斎場、墓地
	2-6 交通安全・防犯	交通安全、防犯
	2-7 防災・消防・救急	防災、急傾斜地・砂防、消防・救急
	2-8 市民・消費者相談	市民相談、消費者相談
	2-9 人権	人権・虐待、男女共同参画、LGBTQ+
3 健康・福祉の充実	3-1 地域福祉	地域福祉、重層的支援
	3-2 介護・介護予防	介護保険、地域包括支援
	3-3 高齢者の生きがい	生きがいづくり、生活・就労支援
	3-4 子育て	子育て支援、保育環境、児童館・児童クラブ
	3-5 障がい者福祉	自立支援、権利擁護・環境整備
	3-6 健康づくり・感染症	健康増進・保健衛生、防疫・感染症、予防接種
	3-7 地域医療	地域医療、病院経営
	3-8 保険・社会保障	国民健康保険、後期高齢者医療、国民年金、生活保護

大綱	施策	小施策
4 教育・文化の振興	4-1 教育施設・環境の整備	適正配置、施設・環境整備
	4-2 学校教育	学校教育、学校給食
	4-3 青少年健全育成	青少年健全育成
	4-4 生涯学習	生涯学習、社会教育
	4-5 スポーツの推進	スポーツ振興、社会体育
	4-6 歴史・文化・芸術	伝統文化、文化財、博物館等、芸術振興
5 都市基盤の整備	5-1 都市計画・土地利用	都市計画、土地利用、地籍調査
	5-2 町並み・市街地整備	町並み・景観、市街地整備、駐車場
	5-3 住宅環境	住宅政策、空き家対策、市営住宅、宅地造成
	5-4 道路・河川整備	道路・橋りょう、河川・排水路
	5-5 公共交通	公共交通網、循環バス・乗合タクシー
	5-6 上水道	上水道施設、簡易水道施設、事業経営
	5-7 下水道	下水道施設、集落排水施設、その他浄化施設、事業経営
6 市民参画・行政の取組	6-1 市民協働	市民協働、事業提案・連携、コミュニティ
	6-2 SDGs	推進体制、事業展開方策
	6-3 過疎対策	過疎対策、移住・定住
	6-4 地域間交流・国際交流	地域連携・地域間交流、国際交流
	6-5 広報・広聴	広報、広聴、地域プロモーション
	6-6 行政運営・DX対応	計画行政、行政改革、組織体制・職員研修、DX対応
	6-7 財政運営	財源確保、経営効率化、財産管理・調達

2節 各施策の見方

SDGsの17の目標のうち、施策に関連する目標を表示しています。

施策に紐づく小施策を記載しています。



1-1 農林畜産業

- 小施策 (1) 農業経営
 (2) 農地・農村環境
 (3) 土地改良
 (4) 森林整備・治山

主担当課	農政課	関係課	
------	-----	-----	--

▶ 5年後の目指す姿

施策の5年後の目指す姿を記載しています。

農地や森林等の持つ機能を暮らしの充実につなげるほか、農林畜産業の従事者が増えることで、農林畜産業の現場が活気にあふれ、安心安全な農林畜産物の生産地として「香取」の認知度が高まっています。

▶ 業績評価指標

小施策	指標名	指標の説明	現状値	目標値			
			2022 (令和4)	2023 (令和5)	2025 (令和7)	2027 (令和9)	
農業経営	農業産出額	市町村別の品目毎の年間生産量に農家庭先販売価格を乗じたもの(出典:農林水産省 市町村別農業産出額)					
	地域計画作成数	集落・地域における地域計画の延べ策定数(出典:農政課)	67件	72件	76件	80件	
農地・農村環境	耕作放棄地解消面積	耕作放棄地を解消して、農地に再生した面積(出典:農業委員会調べ)	13.1ha	14ha	17ha	20ha	
土地改良	大規模ほ場整備数	10a規模の小規模ほ場から1ha規模の大規模ほ場への整備件数(出典:農政課調べ)	2件	3件	4件	5件	
森林整備・治山	間伐面積	造林木の成長に応じて、密集化する樹木の一部を伐採した森林の面積(出典:農政課調べ)	-	0.3ha	0.4ha	0.5ha	

5年後の目指す姿の達成度を測るため、小施策ごとに、代表的な指標を設定しています。

▶ 関連する個別計画

施策に関連する個別計画を記載しています。

香取市農業振興地域整備計画書(2009(平成21)年度～)

小施策ごとに、対応すべき課題とその現状を記載しています。

(1) 農業経営

▶ 現状と課題

- ① 地域農業の経営基盤強化（人・農地）及び多様な担い手（農地の受け手）の確保が必要とされており、特に高齢化の進む農業において、地域おこし協力隊制度の活用を含め、若い後継者の育成が重要となっています。また、毎年度、農業経営を取り巻く現状と課題の把握及び共有化に努め、各主体が講じる対策（手段）を明確化し、対応策を含め、推進体制を確立し、取組方針を作成する必要があります。
- ② 地域農業の将来のありかについて、市の取組の方向性や具体的な取組を記載しています。また、農地の集積・集約化が可能となるよう、農地バンクの活用を含め、総合戦略上も取組方針として設定されているものについて、総合戦略マークを掲載しております。

「現状と課題」で識別した対応すべき課題について、市の取組の方向性や具体的な取組を記載しています。

総合戦略上も取組方針として設定されているものについて、総合戦略マークを掲載しております。

▶ 取組方針

① 農業経営基盤の強化

対応すべき課題について、具体的な市の取組を記載しています。

総合戦略

市及び地域における農業の将来の在り方、地域農業における中心経営体の育成と、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため、地域計画の策定を進めます。また、国の交付金等を有効に活用するなど若年就農者の育成・支援により、経営基盤の安定化を図り、地域農業の担い手として確保します。

主な取組	内容	
中心経営体の育成、確保	体制	・まとめ役となる地域農業のリーダーの設置 ・農業委員及び農地利用最適化推進委員との連携による地域内調整
	計画	・法制化に伴う地域計画の作成義務化への対応検討 ・兼業農家等も多様な担い手として確保

② 農地集積・集約化の推進交通安全施設の整備・充実

総合戦略

地域の話し合いにより、地域計画の策定（既存プランの更新及び未作成地域への普及促進を含む）を進め、目標地図による担い手（中心経営体）への農地の確保を図ります。

主な取組	内容
担い手（中心経営体）への農地の確保	<p>後期基本計画期間中に取り組み内容を、「推進体制」「現状把握・計画策定」「事業執行」「検証・見直し」という進捗段階別の観点から具体的に記載しています。各観点は取組の進捗状況を表しており、それぞれ以下の段階を示しています。</p> <p>体制：取組の最初の段階であり、所管や事業主体の明示性、推進組織等の必要性など、「推進体制」に係る視点による内容</p> <p>計画：取組の設計段階であり、現状と課題の把握や課題解決に向け市民意識等を踏まえた計画など、「現状把握・計画策定」に係る視点による内容</p> <p>実行：取組の実施段階であり、事業の計画的な進行と管理、事業費の適正化など、「事業執行」に係る視点による内容</p> <p>見直し：取組の検証をする段階であり、現状や課題を踏まえた事業の継続、見直しなど、「検証・見直し」に係る視点による内容</p>

3節 大綱1:産業・経済の振興



1-1 農林畜産業

- 小施策 (1) 農業経営
 (2) 農地・農村環境
 (3) 土地改良
 (4) 森林整備・治山

主担当課	農政課	関係課	農業委員会
------	-----	-----	-------

▶ 5年後の目指す姿

農地や森林等の持つ機能を暮らしの充実につなげるほか、農林畜産業の従事者が増えることで、農林畜産業の現場が活気にあふれ、安心安全な農林畜産物の生産地として「香取」の認知度が高まっています。

▶ 業績評価指標

小施策	指標名	指標の説明	現状値	目標値		
			2022 (令和4)	2023 (令和5)	2025 (令和7)	2027 (令和9)
農業経営	農業産出額	市町村別の品目毎の年間生産量に農家庭先販売価格を乗じたもの(出典:農林水産省 市町村別農業産出額)	317.4億円 (2020)	318億円	319億円	320億円
	地域計画作成数	集落・地域における地域計画の延べ策定数(出典:農政課)	67件	72件	76件	80件
	認定農業者	農業経営改善計画を策定し市が認定した農業者(個人・法人別)の延べ人数(出典:農政課調べ)	個人経営 - 法人経営 -	個人経営 5人 法人経営 3法人	個人経営 10人 法人経営 6法人	個人経営 15人 法人経営 9法人
	ブランド化新規件数	「ちば香取のすぐれもの」年間新規認定数(出典:農政課調べ)	-	3件	3件	3件
	紅小町の郷来場者数	道の駅くりもと「紅小町の郷」年間利用者数(出典:農政課調べ)	747,147人 (2021)	770,000人	800,000人	830,000人
農地・ 農村環境	耕作放棄地解消面積	耕作放棄地を解消して、農地に再生した年間面積(出典:農業委員会調べ)	13.1ha	14ha	17ha	20ha
土地改良	大規模ほ場整備数	10a規模の小規模ほ場から1ha規模の大規模ほ場への整備完了延べ件数(出典:農政課調べ)	1件	2件	3件	4件
森林整備・ 治山	間伐面積	造林木の成長に応じて、密集化する樹木の一部を伐採した森林の年間面積(出典:農政課調べ)	-	0.3ha	0.4ha	0.5ha

▶ 関連する個別計画

香取市農業振興地域整備計画書（2009（平成 21）年度～）
農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（2014（平成 26）年度～）
香取市農業再生協議会水田収益力強化ビジョン（2017（平成 29）年度～）
香取市 6 次産業化等戦略（2022（令和 4）年度～2024（令和 6）年度）
香取市森林整備計画（2018（平成 30）年度～2027（令和 9）年度）

（ 1 ） 農業経営

▶ 現状と課題

- ① 地域農業の経営基盤強化（人・農地）及び多様な担い手（農地の受け手）の確保が必要とされており、特に高齢化の進む農業において、地域おこし協力隊制度の活用を含め、若い後継者の育成が重要となっています。また、毎年度、農業経営を取り巻く現況と課題の把握及び共有化に努め、各主体が講じる対策（手段）を明確化するため、有識者等による懇談組織の設置を含め、推進体制を確立し、取組方針を作成する必要があります。
- ② 地域農業の担い手（中心経営体）を明確にすることで、農地の集積・集約化が可能となるため、人・農地プラン未作成地域への普及促進と既存プランの更新を含む実質化が重要であり、対象地域の話合いを進めていく必要があります。
- ③ 主食用米の消費量減少による米価格の下落により、主要作物である水稻生産農家の経営継続が困難となること が想定されるため、計画的な生産及び飼料用米や高収益作物等への転換が求められています。
- ④ 園芸農産物においては、農業従事者の高齢化と後継者不足に伴う担い手の減少、耕作放棄地の増加など多くの課題を抱えています。農作物の効率的な生産体制を構築するため、省力化のための施設や機械等の導入を支援し、生産力の強化拡大を進める必要があります。
- ⑤ 農産物の付加価値を高める 6 次産業化や他産業との連携のほか、ブランド化を推進し、効果的なプロモーションを実施することで農業経営を安定させることが求められており、戦略の作成・更新及び具体的な取組が必要です。
- ⑥ 食に対する消費者の安心・安全への要求が高まっているため、農産物の安全性を担保していく必要があります。
- ⑦ 優良な素畜等の継続的な導入、家畜伝染病対策、省力化のための機械・施設整備など、畜産経営を安定させる支援が求められています。
- ⑧ 都市住民との活発な交流は農林水産物の販路拡大など、地域活性化の有効な手段となっているため、農村の有効資源を活かした、都市と住民の交流施策を展開する必要があります。

▶ 取組方針

① 農業経営基盤の強化

総合戦略

市及び地域における農業の将来の在り方等について、協議の場を設けることとし、特に、地域農業における中心経営体の育成と、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため、改正農業経営基盤強化促進法に基づき、地域計画の策定を進めます。また、国の交付金等を有効に活用するなど若年就農者の育成・支援により、経営基盤の安定化を図り、地域農業の担い手として確保します。

主な取組	内容	
中心経営体の育成、確保	体制	・まとめ役となる地域農業のリーダーの設置 ・農業委員及び農地利用最適化推進委員との連携による地域内調整
	計画	・法制化に伴う地域計画の作成義務化への対応検討 ・兼業農家等も多様な担い手として確保
地域農業の若い担い手の確保	実行	・新規就農者、事業承継への支援継続 ・国の交付金等を活用した若年就農者の育成、支援 ・地域おこし協力隊の活用による新規就農の促進
農業経営ビジョンの作成及び農業経営懇談会の設置	体制	・（仮称）農業経営懇談会の設置運営
	計画	・農業経営を取り巻く現況と課題の把握及び取りまとめ ・（仮称）農業経営ビジョンの作成
安定的な農業経営を実現	実行	・市、金融機関に相談窓口を設置 ・資金融資と利子補給の実施
農業経営の法人化推進	体制	・市、県、農業会議、農業委員会連携による推進
	計画	・地域計画の策定時に検討・協議
企業の農業参入推進	体制	・市、県、農業会議、農業委員会連携による推進 ・関係機関との連携を図る

② 農地集積・集約化の推進

総合戦略

地域の話合いにより、地域計画の策定（既存プランの更新及び未作成地域への普及促進を含む）を進め、目標地図による担い手（中心経営体）への農地の集積・集約化を進め、生産性の高い営農を目指すとともに耕作放棄地の防止に努めます。

主な取組	内容	
担い手（中心経営体）への農地の集約	体制	・農業委員及び農地利用最適化推進委員との連携による地域内農地の調整
	実行	・農地バンク（農地中間管理機構）の活用推進
	見直し	・農業経営基盤の強化の促進に関する構想の見直し
地域計画の策定・更新及び未策定地域への普及促進	体制	・推進（支援）体制の確立
	計画	・策定状況カルテの作成及び市の推進方針の明確化

③ 主食用米の計画的な生産及び戦略作物の作付推進

需要に応じた主食用米の生産と水稲生産農家の経営安定化のため、主食用米の価格安定化に資する作付計画の実践に取り組むほか、特に、主食用米以外の戦略的作物の作付を推進します。飼料用米等に対しては、国・県補助金を最大限活用するとともに市単独の奨励金の上乗せ交付により、その作付推進と相応の収入確保に努めます。また、野菜等の高収益作物の作付については、必要に応じ、畑作が可能な圃場での乾田化や作付推進に係る奨励金の交付を検討します。

主な取組	内容	
主食用米の計画的な作付推進	実行	・市農業再生協議会の運営 ・計画的な作付の推進
飼料用米等の作付推進	実行	・国・県補助金を最大限活用 ・市単独奨励金の上乗せ交付
野菜等の作付推進	計画	・畑作が可能な圃場の乾田化に係る奨励金の検討 ・高収益作物の作付推進に係る奨励金の検討

④ 園芸農産の生産力強化

低コスト耐候性ハウスや省力化機械等のスマート農業の導入による省力化の支援や耕作放棄地を活用した露地野菜の生産拡大に必要な機械導入の支援等を行い、園芸農産の生産力強化に向けた支援を実施します。また、生産施設の補強対策や非常用電源の共同利用の取組を支援するなど、大型台風等の気象災害に強い産地体制の構築を図ります。

主な取組	内容	
産地の強化・育成の支援	実行	・低コスト耐候性ハウスや省力化機械の導入等スマート農業に係る取組への支援 ・生産拡大に必要な機械導入の支援
災害に強い産地づくりの推進	実行	・産地や複数農業者による事業継続計画策定の支援 ・生産施設の補強対策への支援 ・非常用電源の共同利用等の取組への支援

⑤ 6次産業化やブランド化等による農産物の高付加価値化の推進

市内農産物のプロモーション活動、PR 活動や観光等の地域資源を活用した販売促進、地域内の取組みの推進と農産物に関する情報発信によるブランド化推進、新たな6次産業化（他産業との事業連携を含む）に向けた戦略の策定及び取組への支援等により、農産物の高付加価値化を推進し、農業所得の向上、経営の安定化を図ります。

主な取組	内容	
需要を捉えた販売の促進	実行	・効果的なプロモーション活動（香取市産米のPR等） ・新たな販路拡大に向けた活動支援 ・地域資源を活用した需要創出機会の拡充 ・香取市農産物販売促進協議会との連携
6次産業化等の推進	体制	・相談対応・支援窓口の拡充
	計画	・新たな事業展開戦略の策定
	実行	・新たな6次産業化に向けた取組への支援 ・他産業との連携促進及び資金確保に対する支援 ・香取市農産物販売促進協議会との連携
農産物のブランド化の推進	実行	・地産地消の推奨による直売、加工等の取組支援 ・新たな商品、サービス開発の取組支援 ・他地域との差別化を図るための取組支援 ・新たな取組や農産物に関する思い等の情報発信 ・香取市農産物販売促進協議会との連携
多様な媒体を活用した情報発信の充実	体制	・推進連絡体制の構築
	計画	・有効な情報発信方法の検討
	実行	・メディア、SNS等を活用した積極的な情報発信

⑥ 農産物等の安全性の向上

市内農産物の安心・安全性を理解してもらい、産地の知名度を向上させます。

主な取組	内容	
農産物の残留農薬検査・放射性物質検査の継続	実行	<ul style="list-style-type: none"> ・残留農薬検査・放射性物質検査の継続 ・市内農産物の安全性 PR の継続 ・放射性物質検査の継続による出荷制限の解除

⑦ 畜産経営の安定化

労働力の負担軽減及び飼養管理・繁殖管理の効率化を促進し、労働生産性を向上させます。また、地域と協和した持続可能な経営の展開を目指します。

主な取組	内容	
安定した家畜経営	実行	<ul style="list-style-type: none"> ・優良家畜・精液導入の支援継続 ・国・県補助金を活用した省力化のための機械・設備導入
家畜防疫体制の強化の推進	実行	<ul style="list-style-type: none"> ・香取市家畜防疫協会との連携 ・ワクチン接種の徹底と防疫体制の強化

⑧ 都市と農村の交流促進

総合戦略

道の駅くりもと紅小町の郷、滞在型市民農園クラインガルテン栗源、ふるさと農園等を活用し、農業体験や特産品の PR を行うほか、民間及び関連施設を含め、農村への宿泊・滞在や各施設間の連携を促進し、様々な都市住民との交流による地域の活性化を図ります。また、「香取のふるさとまつり」を開催し、本市の農産物、特産品、文化資源などを市内外に発信します。

主な取組	内容	
紅小町の郷（道の駅くりもと）を中心とした交流促進	実行	<ul style="list-style-type: none"> ・都市農村交流の総合拠点として情報発信の強化 ・都市住民との交流事業の充実 ・農家の販路拡大及び雇用機会等の創出 ・当施設の機能強化及び経営支援
滞在型市民農園（クラインガルテン栗源）の有効活用	実行	<ul style="list-style-type: none"> ・道の駅くりもと紅小町の郷との連携強化 ・独自事業の展開促進 ・滞在型施設としての更なる環境整備の検討
ふるさと農園（山田ふるさと農園・紅小町の郷ふれあい農園）の有効活用	実行	<ul style="list-style-type: none"> ・新規需要の開拓強化と利用者の確保 ・農業体験などの独自事業の創出 ・2 農園の連携強化
香取のふるさとまつりの開催	実行	<ul style="list-style-type: none"> ・農産物・特産品等の市内外への PR 実施

(2) 農地・農村環境

▶ 現状と課題

- ① 優良農地の確保及び適正な農地利用に資するため、農地活用状況の現況把握を徹底するほか、状況に応じ、市の農業振興地域整備計画を見直す必要があります。
- ② 地元農業委員、農地利用最適化推進員と連携し、農業の生産資源である農地を守るため、耕作放棄地の解消と発生防止が求められます。
- ③ 地域資源（農道、水路など）の適切な保全管理のため、農業者をはじめ地域住民が参画した地域資源の保全活動などに対して支援を継続する必要があります。
- ④ 周辺環境に調和した経営を推進する必要があります。
- ⑤ 野生鳥獣の目撃情報等が増加傾向であり、農作物への被害増加と高齢化に伴う狩猟者の減少が懸念されているため、基幹産業の農業を守る上でも効率的かつ効果的な有害鳥獣の駆除を実施する必要があります。

▶ 取組方針

① 優良農地の確保

優良農地の確保及び農地の適正な利用・管理に資するため、農地利用状況の現況把握を徹底するほか、必要に応じ、市の農業振興地域整備計画を見直すこととします。

主な取組	内容	
香取市農業振興地域整備計画の見直し検討	体制	・市農業委員会との連携確立
	計画	・農地利用状況の現況把握 ・市農業振興地域整備計画の見直し検討

② 耕作放棄地の解消と発生防止

地元農業委員、農地利用最適化推進員と連携し耕作放棄地の解消及び発生防止に努めます。また、耕作放棄状態の早期是正のため、国・県事業の活用を推進するとともに、農地中間管理事業による担い手への利用集積を推進します。

主な取組	内容	
耕作放棄地の解消及び発生防止の推進	体制	・地元農業委員、農地利用最適化推進員との連携強化
	計画	・耕作放棄地に対する市の単独事業新設の検討
	実行	・国及び県事業の活用推進 ・地元農業委員、農地利用最適化推進員との連携 ・耕作放棄地の解消及び発生防止活動の推進 ・農地中間管理事業による担い手への利用集積の強化

③ 農道や水路等の維持管理活動への支援の継続

地域で活用している農道、水路等を維持管理するために必要な資材や設備等の調達の支援を継続します。また、農業・農村の有する多面的機能の維持、発揮を図るための地域組織の活動を支援します。

主な取組	内容	
農道等維持管理のための資材支給支援の継続	実行	・農道等の維持修繕に必要な資材等の支給継続 ・重機の借上げに伴う支援措置の継続
多面的機能支払交付金の継続	実行	・農道などの草刈り、水路泥上げ、用水路等の軽微な修繕など、活動組織に対する支援の継続 ・活動組織の立ち上げ支援
まほろばの里案内所維持管理の継続	体制	・民間委託を含めた管理方法の検討

④ 環境に配慮した営農活動の推進

環境に配慮した営農活動を推進し、生産環境の保全に取り組む団体を支援します。

主な取組	内容	
環境保全型農業に対する支援	実行	・環境に配慮した営農活動に取り組む団体への助成充実

⑤ 野生鳥獣による農作物等被害の軽減

農村環境の保全及び農作物等被害の軽減を図るため、香取市鳥獣被害対策協議会での取組強化や情報共有に努めるなど、有害鳥獣の駆除を効率的かつ効果的に実施します。あわせて、当対策に取り組む猟友会員の増を図るため、わな免許取得費用の一部を助成することで狩猟免許取得を促進します。

主な取組	内容	
有害鳥獣の駆除、個体抑制の継続	体制	・効率的、効果的な実施体制の検討
狩猟免許取得の促進	実行	・被害及び生息状況の実態把握 ・補助制度の情報発信 ・狩猟資格者の確保

(3) 土地改良

▶ 現状と課題

- ① 農業生産基盤の充実を図るため、土地改良事業により整備した農業施設等の適正な維持管理への支援継続と農地の大区画化を推進・実現する必要があります。
- ② 農地の大区画化が求められるなか、市内各土地改良団体の経営安定化及び土地改良事業の実施に伴う財源確保の観点から、各団体の経営規模が100ha以上となるよう、対象団体について、計画的な経営統合を進める必要があります。

▶ 取組方針

① 農業生産基盤の充実

総合戦略

土地改良事業等で整備した施設の適正な維持管理を行い農業生産基盤の充実を図ります。また、農業生産基盤を強化するため、国県の補助金を活用し、農地の大区画化を推進します。

主な取組	内容	
土地改良施設維持管理の推進	実行	・小規模な整備補修に対する支援継続 ・機能低下防止及び機能回復の整備補修に対し支援継続
ほ場整備の推進	計画	・農業生産基盤の大区画化を推進
	実行	・ほ場整備計画策定の支援
房総導水路関係施設の維持管理継続	計画	・老朽化の進んだ施設の修繕計画の策定と実施

② 土地改良団体の経営安定化及び計画的な統廃合の推進

農業経営の安定及び効率化に資するため、農地の大区画化を進めるに当たり、市内土地改良団体それぞれの経営安定化を図るとともに、有利な財源措置により新たな土地改良事業を実施するには、その経営規模が重要となるため、各団体100ha以上となるよう、対象団体について、計画的な経営統合を進めていきます。

主な取組	内容	
土地改良団体経営実態の把握	計画	・事業履歴の整理、経営実態の把握
土地改良団体経営統合施策の推進	計画	・経営統合に係る現状と課題の把握及び推進方針の作成
	実行	・経営統合に係る検討調整機会の創出

(4) 森林整備・治山

▶ 現状と課題

- ① 市内の地域計画対象民有林は約 5,100ha ありますが、人々の暮らしにおける森林との関わりの変化をはじめ、森林所有者の高齢化や管理組合組織の活動の停滞等により、計画的な植林等を含め、管理や手入れが行き届いていない森林が多くなってきています。森林環境譲与税を活用し、新たな森林整備の手法を構築し、実践していく必要があります。
- ② 森林経営の円滑化はもとより、保水機能、自然環境への貢献など、森林や里山の持つ機能の重要性を踏まえ、自然災害への配慮及び市民参加等の促進など、必要に応じ、関係施策の導入や管理環境の整備を図る必要があります。

▶ 取組方針

① 適正な森林整備の推進

森林整備の基本方針（香取市森林管理計画）に基づき、森林環境譲与税を活用しながら、森林の持つ多面的機能の回復・維持に努めます。

主な取組	内 容	
適正な森林整備の推進（森林環境譲与税の活用）	体制	・林業の担い手の確保 ・管理組合組織の運営支援 ・市内木材商組合等との連携
	計画	・香取市森林管理計画の更新及び推進
風倒木対策の推進	計画	・計画的な復旧・再生支援施策の検討
里山（牧野の森）の整備	体制	・地域住民や関係企業、市民活動団体等と連携した森林整備活動の推進
木材利用の促進	実行	・木材利用や普及啓発活動等の実施 ・地域の特性を活かした取組の検討及び実践 ・地域限定グッズの製作

② 里山の保全及び治山事業の展開

森林経営の円滑化に資するほか、森林や里山の持つ機能の重要性を踏まえ、必要に応じ、治山事業等の保全管理施策の導入に努めます。

主な取組	内 容	
森林・里山機能の周知・啓発	実行	・周知啓発事業の展開
里山管理の推進	実行	・周知啓発事業の展開
治山事業等の活用検討	実行	・管理用道路等の整備促進 ・自然災害対応施策の実施検討



1-2 商工業

小施策（１）商業振興
（２）工業振興

主担当課	商工観光課	関係課	—
------	-------	-----	---

▶ 5年後の目指す姿

新規創業支援等を通じて商店街の空き店舗が次第に解消されることにより、様々な人が集い、地域固有の商いの場及び地域コミュニティの場として賑わっています。各事業所や工場についても、順調な操業を続けています。

▶ 業績評価指標

小施策	指標名	指標の説明	現状値	目標値		
			2022 (令和4)	2023 (令和5)	2025 (令和7)	2027 (令和9)
商業振興	商工団体加入事業者数	佐原商工会議所と香取市商工会に加入する会員の合計事業者数（出典：商工観光課調べ）	1744 事業所 (2021)	1744 事業所	1744 事業所	1744 事業所
	市内創業者数	香取創業塾受講者のうち、市内で創業した者の累計数（出典：商工観光課調べ）	2 人 (2021)	14 人	28 人	42 人
	空き店舗新規開店数	香取市空き店舗対策事業補助金の交付を受け、新たに空き店舗に出店した事業者の累計数（出典：商工観光課調べ）	3 件 (2021)	26 件	46 件	66 件
	水の郷さわら来場者数	水の郷さわらの年間来場者数（出典：商工観光課調べ）	1,111 千人 (2021)	1,133 千人	1,156 千人	1,179 千人
工業振興	製造品出荷額	市内にある事業所の所有する原材料によって製造されたものを当該事業所から出荷した額（出典：工業統計出荷報告書）	72,992 百万円 (2020)	72,992 百万円	72,992 百万円	72,992 百万円

▶ 関連する個別計画

創業支援事業計画（2016（平成28）年6月1日～2026（令和8）年3月31日）

(1) 商業振興

▶ 現状と課題

- ① 近隣市や大手の郊外型大規模店に買い物客が流出しています。小売店の数の減少が著しいなか、既存商店街での消費が少なくなり、まちの活力自体も低下しているため、より一層、商店街の活性化が必要です。また、商店街の空洞化や空き店舗の増加が課題となっています。
- ② 事業主の高齢化や後継者不足により、廃業となるケースが増加しており、小売店の数と種別が大幅に減少するなど、商店街の空洞化や空き店舗の増加が課題となっています。
- ③ 事業者同士の協力・協調体制が弱くなっているため、交流を深め、連携を強化し、催事等取組事業の活性化及び再構築を図ることが必要です。
- ④ 香取市創業支援等事業計画に基づき行っている「香取創業塾」など、引き続き新たに事業を行う事業者や事業承継への支援が必要です。
- ⑤ 市内での買い物の利便性を向上させるため、集客力の高い商業施設の誘致が必要です。
- ⑥ 市内の道の駅「水の郷さわら」は開業後 10 年以上が経過しており、経営方針及び設備の更新が必要です。

▶ 取組方針

① 商店街のにぎわい創出

総合戦略

誘客効果の高いイベントの開催支援や、商店街の空き店舗への出店を促進するほか、今一番、商店会組織の充実及び活動活性化を図るなど、十分な現状分析と話し合いを行いつつ、商店街の賑わい創出に取り組みます。

主な取組	内容	
既存商店会及び新たな連携組織への支援	体制	・活動活発化に向けた取組等への支援
商店街の現状分析及び課題解決方策の検討	体制	・協議・懇談の場の設置及び運営支援
	計画	・商店街ごとの課題の整理及び具体的な取組の検討
商業活性化イベントへの補助の継続	実行	・誘客効果の高い新規イベントの検討・支援
空き店舗での開業者に対する支援の継続	実行	・空き店舗対策事業補助金の継続

② 市・金融機関・商工会議所や商工会等との協働による商業の活性化

総合戦略

市・金融機関・商工会議所や商工会等との協働により中小企業者の経営基盤強化に努めるとともに、事業者を支援します。

主な取組	内容	
中小企業の資金調達の支援	実行	・中小企業資金融資利子補給の継続
中小企業経営者の育成支援	実行	・商工会議所や商工会による経営診断等の支援 ・商工会議所や商工会による経営指導の充実

③ 事業者間の連携強化

他産業事業者等との情報交換の場を設け、事業者間の連携を深めます。

主な取組	内容	
事業者同士のつながり支援策の実施	実行	・経営者の会等の情報交換の場の提供
他産業との連携施策の展開	実行	・農業や観光分野等の事業者との情報交換機会の創出

④ 創業や事業承継の相談・支援体制の充実

「香取創業塾」を開催し、創業や事業承継に必要な手続き、資金調達、経営ノウハウ等の講義を行い、創業や事業承継を支援します。また、状況把握を行いつつ、資金面における支援の拡充や後継者不足に悩む事業者等への相談・支援体制を検討します。

主な取組	内容	
創業や事業承継支援の継続	体制	・後継者不足に悩む事業者等への相談・支援体制の検討
	計画	・推進課題の整理及び資金面での支援拡充を検討
	実行	・「香取創業塾」開催継続 ・商工会議所等に設置している事業者向けのワンストップ相談窓口の継続

⑤ 商業施設誘致の検討

市外に流出している消費動向を踏まえ、市内における買い物の魅力と利便性を高めるため、集客力の高い商業施設の誘致を検討します。

主な取組	内容	
商業施設誘致の検討	計画	・誘致可能用地の検討 ・進出希望企業の情報収集

⑥ 道の駅水の郷さわらの設備更新

街のにぎわい創出の拠点である、道の駅「水の郷さわら」の管理運営について、新たな事業展開等を検討するほか、適正な設備の維持管理に努めつつ、必要に応じ、その更新を検討します。

主な取組	内容	
道の駅の設備更新等の実施	実行	・事業手法の検討及び必要な設備の更新

(2) 工業振興

▶ 現状と課題

- ① 人口減少等に伴う生産年齢人口の減少や企業の撤退などにより、工業事業所数、従業者数、製造品出荷額等の減少が続いているため、市内工業の活性化が必要です。

▶ 取組方針

① 市内で活動する事業者への支援の充実

操業支援、就業支援を念頭に置きながら、地域経済の基盤となり雇用の受け皿となる、工業の活性化を図ります。

主な取組	内容	
市内で活動する企業の事業拡大の促進	体制	・既存団地会組織等の連絡調整体制の充実
	計画	・各種就業対策への支援を検討
	実行	・市内で事業活動を拡大する既存事業者への支援
事業者と市の連携強化	実行	・小見川工業団地連絡協議会を通じた事業者と市の定期的な協議の実施



1-3 企業・産業誘致

- 小施策 (1) 誘致活動
 (2) 就労支援
 (3) 産業団地

主担当課	商工観光課	関係課	都市整備課 企画政策課
------	-------	-----	----------------

▶ 5年後の目指す姿

地域産業の基盤となる企業を誘致し、様々な業種や職種の雇用の場が次々と確保され、活力あふれた地域産業としての地位を高めながら、市民等の暮らしの礎が創出されています。

▶ 業績評価指標

小施策	指標名	指標の説明	現状値	目標値		
			2022 (令和4)	2023 (令和5)	2025 (令和7)	2027 (令和9)
誘致活動	新規誘致企業数	1年間での誘致企業数 (出典：商工観光課調べ)	3件 (2021)	2件	2件	2件
就労支援	誘致企業の市内在住雇用者数	1年間での誘致企業における市内在住雇用者数 (出典：商工観光課調べ)	28人 (2021)	8人	8人	8人
産業団地	工業団地整備計画の策定	工業団地整備計画の策定年次 (出典：商工観光課調べ)	-	-	計画策定	-

(1) 誘致活動

▶ 現状と課題

- ① 若年層など生産年齢人口の流出が深刻な問題となっていることから、働く意欲の湧く業種や職種など、質と量の両面から、雇用の場を確保する必要があります。
- ② 立地を希望する企業側の求めに対し迅速に対応するため、市民や企業を通じて誘致可能な用地情報を収集・集約する必要があります。
- ③ 企業誘致の実現に向け、新たな進出希望企業の発掘及び呼び込みが必要です。

▶ 取組方針

① 企業・産業誘致の推進

総合戦略

本市独自の優遇措置の適用や新たな優遇制度を検討しながら、課題の整理及び推進方針の確立を踏まえた企業・産業誘致活動を展開し、若者の移住や定住促進に効果的な雇用環境の確保に努めます。

主な取組	内容	
企業・産業誘致の推進	計画	・課題の整理と企業・産業誘致推進方針の策定 ・新たな優遇制度等の検討と実施
	実行	・本市独自の優遇制度を活用した誘致活動の継続

② 誘致可能な用地の確保

総合戦略

企業誘致が可能な用地情報を収集し、用地の開発可能性などについて調査・検討を行ったうえで、希望企業に対する情報を迅速に提供します。

また、民間保有・管理地を含め、誘致可能な土地等のストックや情報を的確に把握・管理する体制が必要なため、官民一体となった連絡調整体制の構築を図ります。

主な取組	内容	
用地情報の収集と提供	体制	・官民一体となった連絡調整体制の構築
	実行	・企業や市民等からの積極的な情報収集の実施 ・開発可能性などの調査・検討の実施 ・企業等に対する活用可能用地の情報提供の実施・PR

③ 企業との良好な関係の構築

本市へ進出意向のある企業への営業活動を実施するとともに関係機関とも連携し、情報把握に努めます。

主な取組	内容	
企業等との情報交換	体制	・県企業立地担当との連携
	実行	・金融機関や不動産業者、デベロッパー等との情報交換 ・本市に立地した起業との懇談会の開催
企業訪問の実施	実行	・進出希望企業への積極的な訪問の実施

(2) 就労支援

▶ 現状と課題

- ① 産業・就業構造の変化に伴い、都市部への若者流出が顕著となっていることから、特に、市内在住の若者が市内で就職する際の支援と市内で創業する企業等へ市外からの就労を促進する活動が必要です。

▶ 取組方針

① 若者の市内企業への就職促進

総合戦略

地域社会を支える若者がそれぞれの働く場や地域で活躍し、その能力を発揮できるよう、場所や機会等の創出に取り組みます。

主な取組	内容	
ハローワークとの連携による地元企業のPR	計画	・都市部等での地元企業PR活動の検討・実施
	実施	・市内高校の新卒就業希望者を対象とした地元企業合同説明会の継続

(3) 産業団地

▶ 現状と課題

- ① 計画的かつ迅速な立地誘導をできないことが課題となっているため、新たな大規模土地利用可能地の整備、提供が必要です。

▶ 取組方針

① 新たな工業団地整備の推進

企業・産業誘致のため、インフラ等の整った相当規模の用地が求められていることから、産業団地の整備を進めます。整備にあたっては推進体制を構築するとともに、計画を策定し、候補予定地の検討などを踏まえて進めます。

主な取組	内容	
工業団地整備検討の継続	体制	・工業団地の整備検討に向けた推進体制の構築
	計画	・新たな整備予定地の検討・確保 ・法規制、土地利用方針、実現可能性等の調整・検討
	実施	・佐原工業団地における県との協議継続



1-4 観光

小施策（１）観光振興
（２）観光事業

主担当課	商工観光課	関係課	—
------	-------	-----	---

▶ 5年後の目指す姿

市内に点在する観光資源を磨き、組み合わせ、新しい魅力を創出します。これにより、観光客の滞在時間が長くなり、観光に関連する産業が活性化しています。また、観光関連施設に取り組む明確な方針等に基づき、関係者が一丸となった戦略的な取組が展開されています。

▶ 業績評価指標

小施策	指標名	指標の説明	現状値	目標値		
			2022 (令和4)	2023 (令和5)	2025 (令和7)	2027 (令和9)
観光振興	観光入込客数	本市を訪れる観光客の年間総数 (出典：商工観光課調べ)	548万人 (2021)	700万人	705万人	710万人
	外国人観光入込客数	本市を訪れる外国人観光客の年間総数 (出典：商工観光課調べ)	103人 (2021)	5千人	1万人	1万5千人
	観光宿泊客数	本市に宿泊した観光客の年間総数 (出典：商工観光課調べ)	86,265人 (2020)	10万5千人	11万人	12万5千人
観光事業	水郷あやめパーク入園者数	水郷あやめパークの年間入園者数 (出典：商工観光課調べ)	55,660人 (2021)	8万人	8万5千人	9万人

(1) 観光振興

▶ 現状と課題

- ① 観光振興基本計画を策定し、地域や観光関連団体、民間企業の観光分野における課題や取組、役割について共通認識を持つ必要があります。
- ② 本市の観光資源や特産品などは未だ地域ブランドが弱く、本市ならではの観光資源を発掘しながら、個々の魅力を高める必要があります。
- ③ 市内に存在する魅力的な観光資源について、戦略的な観光プロモーション活動を実施することで、観光資源の質や認知度を向上させる必要があります。
- ④ 新型コロナウイルス感染症の影響により減少した外国人観光客を誘客するため、プロモーション施策の充実や受入環境の整備を進める必要があります。
- ⑤ 観光客用の駐車場やトイレなど、観光客の受入れに必要な環境の整備が必要です。
- ⑥ 本市は東京圏から日帰り圏内にあることから、観光客の滞在時間が短いため、より長い時間、本市に滞在してもらう取組が必要です。
- ⑦ 地域や観光関連団体と一体となって観光を推進するためには、地域や関係団体と意見交換する体制の構築が必要です。

▶ 取組方針

① 観光振興基本計画の策定

地域や観光関係団体、民間企業と連携して観光振興基本計画を策定することにより、一部の分野に偏ることなく、本市における観光分野の課題や取組、各々の役割についての認識を共有することを目指します。

主な取組	内容	
観光基本計画の策定	体制	・有識者懇談会の開催及び計画策定体制の構築
	計画	・現況と課題の客観的な把握 ・地域、観光関係団体、民間企業と連携した観光基本計画の策定

② 新たな地域資源の発掘と磨き上げ

総合戦略

本市の魅力的な観光資源を有効活用した新たな観光ルートの検討のほか、歴史や文化、特産品、自然等、地域に埋もれている観光資源の発掘と効果的な情報発信を行い観光客の誘客を図ります。

主な取組	内容	
魅力ある観光ブランディングの推進	実行	・「日本遺産・北総4都市」「東国三社」のネームバリューを活用したブランディングの検討・実施
水郷圏観光事業の推進	実行	・関係自治体と連携した新たな商品、イベントの企画及び実施
観光資源の発掘と情報発信	体制	・地域や観光関係団体等との協力、連携
	実行	・地域おこし協力隊の活用
新たな観光商品の開発	体制	・地域や関係団体等との協力、連携
	実行	・体験ツアーや体験イベントの実施

③ 効果的な観光プロモーションの推進

行政と関係団体が連携し、戦略的かつ効果的なプロモーションを推進します。市の総合的な方針等を踏まえ、メディアや SNS 等を活用した観光情報の発信を積極的に行うことで、観光資源の質と魅力を向上させ、知名度アップと観光客の増加につなげます。

主な取組	内容	
多様な媒体を活用した情報発信の充実	体制	・推進連絡体制の構築
	計画	・有効な情報発信方法の検討
	実行	・メディア、SNS 等を活用した積極的な情報発信
香取ファンクラブの活用	計画	・会員の新規獲得のための効果的なインセンティブの検討 ・会員による効果的な本市の魅力の PR 方法の検討
フィルムコミッション事業の推進	実行	・フィルムコミッション事業を活用した観光情報の発信

④ 外国人観光客の誘客の推進

市で採用している国際交流員による外国人目線での観光関連表示等の改善及び観光情報の発信をはじめ、多言語案内サービスや外国人向け観光ガイドの充実等、様々な受入環境の整備を進め、成田空港に隣接し、外国人観光客を呼び込みやすい立地環境にあるという特性を活かし外国人の積極的な誘客を図ります。

主な取組	内容	
外国人観光客に向けた観光情報の発信	実行	・国際交流員による外国人目線での観光情報の発信
外国人観光客誘客の施策検討と実施	計画	・成田空港を活用した施策の検討と実施 ・成田空港からの観光タクシー事業の展開等の検討
観光関連施設(山車会館等)を中心とした多言語案内サービスの充実	計画	・民間事業者の多言語化に向けた取組の支援検討
	実行	・多言語案内サービスのある観光関連施設の充実
外国人観光ガイドの育成支援	体制	・国際交流協会との連携強化
	実行	・外国人向け観光ガイド育成講座の実施促進
観光関連施設や市街地での無線通信環境の維持・拡充	実行	・新たな設置店舗の発掘 ・既設置店舗への継続設置意向の調査
キャッシュレス化の推進	計画	・キャッシュレスに係る課題の整理

⑤ 観光客の利便性を向上させる設備等の充実

観光地における駐車場不足を解消するため、新たな観光客用駐車場の整備を検討します。また、観光客用トイレの充実や市内移動手段の充実を図るなど、観光客の利便性向上に努めます。

主な取組	内容	
市営観光用駐車場の利便性向上	実行	・適切な管理運営の継続 ・利用者の事故防止及び利便性向上のための整備
観光用駐車場の充実	計画	・新たな観光用駐車場整備や民間との連携の検討
観光客用トイレの充実	計画	・新たなトイレ整備や多機能トイレの設置検討
	実行	・適正な維持管理と老朽化した観光客用トイレの改修
観光関連施設や市街地での無線通信環境の維持・拡充	実行	・新たな設置店舗の発掘 ・既設置店舗への継続設置意向調査の実施
観光客向けの市内移動手段の充実	体制	・レンタサイクル事業や乗り合いタクシーの導入に向けた観光関連団体や民間企業との連携体制の構築
観光関連施設(山車会館等)の新設・改修の検討	計画	・老朽化した観光関連施設に係る整備方針等の策定

⑥ 観光客の滞在時間延長

市内及び近隣自治体に点在する観光資源を周遊するツアーや夜間のイベント実施、農業などの体験型観光メニューの充実など、観光客の滞在時間を延ばす取組を推進します。また、観光客向けの市内移動手段を充実することにより回遊性の向上を図ります。

主な取組	内 容	
市内及び近隣自治体の観光資源周遊ツアーの検討	体制	・ツアー内容についての近隣自治体との連携及び調整
観光客向けの市内移動手段の充実（再掲）	体制	・レンタサイクル事業や乗り合いタクシーの導入に向けた観光関連団体や民間企業との連携体制の構築
夜間における観光の充実	計画	・夜間の魅力発掘、資源の洗い出し ・夜の魅力アップ創造計画の策定
	実行	・観光資源を活用した夜間イベントの検討・実施
体験型観光の充実	体制	・各産業の関連団体との連携及び調整
	計画	・体験メニューの検討

⑦ 地域や観光関連団体との連携

地域や観光関連団体が一体となって観光を推進していくため、地域や関係団体からテーマに応じた課題や要望を聴取するなど、意見交換等を定期的に行う体制を整備します。

主な取組	内 容	
地域や観光関連団体との連絡体制の整備	体制	・地域、関連団体との調整及び体制の構築 ・テーマを設定した定期的な座談会等の開催
地域や観光関連団体との連携事業の推進	実行	・地域や観光関連団体が一体となった観光事業の推進

(2) 観光事業

▶ 現状と課題

- ① 水郷佐原あやめパークを通年型の観光施設として1年間を通して集客ができる施設にすることが重要であり、来園者の満足度を更に向上させるため、あやめ祭り、観藤会、はす祭りの充実を図る必要があります。
- ② 適正な経営診断を行うほか、観光施設として園内の美観を保つため、適正な維持管理が必要です。

▶ 取組方針

① 水郷佐原あやめパークの魅力向上

集客力のあるイベントの実施や体験型コンテンツを造成し、観光客のニーズに沿った通年型観光施設として魅力の向上を図り、より多くのリピーターを獲得するため、来園者に対するおもてなしの充実や当パークならではのサービスの向上に努め、より一層、来園者の満足度の向上を図ります。

主な取組	内容	
園内植物の適切な育成	体制	・指定管理者との連携強化
	実施	・栽培計画書に基づいた植物の育成や植栽の実施 ・ハナショウブ等水生植物の育成管理
集客力のあるイベントの実施	体制	・指定管理者との連携強化
	計画	・夜間の魅力発掘、資源の洗い出し ・夜の魅力アップ創造計画の策定
	実行	・あやめパークを活用した夜間イベントの企画実施 ・体験型コンテンツの開発や宿泊施設などの各種観光資源の連携強化
体験型コンテンツの造成	体制	・指定管理者との連携強化
	計画	・食と自然を活かした新たな体験型コンテンツの造成
	実行	・あやめ祭りを含めた各種イベントや体験・教室等の開催
魅力的なプロモーションの実施	体制	・指定管理者との連携強化
	計画	・来園者の意見・要望を踏まえ、更なるサービスの向上を検討
	実行	・効果的なウェブサイトの作成及び運営、SNSの活用

② 施設の適正な経営及び維持管理

市営の観光施設として来園者が快適な時間を過ごすことが出来るよう、園内の美観の保持や事故を未然に防ぐための点検など適正な維持管理に努めます。

主な取組	内容	
適正な経営及び維持管理体制の構築	体制	・指定管理者との連携強化
	計画	・施設経営方針の確立及び営業活動の充実 ・観光事業の経営診断及び総括
施設の衛生管理の徹底	体制	・指定管理者との連携強化
	実施	・施設等の清掃や消毒の実施
施設等の原因による事故防止の徹底	体制	・指定管理者との連携強化
	実施	・圃場や遊具等の点検の実施 ・圃場、園内道路等の適正な維持管理

4節 大綱2:生活・環境の向上



2-1 環境保護・省エネ

- 小施策 (1) 地球温暖化・脱炭素化
 (2) 自然保護
 (3) 電気事業

主担当課	環境安全課	関係課	商工観光課
------	-------	-----	-------

▶ 5年後の目指す姿

市民ボランティア活動と連携し、環境の保護や負荷低減の意識を熟成することで、環境保全を図り、豊かな自然と共生するまちになっています。

▶ 業績評価指標

小施策	指標名	指標の説明	現状値	目標値		
			2022 (令和4)	2023 (令和5)	2025 (令和7)	2027 (令和9)
地球温暖化・脱炭素化	市の温室効果ガス排出削減量	市の施設より排出される温室効果ガス年間削減量（出典：環境安全課調べ）	10,406t-co2 (2020)	9,885 t-co2	8,897t-co2	8,009t-co2
	住宅用太陽光発電設備の導入量	住宅用省エネルギー設備設置補助金の交付による住宅用太陽光発電設備発電出力（KW）の合計（出典：環境安全課調べ）	3,699KW	3,805KW	4,405KW	5,005KW
自然保護	市民活動団体等との啓発事業件数	環境イベントの年間開催件数（出典：環境安全課調べ）	8回 (2021)	8回	8回	8回
	環境ボランティア団体登録者数	環境ボランティアの合計登録者数（出典：環境安全課調べ）	578人 (2021)	580人	590人	600人
電気事業	実質収支	太陽光発電事業における実質収支（出典：環境安全課調べ）	16,028千円 (2021)	6,572千円	11,861千円	15,536千円
	太陽光発電所年間発電量	太陽光発電所5箇所の年間発電量（出典：環境安全課調べ）	5,662千kWh (2021)	6,229千kWh	6,229千kWh	6,229千kWh

▶ 関連する個別計画

第2次香取市環境基本計画（2019（令和元）年度～2028（令和10）年度）

第2次香取市地球温暖化対策実行計画～香取市の事務・事業における地球温暖化対策

（2018（平成30）年度～2027（令和9）年度）

(1) 地球温暖化・脱炭素化

▶ 現状と課題

- ① 世界的な課題である地球温暖化の防止及び脱炭素社会の形成について、国・県等の取組方針、市民や民間企業等における取組状況等を踏まえ、市民の暮らしに最も身近な地方自治体として、又は市民一人ひとりが何をどのようにすべきなのか、より一層、市の関連計画における方針や戦略及び推進体制を確立する必要があります。
- ② 地球温暖化の主な要因である、二酸化炭素などの温室効果ガスの排出を抑制するためには、化石燃料からの脱却を進める必要があります。積極的に環境負荷の少ないライフスタイルや社会経済活動を選択していくことが重要です。しかし、各家庭における省エネルギーに配慮した建物・設備への転換は鈍く、市庁舎をはじめ各公共施設の照明器具や空調機器などについても省エネルギー設備への更新が進んでおらず、省エネルギー設備への転換・更新を推進する必要があります。

▶ 取組方針

① 計画内容の検証及び推進方針等の明確化

地球温暖化の防止及び脱炭素社会の形成に対し、市の環境基本計画等の方針や推進体制を明確化しながら、時代の要請や状況の変化を的確に捉え、各計画内容の検証・見直しに努めるほか、戦略的な取組の実施・展開へとつなげます。

主な取組	内容	
環境基本計画の内容検証（フォローアップ）	体制	・推進体制の強化・拡充
	計画	・進捗状況の確認 ・現況と課題の再確認及び整理 ・戦略及び施策内容の検証
地球温暖化対策実行計画の内容検証（フォローアップ）	計画	・進捗状況の確認 ・現況と課題の再確認及び整理 ・戦略及び施策内容の検証（計画の見直しを含む）

② 省エネルギー・再生可能エネルギー利活用の推進

省エネ関連施策の考え方や対象事業メニュー等の普及啓発を効果的に行うほか、特に、市営の太陽光発電事業や市の出資する(株)成田香取エネルギーの経営安定化をはじめ、住宅用省エネルギー設備の導入などに対し、支援措置を講じることとし、再生可能エネルギーの効率的な利活用を推進します。また、市庁舎等各公共施設の照明器具や空調機器などについても省エネルギー設備への更新が進んでいないため、第2次香取市地球温暖化対策実行計画の見直しを図りながら、太陽光発電事業の売電収益を活用し、その更新を積極的に進めます。

主な取組	内 容	
省エネルギー活動・再生可能エネルギー導入の普及・啓発	実行	<ul style="list-style-type: none"> ・COOLCHOICE 運動への参加の呼びかけ ・省エネルギー対策に関する情報の提供、環境イベントや環境学習講座の展開 ・中小事業者向け省エネ診断の受診の促進 ・電気自動車等の次世代自動車の普及促進
市庁舎及び公共施設の省エネルギー活動・再生可能エネルギー導入	実行	<ul style="list-style-type: none"> ・市庁舎及び公共施設の LED 化、空調機器等の省エネルギー設備への更新を推進 ・省エネルギーに配慮した車両の導入を推進 ・省エネルギーに配慮した継続的な施設運用の実施
住宅用設備等の脱炭素化を促進	実行	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅用太陽光発電設備、家庭用燃料蓄電池システム、定置用リチウムイオン蓄電池システム等への支援継続維持、推進
市営太陽光発電所の事業継続及び(株)成田香取エネルギーの経営安定化	実行	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の継続、経営安定化に資する対応施策の展開
生活環境向上施策推進基金の活用	体制	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電の売電収益を原資とした基金の有効活用

(2) 自然保護

▶ 現状と課題

- ① 市の自然保護行政に係る範囲、明確な方針や関連施策の推進体制等を確立する必要があります。また、市内に有する国定公園や県立自然公園の充実に向けた取組及びその普及促進等を図ります。
- ② 長い年月をかけて造られた里山の自然環境は、社会経済やライフスタイルの変化のほか、後継者不足により、質・量ともに維持が難しくなりつつあり、動植物の生息・生育空間の悪化による衰退が進んでいます。生物多様性の恵みをもたらす空間を次世代に受け継いでゆくため、里山の動植物の生息・生育環境の維持と質的向上の取組が必要です。
- ③ 本市の恵まれた自然環境を次世代に引き継ぐため、環境保全体制の充実が必要です。環境ボランティア（環境保全団体）に参加する市民の多くが高齢になっており、団体の構成員も高齢化しています。また、環境ボランティア自体の人数も少ない状況にあるため、ボランティア活動を継続するための支援が必要です。
- ④ 環境保全に対する意識は高まりを見せていますが、活動・実践に取り組む市民は少なく、市民が（児童・生徒の学校関連の活動以外の）環境活動に新たに取り組むための啓発を行うことが必要です。

▶ 取組方針

① 自然保護行政の確立及び国定公園等の普及促進

自然保護、自然公園法等に基づく市の対応方針を明確化するほか、自然保護に係る取組を拡充します。

主な取組	内容	
自然保護に係る取組方針等の明確化	体制	・自然保護施策推進体制の確立
	計画	・取組に係る現況と課題の把握 ・推進施策の体系化
国定公園・県立自然公園の充実に向けた普及促進	実行	・国・県施策との連携 ・環境整備等の充実に向けた取組の要望及び普及促進

② 生物多様性の保全

動植物の実態を定期的に把握するとともに、貴重な動植物などの保護に向けた取組を推進し、市内の生物多様性を支えるネットワークを維持します。併せて、多様な環境が織りなす生物多様性の基盤の保全に向けて、森林や水辺の改変、荒廃農地の増加を最小限にとどめるとともに、動植物の生息・生育環境の維持と質的向上の取組を実施します。

主な取組	内容	
動植物の生息・生育環境の保全の推進	計画	・希少動植物の生息・生育状況の情報収集
	実行	・外来生物による生態系等への被害防止

③ 協働による環境保全活動の推進

様々な主体が参加できる講座やイベントの開催などにより、幅広い人々に対して意識と行動の啓発を行い、環境ボランティアをはじめ、市民や民間事業者等の中から、環境学習や環境保全活動の推進役となる環境リーダーの育成を図ります。また、NPO 法人化など、環境ボランティア団体のより洗練された活動を支援するとともに、広報活動等により活動内容の情報を効果的に発信するなど、活動の活性化及び構成員の増員につなげます。

主な取組	内容	
環境ボランティア・環境リーダーの育成	体制	<ul style="list-style-type: none"> ・市民や事業者が環境保全活動へ参加できる機会の充実 ・環境活動の更なる拡大を図るため、環境保全活動を行う市民や事業者の交流を促進
	実行	<ul style="list-style-type: none"> ・環境保全活動ネットワーク事業補助金による支援 ・河川環境保全事業補助金による支援 ・広報活動による活動内容の周知 ・NPO 法人化に係る支援

④ 自然保護及び環境保全に関する意識の向上

市民一人ひとりが環境問題について学び、考え、環境にやさしい行動を積極的に実践できるよう、市民活動団体とともに、自然観察会・ホタル観察会等の自然環境に対する啓発事業を継続します。

主な取組	内容	
自然環境に対する啓発事業	体制	<ul style="list-style-type: none"> ・市民等活動団体との連携 ・学校教育、生涯学習活動等との連携
	実行	<ul style="list-style-type: none"> ・環境フォーラム・自然観察会・ホタル観察会等の継続

(3) 電気事業

▶ 現状と課題

- ① 未利用となっている市有地を有効活用し、太陽光発電事業を実施しており、収益を生活環境向上施策に活用することで、市民の暮らしへ還元しています。引き続き、施設修繕等、維持管理に係る費用など、今後の安定した発電量を維持するための効率的で計画的な経営が必要です。
- ② 引き続き、(株)成田香取エネルギーと連携し、公共施設に対する安価な電力供給を追求する必要があります。

▶ 取組方針

① 施設の適正な維持管理による健全経営

総合戦略

太陽光発電事業は天候等環境的要因に左右されるが、施設の適正な維持管理等により、安定した発電量の維持に努め、売電収入を確保します。また、今後の大規模修繕等の資金確保について、基金積立を着実に実行するなど計画的な維持管理を行います。

主な取組	内容	
安定した発電量の維持	計画	・発電パネルの洗浄等発電量低下への対策検討と実施
	実行	・日常点検や異常発生時の適切な対応
健全経営のための計画的な維持管理	実行	・大規模修繕等を見据えた着実な基金積立 ・計画的な修繕の実施

② (株)成田香取エネルギーとの連携強化

太陽光発電事業の売電先を市が共同出資する(株)成田香取エネルギーとし、可能な限り、高価な売電と市の公共施設に対する安価な電力供給の形態を維持し、引き続き、再生可能エネルギーの有効活用を図ります。

主な取組	内容	
公共施設に対する安価な電力の供給	実施	・安価な電力供給の追求 ・供給価格の安定化に向けた連携



2-2 環境衛生・公害対策

小施策（１）環境美化・衛生
（２）公害対策

主担当課	環境安全課	関係課	商工観光課
------	-------	-----	-------

▶ 5年後の目指す姿

循環型社会の実現に向け、ごみのリサイクルが進み、排出量の削減をはじめ、ポイ捨て防止や環境保全活動が拡大するなど、まちの美化に関する市民等の意識は高く、不法投棄や公害などのない環境基準の達成された、安全な社会の実現及び快適な生活環境を創りだしています。

▶ 業績評価指標

小施策	指標名	指標の説明	現状値	目標値		
			2022 (令和4)	2023 (令和5)	2025 (令和7)	2027 (令和9)
環境美化・衛生	環境イベント参加者数	環境イベントへの年間市民参加数（出典：環境安全課調べ）	280人 (2021)	480人	490人	500人
公害対策	自動車騒音環境基準達成率	市内の自動車交通騒音調査区間のうち環境基準を達成した区間の割合 （出典：環境安全課調べ）	92.0%	92.5%	93.5%	94.5%
	河川のBOD環境基準の達成率	市内河川汚濁測定箇所のうち環境基準を達成した箇所の割合 （出典：環境安全課調べ）	50.0%	57.7%	59.7%	61.7%

▶ 関連する個別計画

香取市鳥獣被害防止計画（2021（令和3）年度～2023（令和5）年度）

(1) 環境美化・衛生

▶ 現状と課題

- ① 本市では、快適な生活環境を確保するため、香取市環境美化条例を施行し、ごみの散乱を防止し、まちの美化を推進しています。引き続き、市民活動や地域との協働による様々な取組を実施する必要があります。
- ② 市内各所の観光拠点を中心に、観光客の増加に伴い、公衆トイレのニーズが高く、利用頻度が増えています。公衆衛生に資する取組の体系化とともに、清潔できれいなまちづくりを推進するため、きれいで快適な公衆トイレを維持・管理する必要があります。

▶ 取組方針

① まちの美化の推進

ごみの散乱を防止し、まちの美化を推進するため、市民や事業者のモラルの向上を引き続き図るとともに、地域との協働による取組として、ごみゼロ運動などを実施します。

主な取組	内 容	
まちの美化推進に関する普及・啓発	実行	・「ポイ捨てをしない、させないまちづくり」の啓発 ・自主的なまちの美化活動、ごみの散乱防止の推進 ・空き家・空き地の草木の繁茂等への対応強化
地域の清掃活動の推進	実行	・ごみゼロ運動や地域で行う清掃活動の支援

② 公衆衛生施策の精査及び衛生施設の適正な維持管理

公衆衛生に係る取組を確認するほか、公衆トイレ等衛生施設の状況把握に努め、利用者が快適に利用できるよう、適正な維持管理を実施します。

主な取組	内 容	
公衆衛生に係る取組の精査	計画	・現況と課題の精査 ・取組施策の体系化
害虫・害獣対策の実施	体制	・苦情・相談体制の充実
	実行	・防除・防疫対策の実施
公衆トイレ等衛生施設の適正な維持管理	実行	・衛生施設の状況把握 ・老朽化した公衆トイレの改修
観光客用トイレの充実（再掲）	計画	・新たなトイレ整備や多機能トイレの設置検討
	実行	・適正な維持管理と老朽化した観光客用トイレの改修

(2) 公害対策

▶ 現状と課題

- ① 法令に基づく事業所・工場などへの指導や立ち入り検査のほか、公害の発生防止に向けた対策など、引き続き、環境基準の達成に向けた取組が必要です。
- ② 県管理と市管理の測定局により大気の常時監視を実施していますが、観測機器の老朽化に伴い、大気汚染物質（一部を除く）について環境基準を達成している状況を鑑み、今後の観測の在り方について検討する必要があります。また、自動車騒音については、様々な地点において継続的に調査を行う必要があります。
- ③ 河川、井戸水及びゴルフ場の水質環境調査等を継続的に実施し、河川の水質状況及び地下水の汚染状況の継続的な把握と対策が必要です。

▶ 取組方針

① 公害防止対策の推進

県との連携強化に努めつつ、市民の生活環境を保全するため、法令に基づく事業所・工場などへの指導や立ち入り検査の実施など、それぞれの公害対策を適切に講じるなど、環境基準の達成に向けた取組を実施します。

主な取組	内 容	
事業所に対する監視と指導の実施	実行	・関係法令の規制基準を遵守するよう指導 ・定期的な監視や適切な指導の実施
土砂等による埋立てに関する監視と指導の実施	実行	・関係法令の規制基準を遵守するよう指導 ・定期的な監視や適切な指導を実施

② 大気・騒音等の監視、測定の実施

大気、水質、道路交通の騒音、放射線量などの監視・測定を行い、測定結果を公表します。また、市内に設置された県管理及び市管理の測定局の観測機器が老朽化していることから、今後の観測の在り方について検討します。

また、毎年観測地点を変更して自動車騒音の常時監視測定を行います。

主な取組	内 容	
大気汚染状況の把握	計画	・測定局の老朽化に伴う観測の在り方を検討
	実行	・違法な野外焼却行為に対する指導 ・光化学スモッグ注意報等の適切な注意喚起
騒音測定の継続	実行	・様々な観測地点における自動車騒音データの測定 ・関係課と協議のうえ、舗装の修繕等の実施により道路環境の改善を推進

③ 良好な水環境の維持

水質を保全するため、国、県、周辺市町と連携して河川や井戸水等の水質調査を行い、安全な水質環境保全に努めます。また、事業所などに対し、関係法令の規制基準を遵守するよう指導するとともに、定期的な監視を行います。

主な取組	内 容	
地下水や河川の水質調査及び地下水汚染除去対策の継続	実行	・国、県、周辺市町と連携した水質汚濁の監視
水道事業計画区域外の定期的な井戸水水質調査の実施	実行	・計画的な水質調査の実施促進



2-3 廃棄物処理・再資源化

- 小施策 (1) ごみ・し尿処理
 (2) 産業廃棄物・不法投棄
 (3) 再資源化

主担当課	環境安全課	関係課	—
------	-------	-----	---

▶ 5年後の目指す姿

ごみの減量化、リサイクルに強い関心をもち、ごみの発生抑制、再利用、再資源化が推進され適正処理が行われることにより資源循環型のまちとなっています。また、不法投棄に係る対策に万全な体制をとっています。

▶ 業績評価指標

小施策	指標名	指標の説明	現状値	目標値		
			2022 (令和4)	2023 (令和5)	2025 (令和7)	2027 (令和9)
ごみ・し尿処理	1人1日当たりのごみ排出量	市民1人1日当たりのごみの排出量 (出典：環境安全課調べ)	978g/人・日	968g/人・日	948g/人・日	929g/人・日
	ごみ出し困難者支援者数	1年間での家庭ごみの戸別収集を行ったゴミ出し困難者数 (出典：環境安全課調べ)	208人 (2021)	229人	278人	337人
産業廃棄物・不法投棄	不法投棄件数	不法投棄監視員・市民・パトロールによる不法投棄の年間発見件数 (出典：環境安全課調べ)	150/年・件数	140/年・件数	130/年・件数	120/年・件数
再資源化	リサイクル率	1年間のごみの排出総量に対し、リサイクルした量の割合 (出典：環境安全課調べ)	19.6%	20.6%	22.8%	25.3%

▶ 関連する個別計画

香取広域市町村圏事務組合一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（2021（令和3）年度～2035（令和17）年度）

(1) ごみ・し尿処理

▶ 現状と課題

- ① ごみ出し困難者に対しては、戸別収集を行っています。近年、戸別収集の対象希望者が増加しており、より効果的な制度運営を行う必要があります。また、収集業者がごみ出し状況を確認することで安否確認にもなっています。
- ② 限りある資源を、大切に使い続けるため、一般廃棄物処理基本計画に基づき、適正な処理に努めるほか、これまでの3R（ごみ発生抑制・再使用・再資源化）の推進により、再資源化量は増加しましたが、依然としてごみの総排出量は増加していることから、引き続き、ごみの適正処理及び減量化に向けて、市民や事業者への普及・啓発活動を実施し、特にごみの分別と減量化を推進する必要があります。
- ③ ごみステーションを活用し、ごみ収集の効率化を図るとともに、衛生的な地域環境の維持・向上に努める必要があります。
- ④ 香取広域市町村圏事務組合が設置し管理運営している可燃不燃物処理施設や最終処分場について、施設等の老朽化や最終処分場の容量が限界に近付いていることから、施設の更新や運営方法等について協議していく必要があります。
- ⑤ 香取広域市町村圏事務組合が設置し管理運営している牧野し尿処理場について、稼働可能年数を迎えた際の処理方法を検討する必要があります。

▶ 取組方針

① ごみ出し困難者への支援

総合戦略

高齢化等により、自らごみをごみステーションまで運ぶことのできない市民が増加しています。ごみをため込むことなどの衛生環境上等の問題解決に資するため、プライバシーの観点に配慮しつつ、より効果的な制度運営を行います。

主な取組	内容	
ごみ出し困難者に対する家庭ごみの戸別収集業務の継続	見直し	・効率的な収集業務の検討 ・ごみ出し困難者の把握体制の強化

② 一般廃棄物の適正処理及び資源ごみの分別化と減量化の実施

ごみの発生抑制を優先して、再使用や再資源化を推進するため、市広報紙や市ウェブサイト、パンフレット、ポスターなどを活用して、ごみの発生抑制のための情報提供をするとともに、資源循環に配慮した事業活動やグリーン購入の重要性などについて、普及・啓発活動を行います。また、一般ごみとして出される資源物を削減するため、生ごみ処理機など設置費に対する助成やごみの分け方や出し方について必要な情報をわかりやすく市民や事業者を提供し、分別排出の徹底を図ります。

主な取組	内容	
ごみの適正処理（一般廃棄物処理基本計画の推進及び検証）	体制	・香取広域市町村圏事務組合との連携強化
	計画	・基本計画の検証、フォローアップ
ごみの発生抑制に向けた普及・啓発	実行	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみについての学習会などを開催 ・市民、事業者に対し、レジ袋の削減に向けた取組を促進 ・家庭や飲食店などに対し、食品ロスの削減を促進 ・家庭や飲食店などへ、生ごみの減量化に向けた、水切りの徹底を促進 ・生ごみ処理機などの購入に対する助成の推進 ・分かりやすい広報の実施
分別排出の徹底	実行	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの分別・収集方法を周知 ・市民の分別意識の向上を図るための情報発信 ・ごみステーションの設置や管理方法などについて適切に指導・助言 ・空カン、空ビン、ペットボトル、紙類、布類などの回収、再資源化を推進
市直営処理施設の在り方の検討	体制	・施設の目的及び処理体制の再構築
	計画	・組合への移管を含む在り方の検討

③ ごみ収集の効率化と衛生的な地域環境の維持・向上

ごみステーションの設置促進など、ごみ収集を効率化することで、衛生的な地域環境の維持・向上を図ります。

主な取組	内容	
ごみステーションの整備	実行	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみステーションの衛生的管理の推進 ・ごみステーションの整備への支援
家庭ごみ収集カレンダーによる周知	見直し	・市民が広く分かり易い記載内容の検討
動物死体収集業務の維持	見直し	・委託業者との契約内容及び契約方法の見直し

④ 可燃不燃物処理施設や最終処分場の適正な運営と更新整備

総合戦略

香取広域市町村圏事務組合が設置し管理運営している可燃不燃物処理施設や最終処分場について、施設等の老朽化や最終処分場の容量が限界に近づいていることから、その更新や運営方法等について協議していきます。

主な取組	内容	
ごみ処理施設の運営の適正化	実行	・香取広域市町村圏事務組合との協議、連携
ごみ処理施設の更新等	計画	・香取広域市町村圏事務組合との協議、連携

⑤ し尿処理場の適正運営

総合戦略

香取広域市町村圏事務組合構成市町の人口規模に併せた当該施設の運営管理の方向性を明確化し、現状に沿った処理方法を検討するように働きかけます。また、必要に応じて施設の整備、更新について協議していきます。

主な取組	内容	
し尿処理施設運営の適正化	実行	・香取広域市町村圏事務組合との協議、連携
し尿処理施設の更新等	計画	・香取広域市町村圏事務組合との協議、連携

(2) 産業廃棄物・不法投棄

▶ 現状と課題

- ① 不法投棄の早期発見、迅速な対応を行うため、適宜、監視パトロールを行っていますが、市域が広大であるため、日々、対応に追われている状況にあります。廃棄物の不法投棄を未然に防止し、快適な生活環境を保全するため、引き続き不法投棄監視員との連絡調整を適宜行い、より円滑な報告体制の構築や迅速な現場確認を行う必要があります。

▶ 取組方針

① 不法投棄の早期発見及び早期対応

日々のパトロールにより不法投棄されにくい環境づくりを行います。また、不法投棄監視員との連絡調整を適宜行い、より円滑な報告体制の構築や迅速な現場確認を行い、本市の環境保全に努めます。また、関係する市条例等の適切な適用に努めるほか、県や警察署等の関係機関と連携し、不法投棄行為者の特定と適正な指導を実施します。

主な取組	内容	
廃棄物不法投棄防止事業の推進	体制	・円滑な報告体制の構築 ・迅速な現場確認と対応 ・県や警察署等の関係機関との連携

(3) 再資源化

▶ 現状と課題

- ① 紙類やプラスチックごみ等、リサイクルできる資源物の収集量は年々増加傾向にありますが、依然として多くの資源物が可燃ごみで焼却されているため、より一層、再資源化（リサイクル）の取組を推進する必要があります。

▶ 取組方針

① 再資源化推進のための仕組みづくりと取組の強化

総合戦略

資源ごみの集団回収を計画的に行う団体（自治会、PTA、子ども会等）に対し引き続き活動奨励金を交付するとともに、市広報紙や市ウェブサイトなどを活用して、市民の分別意識の向上を図り、分別排出されたごみの効率的な再資源化とその量的な増加に努めます。

主な取組	内容	
分別排出の徹底、取組の強化	実行	<ul style="list-style-type: none">・ごみの分別・収集方法を周知・市民の分別意識の向上を図るための情報発信・ごみステーションの設置や管理方法などについて適切に指導・助言・空カン、空ビン、ペットボトル、紙類、布類などの回収、再資源化を推進
再資源化推進のための仕組みづくり	体制	<ul style="list-style-type: none">・不要品の再使用、再資源化するための仕組みづくり
	実行	<ul style="list-style-type: none">・集団資源回収運動の継続的な取組・資源ごみ回収奨励金の継続と周知・分別排出されたごみの効率的な再資源化



2-4 公園・緑地、水辺空間

小施策（１）公園・緑地 （２）水辺空間

主担当課	都市整備課	関係課	環境安全課
------	-------	-----	-------

▶ 5年後の目指す姿

公園や緑地などは、民間事業者や市民と連携し適正な管理や整備が行われることで、市民や来訪者の健康づくり・レクリエーション活動や憩いの場として活用されています。また、国定公園、県立自然公園を有し、利根川を中心とした水郷地帯であることから、良好な水辺空間を活かす工夫を進めています。

▶ 業績評価指標

小施策	指標名	指標の説明	現状値	目標値		
			2022 (令和4)	2023 (令和5)	2025 (令和7)	2027 (令和9)
公園・緑地	市民1人当たりの公園面積	市内の都市公園面積を人口で割った値（2021（令和3）年3月31日時点）（出典：都市公園等整備現況調査）	7.45 m ² /人 (2021)	8.08 m ² /人	8.08 m ² /人	8.08 m ² /人
	橘ふれあい公園（パークゴルフ場）利用者数	パークゴルフ場の年間利用者数（出典：都市整備課調べ）	-	16,000人	18,000人	20,000人
	橘ふれあい公園（キャンプ場）利用者数	キャンプ場の年間利用者数（出典：都市整備課調べ）	-	8,000人	10,000人	12,000人
水辺空間	民間や市民と協働で管理している公園数	維持管理を指定管理者、自治会等に委託している、又は、里親制度を導入している公園数（出典：都市整備課調べ）	9公園	10公園	11公園	12公園

（１）公園・緑地

▶ 現状と課題

- ① 公園・緑地に係る整備や維持管理に関する長期計画がなく、例えば、公園施設が破損した場合、事後的な修繕や更新となることが多く、利用再開までに時間を要するケースが多いため、より適正な施設の整備や維持管理に関する長期計画の策定が必要です。
- ② 公園の維持・管理のために、市民活動団体や自治会等との協働による新たな管理体制の構築が必要です。
- ③ 市内の公園、緑地、水辺空間には、総合公園以外、多面的機能を持つ公園等が少なく、例えば、オープンスペースの多面的機能の発揮が求められています。民間活力を導入した橘ふれあい公園の管理は、民間のノウハウを活かした多面的機能の発揮が求められます。特に、橘堰周辺の自然環境を活かした遊歩道等の整備を図るなど、より一層、当公園の周辺エリアを含め、その機能を拡充する必要があります。

- ④ 公園の老朽化により、魅力が低下しています。また、少子化高齢化の進行や地域のニーズに合わせた施設の設置や更新が必要です。公園ごとの役割を明確化し、市民や地域のニーズに合わせた公園施設の設置や更新がもたらされています。

▶ 取組方針

① 公園長寿命化計画等に基づく適正な維持管理や整備

公園長寿命化計画等を策定し、公園施設の予防保全的な維持管理を実施していきます。

また、民間により維持管理が行われることで、公園の魅力、維持管理の質が向上することが見込まれる公園について、民間活力の導入を検討する。

主な取組	内容	
公園長寿命化計画に基づく適正な維持管理	計画	・公園長寿命化計画の策定
緑の基本計画の策定検討	計画	・計画策定に向けた前提条件等の整理 ・計画策定（作業工程含）の検討
公園等の機能に応じた適正な維持管理	実行	・総合公園、街区公園等、各公園等の機能に応じた適正な維持管理の実施
民間活力を導入する公園の拡充	計画	・民間活力の導入が可能な公園の検討

② 地域等との協働による公園等の維持管理

自治会やスポーツ活動団体等に対する公園等の管理委託や里親制度等の活用により、市民等と連携して維持管理を行う公園を増やしていきます。

主な取組	内容	
自治会等との協働による公園管理体制の構築	体制	・自治会等への維持管理の委託検討 ・里親制度の活用する団体等への支援 ・スポーツ団体等活用優先団体との連携

③ 橋ふれあい公園の計画的な機能拡充

総合戦略

総合公園である橋ふれあい公園が持つ多面的機能と指定管理者による民間事業者のノウハウを活用した維持管理・運営により、整備目的である観光交流拠点、健康増進、子育て支援、多世代間交流の場等の多面的機能の発揮を図ります。また、橋ふれあい公園の機能拡充について、橋堰周辺の自然環境を活かし、橋ふれあい公園と一体的な活用を行うため、橋堰周辺を計画的に整備します。

主な取組	内容	
橋ふれあい公園の適切な管理運営	体制	・民間のノウハウ等を活かした管理運営の実施
橋ふれあい公園の計画的な機能拡充	実行	・遊歩道の整備、水辺環境整備の実施検討

④ 利用者のニーズに合わせた公園施設の整備・更新

総合戦略

時代の趨勢に伴う市民意識の変化をはじめ、人口減少や少子高齢化等、市を取り巻く情勢が大きく変化しているため、市民や地域のニーズを調査、整理し、公園施設の整備や更新を実施します。

主な取組	内容	
利用者のニーズに合わせた公園施設の整備・更新	計画	・市民や地域のニーズ調査の実施と整理 ・既存施設の機能拡充及び更新整備方針の検討 ・公園施設の設置・更新の検討

(2) 水辺空間

▶ 現状と課題

- ① 国定公園等を有し、広大な水郷地帯の持つ立地上の良さや魅力を生かし、より一層、水辺空間を活かした公園等の整備を検討する必要があります。
- ② 公園等（水辺空間を含む）について、自治会等との協議を行い管理体制の検討を進めます。
- ③ 橋堰周辺の自然環境を活かした遊歩道等、水辺に親しむ環境を整備する必要があります。

▶ 取組方針

① 水辺空間を活かした公園等整備の検討

国定公園、県立自然公園等を有し、水郷地帯に立地する良さや魅力を十分に生かした公園等の整備を検討します。

主な取組	内容	
水辺空間を活かした公園等整備方針の策定検討	計画	<ul style="list-style-type: none"> ・水辺空間活用対象エリアの調査 ・水辺空間活用方針の策定検討

② 地域と協働による公園等（水辺空間を含む）の維持

自治会への公園等（水辺空間を含む）の管理委託や里親制度の活用により、市民と連携して維持管理を行う公園を整備していきます。

主な取組	内容	
自治会等との協働による公園管理体制の構築	体制	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会等への維持管理の委託検討 ・里親制度を活用する団体等への支援 ・スポーツ団体等活用優先団体との連携

③ 橋堰と橋ふれあい公園の一体的活用

橋堰周辺の自然環境を活かし、橋ふれあい公園（総合公園）と一体的な活用を図るため、橋堰周辺の遊歩道整備など水辺に親しむ機能の拡充に努めます。

主な取組	内容	
橋堰周辺エリアの整備検討	体制	<ul style="list-style-type: none"> ・関連機関、団体等との連携 ・一体的な活用及び管理体制の構築
	実行	<ul style="list-style-type: none"> ・遊歩道の整備、水辺環境整備の実施検討



2-5 斎場・墓地

小施策（１）斎場
（２）墓地

主担当課	環境安全課	関係課	財政課
------	-------	-----	-----

▶ 5年後の目指す姿

構成町とともに一部事務組合において、利便性及び効率性の高い火葬場の運営が行われているほか、市において、市営墓地を含む適正な墓地環境の管理等が継続・維持されているため、市民の安心な暮らしが担保されています。

▶ 業績評価指標

小施策	指標名	指標の説明	現状値	目標値		
			2022 (令和4)	2023 (令和5)	2025 (令和7)	2027 (令和9)
斎場	北総斎場運営コスト	北総斎場におけるランニングコスト（出典：香取広域市町村圏事務組合調べ）	40,702千円	48,173千円	35,019千円	37,439千円
	おみがわ聖苑運営コスト	おみがわ聖苑におけるランニングコスト（出典：香取広域市町村圏事務組合調べ）	63,526千円	58,801千円	62,356千円	49,734千円
墓地	維持管理費	市営墓地年間管理費用（134区画）（出典：環境安全課調べ）	190千円	200千円	200千円	200千円

(1) 斎場

▶ 現状と課題

- ① 香取広域市町村圏事務組合により北総斎場とおみがわ聖苑の2箇所の火葬場を管理運営していますが、構成町とも連携し、今後の人口規模を踏まえた運営の健全化及び適正な維持・管理に努めるよう、組合との連携を深める必要があります。

▶ 取組方針

① 火葬場の適正な運営・管理に資する連携の強化

総合戦略

構成市町の人口規模に合わせた効率的な施設運営管理を推進するため、運営状況の把握に努め、老朽化施設への対応等、組合・構成町との連携を強化します。

主な取組	内容	
火葬場運営の推進	体制	・組合及び構成町との連携協議体制の構築強化
	計画	・老朽化施設の統合等に係る検討
	見直し	・料金体系の統合に係る検討

(2) 墓地

▶ 現状と課題

- ① 市営墓地の運営は永代使用料の徴収も含め、利用者ニーズに応じた対応を図っており、引き続き、適正かつ効率的な管理と運営に努める必要があります。
- ② 法に基づき、墓地に係る許認可業務の適正な執行に努める必要があります。現状として、法施行前からのものや土地所有状況が曖昧なもの等が存在するため、県から移譲された台帳を確認しつつ、整備を進め把握に努めます。
- ③ 一部、過去に寄付等により市有地となった「みなし墓地」があることから、墓地台帳と財産台帳の照合を進め、墓地管理者の明確化を含め、適正な管理及び周辺環境を維持することが必要です。

▶ 取組方針

① 市営墓地の適正な管理運営

定期的に草刈等を実施するほか、必要に応じて修繕を行い市営墓地の環境維持に努めます。また、市営墓地の需要把握に努めつつ、空き区画が発生した場合には速やかに公募を行い、効率的な運営を推進します。

主な取組	内容	
市営墓地の維持管理の推進	実行	・修繕・除草作業による施設の保全

② 墓地関連業務の適正な執行及び管理台帳の整備

墓地に係る許認可業務の適正な執行に努めるほか、県から移譲された管理台帳の整備・確認を進めるなど、より一層、現状の把握と管理状況の適正化を図ります。

主な取組	内容	
許認可業務の適正な執行	実行	・法に基づく事務の適正処理 ・現状把握と管理台帳の整備

③ 市有地となっている「みなし墓地」の状況確認と適正化

墓地台帳と市の財産台帳の照合を進め、墓地管理者の把握、現場確認等により現状を確認し、適正な管理へとつなげるとともに、必要に応じ、周辺住民の住環境の維持に資する方策を図ります。

主な取組	内容	
みなし墓地の状況確認と適正化	体制	・墓地台帳と市の財産台帳の照合
	実行	・墓地管理者等の現状把握及び適正化
	実行	・周辺住環境の維持に必要な対策の検討及び実施



2-6 交通安全・防犯

小施策（１）交通安全
（２）防犯

主担当課	環境安全課	関係課	土木課 学校教育課
------	-------	-----	--------------

▶ 5年後の目指す姿

交通安全施設や防犯施設の整備が着実に進むほか、市民への意識啓発が活発に行われ、交通事故及び犯罪が減少し、安心・安全な市民の暮らしを実現しています。

▶ 業績評価指標

小施策	指標名	指標の説明	現状値	目標値		
			2022 (令和4)	2023 (令和5)	2025 (令和7)	2027 (令和9)
交通安全	人口1,000人当たりの交通事故発生件数	人口1,000人当たりの年間交通事故の発生件数 (出典：環境安全課調べ)	2.848件	2.158件	1.958件	1.758件
防犯	人口1,000人当たりの刑法犯認知件数	人口1,000人当たりの年間刑法犯認知件数 (出典：環境安全課調べ)	6.683件	6.612件	6.471件	6.331件

▶ 関連する個別計画

第11次 香取市交通安全計画（2021（令和3）年度～2025（令和7）年度）

(1) 交通安全

▶ 現状と課題

- ① 幼児向けの交通安全教室を定期的実施している反面、近年の交通安全対策上、重要な視点となっている高齢者向けの教室は不定期の開催にとどまっているため、特に、交通事故の被害者・加害者になりやすい高齢者に対する啓発や活動を強化する必要があります。
- ② 交通安全施設（カーブミラー、ガードレール、路面表示等）については、地区要望や通学路交通安全プログラムに基づいた点検により、対象財源を考慮しながら、必要な箇所の整備や修繕を実施しており、引き続き、交通事故防止に向けた各対策を図る必要があります。

▶ 取組方針

① 交通安全対策に係る啓発の推進

交通弱者になりやすい幼児や高齢者向けの交通安全教室を計画的に開催し、市民の交通安全意識の向上を図るとともに、自動車や自転車等の運転手に対する啓発を推進します。また、被害者遺族への支援を継続します。

主な取組	内容	
幼児交通安全教室の実施	実行	・継続実施に向けた施策内容の検討
高齢者交通安全教室の実施	見直し	・定期的な開催方法及び参加者増加策の検討
自動車や自転車等の運転手をはじめとする啓発及び対策の強化	実行	・関係諸団体との連携強化 ・市民活動団体等支援体制の構築 ・啓発方法の拡充
交通遺児手当の支給	実行	・教育委員会との連携強化

② 交通安全施設の整備・充実

総合戦略

地区要望、交通事故現地診断及び通学路交通安全プログラムに基づき、対象財源を考慮しながら、適切な整備や修繕を実施します。また、危険箇所の再確認のため、適宜、通学路交通安全プログラムの見直しを検討します。

主な取組	内容	
交通安全施設の整備及び修繕	体制	・警察や道路管理者との連携強化 ・各管理者による整備方針等の共有化と役割分担の確立
	実行	・危険個所の早期の確認及び改善措置の実施
通学路交通安全プログラムの推進	体制	・関係機関との連携強化
	見直し	・自転車通学等への対応の検討

(2) 防犯

▶ 現状と課題

- ① 県補助を活用し、最低限必要な箇所について、防犯カメラの設置がほぼ完了しましたが、引き続き、警察との連携体制や市全体をカバーする仕組みなど、具体的な対策を強化する必要があります。
- ② 防犯ボランティア団体については、青色防犯パトロール車等の貸出しにより、その活動を支援していますが、人員の高齢化及び関係人数の減少が進んでいるため、新たな担い手を確保する方策等に対し、十分な支援措置を図る必要があります。

▶ 取組方針

① 防犯体制の強化及び防犯設備の整備・充実

総合戦略

最低限必要な箇所への設置がほぼ完了した防犯カメラの活用状況や、様々な防犯パトロールの活動範囲などの状況を勘案し、将来的な整備方針や再配置等の必要性を検討するなど、市全体の防犯体制を強化し、犯罪の抑制を目指します。

主な取組	内容	
防犯カメラの活用	計画	・将来的な整備方針及び再配置等の検討
	実行	・警察署との連携強化
防犯体制強化対策の検討	実行	・地域や時間帯に応じた防犯体制や市民団体等による活動状況等の把握 ・市全体の防犯体制強化方針の作成

② 防犯ボランティア団体に対する活動支援

防犯ボランティア団体に対し、青色防犯パトロール車等のパトロール用品の貸与等を行い、活動を支援しています。また、各団体の活動活発化及び担い手確保に係る取組に対し、支援措置の実施を検討します。

主な取組	内容	
ボランティア団体との連携強化	体制	・連絡連携体制の充実
	実行	・活動スケジュール等の把握及び貸与用品等の管理
各団体の担い手確保に係る取組への支援	計画	・活動状況の把握と課題等の整理 ・活動支援措置の検討
	実行	・後継者の育成



2-7 防災・消防・救急

- 小施策（１）防災
 （２）急傾斜地・砂防
 （３）消防・救急

主担当課	総務課	関係課	土木課 社会福祉課
------	-----	-----	--------------

▶ 5年後の目指す姿

自分の命は自分で守る「自助」、地域の助け合いによる「共助」の考え方を基本とし、市役所をはじめとした公的機関の支援である「公助」がそれらを補完することで、地域防災力が向上しています。また、消防・救急分野についても、構成町を含め、所管の香取広域市町村圏事務組合との密接な連携のもと、市民の安全・安心な暮らしを守っています。

▶ 業績評価指標

小施策	指標名	指標の説明	現状値	目標値		
			2022 (令和 4)	2023 (令和 5)	2025 (令和 7)	2027 (令和 9)
防災	自主防災組織の組織率	全世帯数に占める自主防災組織加入世帯の割合（出典：総務課調べ）	45% (2021)	50%	55%	60%
	市が備蓄すべき物資の備蓄割合	備蓄計画に示す備蓄目標数に対する備蓄割合（出典：総務課調べ）	46% (2021)	100%	100%	100%
	防災士資格取得者数	市の防災士資格取得支援補助金を活用して防災士を取得した人数の累計（累計）（出典：総務課調べ）	18人 (2021)	35人	45人	55人
	個別避難計画策定数	避難行動要支援者の個別避難計画の策定数の累計（出典：総務課調べ）	0人 (2021)	10人	30人	50人
急傾斜地・砂防	崩壊防止に対する要望への処理割合	地区要望における崩壊防止に対する処理割合（出典：土木課調べ）	100%	100%	100%	100%
消防・救急	消防施設の適切な更新	小見川分署庁舎の更新（出典：消防本部調べ）	-	-	1件	-
	適正団員数を充たしている消防団の割合	各消防団における定員を満たしている消防団の割合（出典：消防本部調べ）	55%	55%	57%	60%

▶ 関連する個別計画

- 香取市地域防災計画（2008（平成 20）年度～）
 香取広域市町村圏事務組合消防力整備後期実施計画（2016（平成 28）年度～2025（令和 7）年度）
 香取市避難行動要支援者避難支援計画（2014（平成 26）年度～）
 香取市備蓄計画（2018（平成 30）年度～）

(1) 防災

▶ 現状と課題

- ① 核家族化の進行など社会構造の変化により、自主防災組織の組織率及び加入率が伸び悩んでいます。また、自主防災組織間及び防災士間の連携が十分に図られていないことから、防災に係る心構えや備え等の更なる普及促進を含め、その活動及び体制を拡充する必要があります。
- ② 避難行動要支援者システムにより災害時の避難に手助けが必要な対象者等を管理しており、引き続き、対象者一人ひとりについて、個別の支援計画を作成・普及する必要があります。
- ③ 市内小中学校に市の防災マップの配付や、講師派遣による防災教育を実施しており、災害が多発する中、当該教育内容等について、より充実させる必要があります。
- ④ 地震及び避難所運営に関するマニュアルについては作成済みで、随時、避難所開設訓練を実施しているものの、未だ風水害等ほかの災害への対策が十分でないため、その充実を図る必要があります。
- ⑤ 近年の突発的な大雨や台風の発生数・上陸数の増加を踏まえ、特に、排水機場の稼働時間が増加傾向にあり、当施設の経年劣化への対応が求められています。内水氾濫防止・軽減に万全を期す観点から、排水機場等の適切な管理運用に努める必要があります。
- ⑥ 災害備蓄物資を備蓄計画に基づいて計画的に購入しているなか、大量の備蓄物資をいかに的確に管理し、効果的に配分・配置するかが課題となっています。
- ⑦ 防災行政無線のデジタル化への対応を進めており、市民等に対し災害情報等を確実に伝達する手段を確立する必要があります。
- ⑧ 災害時における人及び物資の受援のための受入体制が不十分であり、検討する必要があります。

▶ 取組方針

① 地域防災力の向上

総合戦略

自主防災組織の設立を促進するとともに、自主防災組織間及び防災士間の連携体制を構築するため、防災に係る心構えや備え等の普及促進など、市民意識の更なる醸成を図りつつ、自主的な活動に当たる協議会等の設立を検討します。

主な取組	内容	
防災に係る市民意識の醸成	実行	・心構えや備え等の普及促進施策の充実
自主防災組織の設立促進、活動への支援	見直し	・自主防災組織未加入世帯への啓発
防災士の増加及び活動推進	体制	・自主防災組織と防災士の連携体制の確立

② 避難行動要支援者に対する個別避難計画の作成

避難行動要支援者避難支援計画に基づき、避難行動要支援者等の個別避難計画の策定を推進します。

主な取組	内容	
個別避難計画の作成	体制	・計画策定に向けた推進体制の充実
	計画	・計画記載内容の確認及び個別避難計画の具体的な作成推進

③ 防災教育の促進

小中学校との連携強化を図り、国等関係機関の協力を仰ぎながら、より専門的な防災教育の実施・展開に努めます。

主な取組	内容	
防災教育の促進	実行	・小中学校との連携強化 ・具体的かつ専門的な教育内容の精査
	体制	・国等関係機関との連携体制の構築

④ 大規模災害に備えた減災対策の拡充

総合戦略

災害の種類に応じた各種対応マニュアルを順次作成するほか、大規模災害発生時に市民の生命を守ることを第一に想定した実践的かつ様々な訓練を実施し、災害時の備えを拡充します。

主な取組	内容	
災害対策マニュアルの作成	計画	・各種マニュアルの作成及び必要に応じた見直し
避難所開設訓練の実施	実行	・各種訓練の実施による災害対応力の強化 ・災害対策本部設置、物資運搬、住家被害認定実施体制等
市民向け防災訓練の実施	実行	・災害の種類に応じた防災訓練の実施
福祉避難所開設の円滑化	体制	・関係機関との連携強化及び管理体制の整理

⑤ 内水氾濫の防止

内水氾濫防止のため、配水機場の適切な管理運用を図るとともに、施設の経年劣化に伴う計画的な修繕等を実施します。

主な取組	内容	
排水施設等の適切な管理運用	実行	・管理運用の適正化 ・計画的な修繕等の実施

⑥ 備蓄物資の計画的な購入と適正管理

総合戦略

感染症対策物資等、新たに備蓄すべき物資も増えていることから、香取市備蓄計画を適宜修正し、適正な備蓄に努め、物資の管理・配分体制の早期確立を図ります。

主な取組	内容	
香取市備蓄計画の推進・見直し	見直し	・社会情勢等の計画への反映
備蓄品の適正な管理及び配分	体制	・備蓄品管理体制の構築
	計画	・各避難所への配分・管理手順の構築

⑦ 情報伝達手段の拡充

総合戦略

防災行政無線のデジタル化更新工事を着実に進め、適切な運用と維持管理に努めます。また、デジタル化に対応した戸別受信機の貸与方法や、既存の情報伝達手段以外のデジタル技術を活用した新たな手段の導入についても検討します。

主な取組	内容	
防災行政無線のデジタル化	実行	・更新工事の実施及び適切な運用
デジタル対応戸別受信機の活用	計画	・貸与・活用方法の検討
新たな情報伝達手段の導入検討	計画	・デジタル技術の活用に向けた手法等の検討

⑧ 受援体制の確立

災害時における人及び物資の受援のための受入体制を整備するため、国・県の計画に基づく市の受援計画を策定します。

主な取組	内容	
受援計画の作成	体制	・計画策定に向けた体制の整備
	計画	・計画記載内容の検討

(2) 急傾斜地・砂防

▶ 現状と課題

- ① 大雨や台風被害等が増える中、急傾斜地等危険箇所（土砂災害警戒区域等を含む）の確認・指定及び崩壊防止に対する市民要望等の件数は増加傾向にあります。急傾斜地等に該当する傾斜地危険箇所に対し、県施策と連携を図りながら、市民が行う崩壊対策工事を支援するなど、災害を未然に防ぐ施策を展開する必要があります。

▶ 取組方針

① 急傾斜地崩壊対策事業の推進

急傾斜地崩壊対策工事に対する市の補助制度を見直し、市民の要望に適切に対応するほか、県指定の急傾斜地に対し、県の施策や補助を活用した崩壊対策工事を促進します。また、県の指定する土砂災害警戒区域等に係る指定状況等の周知徹底を図り、事前の備え等市民意識の醸成に努めます。

主な取組	内容	
急傾斜地崩壊対策事業の推進	体制	・県指定及び県施策の実施等に係る連携
	見直し	・急傾斜地崩壊対策事業補助金要綱の見直し
	実行	・県施策の適用及び県補助金の活用検討
土砂災害警戒区域等に係る備え等市民意識の醸成	体制	・県の区域指定等に係る連携
	実行	・区域指定状況の周知徹底及び備え等市民意識の醸成
がけ地近接危険性住宅の移転に係る助成の推進	実行	・がけ地近接危険性住宅移転事業除去助成金の周知

(3) 消防・救急

▶ 現状と課題

- ① 老朽化が進んでいる常備・非常備消防施設（車両等を含む）が多くあるため、統廃合を含む計画的な整備が必要です。
- ② 少子化や被雇用者の増加など社会環境の変化により非常備消防団員の確保が難しくなっており、消防団維持のための対策が必要です。また、市の規模に見合った消防団組織体制の在り方や団員数の精査が求められています。
- ③ 救急・救助体制の確立・適正化を図るほか、特に、災害対応の多様化等が進んでいることから、それらに見合う救急・救助体制を整備する必要があります。

▶ 取組方針

① 消防施設の適正配置

総合戦略

今後の人口規模に合わせた適正な配置となるよう、常備消防施設の管理者であり、非常備消防行政の現場を担う香取広域市町村圏事務組合消防本部との連携を強化し、計画的かつ適正な消防施設（常備・非常備）の整備を図ります。

主な取組	内容	
小見川消防署の更新	実行	・香取広域市町村圏事務組合消防本部との協議、連携
常備・非常備消防施設の適切な配置	見直し	・今後の人口規模を見据えた配置計画等の見直し
	実行	・施設や資機材等の計画的な整備

② 消防団の充実・強化

消防団員の定員適正化を図るとともに、若者や女性を含む消防団員の確保に努めます。

主な取組	内容	
消防団員の入団の促進	見直し	・団員報酬の改定や個人装備充実に向けた検討
非常備消防組織及び消防団員定数の適正化	計画	・市の規模を見据えた非常備消防組織の確立 ・消防団員定員適正化計画の作成及び運用

③ 救急・救助体制の整備充実

救急・救助体制の確立を図るほか、想定される様々な災害等に対応するため、必要な救急・救助体制の強化を進めます。

主な取組	内容	
救急・救助体制の確立（救急医療を含む）	体制	・救急・救助体制の具体的な対応 ・医療機関を含む関係機関との連携強化
	計画	・救急・救助対応方針の明確化
水難救助隊の創設	体制	・潜水救助を行うことが出来る部隊の創設
	計画	・資機材の配備及び隊員の資格取得や教育等に関する方針等の策定



2-8 市民・消費者相談

小施策（１）市民相談
（２）消費者相談

主担当課	市民協働課	関係課	商工観光課
------	-------	-----	-------

▶ 5年後の目指す姿

福祉分野等の専門的な相談対応とは別に、一般的な市民相談窓口や消費者相談窓口が市民に広く周知・活用され、誰もが気軽に相談でき、適切なアドバイスが受けられる相談体制が整備されています。

▶ 業績評価指標

小施策	指標名	指標の説明	現状値	目標値		
			2022 (令和4)	2023 (令和5)	2025 (令和7)	2027 (令和9)
市民相談	法律相談件数	弁護士相談と司法書士による年間相談件数 (出典：市民協働課調べ)	216件 (2021)	240件	240件	240件
消費者相談	消費生活相談の件数	消費生活センターに相談のあった年間件数 (出典：市民協働課調べ)	608件 (2021)	608件	608件	608件

(1) 市民相談

▶ 現状と課題

- ① 弁護士、司法書士などの専門家により、幅広い分野に対応する相談日を毎月設定し、その活用について、広報やウェブサイト等により周知を図っているものの、より一層、きめ細かな対応と相談機会の充実に努めるため、各種相談の目的や相談窓口のさらなる周知が必要です。
- ② 心配ごと等の一般的な市民相談では、具体的な相談内容により、当該関係事務を所掌する担当課等へ正確に案件を引き継ぐことが求められており、総合的かつ庁内横断的な支援体制の構築及び拡充が必要です。

▶ 取組方針

① 相談窓口の活用推進

複雑化、高度化、広範化する市民からの相談に対し、法律相談や行政相談などの機会を広く提供し、市民相談機会の拡充と活用の活性化を図ります。

主な取組	内容	
法律相談会や行政相談会の継続実施	計画	・相談窓口の活用活発化に係る方針等の作成
	実行	・効果的な周知方法の検討による相談機会の拡充

② 相談支援体制の強化

庁内の相談体制に係る連携を強化するとともに、新設される重層的支援体制との調和を図り、相談体制を強化します。

主な取組	内容	
相談支援体制の強化	体制	・関係課等支援体制の拡充
重層的支援体制との連携	体制	・重層的支援体制との連携強化
	計画	・相互の目的や役割等の整理及び業務統合等の検討

(2) 消費者相談

▶ 現状と課題

- ① コロナ禍を機に、従来からトラブルが多かった訪問型販売による被害及びその相談自体は減りましたが、スマートフォン等の普及に伴いインターネット上でのトラブルが多くなっています。引き続き、消費生活センターの役割を十分に果たしつつ、近年の被害動向を踏まえた相談体制の強化及び対応状況の周知が必要です。

▶ 取組方針

① 消費者相談体制の充実

高度化・複雑化する相談に対応するため、県等関係機関との連携及び消費生活センターの体制強化に努めるほか、相談員の確保と能力向上を図るなど、相談方法の拡充や啓発活動の推進により、市民の被害防止と相談体制の強化を進めます。

主な取組	内容	
消費生活センターの体制強化	体制	・県等関係機関との連携強化
	実行	・相談員の確保及び研修の実施 ・被害動向を踏まえた効果的な啓発活動の推進
	見直し	・相談方法及び体制の拡充に係る点検
消費者の被害防止活動	実行	・市民向け消費生活講座等の実施検討



2-9 人権

- 小施策 (1) 人権・虐待
(2) 男女共同参画
(3) LGBTQ+

主担当課	市民協働課	関係課	市民課 子育て支援課 学校教育課 生涯学習課
------	-------	-----	---------------------------------

▶ 5年後の目指す姿

市民が立場や性別に関わりなくお互いを尊重し、ともに支え合いながら、個性を輝かせ、持てる能力を発揮し、人間としての尊厳をもつ環境等が着々と整い、安心・安全に暮らすことができます。

▶ 業績評価指標

小施策	指標名	指標の説明	現状値	目標値		
			2022 (令和4)	2023 (令和5)	2025 (令和7)	2027 (令和9)
人権・虐待	研修等の参加者数	各種人権に関わる研修等の年間参加者数 (出典：市民協働課調べ)	145人	160人	180人	200人
男女共同参画	審議会等の女性構成比率	審議会等の委員総数に占める女性委員の割合 (出典：市民協働課調べ)	26.4%	28.0%	30.0%	32.0%
LGBTQ+	性的少数者（セクシュアル・マイノリティ、LGBT等）に関する研修	1年間に開催した研修の回数 (出典：市民協働課調べ)	1回 (2021)	1回	1回	1回

▶ 関連する個別計画

第2次男女共同参画計画（2020（令和2）年度～2026（令和8）年度）
香取市人権施策基本指針（2010（平成22）年度～）

(1) 人権・虐待

▶ 現状と課題

- ① 虐待被害の相談件数は増加傾向にあり、防止策と被害者支援の重要度が増えています。虐待防止と被害者支援について、関係機関との連携と相談体制の拡充を図る必要があります。
- ② 人権意識の普及・高揚を図るため、市民向け講演会等を開催しており、より一層、外国人等を含めた人権意識の啓発を推進する必要があります。
- ③ 様々な機会を活用した人権研修会や小中学生からの人権標語の募集及び展示を通じて、人権に対する正しい理解を深めています。引き続き、学校等における人権学習の機会を提供し、特に、次世代を担う子どもたちに対し人権意識の定着に向けた取組が必要です。

▶ 取組方針

① 虐待防止及び被害者支援の拡充

人権侵害である虐待を防止するため、関係機関と密接な連携を図りつつ、虐待要因や早期発見方法等の周知と理解に努めるなど、被害者等に対する相談体制の強化と生活再建支援に取り組めます。

主な取組	内容	
虐待防止の推進	体制	・関係機関との連携強化
	実行	・虐待防止に係る様々な周知活動等の展開 ・被害者等に対する生活再建支援対策の実施
小中学生への啓発	実行	・デートDVの防止に向けた学習機会の提供
相談体制の強化	実行	・被害者等に対する相談支援体制の強化
	見直し	・子育て包括支援センター等（重層的支援体制を含む）との支援体制の確認及び整理

② 人権意識の普及及び高揚促進

人権擁護委員の活動と連携しつつ、人権啓発に係る情報の発信及び瑞穂ふれあいセンター（隣保館）の運営・活用等を通じ、人権意識の普及・啓もうに努めるほか、増加傾向にある外国人市民の多様な人権意識の周知にも取り組めます。

主な取組	内容	
人権啓発の推進	体制	・人権擁護委員の活動との連携
	実行	・研修会等の事業内容の充実 ・SNS活用による情報発信の検討
みずほふれあいセンター等の利活用の推進	実行	・生活相談、主催教室の開催及び貸館事業の推進 ・人権意識普及施策の整理及び利活用増加施策の展開
外国人の人権擁護施策の展開	計画	・多様な人権意識の把握と整理 ・より効果的な擁護施策等の検討

③ 人権教育の推進

人権について正しい知識と態度を身に付けられるよう、様々な機会を活用し、人権に係る研修会等を行うほか、特に、次代を担う小中学生等に対する人権教育の充実を図ります。

主な取組	内容	
人権研修会の開催	体制	・関係機関と連携した開催
	実行	・研修会の開催に係る協議を呼び協力要請
人権教育に係る施策の展開	体制	・教育委員会施策との連携 ・学校教育、生涯学習等の指導カリキュラムとの調整
人権標語展の開催	見直し	・より効果的な開催方法の検討

(2) 男女共同参画

▶ 現状と課題

- ① 第2次香取市男女共同参画計画策定時のアンケート結果では、男女ともワーク・ライフ・バランスの希望が叶えられていないと考える方が多く、また、女性管理職を登用する抵抗感を男女ともに持っているとの現状があります。性別に関係なく個人が希望する多様な暮らしや働き方ができるよう、その当たり前な環境づくりの普及・促進を図る必要があります。
- ② 市民意識として男女平等の考えが浸透しつつあるなか、様々な分野で男性優遇があると感じている人が男女ともに多い一方、未だ男女間で当該意識の差があるとのアンケート結果があります。現在、既存の制度や慣行等にとらわれず、それぞれの個性を發揮できる環境や基盤づくりに向けて、具体的な取組が求められています。

▶ 取組方針

① ワーク・ライフ・バランスの実現

家庭における平等な家事・育児・介護等のほか、職場における女性の活躍を推進し、男女ともに個人の希望するワーク・ライフ・バランスの達成を支援します。

主な取組	内容	
家庭環境の充実	実行	・家族協働による家事推進の啓発促進 ・様々な機会を通じた啓発活動の実施
多様な働き方への支援	計画	・働き方改革に係る施策展開の検討 ・国等における施策動向補把握
	実行	・企業に対する意識啓発

② 男女共同参画の基盤づくりの推進

男女共同参画に係る市民等意識の更なる醸成のため、啓発や教育の充実を図るほか、制度や慣行等について、趣旨等を反映した必要な見直しを進めます。

主な取組	内容	
意識・制度・慣行の見直し促進	実行	・旧来の役割分担等の見直しに係る啓発 ・関係施策や事例等の把握と提供
学習機会の充実	実行	・人権教育、教職員教育等の実施促進 ・多様な学習機会の調整及び研修会等の実施 ・男女共同参画に係る啓発等資料の提供
地域活動団体等に対する男女共同参画に係る体制づくりへの支援	実行	・各団体の活動に必要なマニュアル（男女共同参画に係る視点等）の作成及び提供 自治会、PTA、防災等

（3）LGBTQ+

▶ 現状と課題

- ① 近年の性別に対する考え方や性的嗜好に伴う個人意識の多様化を踏まえ、職員向けの LGBTQ+研修を実施するほか、広報への関係記事の掲載や、市の図書館へ関連図書コーナーを設置するなど、必要な課題提起や市民等意識の高揚醸成を図っています。引き続き、当該分野の市民啓発を継続するとともに、当事者の意識や訴えを的確に把握若しくは接する機会自体を探求しながら、様々な取組や活動を展開する際に必要な視点を反映する適切な措置を促すなど、具体的な施策の展開を検討する必要があります。

▶ 取組方針

① 啓発の推進及び具体的な展開施策の検討

総合戦略

市民への理解促進を継続的に図るとともに、当事者が安心して暮らせるよう支援制度の導入を検討します。

主な取組	内容	
LGBTQ+の理解促進	計画	・理解促進方針の作成
	実行	・当事者意識等の把握に係る取組の検討 ・市民等への様々な啓発方法の検討と実践
支援制度等の導入検討	計画	・当事者ニーズや支援制度等の把握
	実行	・パートナーシップ制度等の導入検討

5節 大綱3:健康・福祉の充実



3-1 地域福祉

小施策（１）地域福祉
（２）重層的支援

主担当課	社会福祉課	関係課	高齢者福祉課 子育て支援課 市民協働課
------	-------	-----	---------------------------

▶ 5年後の目指す姿

市民等の安心・安全な暮らしや営みを担保するため、総合的な社会福祉サービスを提供する強固な体制が整い、地域福祉に係る課題を主体的に解決する地域力の強化と、課題解決に向けた重層的な支援体制等が構築されるなど、皆が助け合い、支え合う地域福祉の実現を着々と図る意識が育まれています。

▶ 業績評価指標

小施策	指標名	指標の説明	現状値	目標値		
			2022 (令和4)	2023 (令和5)	2025 (令和7)	2027 (令和9)
地域福祉	見守りネットワーク事業登録者数	見守りネットワーク事業延べ登録者数 (出典：社会福祉課調べ)	517人 (2021)	530人	540人	550人
	ボランティアの活動人数	社会福祉協議会を通して活動しているボランティアの延べ活動人数 (出典：香取市社会福祉協議会調べ)	7,370人 (2021)	10,000人	13,000人	15,000人
重層的支援	他機関協働事業における課題解決率	課題が複雑化、複合化した相談の課題解決率 (出典：社会福祉課調べ)	—	5%	15%	30%

▶ 関連する個別計画

- 第2次香取市地域福祉計画（2019（平成30）年度～2023（令和5）年度）
- 香取市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画（2020（令和2）年度～2023（令和5）年度）
- 香取市第3次障害者基本計画・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画
(2020（令和2）年度～2023（令和5）年度）
- 第2期香取市子ども・子育て支援事業計画（2020（令和2）年度～2024（令和6）年度）
- 健康かとり21（第3次）（2022（令和4）年度～2026（令和8）年度）
- 香取市地域防災計画（2020（令和2）年度～）

(1) 地域福祉

▶ 現状と課題

- ① 皆が助け合い、支えあう地域福祉の意識を育む基盤として、香取市社会福祉協議会の地区社協が声掛け運動等を通じ、近隣住民同士等の関係強化を図っており、より一層活動の充実を図る必要があります。また、当活動の中心となる民生委員・児童委員の委嘱者数に欠員が出ているため、その担い手を確保するほか、地域福祉の確立を牽引する関係ボランティアの活動充実及び参加者の加入促進を図る必要があります。
- ② 見守りネットワーク事業の加入者は、民生委員や介護保険のケアマネージャーを中心とした登録促進に努めているものの、登録者の多くが高齢者となることから、喪失者（施設入所等含む）等の流動も多く、総数が 500 人前後で推移している状況にあります。暮らしの支援を必要とする高齢者や障がい者（以下「要支援者」という。）が、慣れ親しんだ地域で自立・安定した生活を送るため、市（福祉事務所）として、要支援者の実態を的確に把握することのほか、地域全体で見守る支援体制づくりに努めることとし、引き続き、市民の当該ネットワークへの加入を促進する必要があります。
- ③ 一般避難所での避難生活が困難な要支援者を受け入れる福祉避難所について、市内の福祉事業所 20 施設と「災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書」を締結しています。災害発生時に円滑に開設できるよう、当該施設との連携強化はもとより、平時から民生委員やケアマネージャーをはじめとする関係機関等との連携を図る必要があります。

▶ 取組方針

① 地域福祉に係る意識啓発と担い手の確保

地域福祉に係る市民等の意識を醸成するためには、特に、市民の暮らしに身近で、具体的な福祉サービスを提供している社会福祉協議会の組織的な取組が重要となります。各地区における社会福祉協議会による活動を通じ、市民意識の醸成に係る取組への支援を継続します。また、自治会長や民生委員・児童委員など、地域の人材を良く知る人に協力を得ながら、特に、地域福祉に携わる委員に欠員が出ないよう対応するほか、ボランティアへの育成・支援、各種関係団体との情報共有・連携体制を充実するなど、必要な措置を講じます。

主な取組	内容	
地域福祉に係る市民等意識の醸成	体制	・社会福祉協議会や市民活動団体等との連携
	実行	・効果的な意識啓発施策の展開
社会福祉協議会の取組への支援	体制	・地域福祉の確立に向けた役割や連携施策の確認
	実行	・意識啓発に係る取組への支援 ・委託事業等に係る必要な支援措置の実施 ・社会福祉協議会との連携によるボランティア活動への支援
ボランティアの育成及び活動支援	体制	・学生ボランティアの受け入れ体制の検討 ・社会福祉協議会との連携による市民活動ボランティアの育成及び活動への支援 ・災害時等ボランティアセンターの運営に係る連携充実
	実行	・シリーズ化等による効果的なボランティア養成講座の検討 ・SNSを活用したボランティア活動発信手法の検討
民生委員・児童委員の確保	体制	・欠員が出ている担当地区の関係者との連携
	実行	・活動充実に係る支援方策の検討
その他福祉関係委員等による活動との連携	体制	・保護司との連携 ・身体・知的障害者相談員等関係機関との連携

② 地域福祉サービスの在り方の探求及び強固な支援ネットワークの形成

要支援者が、慣れ親しんだ地域において自立し、安心した生活を送るため、市（福祉事務所）として、地域福祉計画の策定・検証等を含め、総合的な地域福祉サービスのあり方を探求しつつ、支援体制の構築やサービス提供に係る具体的な施策を展開します。また、行政と関係機関が地域等との連携を含め、強固な支援ネットワークを形成し、地域全体で要支援者を見守る体制を確立するとともに、虐待や徘徊等による事故の防止及び災害等緊急事態の迅速な支援に備えるため、特に、見守りネットワーク事業の周知と加入促進に努めます。

主な取組	内容	
総合的な地域福祉サービスのあり方の探求	体制	・相談支援体制の拡充 ・関係機関、委員及び市民活動団体等との連携
	計画	・要支援者実態把握方法の充実 ・定期的な地域福祉計画（総合的な地域福祉サービス提供方針等）の策定及び検証
	実行	・ケースワーク手法の確立及び拡充
見守りネットワーク事業の拡充	体制	・自治会や関係団体等との連携強化 ・要支援者等情報管理システムの改修検討
	実行	・自治会との連携による見守りネットワークへの加入促進
	見直し	・関係機関に対する個人情報提供のあり方を検討
社会福祉センターの管理運営	体制	・管理運営事業者との連携
	計画	・施設設置目的の確認及び整理
	実行	・計画的かつ適正な管理運営及び整備 ・利用者増加施策の展開

③ 要支援者に係る災害時避難対策の拡充

新たな協定締結事業所の勧奨に努めるなど、福祉避難所の更なる拡充を図るほか、見守りネットワーク事業や緊急通報体制整備事業などの取組を含め、要支援者に係る緊急時の対応体制を強化します。また、避難所での密及び感染症への感染リスクを懸念する意識の高まりを踏まえ、より一層、受け入れ体制の充実及び感染症対策の徹底に努めるほか、感染症対策が十分でない等の理由から、協定締結施設での受け入れが困難な場合には、代替の福祉避難所を迅速に設置できる体制を整えます。

主な取組	内容	
福祉避難所の設置運営に関する事業者との連携	体制	・市内の福祉施設事業所との連携強化
	実行	・災害発生時に備えた具体的な管理体制の整理 ・密の解消及び感染症対策の徹底 ・新たな協定締結に係る福祉事業所等への勧奨
福祉避難所設置体制の補完	実行	・協定締結施設での受け入れ（対応）が困難な場合に備えた代替福祉避難所設置体制の整備

(2) 重層的支援

▶ 現状と課題

- ① 生活する上で、介護、子育て、障害、困窮等といった複合的で複雑な要因を持った市民や、生活課題が、既存の各福祉制度に基づく適用の狭間となり、十分な支援を受けることが出来ない実態等の存在を深く認識しながら、ますます複雑多様化する要支援者等の訴えや措置に対し、より包括的かつ的確な受け止めや対応を図る必要があります。近年、法の整備をはじめ、相応の相談支援体制の構築及び関係する支援機関が協働して支援する具体的な措置が求められており、重層的支援体制整備事業実施計画に基づき、抜本的な課題解決につながる取組が必要とされています。

▶ 取組方針

① 重層的支援体制整備事業の推進

重層的支援体制整備事業では、包括的相談支援事業・多機関協働事業・アウトリーチ等継続的支援事業・参加支援事業・地域づくり事業を一体的に実施することにより、相談者本人や世帯の属性を問わず包括的に相談や訴えを受け止め、複雑化・複合化する相談に対し、役割分担や支援措置の方向性を共有しながら、支援関係機関全体の協働と連携により、効果的かつ計画的な支援・相談体制を確立します。

主な取組	内 容	
重層的支援体制の在り方を踏まえた施策の推進	体制	・関係者との連携による地域の実情に応じた体制の構築 ・地域福祉計画推進委員会との連携
	計画	・重層的支援体制整備事業実施計画の推進及び検証 ・効果的かつ効率的な支援相談窓口等の設置検討
包括的相談支援事業の推進	体制	・本人や世帯の属性を問わず包括的に相談を受け止める、支援体制の整備 ・虐待やDV対応機関との連携強化
	実行	・介護、障害、子ども、困窮の各分野における相談支援機関とのネットワークの強化
多機関協働事業の推進	体制	・複雑化、複合化した相談に対するコーディネート機関の設置検討
	実行	・各支援機関の役割の整理及び連携円滑化の推進
アウトリーチ等継続的支援事業の推進	体制	・アウトリーチ等継続的支援事業者の設置検討
	実行	・支援が届いていない対象者への相談支援方策の検討
参加支援事業の推進	体制	・参加支援事業者の設置検討
	実行	・制度の狭間にある個別ニーズに対応する支援メニューを作成
地域づくり事業の推進	体制	・既存事業について、対象を限定せず実施
	実行	・地域における多世代交流や、多様な活躍の場を確保する取組を実施



3-2 介護・介護予防

小施策（１）介護保険
（２）地域包括支援

主担当課	高齢者福祉課	関係課	—
------	--------	-----	---

▶ 5年後の目指す姿

介護予防や認知症対策に係る市民意識の醸成をはじめ、身近な地域における具体的な介護支援体制が着々と広がっており、ひとと心のつながりを実感しながら、地域包括ケアシステムの深化・推進をはかり、高齢者が安心して生活できるまちを形成しています。

▶ 業績評価指標

小施策	指標名	指標の説明	現状値	目標値		
			2022 (令和4)	2023 (令和5)	2025 (令和7)	2027 (令和9)
介護保険	介護保険料普通徴収の徴収率	普通徴収現年度分の徴収率 (出典：高齢者福祉課調べ)	88.0%	88.4%	88.7%	89.0%
	要支援・要介護認定率	65歳から74歳における要支援・要介護認定者数の割合 (出典：高齢者福祉課調べ)	3.5%	3.4%	3.3%	3.2%
地域包括支援	介護・介護予防講座参加者数	介護予防講座、転倒骨折予防教室、認知症サポーター養成講座年間参加者数 (出典：高齢者福祉課調べ)	800人	900人	1,100人	1,300人
	高齢者の健康体操への参加者数	香取もりもり体操等の年間参加者数 (出典：高齢者福祉課調べ)	900人	950人	1,050人	1,150人

▶ 関連する個別計画

香取市地域福祉計画（2018（平成30）年度～2023（令和5）年度）

香取市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画（2021（令和3）年度～2023（令和5）年度）

(1) 介護保険

▶ 現状と課題

- ① 介護給付費が増加していくなか、財源となる介護保険料を確保するため、引き続き、納付環境の向上等を図っていく必要があります。
- ② 介護保険の継続的かつ健全な経営及び給付の安定化に資するため、計画的な事業の執行と運用を図る必要があります。

▶ 取組方針

① 保険料徴収率の向上

介護保険制度における保険料納付の重要性を広く周知するほか、納付環境を向上させるための様々な方法の検討を行うとともに、債権管理課との連携強化を図り、保険料の確保に努めます。

主な取組	内容	
普通徴収保険料の確保	体制	・債権管理課との連携強化等徴収体制の拡充
	実行	・介護保険制度における保険料納付の重要性の周知 ・賦課業務の適正な執行 ・納付環境の改善及び向上の検討

② 保険運営の健全化及び計画的な事業執行

介護保険制度に基づく健全かつ安定した保険運営に資するため、各年度の保険運営状況を的確に把握するほか、介護保険事業計画の定期的な策定に際し、介護サービス等の需要と供給に係る実態等の把握と計画的な対応施策の推進に努めます。特に、介護サービス等に係る需要と供給については、在宅介護サービスの充実を図るほか、介護予防施策や独自の地域支援事業等の展開を含め、その動向を見据えつつ、計画的な対応事業の執行等を図ることとし、適正な保険料額の設定へと反映します。

主な取組	内容	
保険運営状況の的確な把握	実行	・事業計画期間内における保険運営状況の的確な把握
保険運営の健全化に係る取組	体制	・各サービス提供事業者等との連携強化 ・社会福祉協議会事業との連携
	実行	・介護認定審査会の円滑な運営 ・認定調査の円滑な執行 ・サービス提供状況の把握及び統計資料の充実 ・適正給付に係る指導及び連絡調整機能の強化
介護保険事業計画の定期的な策定	計画	・定期的な介護保険事業計画の策定及び検証 ・在宅介護サービスの充実に係る取組等の推進 ・地域支援事業等独自施策の執行に係る検討 ・適正な保険料額の設定

(2) 地域包括支援

▶ 現状と課題

- ① 介護保険に係る地域支援事業の一環として、介護予防教室の実施や地域ボランティアによる香取もりもり体操の普及など、徐々に介護予防に関する市民等の意識が広がりつつあります。しかしながら、依然として、介護が必要となる前の生活習慣の見直しなどの重要性を意識する高齢者は少ないため、その状況を起因とする後期高齢者の要介護認定率の上昇が顕著となっています。このような要介護認定に至る状況や割合を抑えていくためには、特に、要介護状態になる前の介護予防事業の充実が必要です。
- ② 後期高齢者や独居高齢者が増加し、身近な地域での支援を必要とする件数が増す中、個々のニーズが多様化・複雑化している状況を鑑み、介護保険事業に限らず、元気な高齢者を含め、暮らしの実態を的確に把握すること及び総合的な相談支援体制を整備・拡充する必要があります。また、地域における課題への対応は、公的な福祉・介護サービスだけで解決することが難しくなっており、市として、総合的かつ明確な高齢者対応施策に係る方針等確立するほか、地域できめ細かく活動する各種市民団体やボランティア、NPO 団体などの多様な取組などをベースとしながら、民間主体による多種多様な対応施策への協力と連携による支援施策の拡充が必要です。

▶ 取組方針

総合戦略

① 地域支援事業の拡充に向けた施策の推進

地域で広がりつつある介護予防事業を推進するため、介護保険の地域支援事業を拡充する一環として、自主的な介護予防教室、社会参加の場の確保や、介護予防知識の啓発を更に充実します。また、介護認定の程度が軽度の方の多様なニーズに対応した事業施策の提供・展開を推進するほか、特に、在宅医療と介護施策の連携及び、認知症の初期から認知症高齢者やその家族に寄り添うなど、きめの細かい施策を展開します。

なお、運動機能の改善だけでなく、閉じこもりを予防し、高齢者が日々の生活に目標や生きがいをもてるよう、身近な地域の通いの場（地域サロン）づくりを進めるため、設置に係る支援などの必要な措置を講じます。

主な取組	内 容	
地域支援事業の拡充に向けた方針等の確立	計画	・関連施策の把握及び段階的な拡充施策の検討
介護予防に関する知識の普及	実行	・介護予防講座等の実施
運動機能低下の予防（フレイル予防）の推進	実行	・転倒骨折予防教室等による運動習慣の意識づけ及び継続支援
生活支援体制と連携した地域サロン活動への支援	体制	・歩いて通える場とするためのサロンの設置 ・生活支援コーディネーター活動の拡充
	実行	・介護サポーターによる地域サロンの継続支援 ・地域ケア会議の開催
	見直し	・要支援者等の受け入れ環境の検討
介護予防・生活支援サービスの提供	実行	・要支援の方等への多様なニーズに応じたサービスの検討
包括的・継続的ケアマネジメント事業の推進	体制	・地域包括支援センターの専門職による対応の強化 ・地域におけるネットワークの構築
	実行	・民間事業者を活用した支援施策の拡充 ・高齢者虐待に向けた取組
成年後見制度への理解、制度利用促進	体制	・関係機関との連携強化 ・対象者の家族状況、財産所持を審査する体制の構築
	実行	・制度に関する周知の徹底
認知症の正しい理解の促進	体制	・認知症地域支援推進員の設置
	実行	・相談・対応窓口の周知 ・認知症サポーターの養成
認知症高齢者への対応強化	体制	・認知症初期集中支援チームの設置 ・認知症高齢者及びその家族のニーズに合わせた支援ができるよう関係職員の連携強化 ・チームオレンジの設置により、地域で認知症の本人及び家族に寄り添い支援するシステムを構築 ・研修等による認知症地域支援推進員の能力向上
徘徊者の早期安全確保に向けた取組の実施	実行	・徘徊高齢者情報「どこシル伝言板」の周知及び利用促進
在宅医療と介護の連携	体制	・切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築
	実行	・在宅医療ネットワーク推進会議の開催 ・地域住民への普及啓発 ・地域包括支援センターを核とした、在宅医療・介護・福祉連携体制の強化

② 高齢者の暮らしを守るネットワークの充実

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域包括支援センターを核として、総合的な相談支援体制を強化するため、特に、いつでも気軽に相談できる窓口として、当該センターの活動内容の充実及び、その周知を図ります。また、ひと・もの等地域資源を活かした助け合い・支え合いのまちづくりを進めるほか、必要なときに必要な支援が適用・利用できる十分な体制を構築します。

主な取組	内 容	
高齢者の生活実態の把握	体制	・各地域の実情に見合う高齢者見守り体制の構築
	計画	・高齢者の生活実態把握方法及び体制等の検討
地域における見守り体制の充実	実行	・民間事業者及び自治会や民生委員などの地域コミュニティと連携し、地域で支え合う体制を支援
総合的な相談体制の強化	実行	・地域包括支援センターの相談体制強化や市民への周知
	見直し	・在宅支援施策の強化等に伴う地域包括支援センター業務の再構築 ・夜間や休日の緊急対応や夜間の訪問介護等、在宅で安心して暮らしていける体制づくりの強化
個々のニーズに合った支援サービスの提供	体制	・地域包括支援センターを中心に、生活支援コーディネーターや専門職種、関係機関との連携を強化
	実行	・医療・福祉など様々な分野の有識者で構成される個別ケア会議の開催
緊急時等における迅速な対応の推進	実行	・緊急通報システムの周知と利用拡大活動の支援



3-3 高齢者の生きがい

- 小施策 (1) 生きがいづくり
(2) 生活・就労支援

主担当課	高齢者福祉課	関係課	商工観光課 生涯学習課
------	--------	-----	----------------

▶ 5年後の目指す姿

高齢者が活躍する場や生活・就労支援施策が整い、笑顔でいきいきと暮らし、個々の意識と求めに応じて、様々な学びの場や軽スポーツ等に興じるほか、知識と経験を活かした地域活動等に積極的に取り組むなど、その存在と役割を十分に発揮しています。

▶ 業績評価指標

小施策	指標名	指標の説明	現状値	目標値		
			2022 (令和4)	2023 (令和5)	2025 (令和7)	2027 (令和9)
生きがいづくり	介護予防サポーター養成講座養成者数	介護予防サポーター養成講座延べ養成者数 (出典：高齢者福祉課調べ)	150人	180人	240人	300人
	介護予防サロン設置数	介護予防サロンの延べ設置件数 (出典：高齢者福祉課調べ)	25件	29件	37件	45件
生活・就労支援	シルバー人材センター会員数	シルバー人材センターの会員数 (出典：商工観光課調べ)	280人 (2021)	280人	280人	280人
	シルバー人材センター受託件数	シルバー人材センターの年間受託件数 (出典：商工観光課調べ)	3,958件 (2021)	3,958件	3,958件	3,958件
	高齢者タクシー券利用件数	高齢者タクシー券の年間利用件数 (出典：高齢者福祉課調べ)	16,900枚	25,300枚	27,750枚	30,530枚

▶ 関連する個別計画

香取市地域福祉計画（2018（平成30）年度～2023（令和5）年度）

香取市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画（2021（令和3）年度～2023（令和5）年度）

(1) 生きがいづくり

▶ 現状と課題

- ① 既存の高齢者クラブの活動には、これまでの活動経過をはじめ、組織形態や会員数の状況など、その実情に伴う限界と偏りがあり、実態として、一部の会員登録者においては、個々の求めに応じた活動自体がない等の理由から、積極的に参加できない状況等が散見されます。会員それぞれが積極的かつ自由に参加できる仕組みや活動内容等に係る支援方策を検討するなど、団体数及び会員数の増加を図りつつ、多様化する高齢者の活動ニーズに応じた高齢者クラブの育成と活動等に対する支援体制の強化が必要です。
- ② 核家族化や個人の意識や価値観の変化などにより、日々の暮らしにおいて、身近な地域やコミュニティへの関心がない人や必要以外の関わりを持たない考えの人が増えており、自治会等の地域活動組織の弱体化を招いたり、地域住民同士のつながりが薄れてきています。よって、住み慣れた地域で元気に暮らす高齢者等による生きがい活動の活性化をはじめ、高齢者一人ひとりが培ってきた知恵と経験を活かした活躍の場を創出し、ひいては、身近なコミュニティの存続や地域活動組織の安定した運営へとつなげるため、まずは、身近な地域における交流の機会を増やす必要があります。
- ③ 増加している高齢者が元気に楽しく、その人生を謳歌するには、多様化する価値観や個々の求めに応じるため、数多くの洗練された活動や学びの場が必要です。特に、既存の社会教育による指導内容や軽スポーツを含む生涯学習活動の推進等に係る施策を検証し、参加機会や学習メニュー等の計画的な拡充を図るなど、より一層、高齢者の健康増進を含む、生きがいづくりへとつながる施策を展開する必要があります。

▶ 取組方針

① 高齢者クラブの育成及び活動等への支援

高齢者の生きがいづくりや主体的な活動の充実に資するため、高齢者クラブの育成及び活動等への支援を継続するほか、例えば、地域の中で様々な人とふれあい、高齢者の豊かな経験や知識を生かすことができるなど、主体的かつ充実した活動への転換を目指します。

主な取組	内容	
高齢者クラブ活動の推進	体制	・高齢者クラブ会員数の増加の推進
	計画	・高齢者クラブの活動実態の把握 ・高齢者クラブ活動の地域資源化の推進
	実行	・高齢者が地域の中で役割を見つけ生きがいにつながる場の創出に向けて支援

② 生きがい活動の活性化及び身近な地域での交流の場づくり

高齢者が日々の生活に身近な地域とのつながりを実感し、目標や生きがいをもって、生き生きと暮らせるよう、その取組方針等を確立するほか、健康増進等関連施策との連携を図りつつ、敬老会をはじめとする地域イベント等の内容を工夫するなど、高齢者の積極的な参加を促進します。

主な取組	内容	
生きがい活動の活性化に資する取組方針等の作成	計画	・生きがいと活躍の場等に係る意識調査の実施 ・生きがい活動等創造取組方針の作成
地域独自のイベントと連携した参加機会の拡充	体制	・住民自治協議会活動等との連携 ・ボランティア活動団体等との連携 ・世代間交流のある地域サロンの在り方を検討
	計画	・地域独自のイベント開催状況の把握 ・高齢者の参加促進に係る留意点（マニュアル）等の整理及び周知 ・高齢者参加活躍促進事業の検討
敬老祝事業の見直し	見直し	・感染症対策等を踏まえた新しい事業展開方策の検討
健康増進施策との連携	体制	・関係機関及び関連施策との連携

③ 多様化する価値観等に応じた活動や学びの場の確保

高齢者の多様化する価値観や個々の求めに応じ、数多くの洗練された活動や学びの場を提供する必要があるため、健康増進等関連施策との連携を含め、既存の社会教育及び生涯学習活動の推進に係る施策を検証しながら、参加機会や学習メニュー等の計画的な拡充を図ります。

主な取組	内容	
高齢者向け社会教育指導メニューの拡充	計画	・高齢者ニーズ調査の実施
	実行	・高齢者向け社会教育指導メニューの拡充
生涯学習活動の推進に係る高齢者対象施策の拡充及び関連する市民活動等への支援	体制	・健康増進等関連施策との連携
	計画	・関連する活動や施策の把握 ・高齢者生きがい対応施策の拡充方針等の作成
	実行	・軽スポーツ等身体を動かす施策の充実 ・高齢者の参加促進及び関連する市民活動等への支援

(2) 生活・就労支援

▶ 現状と課題

- ① 香取市シルバー人材センターの会員数は、市全体の高齢者数が増えているにもかかわらず、横ばいから減少傾向となっています。また、一時的な状況とはいえ、コロナ禍で施設管理業務等の受注量が減少したことにより、当センターにおける高齢者の雇用機会が減っている状況にあるため、受注機会の拡大等経営安定化に係る積極的な取組を促すほか、相応の支援策を講じる必要があります。なお、高齢化社会の進展を踏まえ、特に、高齢者の活躍機会の創造及び就労支援について、総合的な取組が求められています。
- ② 地域包括支援センター等と連携し、日常生活用具の貸与等高齢者が安心して暮らせるよう、既存の福祉施策を中心とした生活支援に努めており、身近な地域における見守り体制の確立を含め、引き続き、個々の高齢者に対する丁寧な生活支援施策を講じる必要があります。
- ③ 人口減少等の影響により、地方都市における公共交通機関の廃止等が続くなか、高齢者等交通弱者の生活移動手段の確保を図るため、高齢者移送サービス、高齢者タクシー、福祉タクシーの助成、路線バスの運行維持に係る助成や循環バス、乗合タクシーの運行等の取組を継続するほか、地域独自の市民主体による取組や関連活動団体の状況等を踏まえつつ、民間事業者の参入及び活用を前提とした移動に係る支援状況を検証し、空白地域の解消に向けた対応を図るなど、より良い支援策を具体的に実施・展開する必要があります。

▶ 取組方針

① シルバー人材センター及び高齢者の就労への支援

香取市シルバー人材センターの安定した運営に資する必要な支援を行うほか、高齢化社会の進展を踏まえ、高齢者の活躍機会の創造及び就業機会の確保について、総合的な措置を講じます。

主な取組	内 容	
シルバー人材センターに対する事業支援の継続	実行	・香取市シルバー人材センターに対する事業補助の継続 ・会員数及び受注量増加施策の展開促進
	見直し	・香取市シルバー人材センターの経営改善に係る取組の促進
高齢者の就業機会の充実	計画	・就労状況の実態把握及びニーズ調査の実施 ・就労支援方針等の作成及び支援策の検討

② 高齢者の生活支援施策の展開

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域包括支援センターを核とした、総合的な相談支援体制を確立しながら、引き続き、日常生活用具の貸与等必要な生活支援施策を講じます。

主な取組	内容	
総合的な相談支援体制の確立	体制	・地域包括支援センター活動の拡充及び連携の強化
日常生活用具の貸与等生活支援施策の展開	体制	・民生委員活動との連携 ・社会福祉協議会等関係機関との連携
	実行	・対象サービスの適正な執行等ケースワーク業務の充実 ・緊急通報体制等の整備及び利用促進
老人保護措置事業等の適用	体制	・関係機関等との連携強化
	実行	・入所判定及び入所措置の適正な執行 ・ショートステイ事業の円滑な適用
シニア健康プラザの適正な管理運営	体制	・管理事業者との連携強化
	実行	・自主事業の活性化及び利用者増加施策の展開

③ 高齢者の生活移動手段の整備確保

総合戦略

高齢者の自立した生活の支援及び社会参加の促進を図るため、高齢者移送サービスへの助成や通院等に係る移動手段の一助となるタクシー券を交付しており、より一層、当該施策の充実を図るには、路線バスや循環バスの運行、乗合タクシーとの関係性を整理するなど、高齢者の暮らしや希望に適した移動手段やサービスを選定。確保できるよう、民間事業者等による事業展開を基本としながら、より効率的で効果的な高齢者等交通弱者の移動手段を確保検討します。

主な取組	内容	
高齢者タクシー券の発行	実行	・タクシー料金への適切な助成
	見直し	・高齢者の利用状況に合わせた適用条件の検討
高齢者移送サービスの助成	実行	・移動手段となる介護タクシー料金への助成 ・事業実施主体の育成と確保
	見直し	・地域、用途に合わせたサービス提供方法等の検討
新たに利用可能な移動手段の検討	体制	・住民自治協議会や市民活動団体との連携による各地域の移動課題等の把握と整理 ・生活支援コーディネーターとの連携による各地域の移動課題の調整及びサービス創生の支援 ・関係課、関係機関等との連携による必要な移動サービス情報の共有
	計画	・路線バスや循環バス、乗合タクシーや、福祉タクシー券との施策目的や関係性の整理
災害時の移動手段の確保	体制	・住民自治協議会、自治会、関係各課等との連携による災害時等の避難体制の構築



3-4 子育て

- 小施策 (1) 子育て支援
 (2) 保育環境
 (3) 児童館・児童クラブ

主担当課	子育て支援課	関係課	—
------	--------	-----	---

▶ 5年後の目指す姿

安心して出産、子育てができる様々な環境や総合的な相談支援体制が着々と整い、親世代等の暮らしの充実及び子どもたちが毎日楽しく健やかに過ごせるまちとなっています。

▶ 業績評価指標

小施策	指標名	指標の説明	現状値	目標値		
			2022 (令和4)	2023 (令和5)	2025 (令和7)	2027 (令和9)
子育て支援	地域子育て支援センター利用者数	地域子育て支援センター年間利用者数 (出典：子育て支援課調べ)	10,387人 (2021)	12,000人	13,500人	15,000人
	子育て世代包括支援センター（母子保健）対応件数	妊産婦、乳幼児等への年間対応延件数 (出典：子育て支援課調べ)	1,014件 (2021)	1,050件	1,100件	1,200件
	子育て世代包括支援センター（要保護、要支援児童等）対応件数	要保護、要支援児童等への年間対応延件数 (出典：子育て支援課調べ)	7,620件 (2021)	7,700件	7,850件	8,000件
保育環境	特定教育・保育施設等待機児童者数	4月1日時点での入所申込児童数と受入児童数の差 (出典：子育て支援課調べ)	0人	0人	0人	0人
児童館・児童クラブ	放課後児童クラブ待機児童数	4月1日時点での入所申込児童数と受入児童数の差 (出典：子育て支援課調べ)	27人	5人	0人	0人

▶ 関連する個別計画

香取市地域福祉計画（2018（平成30）年度～2023（令和5）年度）

香取市子ども・子育て支援事業計画（2020（令和2）年度～2024（令和6）年度）

(1) 子育て支援

▶ 現状と課題

- ① 妊娠・出産・育児の各種相談から特定妊婦や保護が必要と思われる児童の支援など子育て世帯に対する包括的な支援体制の構築が求められています。本市では、既に子育て世代包括支援センターを設置し、組織横断的かつ総合的な対応に努めており、引き続き、多種多様な相談への確に対応するには専門的な知識を持つ人員体制が必要となることから、より一層、関係機関との連携強化などが必要です。また、子育て支援施策の充実及び具体的な対応に際し、特に、市内保育所への委託等により設置している地域子育て支援センターの重要性を踏まえ、その役割や機能の整理及び拡充のほか、相互の連携・連絡体制の強化を図る必要があります。
- ② 子育てに係る経済的負担の大きさ等の要因により、妊娠・出産を躊躇する夫婦等もいることから、子育て世帯に対する経済的支援の重要性が高まっています。また、同様に第二子以降の出産に踏み切れないケースもあることから、多子世帯への支援の充実も検討する必要があります。
- ③ 近年、離婚や未婚での出産等によりひとり親家庭となるケースが増加しており、親世代のニーズも複雑・多様化している状況にあります。引き続き、ひとり親家庭の厳しい生活経済状況に配慮しながら、精神的負担の軽減と自立促進への支援に取り組むことが必要です。
- ④ 人口減少に歯止めがかからず、少子化の進展や一部過疎指定を受けた実態及び若年層等の晩婚・未婚化が著しい状況を鑑み、その対策として、いわゆる婚活に係る多様な主体の取組に対し、必要な支援措置を検討・実施する必要があります。
- ⑤ 産後の育児不安等を軽減し、心身のケアや育児サポート等を行う産後ケア事業を実施する施設等が市内に無く、市内で受けられない状況にあることを鑑み、産科クリニックの誘致と合わせて、産後ケアや産婦健診等の支援事業を行うなど、安心して出産出来る体制を構築する必要があります。
- ⑥ 子どもや子育て家庭が安全・安心にのびのびと過ごすことのできる身近な遊び場が少ないとの観点から、整備を求める市民の声が多い状況にあるため、既存公園等の利用促進施策を講じつつ、その機能改善及び改修等を図るなど、必要な整備・充実に努めます。

▶ 取組方針

総合戦略

① 包括的な相談・支援体制の構築

子育て世代包括支援センターの機能を強化しながら、妊娠・出産・子育て期における各種相談へ確実に対応し、安心して子育てができる総合的な相談支援体制を構築します。なお、各関係機関と連携し、役割分担を確認しつつ、特に、地域子育て支援センターの役割や機能の整理及び拡充を図るほか、各センター相互の連携・連絡体制を強化するなど、切れ目のない組織的な対応に努めます。

主な取組	内 容	
妊娠・出産・子育て期における総合相談窓口の充実 (子育て世代包括支援センター)	体制	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭相談員の配置 ・専門的な知識を有する対応職員等の配置 ・関係機関との連携による支援体制の強化 ・子ども家庭センターへの移行の検討
	実行	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て世代包括支援センターの運営充実 ・妊娠期から子育て期の相談や訪問等支援の継続
乳児がいる家庭への訪問相談の継続 (こんにちは赤ちゃん事業)	体制	・母子の心身の状況や育児環境に合わせて必要なサービスにつなげる相談支援体制の強化
	実行	・子育て支援に関する情報提供の継続
子ども・子育て支援事業計画の検証及び次期計画の策定	連携	・子ども子育て会議及び関係機関等との連携
	計画	・現行計画の検証及び次期計画の策定
子育て親子の交流等を促進する拠点の充実 (地域子育て支援センター)	体制	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の偏在をなくす需要に応じた施設の配置 ・関係機関や委託事業者等との連携強化
	計画	・地域子育て支援センター整備対応方針等の作成
	見直し	・地域や NPO 等への管理運営委託の検討
経済的事由により病院等で出産できない妊産婦の支援 (助産施設入所措置事業)	実行	・指定病院での出産に当たっての経済的支援の適用
地域における子どもの見守り体制の強化	体制	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関と協議し実施体制の構築を検討 ・養育及び子育て支援訪問の拡充 ・児童養護施設等における子育て短期支援事業の検討
子育て世代支援施設（コンパス内）の管理運営	体制	・管理運営事業者との連携
	実行	・適正な管理運営及び利用増進等に係るモニタリングの実施

② 子育て世帯への経済的支援

子育てに係る経済的負担を軽減するため、これまで取り組んできた子ども医療費助成等の継続に加え、学校給食費等の段階的な無償化（免除）を進めるなど、必要な措置を講じます。また、子ども食堂をはじめとした子どもの貧困対策・居場所づくりについても、対策を講じていきます。

主な取組	内容	
子育て世帯への医療費の支援	実行	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども医療費の助成の継続 ・未熟児養育医療費の適正な給付 ・ひとり親家庭の医療費等助成の継続 ・国民健康保険被保険者に対する出産費の貸付
児童手当の支給の継続	実行	<ul style="list-style-type: none"> ・制度の周知徹底 ・適正な状況確認と執行
学校給食費の無償化	体制	・教育委員会の措置による施策との連携
	計画	・学校給食費の段階的な免除の実施
	実行	・財源措置の明確化を踏まえた計画的な執行
保育所副食費の無償化	計画	・保育所の副食費に係る無償化の検討
子どもの貧困対策、子どもの居場所づくりの推進	体制	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関との協議を踏まえた実施体制の検討 ・世代と所管の整理及び関連施策との調整
	計画	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの貧困対策計画の策定 ・先進事例等の把握及び事業具体化の検討 ・教育や移住定住等関連施策の把握及び整理
	実行	<ul style="list-style-type: none"> ・地域で活動するボランティアや民間団体の主体的な取組み（子ども食堂）への支援の検討 ・先駆的な取組や活動状況のウェブサイトや SNS 等による発信

③ ひとり親家庭向け支援の充実

子育て世代包括支援センター内に母子・父子自立支援員を配置するなど、関係機関等との連携を図りながら、ひとり親家庭等の自立支援（就労や貸付等）や生活相談について、組織的に対応します。

主な取組	内容	
ひとり親家庭等の自立支援や生活相談の充実	体制	<ul style="list-style-type: none"> ・母子・父子自立支援員の配置 ・他職種や関係機関との連携により支援体制の強化
ひとり親家庭等の経済的負担の軽減	実行	<ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親家庭の医療費等助成の継続（再掲） ・児童扶養手当の適正な支給
就労に向けた資格取得・スキル習得の支援	実行	<ul style="list-style-type: none"> ・自立支援教育訓練給付金や高等職業訓練促進給付金による支援の適用 ・SNS 等を活用した制度の周知拡大

④ 婚活支援等施策の展開

人口減少や少子化の進展及び、若年層等の晩婚・未婚化が著しい状況にあるため、いわゆる婚活に係る多様な主体に対する支援方針等を明確にしつつ、必要な措置を講じます。

主な取組	内容	
婚活や結婚新生活に係る支援措置の展開	体制	・民間事業者及び取組団体等との連携
	計画	<ul style="list-style-type: none"> ・若年層等の結婚に係る意識や動向等の把握 ・婚活支援方針等の作成 ・結婚を望む男女の出会いの場の創出等の検討
	実行	・婚活に係る必要な支援措置の展開

⑤ 産前・産後支援体制の充実

産科クリニックの誘致に合わせ、特に、産後ケア、産婦健診、多胎妊娠の妊婦健診支援事業などについて、通常の保健予防施策から特だしし、包括的な子育て支援施策を講じる一環として、安心して出産・子育てできる一連の環境整備に注力します。

主な取組	内 容	
妊産婦への支援の充実	体制	・対象施設の誘致を踏まえ産後ケア、産婦健診等の利用体制の構築
	計画	・母子健康手帳のアプリ導入の検討 ・乳児向け支援策の検討
不妊治療への支援	見直し	・国が不妊治療費の保険適用範囲を拡大したことを踏まえ、これまでの助成内容の変更を検討

⑥ 子どもの遊び場づくり

子どもや子育て家庭の求めに応じ、安全・安心にのびのびと過ごすことのできる遊び場等の整備・拡充を図ります。

主な取組	内 容	
遊び場等の整備・拡充	体制	・関連機関との連携及び役割の整理
	計画	・利用ニーズの把握 ・整備計画方針等の策定
	実行	・既存公園施設等使用促進施策の展開 ・既存関連施設の必要な機能改善及び改修
児童遊園の管理	計画	・施設目的の整理及び管理方針等の作成
	実行	・地元地域等との連携による必要な管理
いきいきひろば（コンパス内）の管理運営	体制	・管理運営事業者との連携
	実行	・適正な管理運営及び利用増進等に係るモニタリングの実施

(2) 保育環境

▶ 現状と課題

- ① 入所児童数の推移や保育ニーズ、民営化の動向等を見極め、今後の施設配置方針等を明確にしなが、特に、公立施設の更新・大規模修繕等の計画的な実施について、その詳細を検討する必要があります。また、保育担当職員の事務負担の軽減や運営面における安全性向上のための機材（ICT・防犯システム等）導入など、必要な対策を図る必要があります。
- ② 病（後）児保育の拡大や完全給食の実施など、多様化する保護者のニーズに対応し、より多くの保護者が仕事と子育てを容易に両立することができる環境整備が重要です。
- ③ 人口減少及び少子化が著しい反面、保育ニーズがますます多種多様化している中、個々の求めに応じつつ、引き続き、安定した受け入れ態勢を維持するため、公私を問わず、必要な保育士の任用及び処遇改善が課題となっています。

▶ 取組方針

① 保育施設の整備

総合戦略

公立保育所については、保育ニーズの見込みや民営化及び私立経営の動向などを踏まえ、適正な配置や再編に係る方針等を明確にしなが、特に、継続して運営する既存施設については、その更新や大規模修繕等の実施について、計画的な措置を講じます。また、民間事業者が行う保育所・小規模保育事業所の新設、改修、整備を支援し、市内の保育環境の充実を図ります。

主な取組	内容	
公立保育所のあり方・適正配置の検討	体制	・民間保育所等との連携及び動向等の把握
	計画	・公立保育所のあり方に係る指針等の策定 ・公立保育所等適正配置計画の作成
既存保育所の適切な維持修繕	実行	・存続する公立保育所の計画的な修繕の実施
閉所保育施設の活用・解体	計画	・閉所施設の活用又は解体の検討
佐原地域における幼保連携型認定こども園の開設の推進	計画	・既存保育所の再編統合の検討
	実行	・民間事業者による整備・運営への支援
民間保育施設への施設整備支援	実行	・民間事業者が行う保育所・小規模保育事業所の新設等補助金の適用 ・市単独上乗せ補助の検討

② 保育サービスの充実

民間保育施設の整備に対する支援に加え、引き続き、公立施設の再編や民営化を検討しつつ、複雑多様化するニーズや少子化の進展等を踏まえた需要を的確に捉え、その動向に応じた保育環境やサービスの充実を図ります。また、医療的ケア児の受け入れや病児保育の実施など、緊急的かつ必要な保育サービスの拡充に努めます。

主な取組	内容	
公立保育施設のサービス充実	体制	・保育の質の向上のための研修実施 ・ICTの導入（安全性の向上・保育士の負担軽減）
障がい児、医療的ケア児の受け入れ体制の充実	体制	・公立保育施設の受け入れ体制の整備 ・民間保育施設の受け入れ体制づくりへの支援
公立保育施設の民営化の検討	計画	・公立保育所の適正配置及び民営化に係る計画の策定
病（後）児保育の拡大	計画	・誘致を進める産科クリニックにおける実施の検討 ・利用意向の把握及び適用方針の確立
一時預かり保育サービス（公立）の充実	体制	・安定的な保育士の確保 ・私立保育所等との連携
ファミリーサポートセンターの運営	体制	・提供会員の開拓
	実行	・センター活動の周知及び利用促進
民間保育施設へのサービス充実に係る支援	実行	・延長保育や一時預かり、病後児保育などのサービスを展開する民間事業者への支援の適用
認可外保育施設等利用料の給付	実行	・認定こども園の幼稚園型一時預かり、病院等事業所の保育施設など利用料給付の適用

③ 保育士の確保

増加する保育ニーズに対応するため、保育士の処遇改善や人材の確保及び定着を図ります。また、医療的ケア児受け入れ促進のため、医師や関係機関との連携を強化するとともに、看護師等の必要な人材を確保します。

主な取組	内容	
保育士の確保・処遇改善に対する補助の拡充	実行	・民間事業所の取組に対する支援の拡充 ・ICT導入による負担軽減措置の展開 ・公立保育所に係る保育士の確保
特別な支援を必要とする児童への保育提供	体制	・専門的技術を持つ職員の確保及び支援の適用

(3) 児童館・児童クラブ

▶ 現状と課題

- ① 人口減少及び少子化の動向及び放課後児童クラブの利用状況や小学校統合の方向性等を踏まえ、公立クラブのあり方や配置等を含め、需要に応じた施設整備等を検討する必要があります。また、老朽化の進んだ施設の改善等を図るため、計画的に改修（更新）を進めます。
- ② 山田地域に市内唯一の児童館を開設しているものの、施設の老朽化が課題となっています。児童館のあり方や施設の目的等を確認・整理するに当たり、特に、類似又は代替施設等との関連性を考慮するなど、施設機能の移転も含め、今後の管理運営方針等を確立する必要があります。

▶ 取組方針

① 需要に応じた放課後児童クラブの充実

総合戦略

人口減少及び少子化の進展等を踏まえ、放課後児童クラブの配置や整備等に係る計画を明らかにし、待機児童解消等に対し、計画的な措置を講じます。また、老朽化施設の更新や改修、未利用施設の活用を計画的に進め、施設の適正な管理に努めます。なお、管理運営面において、利用者等ニーズの高度化等に対応するため、引き続き、民間事業者の活用等を含め、質や体制等の改善や充実に努めます。

主な取組	内容	
公立放課後児童クラブの活動内容の充実	体制	・運営委託事業者のノウハウを生かした魅力あるサービスの提供（スポーツ教室、体験学習等）
放課後児童クラブの整備等の充実	体制	・運営委託事業者との連携 ・教育委員会及び対象小学校との連携
	計画	・利用動向の調査や利用者等ニーズの把握 ・第4次放課後児童クラブ整備（改修）指針の策定
	実行	・公立児童クラブの運営委託の継続 ・民間児童クラブへの運営費補助の適用
放課後児童クラブの必要な施設整備等の実施	実行	・計画的な施設の更新改修 ・学校の空き教室や未利用公共施設等の活用検討
放課後児童クラブ未設置校に対する近隣児童クラブへの送致	体制	・委託事業者等との連携
	実行	・放課後児童クラブが設置されていない学校の児童を対象とした所定の児童クラブへの送致の継続 ・送致車両の適切な維持管理

② 児童館（子どもの遊び場）の管理運営

山田地域に開設している市内唯一の児童館は、施設等の老朽化が進んでいるため、類似施設や関連施設等との関係を整理するなど、そのあり方等の確認及び整理を含め、今後の管理運営等を検討します。

主な取組	内容	
児童館のあり方等の確認及び整理	計画	・児童館のあり方及び施設目的等の整理 ・類似又は代替施設及び関連施設等との関係整理
山田児童館の適切な管理運営	体制	・関係機関及び協力団体等との連携
	実行	・計画的な改修等適正な管理の実施 ・設置目的に基づく自主事業の拡充等の検討



3-5 障がい者福祉

- 小施策（１）自立支援
- （２）権利擁護・環境整備

主担当課	社会福祉課	関係課	学校教育課
------	-------	-----	-------

▶ 5年後の目指す姿

障害のある人もない人も、ともに生き、障害に係る差別意識や行為もなく住み慣れた地域で各々が自立して暮らし続けることのできる地域共生社会が構築されています。また、公共空間は、ユニバーサルデザインに基づき、多くの人が利用しやすい環境となっています。

▶ 業績評価指標

小施策	指標名	指標の説明	現状値	目標値		
			2022 (令和4)	2023 (令和5)	2025 (令和7)	2027 (令和9)
自立支援	地域生活移行者数	医療等を受けている障がい者で、グループホーム・一般住宅へ移行した者の累計人数 (出典：社会福祉課調べ)	-	2人	4人	6人
	一般就労移行者数	障害福祉サービスを利用して、民間企業などへ就職した者の累計人数 (出典：社会福祉課調べ)	2人	4人	7人	10人
権利擁護・環境整備	権利擁護・差別解消セミナー開催回数	権利擁護・差別解消セミナー年間開催回数 (出典：社会福祉課調べ)	1回	1回	3回	3回

▶ 関連する個別計画

- 第2次香取市地域福祉計画（2018（平成30）年度～2023（令和5）年度）
- 香取市第3次障害者基本計画（2018（平成30）年度～2024（令和6）年度）
- 第6期障害福祉計画（2021（令和3）年度～2023（令和5）年度）
- 第2期障害児福祉計画（2021（令和3）年度～2023（令和5）年度）
- 香取市地域防災計画（2021（令和3）年度～）
- 子ども・子育て支援事業計画（2020（令和2）年度～2024（令和6）年度）

(1) 自立支援

▶ 現状と課題

- ① 地域の中で障がい者一人ひとりが自分らしく暮らしていくためには、それぞれのニーズに応じて、きめ細かな支援とサービスを提供していく必要があります。関係機関が密に連携しながら、専門的な知見からの相談支援をはじめ、経済的支援や居場所づくりなど、障害者総合支援法に基づく施策展開のほか、法の適用に限らず、多岐にわたる伴走支援策を検討・実施していくことが重要となります。
- ② 就学前の障がいのある子どもやその可能性のある子どもの教育については、障害の早期発見・早期療育により、心身のよりよい発達を促進することが重要なことから、早期の療育・相談支援体制を充実するほか、障害のある子どもに対し、より一層、社会的な自立に向けた特別支援教育の充実が求められています。
- ③ 一般就労につながりやすい A 型事業所が市内に 2 か所しかないなどの状況から、実際に就労移行支援サービスを利用する対象者数が伸び悩んでいます。また、就労後の定着状況の低さも課題となっており、特に、利用者と就労先のマッチングの段階で個々の障害特性に応じた就労先・業務内容を一步踏み込んで提案することや就労定着後の伴走的な支援を丁寧に行う必要があります。
- ④ 障がい者が日常生活を送る上で、ますます多様化する意識や求めに対応し、安定かつ自立した生活を送ることができるよう、相談体制の充実を含め、各種給付、支援サービスを的確かつ丁寧に適用する必要があります。
- ⑤ 福祉タクシー券の配布、車椅子利用者の移送サービス等により、障がい者等交通弱者に係る移動手段の確保に努めており、これら取組の連携・継続を図る中で、障がい者に係る対策を講じる必要があります。

▶ 取組方針

① 地域生活への移行の推進

障がい者が地域の中で生活していくことができる環境づくりを推進するため、それぞれの希望や障害支援区分及び家庭環境などに応じて暮らしの場を選択できるよう、事業者の新規参入を促進しつつ、障害者総合支援法に基づくグループホームの設置など、自立した生活に資する多様な住まいの場の確保を図ります。

主な取組	内容	
地域生活支援拠点の拡充	体制	<ul style="list-style-type: none"> ・家族の入院等で障がい者が 1 人になった際に迅速な対応が出来る相談支援体制の構築 ・民生委員、関係機関及び団体等との連携 ・相談支援委託事業者との連携 ・地域活動及び児童発達支援センター委託事業者との連携 ・障がい者を受け入れる事業所との協定締結の推進
障がい者グループホームへの支援	実行	<ul style="list-style-type: none"> ・グループホーム運営事業所の経営安定に向けた運営支援
障害者総合支援法に基づく住まいの場の確保の支援	体制	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者の高齢化に伴う利用件数増加への対応を検討
	実行	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者グループホーム等の入居者に対する家賃の一部助成

② 療育・教育体制の充実

子育て世代包括支援センターと幼稚園、保育園、認定こども園、小学校、医療機関、児童発達支援センター等民間団体などの関係機関が、密接な連携を早期から図りながら、集団生活への適応のための支援や放課後等デイサービスの的確な適用、家庭教育施策への反映及び就学相談支援体制の充実を図ります。

主な取組	内 容	
早期療育相談支援体制の充実	体制	・関係機関との連携
	実行	・保護者など関係者に対する助言・指導などの早期療育相談支援の充実 ・発達障がい児に関する支援計画及び指導計画の作成促進
療育パンフレットの充実	実行	・相談窓口・療育支援機関などの対応情報をまとめた冊子の内容の充実
障がい児保育の充実	実行	・保育所等訪問支援の活用 ・保育士等の障がい児に係る理解や対応の向上 ・集団生活への適応のための支援等の自立更生機会の促進 ・放課後等デイサービスの適用及び実施
児童発達支援の実施	体制	・児童発達支援センターと連携したサポート体制の構築・強化
ライフサポートファイルの活用	実行	・福祉サービスの利用情報を正確に引き継ぐ資料としてライフサポートファイル「つながり」の活用推進
就学相談支援体制の充実	実行	・児童発達支援センターとの連携強化 ・教育委員会、小中学校などと連携を図り、適正な就学相談及び各種相談の実施

③ 雇用・就労の促進

障害のある人の雇用機会の拡大と定着を図るため、ハローワーク、障害者就業・生活支援センターなどと協力し、一般企業への就労を希望する人に、就労に必要な知識及び能力向上のための訓練を行うなど、自立した暮らしの実現に向けた取組を促進しています。また、一般就労に移行した障がい者の就労継続及び定着を図るため、関係企業や医療機関等との連絡調整や、雇用に伴い生じる日常生活や社会生活を営む上での各問題に関する相談、指導及び助言等、必要な措置を講じます。

主な取組	内 容	
職業能力の開発	体制	・県立障害者高等技術専門学校などとの連携
	実行	・専門学校等入学指導の適用
就労移行支援事業の推進	体制	・生徒等対象者の特性に応じた実習受け入れ先の確保
	実行	・就労移行支援事業所の利用に係る支援 ・特別支援学校生徒の産業現場等における実習機会の充実 ・個々の障害特性に合った就労先・業務内容の提案
障害福祉サービス事業所などの充実	実行	・市外事業所への交通費の助成 ・利用者の工賃収入の向上のための支援
障害者支援施設などからの優先調達の推進	実行	・市ウェブサイトなどの障害者優先調達推進法の周知 ・物品及び役務の調達等利用拡大の推進

④ 障害者福祉に係る生活支援サービスの充実

関連計画の検証・見直しを行いつつ、日常生活を支える各種障害福祉サービスの質、適用に係るケースワーク等の充実を図るとともに、障害特性に応じた適切なサービスの提供体制を構築します。

主な取組	内容	
第4次障害者基本計画及び次期障害者・障害児福祉計画の策定	計画	・既存計画の検証及び現況と課題の把握 ・現状を踏まえた定期的な計画の策定
障害支援区分認定審査会との連携	実行	・必要な連携施策の実施
訪問系サービスの充実	実行	・居宅介護（ホームヘルプサービス）、重度訪問介護、行動援護、同行援護、重度障害者等包括支援の適用
日中活動系サービスの充実	実行	・生活介護、療養介護、短期入所（ショートステイ）、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、地域活動支援センター事業、日中一時支援の適用
地域共生型サービスの導入に向けた調査・研究	計画	・居宅介護、重度訪問介護、生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、短期入所（ショートステイ）の地域共生型サービスの導入に向けた調査・研究
地域生活支援事業の展開及び補装具・日常生活用具利用の促進	実行	・日常生活用具の給付や修理の適用 ・訪問や窓口相談を通じて、障害の特性に応じた用具等の適正な給付検討に係る取組の展開
障害者自立支援給付事業の適用	実行	・個々に応じた的確かつ丁寧なケースワークの適用
障害者福祉対策事業の適用	実行	・重度心身障害者（児）医療費の助成継続 ・各種手当の給付等に係る適用

⑤ 障がい者等の社会参加に係る移動手段の確保

総合戦略

障がい者の自立した生活、社会参加の促進を図るため、重度の身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者には福祉タクシー券を交付しており、この取組を継続します。また、より効率的で効果的な交通弱者の移動手段確保施策を検討します。

主な取組	内容	
福祉タクシー券の発行	実行	・障がい者の移動手段となるタクシー料金の助成
	見直し	・公共交通施策と併せた交通弱者対策の検討
利用可能な移動手段の検討	体制	・関係機関等との連携 ・関係課との連携により必要な移動サービスの情報共有
	計画	・生活支援コーディネーターによる移動問題の把握 ・路線バスや循環バス、乗合タクシーや、福祉タクシー券との関係性を整理
災害時の身近な移動手段の確保	体制	・住民自治協議会、自治会、関係各課等との連携による災害時等の避難体制の構築
外出に関する経済的支援制度の活用促進	実行	・障害特性にあったサービスの提供

(2) 権利擁護・環境整備

▶ 現状と課題

- ① 障がい者に対する周囲の理解の浸透が求められており、人権啓発や人権教育の観点からも、重要性の認識及び具体的な施策の推進が必要です。また、障害や発達の違いがある子どももいない子どもも、ともに身近な地域で育てる環境づくりに向けた取組が必要とされています。
- ② 障がい者の権利擁護の推進が求められており、成年後見人制度の利用とともに、関係情報の周知等による啓発が必要です。
- ③ 障がい者の自立した暮らしの充実に向けて、障害区分や希望するサービスによっては、遠方の対象施設等を利用している現状があることを踏まえ、質と量の両面から、その環境充実を図るため、必要に応じ、関連サービスを展開する施設や事業所等の市内への誘致が必要です。

▶ 取組方針

① 障害に対する理解の浸透

人権啓発や人権教育などを推進することにより、障がい者の人権尊重に対する理解と協力を促進し、当該福祉の意識を高め、ひいては、障がい者の権利擁護に努めます。また、障害のある子ども一人ひとりのニーズに応じたきめ細かな支援策を展開し、障害や発達の遅れがある子どももいない子どもも、ともに身近な地域で育てる環境をつくります。

主な取組	内容	
啓発活動の充実	体制	・香取広域運営会議の香取広域権利擁護・差別解消部会を主体としたセミナーの運営 ・関係機関等の連携による障害者福祉関連の公開講座などの実施
	実行	・「広報かとり」や各種パンフレットなど各種媒体による啓発活動の推進 ・香取市社会福祉協議会と協力した広報活動の推進 ・障害者団体・NPO 等による広報活動の支援
福祉教育の推進	実行	・教育及び保育機関での交流行事やイベントの充実 ・保健・医療・福祉分野での活躍を目指す子どもたちに対する進路指導や相談内容の充実

② 障がい者の権利擁護の推進

成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がい者又は精神障がい者に対し、当制度の利用を支援することにより、権利擁護の実質的な拡大を図ります。また、障がい者等の自立した生活の確保及び権利擁護の重要性等について、関係情報等の周知による啓発に努めます。

主な取組	内 容	
成年後見制度への理解、制度利用促進（再掲）	体制	・関係機関との連携強化 ・対象者の家族状況、財産所持を審査する体制の構築
	実行	・制度に関する周知の徹底
権利擁護に係る意識啓発	体制	・関係機関等との連携
	実行	・関係情報等の定期的な周知

③ 障害関係サービスを提供する施設や事業所の確保

提供するサービスの種別によっては、市内に活用できる施設等がなく、実態として、遠方まで出向く必要があることから、利用状況や今後の動向等を鑑み、必要な施設や事業所の誘致等に努めます。

主な取組	内 容	
施設等サービス利用実態の把握	体制	・関係機関等との連携
	計画	・利用者に係る動向等の把握 ・必要な施設等の整理及び検討
関係施設や事業所等の誘致	実行	・市内関係事業所との連携による新たな事業展開の模索 ・必要な施設や事業所等の誘致



3-6 健康づくり・感染症

- 小施策 (1) 健康増進・保健衛生
 (2) 防疫・感染症
 (3) 予防接種

主担当課	健康づくり課	関係課	子育て支援課 環境安全課 市民課
------	--------	-----	------------------------

▶ 5年後の目指す姿

市民一人ひとりが健康づくりに関心をもち、それぞれの意識とライフステージに応じた健康づくりに率先して取り組むほか、防疫、感染症対策や予防接種体制等の充実を含め、多様な保健衛生サービスが提供されており、元気にはつらつと、安心・安全な暮らしの実現に向けた取組が展開されています。

▶ 業績評価指標

小施策	指標名	指標の説明	現状値	目標値		
			2022 (令和4)	2023 (令和5)	2025 (令和7)	2027 (令和9)
健康増進・保健衛生	がん検診の受診率	市が実施するがん検診の受診率 (出典：健康づくり課調べ)	19.5% (2021)	27.0%	28.0%	29.0%
	肝炎検診の受診率	市が実施する肝炎検診の受診率 (出典：健康づくり課調べ)	24.5% (2021)	27.0%	29.0%	30.0%
	フッ化物洗口実施者率 (小学校児童)	市が実施する小学校児童のフッ化物洗口実施率 (出典：健康づくり課調べ)	35.8% (2021)	50.0%	70.0%	75.0%
	むし歯有病者率 (3歳児)	市が実施する健診結果 (出典：健康づくり課調べ)	14.4% (2021)	12.0%	10.0%	9.0%
	乳幼児健診の受診率	市が実施する乳幼児健診の受診率 (出典：健康づくり課調べ)	80.0% (2021)	100%	100%	100%
感染症	狂犬病予防注射接種率	市内の畜犬登録件数のうち狂犬病予防注射の接種を受けた割合 (出典：環境安全課調べ)	71.3% (2021)	73.0%	76.0%	79.0%
予防接種	A類疾病定期接種率	市が実施するA類疾病定期接種の接種率 (出典：健康づくり課調べ)	78.3% (2021)	85.0%	95.0%	100%

▶ 関連する個別計画

- 香取市地域福祉計画（2018（平成30）年度～2023（令和5）年度）
 健康かとり21（第3次）（2022（令和4）年度～2026（令和8）年度）
 香取市子ども・子育て支援事業計画（2020（令和2）年度～2024（令和6）年度）
 次世代育成支援行動計画（2020（令和2）年度～2024（令和6）年度）
 第3期香取市特定健康診査等実施計画（2018（平成30）年度～2023（令和5）年度）

(1) 健康増進・保健衛生

▶ 現状と課題

- ① がん検診は、医療機関での個別検診の実施による検診機会の拡充が望まれています。また、コールセンターの設置による電話予約受付のみで対応している現状を踏まえ、その充実に係る検証を経て、より一層、市民の利用しやすい体制と環境を整えながら、受診率の向上を図る必要があります。
- ② 死亡原因の多くは日頃の生活習慣が関係する病からで、中高年となった多くの市民が何らかの生活習慣病をもっているなど、重大な健康障害へつながる可能性が高い状況にあることから、特に、生活習慣病を予防する体制の強化や取組が必要です。
- ③ 生涯を通じた歯と口腔の健康づくりは、身体やこころの健康につながるだけでなく、生活の質を高め、豊かで充実感のある暮らしの実現へとつながり、ひいては健康寿命を延ばします。定期的な検診と予防処置、及び早期からの歯科疾患の予防等に係る具体的な取組が重要な点を考慮し、引き続き、十分な対応を図る必要があります。
- ④ 2021（令和3）年度の市民に対する健康意識調査において、バランスの取れた食事を1日2回以上食べている人の割合は約50%で、児童・生徒では約30%の状況にあるなど、子どもが健全な食習慣を身につけるための積極的な取組及び食育への対応が必要となっています。
- ⑤ 長引くコロナ禍により、疾病に対する不安や日常生活の制限等が重なり、不満、悩み、イライラ、ストレス等を感じている人は多く、特に若い世代では8割を超える状況にあると言われています。また、75歳以上の高齢者では、ストレス等を上手く解消できない割合が多く、市の健康相談ダイヤル24におけるストレス・メンタル関連の相談が増えています。現在、様々な事情を起因とした精神不安要素の拡大、個人の意識や価値観の変化をはじめ、日常生活に係る精神的なリタイア等の状況が著しくなっており、あらゆる世代において、こころの健康に対する支援が必要となっています。
- ⑥ 出産や育児に対する保護者等の不安やストレスを軽減し、子育てに対し、より前向きな姿勢になってもらえるよう、その割合を少しでも増やすため、妊娠、出産、育児に関する丁寧な指導や関連情報の効果的な提供が必要です。また、本市の乳幼児健診において、健康管理上注意すべき対象児数は、年々増加傾向にあり、全体の約半数におよんでいます。引き続き、乳幼児すべての健康診査を行い、疾病及び発達等の心身障害を早期に発見するなど、適切な指導等に努める必要があります。

▶ 取組方針

① がん検診の充実

個別検診の更なる実施を検討しながら、状況に応じ、医療機関に対する協力依頼・働きかけを行うほか、手続きや実施等に係る事務連携体制の検証及び改善を図ります。また、検診の予約手段については、コールセンター予約受付に加えて、24 時間受付可能な Web 予約システムの導入を検討しつつ、市民のより利用しやすい環境等を整え、受診率の向上を図ります。

主な取組	内 容	
検診機会の充実（個別検診の導入検討）	体制	・がん検診指針を満たす検診体制の充実 ・医療機関との連携及び協力要請の検討 ・事務手続き体制の充実
	計画	・受診率向上対策及び個別検診導入等の検討
受診しやすさの向上	計画	・Web 予約システムの導入検討
各種がん検診の適正な執行	実行	・より多くの受診となる検診業務の適用

② 健康増進計画等の策定及び生活習慣病予防対策の展開

医療機関との連携をはじめ、市民の各種健診・検診結果や被保険者等に係る各医療保険等事業者の疾病に係る統計等を踏まえ、次期健康増進計画等の策定・推進を図り、健康の保持増進に努めます。

特に、肝炎ウイルスによる感染の早期発見及び早期治療につなげる措置を講じ、肝硬変及び肝がんへの進行防止につなげるよう努めます。また、早期に骨量減少者を発見・特定し、骨粗しょう症予防に係る指導や生活習慣病予防対策等の必要な取組を推進します。

主な取組	内 容	
健康増進計画「健康かとり 21」（第 4 次）の策定	体制	・関係機関等との連携
	計画	・現状分析及び次期計画の策定
第 4 期香取市特定健康診査等実施計画の策定	体制	・関係機関等との連携
	計画	・現状分析及び次期計画の策定
肝炎ウイルス検診の充実	計画	・個別検診など受診しやすい体制の検討
	実行	・肝炎ウイルス検診の実施 ・陽性者に対するフォローアップ事業の実施
骨粗しょう症検診の実施	実行	・骨粗しょう症検診の実施 ・指導の充実及び必要な取組の促進
生活習慣病予防について知識の普及	実行	・予防講座、健康講演会の実施 ・健康相談の実施 ・病態別教室の実施
生活習慣病予防対策の展開	体制	・医療機関、各医療保険者との連携 ・相談支援及び指導体制の充実
	計画	・市民疾病動向の把握及び分析 ・生活習慣病予防対策指針等の作成

③ 歯と口腔の健康づくり

歯科疾病予防の重要性及び正しい知識の啓発・普及と、計画的な検診の実施による早期発見、早期治療の定着により、健康寿命の延伸を図ります。

主な取組	内 容	
乳幼児歯科相談の実施	体制	・歯科医院及び関係機関との連携
	実行	・ブラッシング・フッ素応用法等の周知・相談
保育所（園）、こども園でのブラッシング指導・むし歯予防の推進	体制	・保育所等との連携
	実行	・ブラッシング指導等の口腔衛生指導の推進 ・給食だより等による啓発の実施
学校における歯科保健の充実	体制	教育委員会及び各学校等との連携
	実行	・児童、生徒への歯科健康教育の実施 ・フッ化物洗口によるむし歯予防の取組
歯周疾患の予防と早期発見	体制	・各医療保険者及び関係機関との連携
	実行	・成人・妊婦歯科検診の実施 ・香取匠瑛歯科医師会が実施している口腔がん検診の支援

④ ライフステージに応じた正しい食習慣の普及と食育の推進

新型コロナウイルス感染症の流行等により在宅時間や家族で食事をとる機会が増えており、家庭における「食育」を考える契機となっている状況を踏まえ、インターネット等を通じた効果的な情報発信を行うなど、栄養バランス、食文化、食品ロス等への意識の醸成に努めます。また、デジタル化等への対応が困難な高齢者については、食育健康推進員等の地域ボランティア活動との連携による啓発を行うとともに、児童生徒については、教育委員会等関係機関の方針に則り、例えば、農業体験等を通じた学習機会の拡充や学校給食の更なる充実等により、子どもの頃からお年寄りまで、正しい食習慣が身につくよう、食育の推進を図ります。

主な取組	内 容	
ライフステージに応じた正しい食習慣の普及と「新たな日常」における食育の推進	体制	・多様な関係者との連携及び協働
	実行	・学校等における積極的な食育施策の推進 ・デジタル技術等を活用した情報発信による意識啓発
食習慣及び食育に係る推進方針等の作成	体制	関係機関との連携
	計画	現状把握及び推進方針等の作成

⑤ こころの健康づくりへの支援

自殺は、誰もが当事者になり得る重大な問題となっており、こうした深刻な事態に至る状況を未然に防ぐ観点を含め、当事者等に寄り添う相談支援体制の強化に努めるほか、時代の趨勢とともに個々の意識や価値観が多様化している実態を踏まえつつ、こころの健康とストレスに対処できる方法を身につけられるよう、様々な関係機関等との連携を図りながら、関連事項の幅広い普及啓発を行います。また、身近な人のサインに気づき適切な相談機関へとつなげるよう、地域における様々な活動団体等と連携しながら、総合的な見守り体制の確立を図ります。

主な取組	内 容	
こころの健康づくりの推進	実行	・様々な情報媒体を活用した正しい知識の普及啓発
相談支援体制の強化	体制	・保健所等関係機関との連携 ・研修の実施等による相談職員の知識スキル向上
	実行	・こころの健康講座の開催や健康相談等の実施
地域における見守り体制の確立	体制	・多様な活動団体等との連携及び総合的な体制の確立
	実行	・各種団体の委員を対象としたゲートキーパー養成講座の実施

⑥ 妊婦及び乳幼児の健康増進

乳幼児に対する健康診査を行い、疾病及び発達障害を早期に発見し、必要な療育につなげます。また、乳幼児健診などの機会を活用し、対象親子と支援者等が出会う場を創出するなど、精神状態・育児状況を把握するだけでなく、世帯の生活や養育者の状況を理解し、身近に相談できる信頼関係を築き、早い段階からより良い支援が出来る体制強化に努めます。また、ママパパ教室や離乳食相談などを継続実施しながら、妊娠、出産、育児に関する指導や情報提供を行います。

主な取組	内容	
乳幼児健康診査の実施	体制	・事前の対象者情報の把握及び関係各課との連携
	実行	・未受診者への受診の促進
発達相談の実施	体制	・関係機関との連携
	実行	・保護者への理解促進と適切な支援 ・継続的な支援経過や状況等の把握
ママパパ教室の開催	実行	・子育てに関する教室の開催継続 ・母子だけでなく世帯全体の支援措置の展開

(2) 防疫・感染症

▶ 現状と課題

- ① 新たな感染症等に対する情報は、緊急的な措置と対応に追われ、確認できる事項等が限定的で判断の難しい局面が多くなることから、保健所等関係機関との協議を綿密に行い、情報連携体制を強固なものとするなど、対策本部の円滑な運営を含め、市民に正確な情報を速やかに提供する体制を確立する必要があります。また、感染症予防対策の更なる充実を図るため、特に、市民目線の対応が重要になるなど、計画内容の検証・見直しを含め、よりの確な処置の徹底が求められています。
- ② 動物病院での狂犬病予防個別注射数は増加している一方で、市主催の狂犬病予防集合注射での注射頭数は年々減少しており、全体として狂犬病予防注射接種率は伸び悩んでいます。畜犬登録において、異動（死亡等）見届けの発生により、狂犬病予防注射接種状況の把握にも影響を及ぼしていることから、狂犬病予防及び畜犬登録の更なる啓発が必要です。
- ③ 災害時の避難所等における生活環境の保全及び床下浸水家屋等に係る被災後の対応をはじめ、健やかな日々の暮らしを阻害する害虫や害獣等の防除など、公衆衛生上の防疫体制がより確実なものとなるよう求められています。

▶ 取組方針

① 感染症予防対策に係る情報連携体制等の確立

新たな感染症等の蔓延を想定し、必要な情報共有項目の整理や関係者間の業務分担を明確にするなど、関係機関と協議、連携しながら、市民への適切かつ速やかな対応を図る観点を含め、強固な情報連絡体制を構築します。また、法や計画等に基づき保健所等との連携を図りながら、具体的かつ適正な予防対策に努めます。

主な取組	内容	
新型インフルエンザ等対策行動計画の内容検証	見直し	・計画内容の検証及び見直し事項の整理
対策本部体制の充実	見直し	・執行体制及び業務分担等内容の検証
情報連携体制の強化	体制	・保健所等関係機関と連携した業務の明確化 ・タイムラインを意識した必要な情報共有項目の整理
	実行	・関係機関との連携協定の締結 ・市民に対する必要な情報提供方法の充実
感染症拡大防止対策に係る適正な業務の執行	体制	・保健所等関係機関との連携 ・明確な役割分担に基づく庁内執行体制の確立
	実行	・法や計画等に基づく適正な処置の執行

② 狂犬病の予防啓発等による防疫施策の実施

これまでの広報、ウェブサイト、飼い主宛はがきでの周知に加え、市内動物病院との更なる連携を図り、狂犬病予防注射の接種率の向上を目指します。また、畜犬登録の徹底に努めるほか、啓発により飼育放棄等を要因とした野犬等の増加防止を図ります。

主な取組	内容	
狂犬病予防注射の啓発	体制	・市内動物病院とのさらなる連携
	実行	・広報、ウェブサイトへの掲載 ・飼い主宛通知による予防注射の推進
畜犬登録の徹底、異動漏れの解消	実行	・現状把握及び登録推進施策の検討 ・登録、異動届等の徹底に係るPR施策の実施
野犬等の増加につながる防止措置の実施	実行	・飼い主の希望に基づく犬猫不妊、去勢手術への支援

③ 災害時等の防疫及び公衆衛生施策の充実

防疫・公衆衛生対策に係る様々な取組内容を精査しながら、必要な措置を講じることとし、その施策体系化を図るとともに、特に、災害時の防疫・衛生対策を拡充するため、避難所及び被災家屋等に係る対応の強化に努めます。

主な取組	内容	
災害時における防疫施策の充実	実行	・避難所等における防疫衛生施策の充実 ・被災家屋等に係る防疫施策の適正な実施
公衆衛生に係る取組の精査（再掲）	計画	・現況と課題の精査 ・取組施策の体系化
害虫・害獣対策の実施（再掲）	体制	・苦情・相談体制の充実
	実行	・防除・防疫対策の実施
小動物火葬処理等の実施	体制	・香取広域市町村圏事務組合等との連携 ・放置死骸等巡回パトロール体制の充実
	実行	・おみがわ聖苑におけるペット火葬の受付 ・小動物放置死体の適正な処理

(3) 予防接種

▶ 現状と課題

- ① 国のワクチン認証状況により、ワクチンの流通量・供給量が極端に不足した場合、対象年齢での接種機会を逃すケースが発生しているため、状況に応じ、ワクチン供給状況に応じた優先年齢接種を行うなど、接種希望者の接種漏れを解消する必要があります。また、法に基づき、接種対象となっているものについては、各年代等における接種時期の周知、機会の拡充等、適切な執行及び対応を図る必要があります。

▶ 取組方針

① 対象年齢での予防接種の適切な執行及び促進

総合戦略

ワクチン接種対象者へは早期接種を促す注意喚起を図るとともに、未接種者へは再度の接種勧奨を実施するなど「接種忘れ」による接種漏れが起こらないよう、適切な執行に努めます。また、医療機関に対し、適宜、ワクチン供給量に応じた優先年齢接種を依頼するなど、協力、連携体制を堅持しながら取り組みます。

主な取組	内容	
法定接種の適切な執行	体制	・医療及び関係機関との連携 ・執行体制の充実
	実行	・適切な周知及び機会の拡充
接種漏れの解消	体制	・医療機関との協力連携
	実行	・各予防接種対象者全員への案内発送 ・未接種者への再通知の送付 ・契約外医療機関での償還払い制度の導入（一部のワクチン接種）



3-7 地域医療

小施策（１）地域医療
（２）病院経営

主担当課	健康づくり課	関係課	—
------	--------	-----	---

▶ 5年後の目指す姿

安心で安全な医療が提供され、市内のみならず、周辺の地域医療体制が充実することにより、市民が安心して暮らせるまちを支えています。

▶ 業績評価指標

小施策	指標名	指標の説明	現状値	目標値		
			2022 (令和4)	2023 (令和5)	2025 (令和7)	2027 (令和9)
地域医療	香取おみがわ医療センターの時間外患者応需率	香取おみがわ医療センターにおける時間外患者の応需率（出典：地方独立行政法人香取おみがわ医療センター中期計画）	47.1% (2021)	70.0%	80.0%	80.0%
	産婦人科開設件数	市内における産婦人科施設の開設件数（出典：健康づくり課調べ）	—	—	1件	—
病院経営	香取おみがわ医療センターの経常収支比率	香取おみがわ医療センターにおける経常収支比率（出典：地方独立行政法人香取おみがわ医療センター中期計画）	99.3% (2021)	90.9%	97.6%	97.6%

▶ 関連する個別計画

香取市健康増進計画「健康かとり21（第3次）（2022（令和4）年度～2026（令和8）年度）
地方独立行政法人香取おみがわ医療センター中期計画（2022（令和4）年度～2025（令和7）年度）

（１）地域医療

▶ 現状と課題

- ① 急な病気・けがで困った時の対応や健康・医療・育児・介護に関する相談に対し、在宅当番医による診療体制のほか、医師・保健師・看護師が24時間年中無休で電話相談を受け付ける体制を維持する必要があります。
- ② 市内に分娩機能を有する医療機関がないため、すべての妊婦が市外の医療機関で出産していることから、産婦人科の立地促進が必要です。また、当該立地の実現により、関係する保健サービスの充実を図る必要があります。
- ③ 地方独立行政法人となった香取おみがわ医療センターは、急性期医療、かかりつけ医機能、在宅医療の3つを医療機能の柱として、地域住民が安心して暮らすことのできる地域医療の実現に努めています。引き続き、香取おみがわ医療センターの運営を支援し、地域医療体制の充実を図る必要があります。

▶ 取組方針

① 民間医療機関との連携と相談体制等の確保

総合戦略

香取郡市医師会の協力のもと、祝日、ゴールデンウィーク、年末年始に「かかりつけ医」等で診療ができない場合の初期治療と応急処置を行う在宅当番医制度を維持するとともに、24 時間年中無休で電話相談を受け付ける体制を継続して確保します。また、医師不足や住民ニーズの多様化を踏まえながら、病院・診療所における役割分担を明確にし、公立病院を含む救急医療体制を構築します。

主な取組	内容	
在宅当番医制度の継続	体制	・香取郡市医師会との連携・協力体制の推進
	実行	・在宅当番医による輪番制での初期治療と応急処置の実施 ・救急医療を行う病院間の連携による救急患者等の受入れ体制の構築
相談しやすい体制の確保	実行	・24 時間電話相談体制の維持 ・事業内容の周知徹底 ・関係機関との連携
救急医療体制の構築	体制	・県・医療機関及び関係機関との連携
	計画	・実態把握と対応方針の確認 ・県計画に対する反映事項等の要望

② 産婦人科施設の円滑な開設と安定経営に向けた継続的な支援

総合戦略

市内のすべての妊婦が市外の医療機関で出産している現状の早期改善と、市民が出産から子育てまでを安心して暮らすことができるよう、子育てに係る継続的な医療体制を構築するため、引き続き、産婦人科施設の誘致、立地促進に取り組みます。また、産婦人科施設誘致後において、更なる出生率の向上に資するため、関連施策の充実と安定経営に向けた継続的な支援措置を図ります。

主な取組	内容	
産婦人科施設の円滑な開設に向けた支援	体制	・開設者との情報共有・意見交換の実施
	実行	・開設に向けた各種支援の実施 ・市内外への PR の実施
産婦人科施設の安定経営に向けた継続的な支援と連携	計画	・立地に伴う関連施策の充実検討と実施 ・連携等が可能な事業についての検討と実施
	実行	・各種奨励金等の交付 ・市内外への PR 施策の促進

③ 地域医療体制の充実

総合戦略

香取おみがわ医療センターは、急性期医療、かかりつけ医機能、在宅医療の3つを医療機能の柱として、地域住民が安心して暮らすことのできる地域医療の実現に努めています。医師確保対策に要する経費や救急医療の確保等の病院事業の運営に要する費用を支援するなど、県の計画を踏まえた地域医療体制の充実を図ります。

主な取組	内容	
地域医療体制の充実に向けた取組	体制	・県・医療機関及び関係機関との連携
	計画	・県計画に対する反映事項等の要望
香取おみがわ医療センターの機能充実	計画	・医師確保対策に要する経費支援 ・救急医療の確保に要する経費等に対する支援 ・看護師等確保対策の検討

(2) 病院経営

▶ 現状と課題

- ① 香取おみがわ医療センターは、安定的かつ持続可能な病院経営を目指し、2022（令和4）年4月1日より地方独立行政法人へ移行しました。引き続き、市民の暮らし及び地域医療を支えるため、香取おみがわ医療センターの経営基盤の強化及び安定化が必要です。

▶ 取組方針

① 香取おみがわ医療センターの経営基盤の強化及び安定化

香取おみがわ医療センターについては、法的な財源措置を含む各種支援策を講じるとともに、地方独立行政法人の経営原則である独立採算制を目指す観点から、各事業年度の業務計画や実績について適正な評価等を行いつつ、引き続き、経営基盤の強化及び安定化を図ります。

主な取組	内容	
香取おみがわ医療センターの経営基盤の強化及び安定化	実行	<ul style="list-style-type: none">・法的な財源措置の適用・医師確保対策などへの必要な措置に係る財政的支援の実施・業務計画及び実績についての適正な協議や評価の実施・定期的な情報共有と意見交換の実施



3-8 保険・社会保障

- 小施策 (1) 国民健康保険
 (2) 後期高齢者医療
 (3) 国民年金
 (4) 生活保護

主担当課	市民課	関係課	社会福祉課 税務課 債権管理課
------	-----	-----	-----------------------

▶ 5年後の目指す姿

保健予防に係る意識の高まりとともに健康診査や健康・医療情報が広く市民に浸透し、医療費が抑制されるなど、保険制度が健全に運営されています。また、年金に係る取扱いが適切に執行されるほか、生活に困窮した人たちの救済及び自立に向けた支援が行き届いています。

▶ 業績評価指標

小施策	指標名	指標の説明	現状値	目標値		
			2022 (令和4)	2023 (令和5)	2025 (令和7)	2027 (令和9)
国民健康保険	特定健康診査の受診率	40歳以上の国保被保険者の受診率（出典：市民課調べ）	40.0%	45.0%	50.0%	60.0%
	国民健康保険被保険者1人当たりの医療費	国民健康保険被保険者1人当たりの医療費（出典：市民課調べ）	414,867円	438,768円	468,439円	501,205円
後期高齢者医療	後期高齢者健康診査の受診率	後期高齢者健康診査の受診率（出典：市民課調べ）	34.6%	35.0%	38.0%	40.0%
国民年金	国民年金制度の普及啓発に関する周知媒体数	国民年金制度に関する記事の広報かとりへの年間掲載回数（出典：市民課調べ）	3回	3回	3回	3回
生活保護	生活困窮状態が改善された世帯数	1年間で生活困窮者自立支援事業の相談者が生活改善（増収）できた件数（出典：社会福祉課調べ）	17世帯	18世帯	19世帯	20世帯

▶ 関連する個別計画

香取市国民健康保険データヘルス計画書（第2期）（2018（平成30）年度～2023（令和5）年度）

(1) 国民健康保険

▶ 現状と課題

- ① 健康診査を毎年受診する被保険者は一定数いるものの、国の40歳以上の受診率の目標値である60%には達しておらず、今後も啓発活動に努めるなど、健康診査の受診率を上げる必要があります。
- ② 生活習慣病患者は増加傾向にあり、医療費の増大や重症化を招くだけでなく、その規模によっては、保険制度の運営にも関わってきます。特に、メタボリックシンドロームに着目した特定健康診査や特定保健指導を推進するなど、健康に係る意識の高揚をはじめ、保険者として行う保健事業の充実に努め、ひいては、医療費の抑制を図る必要があります。
- ③ 40歳未満の若年層の健康診査受診率が低い中、メタボリックシンドローム予備軍や該当者が増加傾向にあるため、より早い段階からの対策が必要です。
- ④ 国民健康保険税の収納率は改善傾向にありますが、引き続き、医療保険制度の理解と納税意識の喚起を促し、公平な負担及び課税を図る観点から、収納率を向上させる必要があります。また、保健事業の継続した経営健全化を図るため、関係機関との連携に努めつつ、経営計画の的確な見通し及び保険税率の適正化等に努める必要があります。

▶ 取組方針

① 健康診査受診率の向上推進

被保険者に健康診査の有効性を広く周知し、意識向上を図ることで将来の医療費抑制へとつなげます。また香取郡市医師会等の協力のもと、健康診査の受診機会を増やします。

主な取組	内容	
香取郡市医師会等との連携	実行	・医師会や医療機関との連携強化
	見直し	・近隣市町での受診拡大に向けた検討 ・効果的な集団健診の検討
健康診査未受診者対策の推進	実行	・AI分析による健診の優先順位づけを用いた勧奨 ・受診の必要性等幅広い周知活動の展開

② 生活習慣病の予防及び改善支援等保健事業の充実

特定健康診査や特定保健指導を通じて生活習慣を見直す被保険者を増やし、その生活習慣病の予防と重症化予防を支援します。また、健康チャレンジ事業の拡大や増加傾向にある生活習慣病患者の医療費削減を推進し、QOLの向上を図ります。

主な取組	内容	
特定健康診査及び特定保健指導等保健事業の推進	見直し	・指導のオンライン化の検討 ・より効果的な指導内容等の検討（方針作成を含む）
	計画	・疾病動向等の分析及び現状把握 ・保健事業推進方針等の作成
	実行	・健康チャレンジ事業に係る市内協賛店の増加 ・新たな保険適用事業（保健事業）の展開
生活習慣病に係る医療費削減の推進	実行	・ジェネリック医薬品の活用推進 ・レセプト点検の強化

③ 若年層への生活習慣病予防の推進

健診受診率の低い40歳未満の国民健康保険加入者への啓発を強化し、健康診査受診を通じて自身の健康状態を知ってもらい、特に増加傾向にある生活習慣病の予防を推進します。

主な取組	内容	
早期介入による健康意識の向上	実行	<ul style="list-style-type: none"> ・早期健康診査の受診勧奨 ・生活習慣病に係る知識の周知及び意識の高揚 ・健診受診に係る意識の啓もう
メタボリックシンドローム予備軍及び該当者の指導	実行	<ul style="list-style-type: none"> ・健診結果に基づく結果説明会の実施 ・効果的な指導内容及び定期観察の適用 ・定期的な通院治療の促進

④ 保険税の収納率向上及び保険事業の経営健全化

口座振替等の推進による現年分の収納確保を前提に、徴収体制の強化及び早期の滞納処分を実施し、公平な負担及び課税に努めます。また、保険事業の経営健全化に資するため、引き続き、関係機関との連携を図りながら、的確な経営計画の見通し及び保険税率の適正化等に努めます。

主な取組	内容	
保険事業の経営健全化	体制	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関との連携 ・国民健康保険運営協議会への諮問答申
	計画	<ul style="list-style-type: none"> ・医療費の傾向分析及び経営計画の的確な見通し ・保険税率の適正化
保険税収納率の向上	実行	<ul style="list-style-type: none"> ・滞納整理及び納付相談の強化 ・口座振替の推進 ・納付手続きのキャッシュレス化の推進

(2) 後期高齢者医療

▶ 現状と課題

- ① 75歳以上の方が加入する後期高齢者医療保険は、国民健康保険との差別化が法律で図られており、年齢に伴う保健事業者の移行により、サービス内容の低下や不便さが生じないよう努める必要があります。
- ② 健康に関する講演会や運動教室等の事業を通じて、健康意識の向上や医療費の抑制を図っており、対象高齢者の増加や意識の多様化等を踏まえ、より健康寿命の延進に向けて、保健事業者として行う保健事業の充実など、質の高い取組を展開する必要があります。
- ③ ほとんどの加入者が年金からの特別徴収により保険料を納付しており、現年分の収納は確保できていますが、支払いが難しい方、特に普通徴収分の低所得者滞納者への対策が必要です。

▶ 取組方針

① 国民健康保険と同等のサービスの維持

後期高齢医療保険制度では十分に担保されていない健康診査等の促進を図るため、人間ドックへの補助等を継続するなど、加入者の健康増進及び利便性向上に努めます。

主な取組	内 容	
健康診査の受診促進	実行	・人間ドック受診者への助成の継続 ・健康診査の受診に係る啓発強化

② 健康増進事業の充実

健康を意識する機会となる講演会や教室を開催するとともに、各種啓発を行います。また、介護保険事業及び庁内各部署等と連携し、保健事業者としての健康寿命の増進に向けた後期高齢者の健康維持・増進施策を拡充します。

主な取組	内 容	
保健事業の確立及び各種教室の開催	体制	・介護保険事業、関係機関や施策との連携
	計画	・疾病動向等の分析及び現状把握 ・保健事業推進方針等の作成
	実行	・運動教室、健口教室、低栄養教室等の開催
庁内関係課等との連携による高齢者健康増進対策への支援	体制	・関係機関や施策との連携
	実行	・健康状態不明者の状況確認 ・残薬バッグの配付による適正服薬の推進

③ 保険料の収納率向上及び保険事業の経営健全化

高齢者の生活環境に配慮した収納方法の拡充を図るとともに、高額滞納者や困窮者等に対する納付相談を行い、計画的に納付を進めていきます。

主な取組	内 容	
保険事業の経営健全化	体制	・後期高齢者医療広域連合・関係機関との連携
保険料収納率の向上	実行	・納付方法の拡充 ・滞納整理及び納付相談の強化

(3) 国民年金

▶ 現状と課題

- ① 法定受託事務として、年金関係の諸届の受理・進達及び年金に関する情報提供を行っています。日本年金機構及び佐原年金事務所と連携しながら適正な運営を行うとともに、マイナポータルを活用した国民年金手続きの電子申請の普及を周知していく必要があります。

▶ 取組方針

① 国民年金制度の普及・啓発

日本年金機構や佐原年金事務所との連携を強化し、市窓口における適切な業務を執行します。また、マイナポータルを活用した国民年金手続きの周知など、年金制度の普及啓発に努めます。

主な取組	内容	
国民年金制度の普及・啓発及び事務の適正化	体制	・関係機関との連携強化
	実行	・諸届の受理や通達等事務手続きの適正な執行 ・電子申請による手続きの周知

(4) 生活保護

▶ 現状と課題

- ① 心身、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある生活困窮者は増加傾向にあり、その動向等の把握及びケースに応じた適切な対応に努めるほか、可能な限り、困窮状態を改善するために支援を行う必要があります。
- ② 生活保護世帯は増加傾向にあり、健康管理に問題を抱える方が多いため、健康増進に係る意識の向上を図るほか、自立に係る支援施策を講じる必要があります。

▶ 取組方針

① 生活困窮者等の自立支援の推進

生活困窮者等の自立促進を図るため、包括的な支援体制を強化します。特に、国が三位一体事業として推奨している家計改善支援事業の導入を検討し、家計管理能力を養い、早期自立のための支援を行います。

主な取組	内 容	
生活困窮者の自立支援	体制	・重層的支援体制の構築及び推進
	計画	・生活困窮者の動向及び現状把握
	実行	・自立に向けた包括的継続的支援の実施 ・就労に向けた基礎能力形成の支援を実施 ・自らの家計管理能力を養う支援の検討

② 生活保護受給者の自立促進

的確なケースワーク業務の確立を図りつつ、生活状態の改善に向けて必要な支援を行うとともに、暮らしの自立を促進します。また、健康診査未受診者に対して架電や文書送付を行い、定期健診の受診を促進するなど、特に被保護者の健康意識の向上と健康増進に努めます。

主な取組	内 容	
保護業務の適正な遂行	実行	・被保護者に配慮した業務遂行 ・的確なケースワーク業務の確立 ・支援に係る他制度との関連性の整理
被保護者の健康管理支援	体制	・関係機関との連携
	実行	・健康診査の受診勧奨による健康意識向上 ・健康増進施策の展開によるリスクの回避
被保護者の自立支援	体制	・民生委員や関係機関等との連携 ・相談支援体制の充実
	計画	・生活保護受給者の動向及び現状把握
	実行	・稼働能力を有する被保護者への就労支援の強化



6節 大綱4:教育・文化の振興

4-1 教育施設・環境の整備

小施策（１）適正配置
（２）施設・環境整備

主担当課	教育総務課	関係課	学校教育課 生涯学習課 財政課
------	-------	-----	-----------------------

▶ 5年後の目指す姿

「香取市学校等適正配置計画実施プラン」に基づき、少子化等に対応した学校の適正配置や教育環境の改善及び老朽化した学校施設の長寿命化が図られています。

▶ 業績評価指標

小施策	指標名	指標の説明	現状値			
			2022 (令和4)	2023 (令和5)	2025 (令和7)	2027 (令和9)
適正配置	小・中学校数	学校再編後の小・中学校数 (出典：教育総務課調べ)	小学校 15校 中学校 7校	小学校 15校 中学校 7校	小学校 14校 中学校 7校	小学校 14校 中学校 6校
施設・ 環境整備	長寿命化改修工事（大規模改修工事）を実施した施設数	長寿命化改修工事（大規模改修工事）を実施した小・中学校校舎の延棟数 (出典：教育総務課調べ)	17棟	18棟	18棟	19棟

▶ 関連する個別計画

香取市教育ビジョン（2020（令和2）年度～2029（令和11）年度）

前期教育振興基本計画（2020（令和2）年度～2024（令和6）年度）

香取市学校等適正配置計画実施プラン第二次改訂版（2022（令和4）年度～2031（令和13）年度）

(1) 適正配置

▶ 現状と課題

- ① 少子化の進行により学校の小規模化が進んでおり、教育環境の維持向上及び教育の機会均等を図るため、学校等適正配置計画実施プランに基づき、学校再編を含む適正配置の検討及び推進が必要です

▶ 取組方針

① 学校適正配置の推進

総合戦略

少子化により児童生徒数の減少が今後も見込まれることから、まずは、小学校の複式学級と中学校の各学年単学級化の解消のため、学校等適正配置計画実施プランに基づき、対象校について、保護者や地域住民と十分に協議しながら学校再編を進めます。

主な取組	内容	
少子化等を踏まえた学校再編の推進	実行	・適正配置計画実施プランに基づく推進 ・学校の保護者、地域住民と市民協働での協議実施
	見直し	・実情に応じた適正配置計画実施プランの適宜見直し

(2) 施設・環境整備

▶ 現状と課題

- ① 学校施設は築後 40 年を経過したものが多く、施設の長寿命化を図っています。今後も、小中学校の再編を考慮しながら、計画的な整備及び長寿命化を進める必要があります。
- ② 市内小中学校（小学校 15 校、中学校 7 校）の施設、設備の適正な管理を実施する必要があります。
- ③ 学校再編により閉校となった旧学校施設等の維持管理に努めるほか、現状を踏まえつつ、普通財産として広く活用供するの、あるいは、ほかの行政目的に資する活用の取りやめや早急な解体撤去等の有無を判断する必要があります。

▶ 取組方針

① 計画的な施設の長寿命化改修の実施

総合戦略

計画的に施設の長寿命化改修を図り、よりよい教育環境を整えます。今後も児童生徒が安全安心に学校教育を受けられるよう、校舎や屋内運動場等の必要な学校施設の整備を進めます。

主な取組	内容	
学校施設の長寿命化の推進	体制	・庁内関係課との連携
	計画	・長寿命化計画の見直しと具体化
	実行	・適切な改修設計と改修工事の実施 小見川中央小学校・佐原中学校 ほか

② 適正な維持管理による良質な教育環境の維持

地域等の協力を踏まえながら、施設、設備の適正管理に努めるとともに、必要に応じ、バリアフリー化や照明の LED 化を進めるなど、適切な修繕及び改善等を図ることで、質の高い教育環境を維持します。

主な取組	内 容	
学校施設の適正な管理	実行	<ul style="list-style-type: none"> ・施設設備の適正な管理と計画的な更新の実施 ・きめ細かな施設設備の修繕及び改善 ・施設のバリアフリー化、照明の LED 化等の実施
地域等の協力による環境維持の推進	体制	・PTA 等地域活動団体との連携
	実施	・地域協力事業の考察及び推進方針等の作成

③ 旧学校施設等の管理及び利活用等の推進

少子化に伴う学校再編による小中学校の統合で、閉校となる学校が今後も増加する見込みです。引き続き、ほかの行政目的の用途に供する旧学校施設等について、適切な維持管理（光熱水費、警備、浄化槽管理、除草等）を行います。また、施設の状況を勘案しながら、ほかの行政目的に供することを取り止め、普通財産に転用して広く利活用に供するのか、あるいは、解体撤去するのかなど、利活用に係る方針を確立します。

主な取組	内 容	
旧学校施設等の適切な管理	実行	<ul style="list-style-type: none"> ・施設及び校庭の適切な管理 ・必要な修繕等の実施
利活用等の推進	体制	・関係機関及び活用団体等との協議と連携
	計画	・利活用等に係る方針の作成及び確立



4-2 学校教育

小施策（１）学校教育
（２）学校給食

主担当課	学校教育課	関係課	—
------	-------	-----	---

▶ 5年後の目指す姿

変化の激しい社会経済情勢及び厳しい現実を正面から見据え、たくましく生き抜く児童生徒が学び育つ教育環境が整い、本市特有の教育ビジョンや教育振興基本計画に基づき、洗練された学校教育を実践しています。

▶ 業績評価指標

小施策	指標名	指標の説明	現状値	目標値		
			2022 (令和4)	2023 (令和5)	2025 (令和7)	2027 (令和9)
学校教育	長期欠席児童生徒の割合	全児童生徒数のうち30日以上欠席している児童生徒の割合 (出典：学校教育課調べ)	1.07% (2021)	1.07%	1.06%	1.05%
	全国学力学習状況調査平均値	全国学力学習状況調査の全国平均と本市平均の比較 (出典：学校教育課調べ)	小 △4.2点 中 △5.4点	小+0.0点 中+0.0点	小+0.6点 中+0.6点	小+2.0点 中+2.0点
	教職員の特別支援教育研修受講率	教職員の特別支援教育指導力向上のための研修受講率 (出典：学校教育課調べ)	100%	100%	100%	100%
	ICT支援員の配置人数	市内小中学校における配置人数 (出典：学校教育課調べ)	0人	1人	3人	5人
	通学路安全対策実施数	1年間の合同点検実施数 (出典：学校教育課調べ)	11箇所	12箇所	13箇所	15箇所
学校給食	地元食材の使用率	学校給食における香取市産を含む千葉県産生鮮野菜の割合 (出典：学校教育課調べ)	61%	65%	65%	65%
	給食費無償化対象学年数	無償化対象学年数 (出典：学校教育課調べ)	2学年	2学年	4学年	9学年

▶ 関連する個別計画

第2次香取市教育ビジョン（2020（令和2）年度～2029（令和11）年度）
前期教育振興基本計画（2020（令和2）年度～2024（令和6）年度）

(1) 学校教育

▶ 現状と課題

- ① 時代の要請、少子化の進展等による影響や教育現場の実態を的確に捉えつつ、学習指導要領の改訂や県教育委員会からの指導等を踏まえるなど、市の教育ビジョン及び教育振興基本計画の作成を経て、明確な考えや方針のもと、本市特有の学校教育を実践する必要があります。
- ② 全国学力学習状況調査で本市の平均が全国平均を下回る状況を踏まえ、特に、「記述式問題」への対策が課題となっています。自分の言葉で考える力の習得や、意見交換の場を通じ、思考力・判断力・表現力を向上させる取組が必要です。
- ③ 子どもの体力がおよそ 30 年前と比較して低い状況にあります。特に、運動する子どもとそうでない子どもの二極化傾向が見られるため、運動しない子どもの体力向上に注力する必要があります。
- ④ 本市の長期欠席児童生徒の割合は全国平均や千葉県平均より低い状況ですが、その傾向は横ばいで推移しており、いじめや不登校などの諸問題に対し、生徒指導体制を強化する必要があります。また、特別な支援を必要とする児童生徒は増加傾向にあり、そのニーズは多様化しています。一人一人の教育的ニーズを的確に把握し、合理的配慮のもとに支援措置を講じることが必要です。
- ⑤ グローバルに活躍する人材の育成が求められており、ますます国際理解教育の重要性が高まっています。グローバルに活躍している方との交流を通して、キャリア教育の実践を図るなど、身近な人から具体的な話を聞く機会をつくる等の取組を進める必要があります。また、中学校国際交流事業について、今後の在り方を精査します。
- ⑥ 総合的な学習の時間を活用し、郷土愛を醸成する教育に努めるほか、地域活動団体等の積極的な活同を踏まえ、連携した取組を展開するなど、学校の抱える課題が複雑多様化している状況のなか、特に地域固有若しくは地域に影響する課題の解決を図るため、地域の特性を生かした教育の実践、及び対象地域の状況に応じた学校支援体制の構築が求められており、より一層の郷土愛の醸成や地域理解の促進と地域ぐるみによる取組が必要となっています。
- ⑦ デジタル世代に対応した新しい教育の形を実現するため、関連する研修会への学校職員の積極的な参加を促進し、スキルの向上を図るほか、ICT 支援員等の人的支援を活用する指導体制の構築が必要です。また、情報モラル教育の推進、端末使用に係る決め事等の周知徹底が求められています。
- ⑧ 部活動の地域移行を実現するため、国や県の方針等を踏まえつつ、その工程を確かなものとする取組が求められており、特に、地域部活動を担う指導者の確保や地域スポーツクラブ等の育成が必要となります。休日の運動部活動から段階的な移行を目指すなど、指導者や受入れ先の育成確保を含め、関係機関や地域活動団体等との連携を図りながら、具体的に進める必要があります。
- ⑨ 小中学校の統廃合とともにスクールバスの導入校が増え、その維持管理台数が増加しています。車両の老朽化に伴う計画的な更新や児童生徒数の減少に伴うルートの見直しなど、効率的な運行管理を図るほか、安全確認の徹底を含め、より一層、適正かつ適切な運行に努める必要があります。また、通学路危険個所の改善に係る対応のほか、関係機関や地域活動団体等との連携を図りながら、子どもたちの登下校時等における交通安全及び防犯体制の充実に努めます。

▶ 取組方針

① 時代の要請等を踏まえた本市特有の学校教育の実践

厳しい社会経済情勢にあるなか、個々の意識や価値観が多様化し、日々、教育現場への要望や求められる対応は複雑多岐に及びます。時代の要請等を踏まえるほか、少子化に歯止めがかからず、教育環境が著しく変化する状況への確に対応するため、引き続き、市の教育ビジョン及び教育振興基本計画に基づき、明確な考えや方針のもと、洗練された学校教育の実践に努めます。

主な取組	内 容	
市教育ビジョンの確認及び見直しの検討	体制	・教育委員会定例会における協議事項の拡充
	計画	・現状把握及び推進状況の確認 ・教育ビジョンの内容精査及び見直しの検討
後期教育振興基本計画の策定（2025（令和7）年度～）	体制	・策定体制の確立
	計画	・現状把握及び進捗状況の確認 ・後期基本計画の策定
学習指導要領の改訂等への対応	体制	・適切な指導体制の構築及び執行 ・県教育委員会及び関係機関との連携
	実行	・明確な対応方針に基づく計画的な適用

② 学習意欲の向上と確かな学力の定着

全国学力学習状況調査の結果を県の分析ツールを活用し、その実態を分析・検証しつつ、課題改善の具体策を PDCA サイクルに基づき精査します。また、教職員の指導力の向上を通じて、児童生徒の主体的かつ対話的で深い学びへとつながるよう、授業内容を改善し、個々の資質・能力を活かす個別最適な学びの充実を図ります。

主な取組	内 容	
教職員の指導力の向上	体制	・指導主事参観授業等の充実 ・市教委主催研修の時期・ニーズに応じた内容の検討
	計画	・指導方針の明確化
「主体的・対話的で深い学び」に向けた授業の改善	実行	・思考し、表現する力を高める実践プログラムの事例研究 ・体験活動の場や講師等の人材発掘
「個別最適な学び」の充実による資質・能力の育成	体制	・実児童生徒の学び方支援体制の確立
	実行	・ICT 教育環境の整備
学力・学習課題の分析・検証し、PDCA サイクルを重視した改善の取組	実行	・県の分析ツールを活用したより正確な実態の把握
	見直し	・継続的な検証に基づく改善サイクルの徹底

③ 豊かな心と健やかな体を育む教育の推進

子どもの体力低下の傾向を踏まえ、体力・運動能力調査を実施し、児童生徒の基礎体力の現状を把握します。また、教員の体育実技研修会への参加を促進し、指導力の向上を図るとともに、児童生徒の運動の日常化を推進します。

主な取組	内 容	
教職員の指導力の向上	体制	・研修内容を校内及び他校で共有できる体制の構築
	実行	・教科主任研修会や体育実技研修会への参加促進
体力・運動能力調査の実施及び活用	計画	・「体力・運動能力調査」の実施 ・調査及び分析結果を活用した対応策の作成
運動の日常化の推進	実行	・「遊・友スポーツランキングちば」の参加奨励 ・休み時間や放課後も積極的に体を動かす指導の推進 ・各学校独自の創意ある取組の推進

④ 一人ひとりの繊細な課題等に応じた教育機会の提供

学校と関係機関の連携を強化することにより、いじめや不登校など、諸問題に対する組織的な体制を構築し、個々の価値観や意識の変化等を踏まえた繊細な課題に対し、迅速かつ適切な対応に努めます。特にいじめの問題に対しては、未然防止、早期発見、早期解決に向けた体制を検討します。また、特別支援教育体制推進事業や語学指導事業を継続して実行することにより、誰にとっても安心・安全な学校教育機会の提供を図ります。

主な取組	内 容	
いじめの「未然防止、早期発見、早期解決」に向けた、組織的な教育相談体制の充実	体制	・いじめ問題対策連絡協議会による協議 ・いじめ問題調査委員会による状況の把握 ・訪問相談教員、スクールソーシャルワーカーとの情報共有 ・保健所、児童相談所、関係課等との連携強化
	計画	・動向及び現状把握と分析 ・相談指導方針の明確化
特別支援教育の充実	体制	・学校と家庭、福祉との連携充実
	実行	・特別支援を要する児童生徒一人一人のニーズを把握 ・多面的なアプローチによる個々の能力や可能性の育成
要保護・準要保護児童生徒に対する就学援助の適用	体制	・関係機関との連携
	実行	・援助の適正な執行
奨学資金事業の検証及び見直し	実行	・基金運用を含む適切な執行
	見直し	・利用しやすい制度とするための見直しと周知の徹底

⑤ 国際理解教育の推進

グローバル化が進展するなか、生涯にわたり様々な場面で必要となる外国語によるコミュニケーション能力の育成や多文化を理解する国際理解教育を推進する必要があるため、グローバルに活躍している方との交流を通して、キャリア教育の実践を図るなど、身近な人から具体的な話を聞く機会を創造しながら、取組を進めます。また、海外の生徒との交流等を通じて国際性豊かな人材の育成を図るため、中学校の国際交流事業について今後のより効率的な実施方法等を検討します。

主な取組	内 容	
日本語学校等との交流による多文化理解の促進	計画	・国際理解教育展開方針等の作成 ・日本語学校等との交流方法や内容の検討 ・市が採用している CIR との連携方策の模索
外国語による実践的コミュニケーション能力の向上	実行	・外国語指導講師の指導力向上に資する研修内容等の充実 ・指導内容等に係る十分な分析及び改善 ・相互授業参観の充実
中学校国際交流事業の実施	計画	・今後の事業実施方法（派遣先を含む）等の検討
	実行	・実施等に係る明確な規準の設定

⑥ 地域の特性を活かした教育の推進

総合戦略

学校の教育活動を通じて、郷土のよさを理解し、地域社会の一員としての自覚を持てるよう、郷土を愛する意識の醸成や態度の育成に努めます。また、学校が抱える課題の複雑多様化に伴い、課題の精査や解決策を講じるに当たり、地域と学校が一体となり、総がかりによる教育の実現を図るため、コミュニティ・スクールの導入を含め、関係機関や地域活動団体等との連携による体制づくりに努めます。

主な取組	内 容	
コミュニティ・スクールの導入	体制	・関係機関及び地域活動団体等との連携
	計画	・コミュニティ・スクール導入方針の作成
学校支援ボランティア活動の推進	実行	・学校支援ボランティアや人材バンク等の活動を踏まえた学校支援体制の構築及び支援活動の検討
地域社会の一員としての自覚及び郷土愛の醸成	実行	・総合的な学習時間での郷土探究活動の展開 ・研修会等充実 ・学校間及び教員間における好事例の共有

⑦ デジタル世代に対応した教育の推進

デジタル世代に対応した新しい教育の形を実現していくため、関連する研修会への学校職員の積極的な参加を促進しつつ、ICT 支援員等の設置を推進します。また、児童生徒に貸与している端末について、家庭内でも安心して活用できるよう、その適正利用に係る決め事等の周知徹底を図ります。

主な取組	内 容	
教職員の指導力の向上	体制	・学校内での相互サポート体制の構築。
	実行	・学校職員に対する研修会の実施及び参加の促進
ICT 支援員等の設置	計画	・ICT 支援員等の配置の検討
校外でもタブレット端末を安全に使用できる環境の構築	実行	・情報モラル教育の推進 ・タブレット端末利用手引書の適宜更新

⑧ 部活動の地域移行の推進

部活動の地域への移行を実現するには、特に、地域での部活動を担う指導者の確保や地域スポーツクラブ等の開拓や育成が必要不可欠です。学校と地域活動団体等の連携の在り方を整理したうえで、教職員、参加生徒、保護者、地域関係者等の理解を得ながら、確かな工程を確立し、まずは、休日の運動部活動の段階的な移行を目指すなど、持続可能な体制づくりと着実な移行を進めていきます。

主な取組	内 容	
部活動の地域移行に係る組織体制の構築及び確かな工程の管理	体制	・地域部活動推進協議会の設置 ・県教委、関係機関や地域活動団体等との連携
	計画	・移行に係る確かな工程の確認及び管理
	実行	・地域スポーツクラブや団体等の開拓及び育成 ・地域部活動の指導を担う指導者の確保及び育成
選手派遣に係る保護者負担の軽減	計画	・派遣状況の把握 ・経費助成に係る定義の確立
	実行	・助成内容の適正化

⑨ 安心して通学できる環境の充実

総合戦略

対象校における児童生徒の登下校時の足となるスクールバスの運行の効率化について検討します。また、通学路危険個所の改善に係る対応をはじめ、交通安全プログラム事業による見守り活動の展開やこども 110 番協力者の拡充に努めるほか、奉仕団体等の協力による防犯ブザー配布事業など、安心安全な通学路の確保に資する取組を進めます。

主な取組	内 容	
効率的かつ適切なスクールバスの運行	体制	・委託事業者及び対象校との連携
	計画	・適切なルート設定等により適切な台数を管理 ・登下校や学校行事以外の空き時間帯における活用方法の検討 ・適切な運行管理及び安全確認の徹底
通学路危険個所等の確認及び改善措置の検討	体制	・道路管理者等を含む関係機関との連携
	実行	・保護者や地域団体等との連携による危険個所の確認 ・計画的な改善措置に係る整理と要請
通学路交通安全プログラム事業の推進	体制	・関係機関や地域活動団体等との連携
	実行	・保護者や地域団体等との情報共有を前提とした通学路危険個所の確認
防犯ボランティア等による見守り活動の推進	体制	・防犯に係る関係機関等との連携
	実行	・防犯ブザーの継続的な配付に係る対応 ・防犯ボランティア、こども 110 番の家の登録数の増加促進

(2) 学校給食

▶ 現状と課題

- ① 学校における食育の生きた教材となる学校給食を適正かつ安全に提供するため、引き続き、食育を踏まえたより良い学校給食の提供に努めるほか、対象施設の整備充実及び衛生管理の徹底等が必要です。
- ② 給食費は、原材料相当額を保護者が負担しています。経済的な理由を鑑み、等しく機会を提供するため、就学援助等を実施しているなか、少子化への対応及び子育て支援の観点から、保護者の経済的な負担を軽減する重要性を認識し、適切な措置を図る必要があります。

▶ 取組方針

① 食育の充実及び安全安心な給食の提供

偏った栄養摂取、欠食など、食生活の乱れや肥満・痩身傾向など、子供たちの健康に関する問題が深刻化しており、学校における食育について、積極的に取り組んでいます。引き続き、食育に係る教育内容の充実に努めるほか、給食センターにおいては、調理業務委託事業者との連携を図り、調理機器等の適正管理及び衛生管理を徹底しつつ、給食用食材の産地表示や放射性物質検査を実施するなど、給食の円滑な提供及び食の安全性を徹底します。

主な取組	内容	
食育教育の充実	計画	・児童生徒の食に関する状況の把握及び分析 ・食育教育に係る方針等の作成
施設整備の充実	体制	・学校給食センター運営委員会による協議
	実行	・少子化に応じた給食センター調理場統合の実施 ・学校施設（配膳室等）の必要な改修等の実施
給食センター調理機器等の適正な管理	体制	・調理業務委託事業者との連携
	実行	・施設設備の日常的な保守点検等の実施 ・調理機器等の適正な管理及び更新 ・日常管理や運営経費の節減への対応
給食用食材の安全性の確保及び周知	実行	・産地表示や放射性物質検査の実施 ・食育指導を通じた幅広い周知
給食センターに係る衛生管理の徹底	実行	・安全衛生管理研修の実施 ・日常的な衛生管理の徹底
より良い学校給食の提供	体制	・関係機関との連携
	実行	・提供メニューの工夫等総合的な探求 ・地元食材の有効活用

② 学校給食費の経済的負担の軽減

総合戦略

少子化への対応及び子育て支援施策の一環として、保護者の経済的な負担を軽減するため、学校給食費の段階的な免除（無償化）の適用を図ります。

主な取組	内容	
学校給食費の免除の適用	計画	・段階的な免除の適用計画の作成
	実行	・代替財源を考慮した段階的な免除措置の適用 ・県補助事業の活用



4-3 青少年健全育成

小施策（1）青少年健全育成

主担当課	生涯学習課	関係課	—
------	-------	-----	---

▶ 5年後の目指す姿

青少年の健全な育成を図る様々な取組が展開され、家庭・学校・地域等の社会の関わりの中で、地域社会全体に及ぶ取組の位置づけや相互のつながりが確認できるほか、あたたかい見守りや自立した個人の自己を確立する姿勢を育てる体制が整い、次代を担う青少年の一人ひとりが地域社会に適応しながら、健やかに成長しています。

▶ 業績評価指標

小施策	指標名	指標の説明	現状値	目標値		
			2022 (令和4)	2023 (令和5)	2025 (令和7)	2027 (令和9)
青少年健全育成	青少年育成施策に対する市民満足度	市が取り組む青少年育成施策に対する市民の満足度 (出典：市民意識調査)	13.1%	14.1%	15.1%	16.1%
	子育てにおける家庭教育学級の貢献度	「家庭教育学級等で学習した内容は、子育てに役立っている」と回答した保護者の割合 (出典：生涯学習課調べ)	91.20% (2021)	91.30%	91.50%	91.70%

▶ 関連する個別計画

- 香取市教育大綱（2020（令和2）年度～2029（令和11）年度）
- 第2次香取市教育ビジョン（2020（令和2）年度～2029（令和11）年度）
- 第2期香取市子ども・子育て支援事業計画（2020（令和2）年度～2024（令和6）年度）
- 第2次香取市男女共同参画計画（2020（令和2）年度～2026（令和8）年度）

(1) 青少年健全育成

▶ 現状と課題

- ① 青少年相談員や子ども会の活動を支援するなど、引き続き、青少年の健全育成活動を推進する必要があります。
- ② 学校のみならず、家庭や地域住民等がそれぞれの役割や責任を自覚しつつ、地域全体で連携し、青少年の健全育成に取り組む機運の隆盛と、明確な方針等に基づき、非行防止を含む具体的な施策を講じる必要があります。
- ③ 心豊かな子どもを育成するには、家庭の教育機能を高める必要があり、小中学校の児童生徒の保護者や、乳幼児の保護者などを対象とし、家庭教育に関する活発な学習活動をの展開が求められています。
- ④ 地域住民の協力を得て、学校や放課後児童クラブ等を活用し、放課後や休日の子どもたちの活動拠点（居場所）を確保するなど、地域団体等を主体とする体験活動や交流活動等、関連する様々な取組を支援する必要があります。
- ⑤ 「二十歳の集い」行事など、郷土愛の醸成や大人としての自覚を深めるため、まずは、家族や地域との絆や、生まれ育った本市の良さを再認識する機会をつくることが求められています。

▶ 取組方針

① 青少年育成団体等との連携及び活動への支援

青少年相談員によるスポーツ大会や屋外活動をはじめ、各地区の子ども会活動等を支援し、青少年の健全育成活動を推進するとともに、防犯パトロール、違法屋外広告物の撤去など、学校・地域・警察と連携しながら、青少年の非行を防止する取組に努めます。

主な取組	内 容	
香取市子ども会育成連合会活動への支援	体制	・子ども会活動に係る相談支援体制の充実
	実行	・子ども会活動をサポートするジュニアリーダーの養成 ・コロナ禍でも実施可能な代替事業の検討 ・子ども会の育成及び活動支援施策の展開
青少年相談員活動の支援	実行	・青少年相談員の確保と育成 ・コロナ禍でも実施可能な代替事業の検討
香取市青少年問題協議会との連携	実行	・青少年に関する施策等に係る連絡調整及び協議

② 家庭・学校・地域の連携による青少年育成活動の充実

遊びやスポーツ、文化活動、地域住民との交流など、実体験の中から子どもたちの自主性、協調性、社会性や創造性を養うため、地域活動団体等の主体的な参画を得ながら、非行防止活動の推進を含め、明確な方針等に基づき、関連する各種取組を展開し、青少年育成活動の充実を図ります。

主な取組	内容	
青少年健全育成に関する方針等の確立	体制	・青問協、スポーツ少年団、関係機関や地域活動団体等との連携
	計画	・社会教育施策との関連性の整理 ・青少年健全育成活動の方針等の共有化
通学合宿の実施	体制	・学校及び関係機関との連携
	見直し	・参加しやすい合宿地等の検討
放課後子ども教室のあり方の探求	体制	・地域活動団体や放課後児童クラブ等との連携 ・高校生ボランティアの協力
	計画	・放課後子ども教室のあり方の探求及び措置
生涯学習人材バンクの普及	実行	・バンク登録者の発掘及び登載 ・SNS等を通じた更なる周知と活用の促進
わんぱく教室の実施	見直し	・新たな学習内容の企画による参加等の促進
非行防止活動の推進	体制	・青少年相談員、学校、関係機関との連携
	実行	・防犯パトロール事業の展開

③ 家庭教育活動の充実

小中学校の児童生徒の保護者を対象に、家庭教育学級を開設し、家庭における教育機能を高めるとともに、身近な地域及び住民との関わりをもちながら、家庭教育活動と地域による教育環境の充実を図り、素直で明るく、豊かな心を持った子どもを育成します。また、乳幼児の保護者を対象として、心身の健康、生活習慣、保健環境等について学ぶ学級を開催し、子育てに関する知識を深めるとともに、参加者同士の交流を図り、早い段階から、家庭と地域とのつながりを確認できる場を提供します。

主な取組	内容	
家庭・学校・地域連携推進事業の充実	体制	・学校、保護者及び地域住民との連携
	実行	・事業内容の精査及び事業目的や効果の明確化
	見直し	・新たなメニュー等選択肢の提供
乳幼児家庭教育学級（らっこクラブ）の充実	見直し	・学習内容の拡充 ・参加しやすい環境づくりの検討 ・定期的な講座内容の更新及び充実

④ 地域における子どもの適切な居場所づくり

地域活動団体等の主体的な参画を得ながら、地域における郊外の遊び、スポーツ、文化活動等を展開することにより、身近な地域や住民との交流を図りつつ、放課後や週末などにおいて、子どもたちの適切な遊び場や居場所を確保します。

主な取組	内 容	
放課後子ども教室のあり方の探求（再掲）	体制	・地域活動団体や放課後児童クラブ等との連携 ・高校生ボランティアの協力
	計画	・放課後子ども教室のあり方の探求及び措置
適切な遊び場や居場所の確保	体制	・地域活動団体や関係機関との連携
	計画	・適切な居場所づくりに係る方針等の作成

⑤ 「香取市二十歳の集い」の開催

社会に巣立つ世代を祝福・応援する観点及び郷土愛を深め、新たな時代を築いていく責任を自覚する機会として、引き続き、「香取市二十歳の集い」を開催します。また、対象者が式典を企画・運営する実行委員会を組織し、自らスタッフとして参加することで、社会参加への意欲の高揚を図ります。

主な取組	内 容	
二十歳の集いの開催	体制	・実行委員会の設置及び円滑な運営への支援
	実行	・参加者自らの企画運営による開催の継続
	見直し	・自主的かつ効率的な実施方法の検討



4-4 生涯学習

小施策（１）生涯学習活動
（２）社会教育

主担当課	生涯学習課	関係課	—
------	-------	-----	---

▶ 5年後の目指す姿

誰もが、必要な時に、希望に応じて学べる機会や選択肢が整い、生涯にわたって自ら学び続けることのできる十分な環境が整備され、それぞれの主体的な活動が活発に行われているほか、確かな目的と指導効果を意図した社会教育指導や公民館事業も、参加者の意識や学習意欲の動向を踏まえながら適切に提供され、学ぶ人が増えています。また、文化・芸術活動に親しむ機会や自らが興じる場が多くあり、人生を謳歌しながら、市民が主体となった文化創造に向けた質の高い取組が進められています。

▶ 業績評価指標

小施策	指標名	指標の説明	現状値	目標値		
			2022 (令和4)	2023 (令和5)	2025 (令和7)	2027 (令和9)
生涯学習活動	生涯学習（文化・芸術）活動に対する市民満足度	生涯学習活動の推進に対する市民の満足度 (出典:市民意識調査)	20.1%	21.0%	22.0%	23.0%
	市民文化祭の「展示の部」出展数	毎年開催している市民文化祭4会場「展示の部」への作品出展数 (出典:生涯学習課調べ)	2,960作品 (2019)	2,960作品	3,050作品	3,150作品
	生涯学習ボランティアの派遣者数	1年間に生涯学習人材バンクの登録者が、依頼を受け行事に派遣された人数 (出典:生涯学習課調べ)	5人 (2021)	6人	8人	10人
社会教育	図書資料の貸出冊数	市内図書館・室での年間貸出冊数 (出典:生涯学習課調べ)	182,599冊 (2021)	210,000冊	230,000冊	240,000冊
	社会教育事業参加者数	1年間での自主講座の受講者数 (出典:生涯学習課調べ)	735人 (2021)	750人	800人	850人

▶ 関連する個別計画

香取市教育大綱（2020（令和2）年度～2029（令和11）年度）
第2次香取市教育ビジョン（2020（令和2）年度～2029（令和11）年度）
香取市子どもの読書活動推進計画（第三次）（2021（令和3）年度～2025（令和7）年度）
第2次香取市地域福祉計画（2018（平成30）年度～2023（令和5）年度）
香取市第3次障害者基本計画（2018（平成30）年度～2023（令和5）年度）
香取市高齢者保健福祉計画（2021（令和3）年度～2023（令和5）年度）
第2次香取市男女共同参画計画（2020（令和2）年度～2026（令和8）年度）
第3次香取市生涯学習推進計画（2020（令和2）年度～2024（令和6）年度）

（1）生涯学習活動

▶ 現状と課題

- ① 市民の自主的な学習活動を促進するため、各種関係団体やサークル等の活動・育成に係る支援策を講じるほか、年齢、性別、国籍、障害の有無等にかかわらず、それぞれの希望に応じた学習活動の場や発表の機会をつくることが求められています。また、高齢化が著しい現状を踏まえ、特に、高齢者のニーズに対応した生きがい対策に係る施策の展開及び活動団体等の育成が必要となっています。
- ② 民間による各種教室等の動向を見据えながら、市民の意向や活動実態等を踏まえ、質と量の両面から、活動拠点の整備等を図る必要があります。
- ③ 市民が学習活動を通して得た知識や経験を広く地域社会へ還元するため、特に、ボランティア活動に関わる人材の育成や活動展開に至る支援策へ反映する必要があります。

▶ 取組方針

① 生涯学習活動の推進

人生 100 年時代を見据え、年齢、性別、国籍、障害の有無等にかかわらず、すべての人の学ぶ意欲を支える機会の充実を図るため、様々な学習活動等を行う団体への支援や情報の共有など、多様な学習活動の場をつくるほか、だれもが参加できる学習成果を発表する機会を確保し、生きがいや学習意欲を醸成するなど、明確な方針に基づき、市民の自主的な生涯学習活動を推進します。また、高齢化が著しい状況を踏まえ、特に、高齢者生きがい対策に着目した施策の展開及び活動団体の育成等に努めます。

主な取組	内容	
第 4 次生涯学習推進計画の策定	計画	<ul style="list-style-type: none"> ・市民意向調査と現状分析 ・生涯学習活動と社会教育施策の関連性の整理 ・推進方針の明確化及び活動促進施策の検討
生涯学習活動活発化の促進	体制	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習人材バンク登録者の確保 ・活動団体等の把握及び新たな活動の展開促進 ・活動団体間のネットワーク化の推進
	実行	<ul style="list-style-type: none"> ・SNS 等を活用した活動状況等の周知及び募集
市民文化祭事業の継続	実行	<ul style="list-style-type: none"> ・学習活動成果を発表できる機会の継続的な提供 ・文化祭参加者の増加及び 参加機会の拡充 ・市民が文化・芸術に触れる機会の提供
生涯学習フェスティバル事業の継続	実行	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習活動を発表する機会の継続的な提供 ・活動目的と成果に着目した発表内容の充実 ・幅広いジャンルからの出演の検討
香取市役所ロビーコンサートの継続	実行	<ul style="list-style-type: none"> ・音楽愛好家の発表機会と市民の演奏に親しむ身近な機会の提供
文化・芸術活動促進団体に対する支援	実行	<ul style="list-style-type: none"> ・文化・芸術促進団体に対する支援の継続 香取市文化協会連合会・香取市伝統芸能保存連絡協議会 など ・活動団体の把握及び新たな団体の育成
	見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・活動の継続促進のための支援施策の検討 ・地域伝統芸能の継承のための新たな事業展開の検討

② 生涯学習活動拠点の確保

「みんなの賑わい交流拠点 コンパス」や各市民センターを中心として、誰もが利用できる生涯学習活動を展開する拠点づくりを進めます。

主な取組	内容	
生涯学習活動を行う場の提供	体制	<ul style="list-style-type: none"> ・各関係施設管理者との連携
	実行	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者と連携したイベント等の実施 ・活動団体の施設利用に係る減額措置の適正化

③ 学習活動で得た知識、技能等の社会への還元

自らの学習活動で得た知識や技能等を、ボランティアなどで各種講座、事業、教室等を開催・提供することにより、市民の自主的な生涯学習活動や生きがいづくりにつなげます。

主な取組	内容	
知識等の社会還元方法の確立	体制	<ul style="list-style-type: none"> ・活動団体等との連携
	計画	<ul style="list-style-type: none"> ・還元方法の具体的な方針及び事業展開手法の検討
生涯学習人材バンクの普及及び人材育成施策の展開	実行	<ul style="list-style-type: none"> ・SNS 等を通じた更なる周知と活用の推進 ・人材育成施策の展開

(2) 社会教育

▶ 現状と課題

- ① 市民の求める学習内容は、個々の意識や価値観の変化等に伴い、多種多様化の状況にあるほか、各時代の要請や世代等により、その変化の様相も異なってきます。近年、高齢化の進展やリタイア後の余暇時間の増加等の影響から、学ぶ意識の高まりや活動機会の場を求める傾向が著しく、主体的な生涯学習活動の展開及び民間の各種講座等の充実が図られており、市が主体的に事業を展開する社会教育に係る施策や指導内容等について、質と量の両面から、その方針や提供内容等を明確化しつつ、市民の意向や活動実態等を踏まえ、より適切かつ充実した施策の展開が求められています。特に、少子高齢化の著しい実態を踏まえ、これら対象者に焦点を当てながら、求められる教室の開催や学習指導内容の提供等に対し、効果的かつ必要な措置を講じる必要があります。
- ② 山田公民館は、建築から 30 年以上経過し、施設及び設備の老朽化等が著しいため、施設の維持等に係る十分な検証と活用計画が必要です。また、佐原文化会館は、2013・2014（平成 25・26）年に耐震補強・大規模改修を実施したものの、未更新の各種設備の経年劣化が著しく、その対策が必要です。このほか、図書館機能を有する施設は、障害等の有無にかかわらず、より多くの市民が利用できるよう、読書環境のバリアフリー化を推進するなど、利便性の更なる向上が求められています。なお、生涯学習活動を促進する観点を含め、社会教育施設やほかの活動対象施設の整備等について、質と量の両面から、そのあり方を検討しながら、より適切かつ計画的な措置を講じる必要があります。

▶ 取組方針

① 社会教育の推進

個々の価値観の多様化をはじめ、各世代によるニーズの違いや様々なグループ活動等の機会を求める傾向へ適切に対応するため、市民の活動実態及び利用希望の動向等を踏まえつつ、社会教育のあり方の探求、適切かつ効果的な教育指導内容の充実等を図るほか、社会教育講座や教室等の充実及び教育指導体制の強化等を進めることにより、より一層、市民の学ぶ場の提供及び学習活動等の活性化を図ります。また、情報通信技術の進歩を踏まえながら、その効果的な活用を図るほか、人生のあらゆるステージにおける様々な学習ニーズに応える学習プログラムの充実を図ります。

主な取組	内容	
社会教育推進方針等の作成	体制	・社会教育委員、関係機関等との連携
	計画	・教室、講座、公民館事業等の現状把握及び市民意向等の調査 ・社会教育のあり方の探求を含む教育指導方針等の作成
講座・教室等の開催及び充実	計画	・オンラインを活用した講座等の導入検討 ・多様化する市民の学習ニーズの把握 ・対象と教育効果を意識したメニュー等の組立
	実行	・子育て世代、高齢者及び障がい者を対象とした新たな講座の開設
乳幼児家庭教育学級（らっこクラブ）の充実（再掲）	実行	・学習内容の拡充 ・参加しやすい環境づくりの推進 ・定期的な講座内容の更新
人権教育推進事業の継続	実行	・人権意識を高める施策の継続的な実施
	見直し	・対象とニーズに応じた事業内容の検討
PTA 連絡協議会活動への支援	実行	・社会教育活動に関連する取組の充実促進
子どもの読書活動推進計画（第四次）の作成	体制	・関係機関との連携 ・実態把握及び現行計画の検証
	計画	・次期計画の作成
ソーシャルメディアの活用	体制	・関係職員の啓蒙及び活用体制の整備
	実行	・オンラインを活用した講座内容等の検討 ・SNS 等による幅広い世代に対する情報発信の充実

② 社会教育活動拠点の機能充実

各社会教育施設は、市民等の求めに応じ、誰もが利用できる学習の場として、各施設の設置目的等を確認しながら、その存続を図るほか、適正管理及び必要な維持補修に努めます。また、図書館施設は、利用者の利便性の向上を図るとともに、視覚障がい者等に対応した読書環境のバリアフリー化を推進します。なお、生涯学習活動を促進する観点を含め、社会教育施設や関連する活動対象施設の総合的な整備等について、質と量の両面から、そのあり方等の検討を踏まえつつ、より適正かつ計画的な措置を講じます。

主な取組	内 容	
社会教育施設等の計画的な整備及び維持管理の推進	体制	・活動団体及び各施設管理者等との連携
	計画	・施設設置目的の確認と中長期的な視点による所管施設及び設備の整備方針の検討 山田公民館・佐原文化会館など ・社会教育施設及び関連する活動対象施設の総合的な確保及び整備に係る計画等の作成（民間委託を含む）
	実行	・必要に応じた所管施設の修繕、設備更新の実施 山田公民館・佐原文化会館など ・文化会館自主開催事業の展開
図書館運営及び資料等の充実	体制	・コンパス施設管理事業者及び関係機関との連携
	実行	・利用者のニーズに応じた図書館の運営及び蔵書等の充実 ・郷土資料等の充実
読書環境バリアフリー化の推進	計画	・電子書籍導入等の検討



4-5 スポーツの推進

小施策（１）スポーツ振興
（２）社会体育

主担当課	生涯学習課	関係課	学校教育課 教育総務課
------	-------	-----	----------------

▶ 5年後の目指す姿

指導者の育成、多様な活動メニューや場の提供をはじめ、競技スポーツ志向への対応が進んでおり、スポーツ活動の意義や価値を理解し、自主的な活動や指導教室等への参加の両面から、個々の希望やライフステージに応じた多様なスポーツに親しむ人や団体が増え、健康で活力のある生活を送っています。

▶ 業績評価指標

小施策	指標名	指標の説明	現状値	目標値		
			2022 (令和4)	2023 (令和5)	2025 (令和7)	2027 (令和9)
スポーツ 振興	スポーツ施設利用者数	市が管理するスポーツ施設の年間利用者数（32箇所） （出典：生涯学習課調べ）	180,000人	283,500人	284,500人	285,500人
社会 体育	スポーツ指導者養成研修等参加者数	1年間のスポーツ少年団指導者養成講習会など指導者登録制度に基づく研修会参加者数 （出典：生涯学習課調べ）	35人 (2021)	40人	60人	80人

▶ 関連する個別計画

第3次香取市スポーツ推進計画（2023（令和5）年度～2027（令和9）年度）

第2次香取市教育ビジョン（2020（令和2）年度～2029（令和11）年度）

香取市公共施設等個別施設計画（第1期）（2019（令和元）年度～2028（令和10）年度）

健康かとり21（第3次）（2022（令和4）年度～2026（令和8）年度）

(1) スポーツ振興

▶ 現状と課題

- ① 本市の特色として、香取市民レガッタに代表されるボートや、カヌー等の水上スポーツが盛んで、年間を通じて各種クラブが水面を利用した活動を行っています。また、歴史的な町並みを走る香取小江戸マラソン大会を開催し、多くの市民が参加しています。スポーツや体を動かす様々な活動機運の高まりを踏まえ、市民一人一人が求めるスポーツ活動等により親しむことができるよう、市のスポーツ推進計画に基づき、スポーツ活動を推進する考え等を明確にしながら、各活動団体や関係機関等との連携を図り、様々な活動の機会づくりに努めるほか、総合型地域スポーツクラブの育成や活動支援策を講じるなど、組織体制の充実及び幅広い世代を対象とした活動を推進する必要があります。
- ② スポーツ施設は、市民体育館や小見川スポーツ・コミュニティセンターなど 32 の施設が市内各所にあり、市民の暮らしや活動に身近な施設として利用されています。しかしながら、多くの施設は築 40 年前後と老朽化が著しく、パラスポーツを含め、様々なスポーツ活動の場となるよう、適正な管理運営と必要な改善を図るなど、計画的かつ早急な対処が必要となっています。また、市民の利用希望や活動の実態を踏まえ、対象種目に偏りのある施設構成の現状を改善する必要があるほか、学校体育施設など関連施設を含めた総合的な見直しと対応が求められています。
- ③ 野球、体操競技、馬術、ボートやカヌー競技をはじめ、駅伝等の陸上競技、バレーボールやバスケットボールなど、これまで全国規模以上の大会で好成績を収める選手やチームを数多く輩出しています。市民の競技スポーツ志向の動向等を踏まえ、対象種目の選定を考慮しながら、これらスポーツ活動の推進及び競技力の向上を図るため、当該スポーツ競技において、国際大会や全国大会に出場した個人又は団体の支援措置を検討するほか、指導者の育成や卓越した活動等に対する支援策を講じるなど、現在、個々の目標や夢の実現に対し、必要な措置を検討することが求められています。

▶ 取組方針

① 豊かなスポーツライフの実現に向けた活動の推進

多様化した市民のスポーツ活動に係るニーズに応えるため、市のスポーツ推進計画に基づき、気軽にスポーツに取り組むことのできる環境や機会づくりに努めるほか、総合型スポーツクラブの創設を促進するなど、組織体制の充実及び幅広い世代を対象としたスポーツ活動の推進を図ります。

主な取組	内 容	
第4次スポーツ推進計画の策定	体制	・関係団体、関係機関等との連携
	計画	・市民及び活動団体等の意向調査と現状把握 ・現行計画の検証及び次期（第4次）推進計画の策定 ・社会体育指導の概念及び施策等の明確化
総合型地域スポーツクラブの育成・支援	計画	・学校部活動の地域化の推進とその受け皿としての総合型地域スポーツクラブのあり方の検討
	実行	・総合型地域スポーツクラブの育成及び支援 ・指導者及びリーダーの育成に係る支援
	見直し	・各地区において拠点となりうる施設を選定し、各総合型地域スポーツクラブの必要性や設置に係る検討
市民のスポーツ活動の推進	体制	・活動団体及び関係機関等との連携 ・スポーツ少年団活動との連携
	計画	・市民のスポーツ活動推進方針の明確化 ・種目別活動団体等の実態把握
	実行	・香取小江戸マラソン・市民レガッタ等の開催 ・活動団体等の育成及び支援 ・高齢者に対する幅広い活動の推進 ・水上スポーツの推進

② スポーツ活動の利用しやすい環境の整備と対象施設の適正な管理

市民のスポーツニーズを把握するとともに、関連施設を含む総合的な施設再整備計画を検討する中で、現施設における競技種目構成の偏りを見直し、老朽化した施設の統廃合等を考慮した施設の延命化や多機能化、多種目化を図る整備や改修等検討するほか、適正な管理運営に努めます。また、各施設の設置目的や特色等を認識し、効果的な利活用に供するほか、パラスポーツの利用促進等の観点を踏まえ、対象施設のバリアフリー化をはじめ、照明設備のLED化など、より利用しやすい施設の整備を進めます。

主な取組	内容	
既存施設を含めたスポーツ施設再整備計画の策定	計画	<ul style="list-style-type: none"> ・第3次香取市スポーツ推進計画の推進 ・現状把握及び次期（第4次）推進計画への反映 ・市民意識調査及び活動実態の把握 ・既存施設の設置目的及び用途の確認
	見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・施設再整備計画の再検討 ・施設の多種目対応化の検討
利用しやすい環境の整備	体制	<ul style="list-style-type: none"> ・活動団体、関係機関等との連携
	実行	<ul style="list-style-type: none"> ・既存施設の適正な維持管理と計画的な改修 ・パラスポーツの利用促進を考慮した施設や設備等の改修 ・運営経費の節減に係る取組の徹底 ・関連施設を含む施設占有団体の利用意図等の明確化 ・施設利用に係る減免対象団体の明確化及び措置の適正化
市民体育館の管理運営	体制	<ul style="list-style-type: none"> ・運営管理者、活動団体等との連携
	実行	<ul style="list-style-type: none"> ・自主的大会及び主体的活用事業の開催 ・活用団体等の円滑な利用に係る取組
スポーツ・コミュニティセンターの管理運営	実行	<ul style="list-style-type: none"> ・合宿等利用団体の誘致 ・トレーニング機器の適正な管理及び利用者増の促進 ・体育館スペースの有効活用及び利用者増加施策の展開
海洋センターの管理運営	体制	<ul style="list-style-type: none"> ・水上スポーツ指導員、活動団体等との連携 ・海洋センター市内3施設間の連携
	実行	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的活用団体の育成及び利用促進 ・運営委託事業者との連携によるプールの適正管理と運営 ・水上スポーツ等対象活動の強化 ・計画的な施設整備に係る対象助成金の活用
その他関連施設の管理運営	体制	<ul style="list-style-type: none"> ・利用団体、地域活動団体等との連携
	計画	<ul style="list-style-type: none"> ・設置目的及び必要性の確認と明確化 ・設置管理に係る法整備の検討 ・閉校施設における学校開放事業のあり方の検討と確立
	実行	<ul style="list-style-type: none"> ・学校施設開放事業のあり方を見直しながら適正に運営

③ 競技スポーツ志向への対応及び必要な支援策の検討

これまでの全国規模の大会以上で活躍した選手やチームを数多く輩出した経緯等を認識しながら、市民の競技スポーツ志向の動向等を踏まえ、対象競技種目を選定するなど、これらスポーツ活動の推進及び競技力の向上を図るため、当該スポーツ競技において、国際大会や全国大会出場で上位入賞した個人又は団体に対し、奨励金交付制度の導入を検討するほか、指導者の育成や活動に対する支援策を講じるなど、必要な措置を検討します。

主な取組	内 容	
競技スポーツ志向への対応	計画	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の意向調査及び活動団体等の実態把握 ・種目別推進競技の選定に係る調査検討 ・鹿島アントラーズフレンドシップタウン活動の活用検討
	実行	<ul style="list-style-type: none"> ・普及活動におけるクラブチーム等との連携
スポーツ奨励金制度等の創設検討	計画	<ul style="list-style-type: none"> ・市独自の奨励金制度の導入検討
	実行	<ul style="list-style-type: none"> ・大会派遣支援措置の実施
指導者育成に係る支援	計画	<ul style="list-style-type: none"> ・種目別指導者育成支援方針の作成
公式大会の誘致	実行	<ul style="list-style-type: none"> ・市内で開催可能な公式大会の誘致

(2) 社会体育

▶ 現状と課題

- ① 市が主導するヨガ・ピラティス・水泳・ウォーキング教室や、トレーニングルームでのインストラクターの指導等について、スポーツボランティアの登録制度等がないことから、その指導者を民間等の外部講師に頼っています。社会体育に係る教育指導方針等の明確化をはじめ、計画的かつ効果的な教室等の開催や、市民意識の多様化を踏まえた内容の充実を図るには、指導体制の充実を図る一環として、市スポーツ協会や様々な活動団体等との連携を図りつつ、指導者登録制度を創設するなど、市独自のスポーツ指導者を育成することが極めて必要となります。また、社会体育に係る教育指導教室等を展開するにあたり、関連施設の有効活用を図る活動メニューを提供するほか、市民の健康志向や活動意欲の高まり等を踏まえ、幅広い年代の参加、気軽に取り組める種目の採用、水上スポーツ等の特色ある活動の導入などを考慮する必要があります。

▶ 取組方針

① スポーツ教室等の充実及び指導者の育成

昨今の健康志向や市民の活動意欲の高まり等を鑑み、市民意識や希望等を踏まえた老若男女が取り組める教室メニューを維持し、リピーターだけでなく、新規参加者や幅広い年齢層からの参加者を確保するため、社会体育に係る教育指導方針等の明確化を図りつつ、SNS 等を活用した PR 施策の展開による周知を図ります。また、ニュースポーツ（軽スポーツ）やアーバンスポーツなど気軽に取り組める種目を研究し、スポーツ推進員等による体制を構築しながら、内容の充実に努めます。なお、総合型地域スポーツクラブの創設や学校部活動の地域化の動きと連動しながら、指導者登録制度の創設など、特に、市独自のスポーツ指導者の育成に注力するほか、指導教室の開催等において、関連施設の有効活用を考慮しながら、小見川や山田地域の水上スポーツエリアにおいて、公園を活用しながら水上スポーツ事業の展開を推進するなど、特色ある活動の導入を図ります。

主な取組	内容	
市が主催する指導を伴う教室等の継続的な開催	計画	・社会体育に係る教育指導方針等の明確化
	実行	・SNS 等を活用した積極的な情報発信による周知 ・市民意識や希望を踏まえた教室等開催内容の充実
	見直し	・スポーツ推進委員の役割の拡充検討
スポーツ指導者登録制度の創設	体制	・市スポーツ協会、活動団体等との連携
	計画	・第 3 次香取市スポーツ推進計画の推進 ・現状把握及び次期（第 4 次）推進計画への反映
	実行	・指導者の育成及び登録者数増に向けた取組
施設の有効活用を図る主体的な取組の強化	見直し	・スポーツ推進委員の役割の拡充
	計画	・施設の有効活用に係る教室開催等利用方針の作成 ・閉校施設における学校開放事業のあり方の整理
水上スポーツの推進	体制	・水上スポーツ指導員、学校、関係団体等との連携
	計画	・第 3 次香取市スポーツ推進計画に位置付け ・現状把握及び次期（第 4 次）推進計画への反映
	実行	・海洋クラブの活動及び競技指導への支援 ・大会派遣に係る必要な支援 ・水上スポーツ大会の誘致

4-6 歴史・文化・芸術

- 小施策 (1) 伝統文化
 (2) 文化財
 (3) 博物館等
 (4) 芸術振興

主担当課	生涯学習課	関係課	商工観光課
------	-------	-----	-------

▶ 5年後の目指す姿

未指定文化財の指定等による保護や保存管理を含め、歴史を刻む市内指定文化財の計画的かつ適正な保存・活用が進むとともに、伊能忠敬記念館では、ハード・ソフトの両面から博物館機能の充実が図られています。また、脈々と続く伝統文化や指定文化財、重要遺跡等が地域人材が主体となって、強い意志のもと、着実に継承されるほか、日々の暮らしのなか、市民が芸術文化に親しむ機会が増え、積極的な参加による文化・芸術活動が盛んに行われています。

▶ 業績評価指標

小施策	指標名	指標の説明	現状値	目標値		
			2022 (令和 4)	2023 (令和 5)	2025 (令和 7)	2027 (令和 9)
伝統文化	指定文化財（無形民俗）保存団体・伝承芸能保存連絡協議会所属団体数	4月1日時点における指定文化財（無形民俗）保存団体・伝承芸能保存連絡協議会に所属する所属団体数 (出典：生涯学習課調べ)	18 団体	18 団体	18 団体	18 団体
文化財	国県市指定文化財件数	4月1日時点における国指定、県指定、市指定文化財の指定件数 (出典：生涯学習課調べ)	188 件	188 件	189 件	190 件
博物館等	伊能忠敬記念館・旧宅の年間入込客数	伊能忠敬記念館及び伊能忠敬旧宅の年間入込客数 (出典：生涯学習課調べ)	260,000 人	270,000 人	290,000 人	310,000 人
芸術振興	文化施設利用数	佐原文化会館のホールの年間利用件数 (出典：生涯学習課調べ)	85 件	90 件	100 件	100 件

▶ 関連する個別計画

- 香取市文化財保存活用地域計画（2023（令和 5）年度～2029（令和 11）年度）
 香取市歴史的風致維持向上計画（2019（令和元）年度～2028（令和 10）年度）

(1) 伝統文化

▶ 現状と課題

- ① 国重要無形民俗文化財「佐原の山車行事」や各地区に伝わる神楽等の無形民俗文化財など固有の伝統文化の継承や指定文化財の維持管理は、用具の整備等に経費を要することや、少子高齢化等により存続が困難な状況にあることから、後継者の育成や継承事業等の支援が必要です。
- ② 地域に残る講などの風習や慣習をはじめ、各所に鎮座する神社仏閣への信仰、特有の方言、言い伝えられている昔話など、脈々と伝わる様々な固有の伝統文化は、素朴なものを含め、時代の経過とともに、その存在意義や伝承等の度合いが薄れてきていることから、必要に応じ、現代における市民の暮らしへの関わり方など、状況の把握と確かな記録保存が必要となっています。

▶ 取組方針

① 伝統文化（無形民俗文化財）の継承

総合戦略

国重要無形民俗文化財「佐原の山車行事」や各地区に伝わる神楽等の無形民俗文化財などについて、山車や用具の整備等の維持管理に多額の経費を要することや、少子高齢化等により、その維持が困難な状況にあることから、国の補助金等の活用を含め、対象経費に係る継続的かつ必要な支援を図ります。また、維持管理を適正に行えるよう、前提となる山車の実測調査を積極的に行い、報告書を作成するなどの取組を促進します。

主な取組	内容	
山車や用具等の維持管理の支援	体制	・国、県や保存会等との連携の強化
	計画	・要望に基づく緊急性を考慮した支援計画の作成
	実行	・支援計画に沿った山車、用具等の修理の実施 ・支援金額の拡充について検討
山車実測調査の促進	計画	・年間調査件数を調整し、それを踏まえた促進計画の作成
指定無形文化財保存育成団体への支援	実行	・佐原山車行事伝承保存会への支援 ・各地区の無形民俗文化財の保存団体への支援

② 地域に残る風習や慣習等の把握と記録

素朴で文化財に指定されていないものであっても、各地域に風習や慣習として残っているもの、長い年月を経て、脈々と言い伝えられているものなど、個々の暮らしに身近な伝統や文化を見つめ直す機会づくりの一環として、その在り様や状況の把握と記録保存の重要性を認識し、必要な措置を講じます。

主な取組	内容	
講や神社仏閣信仰（参詣行脚を含む）に係る状況の把握	計画	・状況把握及び記録方法の検討
方言や昔話等の把握	計画	・状況把握及び記録方法の検討
将来的な市史編纂に資する対象資料の適正保管等の検討	実行	・保管すべき参考対象資料等分野の明確化 ・行政資料における保管対象資料の選別

(2) 文化財

▶ 現状と課題

- ① 市内には文化財的価値を有する未指定文化財が多数所在しており、その保存管理の方法や文化財への指定による保護の必要性等を確認するには、所有者等の理解と協力を仰ぎながら、調査の継続が必要となることから、十分な体制の整備と専門的な知識や経験を有する職員の確保が重要となります。また、指定文化財の保存管理が重要な点は言うまでもなく、市所有のものに限らず、十分な支援体制と措置の検討が必要なほか、埋蔵文化財の出土遺物は、現在、複数の施設に分散して保管する状態のため、総合的な保管体制の構築を含む見直しが必要です。特に、国宝を収蔵する伊能忠敬記念館は、小野川に近接しており、水害等被災時の対策が必要です。
- ② 国指定史跡の中には快適に見学等するための整備が十分でない状況も散見されるため、必要に応じ、保存活用計画等を作成し、計画的な整備を進めるなど、郷土への愛着を育み、郷土や歴史の教育及び地域理解の向上に資する取組等へ活用するほか、状況に応じ、観光振興に係る施策の一助となる方策を検討する必要があります。

▶ 取組方針

① 文化財の指定と保存・管理

市内に多数所在する未指定文化財についてその所在確認調査及び専門調査を計画的かつ継続して実施し、文化財に指定して保護する体制や措置を講じます。また、指定文化財の保存管理に係る支援体制の構築と必要な措置を検討するほか、出土遺物の保管施設が分散している状況を踏まえ、当該保管場所の集約を含め、総合的な保管体制の見直しを図ります。特に、建造物などの保存修理を含めた維持管理に多額の経費を要する指定文化財については、補助金の交付等による支援策を講じるほか、国宝等の水害や火災などの防災対策は、早期の対応若しくは実施の促進に努める必要があります。

主な取組	内容	
歴史的風致維持向上計画及び文化財保存活用地域計画の推進	体制	・文化財保護審議会、関係機関等との連携
	計画	・推進状況の確認及び検証等の実施
文化財調査の継続	体制	・新たな人材に対する経験者等による指導 ・所有者、県及び関係機関等との連携
	実行	・全市を悉皆的に調査できるよう計画的な調査の実施 ・民間開発に伴う文化財調査の適正な執行 ・未確認文化財把握方法の検討 ・新規指定による保護に向けた専門調査の実施
出土遺物の保管場所の見直し	見直し	・保管場所の集約に向けた関係機関等との調整
文化財の維持管理に係る支援	体制	・補助金交付等に係る所有者、国、県との協議 ・維持管理に係る相談支援体制の充実
	計画	・基本的な維持管理支援方針の作成 ・防火対策等必要な対策及び支援措置の検討
	実行	・対象案件に係る維持管理方法の確認及び確定への支援 ・補助金交付による支援措置の確認及び適用
伊能忠敬記念館収蔵資料の水害対策の継続	実行	・国宝「伊能忠敬関係資料」の水害対策の継続
香取神宮防災対策や保存修理の促進及び支援方策の検討	計画	・多数の文化財建造物や美術工芸品が集中している香取神宮の防災設備の更新や建造物保存修理の促進及び支援方策の検討

② 文化財の利活用の推進

佐原の山車行事、佐原の町並み、伊能忠敬、及び香取神宮については、日本遺産事業や歴史的風致維持向上計画の推進を通じ、より一層、観光振興や地域活性化を図る観点を加えながら、その利用を進めます。これ以外の市内にある文化財等についても香取市文化財保存活用地域計画に基づき、文化財の公開やパンフレットの作成等による情報発信などを進めることにより、その保存や活用につなげていきます。また、学校教育等における史跡等の現地見学や発掘体験などの機会の拡充を図り、郷土や歴史の理解と愛郷心の醸成を進めるとともに観光振興施策への反映を図ります。

主な取組	内 容	
文化財保存活用地域計画の推進	体制	・官民連携による文化財保存、活用体制の構築
対象史跡の保存整備及び活用事業の推進	計画	・対象史跡の選定及び幅広い活用方針等の検討 ・国指定史跡の保存計画や活用計画の作成 ・観光振興施策へ反映する手法の検討
児童、生徒の史跡の見学及び発掘体験機会の拡充	体制	・史跡や発掘現場と学校等との調整
	計画	・見学及び発掘体験機会拡充方策の検討
文化財パンフレット及びマップ類の作成	実行	・市内文化財をめぐするためのパンフレットやマップ等の作成
文化財保存館展示内容等の充実	計画	・文化財保存館の利用促進方策の検討
	実行	・より見やすい、分かりやすい展示方法の適用
三菱館の魅力の発信	実行	・市のウェブサイト等による三菱館の情報の発信 ・三菱館ガイド冊子の配布やモバイルガイドの導入

(3) 博物館等

▶ 現状と課題

- ① 市営博物館の伊能忠敬記念館は、郷土の偉人である伊能忠敬の業績を紹介し関係資料を展示する唯一の施設として平成 10 年に開館して以来、延べ 167 万人余りの来館者を受け入れてきました。引き続き、適正な博物館業務に努めるほか、より充実した展示を行うため、常設展示ブースの改修など、必要な整備や機能強化を図ります。

▶ 取組方針

① 伊能忠敬記念館の円滑な運営及び機能強化の検討

総合戦略

伊能忠敬の偉業や功績を広く周知・普及するため、引き続き、伊能忠敬記念館の円滑な運営及び機能強化を図るにあたり、施設の適正管理及び運営方法の確認や学芸員の確保等について検討します。また、現在史跡伊能忠敬旧宅の管理棟として使用している伊能忠敬記念館分館を活用し、総合的な博物館機能の拡充を図るなど、必要な措置を講じます。

主な取組	内 容	
施設の適正管理及び円滑な運営方法の確認	実行	・現状確認と改善箇所等の検討 ・経費節減に係る取組の展開 ・円滑な運営に係る市営観光関連施設等との連携
企画展示等の充実	実行	・企画展示の内容及び周知方法の充実 ・貸出及び館外展示の検討や申請等への対応 ・他施設等における簡易展示や PR ブース設置への対応
伊能忠敬記念館機能拡充	見直し	・記念館の常設展示ブース改修計画の見直し ・分館施設の活用の検討
学芸員募集活動の継続	体制	・中堅学芸員の確保等による体制の充実

(4) 芸術振興

▶ 現状と課題

- ① 現在、新型コロナウイルス感染症の影響により、市民が文化・芸術に触れる機会が少ない状況にあると認識するため、より一層、文化活動を発表する場、文化性の高い芸術を鑑賞する機会を拡充し、市民の感性を高める措置を展開するなど、文化・芸術活動に取り組む意欲の醸成に寄与する様々な文化・芸術活動の振興及び施策の拡充を図る必要があります。

▶ 取組方針

① 文化・芸術に親しむ機会の提供及び振興施策の拡充

市文化協会連合会への支援を継続するなど、引き続き、市民が広く文化・芸術活動に励んだり、親しむ機会を提供する取組に努めます。また、市民の幅広い参加による文化祭事業の開催や市庁舎におけるロビーコンサートを継続し、市民の文化・学習活動の成果を発表する場を確保します。なお、芸術家を育てる観点、指導者の育成、第一線で活躍する芸術を鑑賞する機会づくり等の重要性を認識しながら、例えば、市文化会館の自主公演事業により、本市出身の芸術家を招いた鑑賞機会を提供するなど、必要な措置を講じます。

主な取組	内 容	
市文化協会連合会活動等への支援や活動団体等の育成	実行	・文化協会連合会をはじめ様々な分野の文化・芸術活動への支援
市民文化祭の開催	実行	・市民の活動成果を発表する機会づくりと多くの市民が気軽に参加できる仕組みの構築
市庁舎ロビーコンサートの開催	実行	・音楽愛好家の発表の場と市民の音楽に親しむ機会の提供
質の高い芸術鑑賞機会の提供	計画	・コンサート、演劇、演奏会等の開催検討 ・市出身芸術家による鑑賞機会提供方法の検討
	実行	・市文化会館自主公演事業の実施



5-1 都市計画・土地利用

- 小施策 (1) 都市計画
(2) 土地利用
(3) 地籍調査

主担当課	都市整備課	関係課	土木課 企画政策課
------	-------	-----	--------------

▶ 5年後の目指す姿

将来に向けた本市の都市づくりの目標、方針を定める都市計画マスタープランの見直しや関連する事業計画の検討が進むなか、健全な都市の発展に資する計画決定に基づく対応や宅地開発に係る適切な指導等がなされ、秩序あるまちの形成と快適な市民の暮らしが確保されています。また、大規模未利用地における開発事業等の実現を含め、市全域の土地利用方針の明確化や総合的な調整機能の拡充に向けた検討が進むほか、土地の境界等を法的かつ現状に基づく確定に向けて、市民の協力を得ながら、未実施地域における地籍調査業務が着々と進んでいます。

▶ 業績評価指標

小施策	指標名	指標の説明	現状値	目標値		
			2022 (令和4)	2023 (令和5)	2025 (令和7)	2027 (令和9)
都市計画	都市計画マスタープラン改訂庁内検討部会等開催数	庁内検討部会等の年間開催数 (出典：都市整備課調べ)	-	-	3回	6回
土地利用	大規模未利用地利活用計画策定数	市所有大規模未利用地の有効活用計画の策定数 (出典：企画政策課調べ)	-	-	1計画	1計画
地籍調査	地籍調査進捗率	地籍調査対象地区の総面積に対する地籍調査を着手した土地の面積の総和の割合 (出典：土木課調べ)	35.08% (2021)	35.53%	36.09%	36.53%

▶ 関連する個別計画

香取市都市計画マスタープラン（2010（平成22）年度～2027（令和9）年度）

香取市地籍調査十箇年計画（2022（令和3）年度～2030（令和12）年度）

(1) 都市計画

▶ 現状と課題

- ① 現行の都市計画マスタープランの計画年度が 2027（令和 9）年度までのため、その改訂等にあたり、策定体制の整備や必要な事前調査等を行う必要があります。また、マスタープランを踏まえた都市計画決定による土地利用規制及び街路や公園等都市施設の位置づけは、無秩序な開発を防止するだけでなく、都市の健全な発展及び計画的なまちづくりに大きな効果を及ぼすことから、時代の趨勢や土地利用実態等とのかい離がないよう、適正な指導をはじめ、十分な確認と経過観察が必要なこと、及び他制度の指定による影響や土地利用規制等との調整を図りつつ、常に誘導する意図が求められるため、必要に応じ、見直す必要があります。なお、人口減少や少子高齢化が進むなか、コンパクト・プラス・ネットワークの都市づくりが重要視されている状況を踏まえ、都市計画マスタープランの改訂等に合わせ、生活利便性の維持・向上など持続可能なまちづくりを実現するための、立地適正化計画の策定を検討する必要があります。
- ② 香取市宅地開発指導要綱に基づく開発許可により、健全な生活環境の保全と秩序ある宅地開発が実現しています。引き続き、指導要綱に基づき、関係機関等との連携を図りながら、適正な指導に努める必要があります。また、現行法等による規制や許可等の適用範囲が十分とは言えない民間の太陽光発電設備の設置について、市内での設置状況が著しい実態を踏まえ、市民の懸念や様々な解決すべき問題等の発生を防止する観点から、必要な対策を検討する必要があります。

▶ 取組方針

① 適正な都市計画の推進

都市計画マスタープランは、住民の意見等を反映しながら、市の都市づくりの目標・方針を定めるもので、現行マスタープランの計画期間が 2027（令和 9）年度で終了することを踏まえ、おおむね 20 年先の都市の在り様を展望する改訂等を行うため、事前調査等の必要な措置を講じます。また、マスタープランを踏まえた都市計画決定による土地利用規制及び街路や公園等都市施設の整備について、現状把握や他制度等の適用状況を確認しながら、適正な指導と必要な検証等に努めます。なお、マスタープランの改訂等に合わせ、コンパクト・プラス・ネットワークの都市づくりの重要性を踏まえるほか、生活利便性の維持・向上など持続可能なまちづくりを実現するための、立地適正化計画の策定を検討します。

主な取組	内容	
香取市都市計画マスタープランの改訂等	体制	・市都市計画審議会、県及び関係機関等との連携 ・プロジェクトチーム等の設置
	計画	・改訂に係る事前調査等の実施 ・次期マスタープラン改訂手順等に確認及び必要な作業の着手
都市計画決定に係る適正な土地利用規制等の適用	体制	・市都市計画審議会、県及び関係機関等との連携
	計画	・計画決定に係る定期的な現状把握及び検証 ・必要な都市施設に係る計画決定状況の確認 ・街路整備計画の必要な見直し ・計画決定に係る必要な変更措置の適用
	実行	・計画決定等に基づく適正指導の執行
立地適正化計画策定方針等の検討	体制	・プロジェクトチーム等の設置検討
	計画	・具体的な事業計画等の必要性及び実現化の検討 ・計画策定の必要性の整理及び策定方針等の検討

② 宅地開発指導許可等による良好な宅地環境の確保

無秩序な宅地開発による環境破壊や、開発区域及び周辺地域における災害の発生を未然に防止するなど、健全な生活環境の保全と秩序ある宅地開発を推進します。また、市内での設置が著しい民間の太陽光発電設備について、現行法等による規制や許可等の適用範囲が十分とは言えない実態を鑑み、市民の懸念や解決すべき問題等の発生を未然に防ぐ観点から、必要に応じ、適切な措置を検討します。

主な取組	内 容	
宅地開発許可及び指導による良好な宅地の確保	体制	・県及び関係機関等との連携
	実行	・開発許可に係る指導の継続 ・各種許認可行為及び所管機関等との適切な調整
民間による太陽光発電設備の設置に伴う問題等発生防止措置の検討	体制	・県及び関係機関等との連携
	計画	・設置状況の把握及び問題等発生予防措置の整理 ・必要な法整備等の検討

(2) 土地利用

▶ 現状と課題

- ① 都市計画、農業振興計画、森林計画のほか、自然公園や環境保護等の指定状況など、国や県等の取組を含め、土地利用に係る様々な法規制等があるなか、市民の暮らしに最も身近な自治体として、市の将来を見据えたまちづくりを効果的に進める観点及び多くの所管にわたる土地利用行政の円滑な推進に資するため、市の総合的な土地利用（規制）方針の明確化や適切な調整等を図る取組が必要です。
- ② 民間等の所有分を含む市内で把握済の大規模未利用地については、様々な団体・企業からの問い合わせがあるなか、埋蔵文化財の確認調査等の課題がある関係から、未だ活用等へと踏み切る段階にない状況です。一部過疎地域としての公示や成田空港の機能強化が進む現状等を踏まえ、市の活性化を図るため、引き続き、土地所有者等の理解と協力を求めつつ、開発可能地とするための研究及び様々な検討調査結果を経るなど、その早急な有効活用を図る必要があります。

▶ 取組方針

① 総合的な土地利用方針の明確化

国や県等の取組を含め、土地利用に係る様々な法規制等があるなか、市の将来を見据えたまちづくりを効果的に進める観点及び多くの所管にわたる土地利用行政の円滑な推進に資するため、現状の把握及び市の総合的な土地利用方針の明確化や適切な調整等を図る取組を進めます。

主な取組	内 容	
土地利用方針の明確化に向けた検討及び調整（国土利用計画法に基づく市の土地利用基本計画を策定する必要性等の検討を含む）	体制	・県及び関係機関等との連携
	計画	・県の法定基本計画の内容確認 ・様々な土地利用規制状況等の確認調整及び GIS による記録や公表等の推進 ・市の法定基本計画を策定する必要性等の検討

② 計画的な大規模開発の推進

市が一部過疎地域として公示されたことや成田空港の更なる機能強化が進む現状等を鑑み、本市の将来を見据えた地域活性化を実現するため、大規模未利用地などの活用を図ります。また、開発可能性の検討を含む研究や調査の結果などを踏まえながら、計画的かつ早急な開発等の実現を図るため、事業性に基づく必要な計画の策定を進めます。なお、計画事業費の算出にあたっては、必要に応じ、文化財調査や不動産鑑定等の必要な措置を講じます。

主な取組	内 容	
開発可能性の検討を含む用地検討調査事業の推進	体制	・庁内検討体制の構築及び関係機関等との連携 ・民間等対象土地所有者との連携
	計画	・対象候補地の選定及び実現手法等の検討 ・様々な事業調査業務等の実施 ・対象候補地に係る事業計画の策定
	実行	・必要な文化財調査の実施

(3) 地籍調査

▶ 現状と課題

- ① 市内の未実施地域における地籍調査事業について、対象市民のなかで、事業の目的や意義が十分に理解されない状況があり、その影響から、事業進捗が順調とは言えないため、理解を求める丁寧な対応など、改善措置を図る必要があります。また、地権者の所在がわからない等の事情により、境界立会ができないケースがあり、未だ筆界未定となっている状況も少なくないため、具体的な対応が必要です。

▶ 取組方針

① 地籍調査の効率的かつ円滑な実施

市内の未実施地域における地籍調査業務を執行するにあたり、計画に基づく効率的かつ円滑な調査が実施できるよう、必要な説明会の開催や事業の目的や意義等に係る周知方法を工夫するなど、より丁寧な対応に努め、地籍調査の実施に係る市民の更なる理解向上に努めます。また、遠方に居住する方や体調面等の理由から、現戸での境界立会ができない方の確認方法として、現地の写真や必要書類等を郵送して行うなど、現地へ足を運ばなくても境界確認ができる仕組みや体制を構築し、可能な限り、筆界未定の発生防止を図ります。

主な取組	内 容	
地籍調査説明会の実施等による事業周知の徹底及び円滑な調査業務の執行	体制	・調査対象者、自治会、委託事業者等との連携 ・対象者の説明会参加に係る周知方法の工夫
	実行	・国の取組等の把握及び事業執行への適切な反映 ・事業目的や意義等に係る周知方法の工夫 ・効率的かつ円滑な事業の推進に係る取組の強化
	見直し	・市地籍調査十箇年計画の見直し
地権者特定の推進等による筆界未定状況の防止	体制	・地権者の境界立会への参加促進のための体制づくり ・地積調査業務委託事業者との連携強化
	実行	・境界不調にならないための実施方法等の適用 ・境界立会が出来ない場合への適切な対応



5-2 町並み・市街地整備

- 小施策 (1) 町並み・景観
 (2) 市街地整備
 (3) 駐車場

主担当課	都市整備課	関係課	商工観光課
------	-------	-----	-------

▶ 5年後の目指す姿

多くの歴史的資源が市内にあるなか、特に、小野川周辺にある本市特有の町並みの価値や伝統文化を引き継ぐ活動をはじめ、適切な保存等に係る整備など、恵まれた資源や自然環境等を活かした総合的かつ良好な景観づくりのほか、都市の健全な発展を目的として、都市施設や市営駐車場など、市街地等の機能を充実する施設の整備が進んでおり、市民の快適な暮らし及び来訪者の増加へとつながっています。

▶ 業績評価指標

小施策	指標名	指標の説明	現状値	目標値		
			2022 (令和4)	2023 (令和5)	2025 (令和7)	2027 (令和9)
町並み・景観	小野川周辺の観光入込客数	歴史的な建造物が建ち並ぶ小野川周辺の年間入込客数（出典：商工観光課調べ）	312千人 (2021)	690千人	710千人	730千人
	歴史的建造物根本修理実施件数	歴史的建造物の修理において、基礎工事を含む工事の実施延べ件数（出典：都市整備課調べ）	87件 (2021)	88件	89件	90件
市街地整備	高速バス利用者数	バスターミナル整備予定地における年間乗降客数（佐原駅北口・小見川支所）（出典：企画政策課調べ）	31,855人 (2021)	32,920人	35,040人	38,230人
駐車場	佐原駅北駐車場利用台数	1年間の延べ駐車台数（出典：都市整備課調べ）	47,870台 (2021)	50,000台	60,000台	70,000台

▶ 関連する個別計画

- 香取市小見川市街地整備基本計画（2011（平成23）年度～期間設定なし）
- 香取市公共交通拠点再構築基本構想（2018（平成30）年度～期間設定なし）
- 佐原駅周辺地区複合公共施設整備事業基本計画（2017（平成29）年度～期間設定なし）
- 都市再生整備計画（佐原市街地地区）（2017（平成29）年度～2022（令和4）年度）
- 香取市佐原伝統的建造物群保存地区保存計画（2006（平成18）年～）
- 香取市佐原景観形成地区景観形成計画（2006（平成18）年～）

(1) 町並み・景観

▶ 現状と課題

- ① 本市では、多くの歴史的資源が保全されています。そのうち、佐原地区の小野川周辺には、国指定の伝統的建造物群保存地区や指定文化財の建造物等が集積しており、この本市特有の町並みの価値を維持しながら後世に引き継ぐためには、所有者を含む市民の意思等を踏まえつつ、息の長い保全活動を継続するなど、より一層、気運の高揚及び一体感の醸成を図るほか、伝統工法技術者の確保を含め、適切な管理や改修等を促進する必要があります。一方、民間による古い町並みを活かす分散型宿泊事業等が展開されるなど、当エリアに係る観光視点の高まりをはじめ、居住者等の世代交代や転出等の影響から、町並みの中における暮らしや営みの形態が変化しており、一部では近代的な駐車場に様変わりする状況も散見されるなど、新しい時代に相応しい活動や取組のあり方を再構築する必要があります。また、当初から町並み保全活動の中心となっていた世代が高齢化しており、その意志や活動経過等を継承する観点から、担い手の確保と育成に努める必要があります。
- ② 景観行政に係る取組は、かつてのブーム到来時の状況とは別の形に変わってきています。しかしながら、歴史的な町並みの保存において、その学術的かつ伝統文化に基づく仕様や意匠及び技巧を引き継ぐ重要性に変わりはなく、引き続き、市民等の意向を確認しながら、必要な支援措置や取組の促進を図る必要があります。また、自然や田園・水辺空間、里山の緑や山々の紅葉等に心の癒しを求める個々の意識の高まりや、環境政策の重要性を踏まえた取組及び国の国定公園や県自然公園に指定されている景勝地の利点を活かすなど、SDGsに係る取組との関連を含め、総合的な景観行政のあり方や具体的な施策をいかに展開するかを考える必要があります。

▶ 取組方針

総合戦略

① 歴史的な町並み等資源の保全と歴史的風致の向上

佐原地区の小野川周辺の町並みなど、これまで実施してきた歴史的建造物の保全や対象施設の改修等による歴史的風致の向上に係る取組を継続します。また、近年、本市特有の町並みの中における暮らしや営みの形が変化しており、引き続き、当該町並みの形成に資する関連施設の管理運営や必要な施策の展開に努めつつ、新しい時代に相応しい保全活動や取組のあり方を再構築するなど、所有者を含む市民の意思等を踏まえつつ、より一層、機運の高揚及び一体感の醸成を図るほか、特に、適切な管理や改修等を継続して促進すること及び保全活動を牽引してきた先駆者の意志等を円滑に承継するため、伝統工法技術者の確保や保全活動等に係る担い手の育成に努めます。

主な取組	内 容	
町並み等における歴史的資源の保全	体制	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史的景観審議会、関係機関等との連携 ・所有者、町並み保存活動団体との連携 ・相談支援体制の充実
	実施	<ul style="list-style-type: none"> ・対象物件に係る町並み保存事業助成金の交付 ・文化財関連施策の活用 ・長期的な視野からの抜本的な修理の実施促進 ・幅広い歴史的資源の把握及び対応措置の検討
歴史的風致の維持・向上	体制	<ul style="list-style-type: none"> ・文化財保護審議会、関係機関等との連携 ・所有者、町並み保存活動団体との連携 ・相談支援体制の充実
	計画	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史的風致維持向上計画の推進及び検証 ・佐原伝統的建造物群保存地区保存計画の推進 ・対象施設に係る中長期的な視点による必要な修理改修計画の策定及び実行の促進
	実施	<ul style="list-style-type: none"> ・文化財関連施策の活用 ・景観等の維持に係る定期的な情報共有と意思の統一
伝統工法技術者の確保に係る支援	計画	<ul style="list-style-type: none"> ・職人の方等へのヒアリングを実施 ・具体的な支援方策の検討
町並み保存に係る機運の醸成及び担い手の確保と育成	体制	<ul style="list-style-type: none"> ・所有者、町並み保存活動団体等との連携
	計画	<ul style="list-style-type: none"> ・町並み保存活動に係る経過等の把握及び記録の確認 ・保存活動のあり方及び活動体制等再構築の検討 ・条例による景観形成地区の指定拡大等の検討
	実行	<ul style="list-style-type: none"> ・身近な歴史に親しみ、語り継ぐ集い等の実施 ・活動機運の更なる高揚等に係る周知活動等の展開 ・市域全体に及ぶ活動目的等の周知 ・高校生による活動支援事業の継続

② 町並みの保存を含む総合的な景観形成施策の確立

歴史的な町並みの保存関連施策を含む景観づくりの重要性を再確認しながら、必要な措置の拡充及び推進に努めるほか、豊富な自然環境を活かす取組や心を癒す場を求める個々の意識の高まり等を踏まえ、環境施策の展開及びSDGsに係る取組等との関連を考慮しながら、本市に相応しい総合的な景観形成施策のあり方等を検討します。

主な取組	内容	
町並み等における景観形成施策の展開	体制	・町並み保存活動団体、関係機関等との連携
	計画	・佐原景観形成地区景観形成計画の推進及び検証
	実行	・必要な箇所における電線地中化施策等の実施検討 ・歴史的建造物以外の建造物に係る修景支援施策の拡充検討 ・対象エリアに係る道路や駐車場などを含む公共施設の歴史的風致に調和した意匠への改修検討
らしさを追求した総合的な景観形成施策の確立	体制	・地域活動団体及び関係機関等との連携 ・総合的な景観形成施策を検討する庁内組織の構築
	計画	・景観行政のあり方の研究 ・市特有の景観形成に係る推進エリアやポイント等の把握 ・市景観形成計画の必要性及び策定の検討

(2) 市街地整備

▶ 現状と課題

- ① 都市機能の充実及び都市間交流人口の拡大等を図るため、高速バスをはじめ、既存バス路線の維持・拡充及び利便性の向上に資する佐原駅北口バスターミナルの整備を進めているものの、当該事業用地の確保が難しい状況にあり、事業計画の見直し等が必要となっています。また、東京から本市へ向かう朝の通勤時間帯の高速バス便がないことや、成田空港等拠点施設と本市のルートが確保されていないなど、都市機能の充実及び拠点づくりを進める観点から、運行事業者との協議が必要です。
- ② 計画していた駅前広場等の都市施設や市街地における市民活動拠点の整備が完了し、現在、バスターミナルや町並みに係る整備事業以外、市街地整備に係る計画段階の事業等がないため、次期都市計画マスタープランや立地適正化計画の策定状況等を考慮しながら、市街地整備の方針や関連事業の実施を検討する必要があります。

▶ 取組方針

総合戦略

① 都市間公共交通等の利便性向上

市民等の利用希望や実態把握を踏まえ、より一層、都市間公共交通等の利便性の向上を図るため、既存高速バス路線の維持及びサービスの向上に努めるほか、市内及び成田空港等を経由する路線の新設を検討し、運行事業者への必要な要望活動を行います。また、成田空港内に乗入れるタクシー等の運行事業者と連携した観光タクシー事業の展開や様々なバスチャーター便等の運行乗入れを研究・想定するなど、市内都市機能の充実及び都市間交流人口の拡大等を図るため、交通アクセスの改善等に資する施策を幅広く検討します。加えて、都市機能の一つとして整備を進めている佐原駅北口バスターミナルについては、事業用地の確保が困難な状況を踏まえ、事業計画の見直しを含めた検討を進めます。

主な取組	内容	
新規高速バス路線の導入等に係る要望	体制	・交通事業者と新規路線に関する意見交換等を随時実施
	計画	・東京駅に限らず、羽田空港や成田空港などの路線を検討
	実行	・通過路線のルート変更等に伴う利用拡大の要望
高速バス既存路線のサービス向上に係る要望及び待合乗降場の整備充実に係る検討	計画	・利用者アンケート等を踏まえたサービス向上の検討 ・バス停の改善等に係る状況把握及び整備方針等の検討
	実行	・利用者の希望等に応じた一般乗降化の推進 ・既存路線便の維持及び便数増加に係る要望 ・通勤及び通学定期券の導入に係る要望 ・早朝及び深夜帯の運行時間拡大に係る要望
成田空港からの人流促進、交流人口拡大の推進	体制	・バス及びタクシー等運行事業者との連携
	計画	・交通事業者等による事業の開始及びマッチング等の検討 ・バスチャーター便等の臨時及び定期運行の検討 ・事業参入者等に対する新たな支援策の検討
佐原駅北口交通拠点の整備	実行	・用地取得期限等事業推進条件の整理
	見直し	・事業計画の見直し及び代替案等の検討

② 市街地整備の方針及び都市機能の充実に係る施策の検討

都市施設の佐原駅南口駅前広場及び小見川駅北口駅前広場の整備のほか、市街地における市民活動等の拠点となる佐原駅周辺地区複合公共施設の整備事業が完了したため、次期都市計画マスタープランの策定や、立地適正化計画の策定状況を考慮しながら、必要に応じ、市街地整備の方針及び関連事業の実施を検討します。

主な取組	内容	
市街地整備方針及び関連事業実施の検討	計画	・次期都市計画マスタープランの策定及び立地適正化計画の策定状況等を考慮した市街地整備方針の検討 ・必要な関連事業の実施検討

(3) 駐車場

▶ 現状と課題

- ① 都市機能の充実を図る観点から、都市間交通の拠点となる JR、高速バス等公共交通機関の利用結節点に係る自動車・自転車利用者の利便性向上を図るため、市営の駐車場及び自転車駐輪場を設置しており、より一層、利用者の快適な利用に資するよう、利用者の意見や要望等を的確に捉えながら、適切な管理運営の継続及び利用動向に基づく規模を踏まえた整備に努める必要があります。
- ② 観光拠点としての位置づけの高まり及び市外からの観光入込客数の増加傾向を踏まえ、香取神宮や町並み保存地区などにおいて、その受け皿となる観光客の利用をも考慮した市営駐車場を設置しており、当該観光拠点における観光客等の利用がより快適となるよう、あくまでも都市施設となる当該駐車場の必要性を踏まえつつ、引き続き、適切な管理運営の継続及び整備に努める必要があります。なお、観光拠点における利用者数の動向等により、必要に応じ、その適正規模を検討するほか、民間による整備動向等を考慮しながら、駐車場不足を解消する施策を講じるなど、十分な受入体制を図る必要があります。

▶ 取組方針

① 市営駐車場等の適正な管理運営

都市間交通の拠点となる JR 佐原駅に隣接する佐原駅北駐車場のほか、小見川駅南定期駐車場や市内の JR 各駅に設置している自転車駐輪場など、市営駐車場等の利便性向上及び適正な維持管理と運営に努めます。

主な取組	内容	
佐原駅北駐車場の利便性向上	体制	・地権者である県及び関係機関等との連携
	計画	・利用者等の意向把握 ・利便性向上に係る施策の精査
	実行	・利用できる電子マネー種類の拡充検討 ・土地の借入又は購入等に係る県との協議
小見川駅南定期駐車場の適切な管理運営	実行	・適切な管理運営の継続 ・利用者増加施策の展開
自転車駐輪場の適切な管理運営	実行	・適切な管理運営の継続 ・放置自転車、盗難防止等への対応

② 観光拠点における観光客等受入体制の充実

多くの観光客等の受け入れを図る市内観光拠点の市営駐車場について、引き続き、利用者の事故防止及び利便性の向上に資するため、適切な管理運営と整備に努めるほか、観光拠点における駐車場の利用実態や民間による整備動向等を考慮しながら、必要に応じ、新たな駐車場確保に向けた対策の検討を行うなど、十分な受入体制の充実を図ります。

主な取組	内容	
観光利用を踏まえた市営駐車場の利便性向上	実行	・適切な管理運営の継続 ・利用者の事故防止及び利便性向上に係る整備
観光利用動向を考慮した駐車場適正規模の対応	計画	・利用実態及び利用動向の調査 ・新たな駐車場整備等受け入れ対応策の検討

5-3 住宅環境

- 小施策 (1) 住宅政策
 (2) 空き家対策
 (3) 市営住宅
 (4) 宅地造成

主担当課	都市整備課	関係課	企画政策課
------	-------	-----	-------

▶ 5年後の目指す姿

都市の健全な発展に向けて、安心して住み続けることのできる良好な住環境の確保と、移住定住の促進に資する住宅環境取得等に対する様々な施策が検討・提供されるなど、人口減少に係る抜本的な対策と併せ、必要な計画づくりや取組が着々と進み、市の活性化や市民の暮らしの充実等を図る取組の一つとして、大きな一歩を踏み出しています。

▶ 業績評価指標

小施策	指標名	指標の説明	現状値	目標値		
			2022 (令和4)	2023 (令和5)	2025 (令和7)	2027 (令和9)
住宅政策	移住者に対する住宅支援制度の活用件数	移住促進家賃補助年間利用世帯数 (出典：都市整備課調べ)	-	-	10件	10件
	木造住宅の耐震化率	木造住宅のうち耐震基準を満たす住宅の割合 【2016(平成28)年度木造住宅数:26,790棟】 (出典：都市整備課調べ)	80.0%	85.0%	95.0%	98.0%
空き家対策	空き家バンク物件成約数	空き家バンクを通じた物件の斡旋延べ件数 (出典：都市整備課調べ)	26件 (2021)	33件	43件	53件
	特定空家等の解除件数	改善措置等により特定空家等の判定を解除した延べ件数 (出典：都市整備課調べ)	355件 (2021)	375件	395件	415件
市営住宅	老朽化した市営住宅の改修割合	耐用年数を半数経過し、長寿命化が求められている住宅に対して適切に改修した割合 (出典：都市整備課調べ)	30.0%	41.0%	47.0%	55.0%
宅地造成	宅地造成に関する意思決定	宅地造成に関する意思決定時期	-	-	-	決定

▶ 関連する個別計画

香取市耐震改修促進計画（2008（平成20）年度～2026（令和8）年度）
第2次香取市公営住宅等長寿命化計画（2021（令和3）年度～2030（令和12）年度）
地域住宅計画 香取市地域（第三期）（2020（令和2）年度～2024（令和6）年度）
香取市空家等対策計画（2021（令和3）年度～2025（令和7）年度）

（1）住宅政策

▶ 現状と課題

- ① 住生活基本法に基づく第3次千葉県住生活基本計画及び次期計画の策定を踏まえつつ、市民等の住生活の安定確保及び向上の促進に努めるほか、地域特性に応じたきめ細かな施策を講じる観点を検討しながら、必要な方針等の整理及び関連計画の策定を検討する必要があります。
- ② 東日本大震災では市内広域で液状化被害が発生したため、同規模の地震が発生した場合に備え液状化対策に係る相談支援体制の充実及び必要な支援措置を継続する必要があります。
- ③ 人口減少対策が喫緊の課題となっており、移住定住に資する良好な住宅等の確保に対応するため、移住者等の住宅取得に関する支援措置の検討や移住者向け家賃補助制度の創設を検討するなど、住宅政策上の取組を拡充する必要があります。
- ④ 良好な住宅及び住環境を確保するため、住宅確認申請等に係る適切な相談や指導等に努めるほか、特に、民間の木造住宅においては、耐震基準を満たさない家屋が存在している実態を踏まえ、耐震補強に係る必要性の周知及び改修等の促進を図る必要があります。また、ブロック塀や石塀等で危険な状態にあるものに対し、引き続き、必要な解消を図る支援措置を講じる必要があります。

▶ 取組方針

① 住生活の安定確保及び向上の促進に係る必要な方針等の検討

県の住生活基本計画を踏まえ、市民等の住生活の安定確保及び向上の促進に努めるため、地域特性に応じたきめ細かな施策を講じる観点を検討しつつ、次期地域住宅計画（香取市地域）の策定を含め、必要な方針等の整理及び関連計画の策定を検討します。

主な取組	内容	
市町村版住生活基本計画の策定等に係る検討	計画	・県基本計画の内容把握及び地域別方向性に関する検討 ・空き家対策等関連計画との内容確認及び調整 ・市民等の住生活の安定確保等に資する必要な方針等の整理及び関連計画策定の検討
次期地域住宅計画の策定	計画	・現行計画の検証及び関連計画の把握 ・次期計画の策定

② 液状化対策事業の継続的な実施

香取市液状化対策事業助成金交付要綱に基づき、引き続き、東日本大震災で液状化被害を受けた個人が実施する宅地等の再液状化対策を支援します。

主な取組	内 容	
液状化対策への支援	体制	・相談支援体制の充実
	実行	・再液状化対策に対する支援の継続

③ 移住定住に係る住宅支援制度の検討

総合戦略

移住定住に資する良好な住宅の確保等に対応するため、当該住宅取得に関する必要な補助支援措置を検討するほか、移住者に対する家賃補助制度の創設を図るなど、移住定住の促進に係る住宅政策上の取組を拡充し、地域の活性化へとつなげることを検討します。

主な取組	内 容	
移住定住の促進に係る住宅施策の検討	計画	・移住定住に係る良好な住宅取得支援措置の検討 ・移住促進家賃補助制度の検討

④ 良好な住環境等の確保及び危険家屋等の改修や撤去の促進

良好な住宅及び住環境を確保するため、建築確認申請や屋外広告物に係る必要な指導及び措置を講じるほか、国や県と連携し、住宅等の耐震補強に対する普及啓発活動を行います。また、耐震診断・耐震改修工事や危険ブロック塀等の撤去に対する相談への対応及び助成を継続し、良好な住環境の確保及び安全性の向上に努めます。

主な取組	内 容	
次期耐震改修促進計画の策定	計画	・現行計画の検証及び実態把握 ・次期計画の策定
建築確認申請に係る適切な対応	体制	・県、建築主事等との連携
	実行	・申請に係る適切な対応
屋外広告物の規制許可等に係る適正な対応	体制	・関係機関等との連携
	実行	・規制や許可等に係る適正な指導及び対応
木造住宅の耐震改修の促進	実行	・耐震に対する普及啓発及び相談支援体制の充実 ・耐震診断及び耐震改修工事に対する助成
危険ブロック塀等の撤去促進	実行	・危険性の周知と撤去費用に対する助成

(2) 空き家対策

▶ 現状と課題

- ① 人口減少による空き家の増加が社会問題となっており、その対策を総合的かつ計画的に実施するため、定期的な実態調査と法に基づく対策計画の策定に努めるほか、空き家の発生を予防する取組の強化が必要です。
- ② 空き家の利活用を推進するにあたり、宅地建物取引業協会北総支部香取地区と協定を締結し、良質な登録物件の増加や利活用に至る積極的な周知に努めるほか、移住者等に対するインセンティブを検討する必要があります。
- ③ 放置された危険な空き家が年々増えており、周辺への被害を未然に防止するため、法等に基づき、必要かつ適切な措置を講じる必要があります。

▶ 取組方針

① 空家等対策計画の策定及び空き家発生対策の推進

空き家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、必要な調査及び対策計画の策定を進めるほか、空き家の適正管理について、特に、相談機会の強化等を通じた周知徹底を図るなど、空き家の発生を予防します。

主な取組	内容	
次期空家等対策計画の策定	体制	・県及び関係機関等との連携
	計画	・空き家実態調査の実施及び現行計画の検証 ・次期対策計画の策定
空き家に関する相談体制の強化	体制	・宅建協会やシルバー人材センターとの連携 ・地域活動団体等との連携
空き家問題に対する啓発	実行	・空き家対策パンフレットによる啓発 ・対策事例の周知

② 空き家利活用の促進

総合戦略

宅地建物取引業協会北総支部香取地区と締結した「空家等の流通・利用促進に関する協定」（市場流通協定）に基づき、空き家バンクの充実を図ります。また、空き家バンクへの良質な登録物件の精査をはじめ、利活用に係る周知活動の積極的な展開及び活用する移住者等へのインセンティブを検討するなど、放置物件を含む空き家の減少を図ります。

主な取組	内容	
空き家バンク事業の推進	実行	・宅建協会との積極的な情報共有 ・良質な物件掲載の精査 ・物件活用に係る積極的な周知活動の展開
移住者等支援制度の検討	計画	・空き家バンクで成約した移住者への奨励金等の検討 ・地域サポーター等との連携による定住支援
	実行	・様々な機会を活用した周知活動の展開

③ 危険空き家に対する措置の実施

空き家が発生しないよう各種予防策を実施しているなか、周辺へ被害が及ぶ可能性を確認した空き家に対し、法等に基づく必要かつ適切な措置を講じます。特に代執行については、事後の費用回収を含め、より丁寧な対応に努めます。

主な取組	内容	
緊急安全措置や代執行の適用	実行	・必要に応じた解体、撤去等の適用 ・費用回収までを考慮した総合的な判断に基づく執行

(3) 市営住宅

▶ 現状と課題

- ① 市内に広く分布している市営住宅は、暮らしの利便性等の事由により需要の差が発生しています。需要動向に応じた配置や必要性等の検討を含め、明確な方針や整備計画等の策定が必要なほか、既存施設に係る適切な管理運営に努めながら、それぞれの課題等に応じた計画的な措置を講じる必要があります。
- ② 市営住宅使用料の収納率は現年分で 97%を超えているなか、引き続き、徴収に係る適切かつ丁寧な対応及び滞納繰越調定額の減少に取り組む必要があります。
- ③ 市営住宅は、市内に 8 箇所（310 戸）あるものの、利便性の高い住宅に希望どおり入居できない状態にあるため、対象者の動向や生活実態等の把握及び民間における既存住宅の流通状況等を勘案しながら、市営住宅の整備等に係る明確な方針や計画等の策定状況及び需要に応じた適正量の確保を図る観点等を踏まえ、必要に応じ、新たな市営住宅制度の導入展開を検討する必要があります。なお、移住定住促進施策との関連性を整理し、より効果的な制度とする検討が必要です。

▶ 取組方針

① 明確な整備方針等の確立及び適正な管理運営の推進

需要動向に応じた配置や必要性等の検討を含め、明確な対応方針及び必要な計画等の策定を進めるほか、既存住宅の適正な管理運営に努めながら、第 2 次香取市公営住宅等長寿命化計画に基づき、需要が高く長寿命化が必要な市営住宅については大規模改修等を計画的に推進し、需要の低い市営住宅は居住者の転居支援を行い、用途廃止を検討します。

主な取組	内容	
既存市営住宅の適正な維持管理及び運営	体制	・住宅入居者選考委員、関係機関等との連携 ・入居者及び入居希望者に対する相談体制の充実
	計画	・管理運営マニュアル及び入居に係る留意事項の作成
	実行	・修繕及び適正な維持管理の実施 ・入退去に係る適切な対応
需要に応じた居住者対策の推進	計画	・市営住宅の整備等に係る対応方針や必要な計画等の精査 ・長寿命化計画に基づく既存住宅大規模改修等の検討
	実行	・粉名口団地大規模改修工事の実施
	見直し	・需要が低い市営住宅居住者の転居支援及び用途廃止

② 市営住宅使用料の適正な賦課徴収

新たな滞納の発生を予防するため、引き続き、徴収手続きに係る適切かつ丁寧な対応に努めるほか、特に、現年度徴収分の収納確保を優先しながら、滞納繰越に係る対象者の生活状況等に応じた強制執行や債権放棄を検討するなど、滞納繰越調定額の減少に取り組めます。

主な取組	内容	
現年度徴収分の収納確保	実行	・効果的かつ適切な滞納整理手法の採用による徴収の強化 ・口座振替の推進 ・生活状況に応じた適切かつ丁寧な対応
滞納繰越調定額の減少	実行	・対象者の生活状況等に応じた取組の適用

③ 新たな市営住宅制度の検討

市民等の需要動向や民間における既存住宅の流通状況等を勘案するほか、市営住宅の整備等に係る明確な方針等の作成状況を踏まえ、効率的な事業運営の観点から、必要に応じ、市営住宅の総戸数を調整できる制度の構築を検討します。また、移住者等支援制度の検討と連携し、例えば、子育て世帯等の移住を促進するなど、幅広い観点から、必要な措置を図ります。

主な取組	内 容	
借上げ型市営住宅事業の導入検討	計画	・事業の必要性を確認するための調査実施 ・移住定住促進施策と連動した措置の検討

(4) 宅地造成

▶ 現状と課題

- ① 一部過疎地域への指定及び人口減少や少子高齢化に歯止めがかからない状況を鑑み、都市計画の推進及び健全な都市の発展に資するほか、人口減少対策の一つとして、その実現可能性等の調査を含め、市が主導する相当規模の宅地造成事業の実施を検討し、人口増や地域活性化へとつなげる具体的な手立てを講じる必要があります。

▶ 取組方針

① 宅地造成事業の実施検討

人口減少や少子高齢化が著しい現状を踏まえ、その抜本的な対策の一つとして、市の主導による相当規模の宅地造成事業の実施を検討します。用地等の検討やニーズ把握及びコストの把握など、実現可能性調査の実施及び実現に至る事業手法や課題等の整理を含め、様々な面から総合的に検討します。

主な取組	内 容	
市の主導による宅地造成事業の実施検討	体制	・庁内検討組織の構築
	計画	・開発可能適地調査の実施 ・先進自治体の事例研究 ・住宅需要及び開発可能性調査の実施 ・実施手法及び民間企業等連携方策の検討



5-4 道路・河川

小施策（１）道路・橋りょう
（２）河川・排水路

主担当課	土木課	関係課	—
------	-----	-----	---

▶ 5年後の目指す姿

国県道の計画的な整備等に対し、その促進等に係る要望活動や調整を強く進めるほか、市道や市の管理する河川等について、適正な維持管理と交付金等を有効活用した整備を計画的かつ効率的に進めており、市民の暮らしの充実に寄与する利便性の高い道路や河川等の基盤整備が着々と進んでいます。

▶ 業績評価指標

小施策	指標名	指標の説明	現状値	目標値		
			2022 (令和4)	2023 (令和5)	2025 (令和7)	2027 (令和9)
道路・橋りょう	道路改良率	市道実延長に対して、改良済の割合 (出典：道路施設現況調査)	60.0%	63.4%	65.4%	67.4%
	道路舗装率	市道実延長に対して、アスファルト、コンクリート舗装済の割合 (出典：道路施設現況調査)	80.0%	83.1%	84.1%	85.1%
河川・排水路	護岸改修箇所数	浸食のための護岸改修を実施した延べ箇所数（出典：土木課調べ）	0箇所	1箇所	2箇所	4箇所

▶ 関連する個別計画

香取市幹線道路網整備計画

香取市橋梁長寿命化修繕計画（2022（令和4）年度～2031（令和13）年度）

道路ストック修繕計画

道路法面修繕計画

(1) 道路・橋りょう

▶ 現状と課題

- ① 国・県道の各整備計画等に基づく当該市内重要路線について、引き続き、その整備促進を図るほか、特に、東関東自動車道におけるスマート I C の設置及び小見川大橋（主要地方道成田小見川鹿島港線）の四車線化など、市政において、その整備の実現を目指す案件について、具体的な対策と取組が必要です。
- ② 事業推進中の都市計画道路「仁井宿与倉線」は、国道 356 号と国道 51 号の一部を経て、佐原市街地の外周道路を形成し、中心市街地を迂回する環状道路の位置づけにあります。市施工分（3 工区）は 2018（平成 30）年度に供用開始しており、現在、県施工分（4 工区）を実施中で、当該路線の整備効果を発揮するため、早期の供用開始が求められています。なお、都市計画道路は、未整備分の路線など、計画決定から長い年月が経過しており、実情や実現性等を踏まえた見直し等が必要なほか、市街地における都市機能の充実及び交通事情の改善を図るため、次なる市の事業実施路線を選考する必要があります。
- ③ 幹線道路網整備計画の見直しを考慮しつつ、引き続き、市民の暮らしや主たる交流導線の機能向上を図るため、将来の展望及び市内交通事情等を見据え、市の規模等を踏まえた必要な幹線・補助幹線道路の整備について、対象路線を選考しながら、計画的かつ実現可能な事業推進工程を確立する必要があります。
- ④ 2014（平成 26）年度に実施した路面性状調査に基づき、主要な生活道路のひびわれ率や、わだち掘れの状況等を把握し、舗装修繕計画を策定しており、引き続き、道路機能の改善及び安全性の確保等を図るため、適切な維持管理に努める必要があります。また、修繕整備等に係る緊急度や地区要望等の状況を踏まえ、生活道路等の必要な整備箇所と具体的な事業実施手順等を検討するほか、あくまでも維持管理の充実及び適正化を図る観点から、必要に応じ、地元自治会や地域活動団体等との協議を進めるなど、効率的かつ継続した維持管理体制の拡充を図る必要があります。なお、一部の道路除草などを地元自治会の協力等により実施してきましたが、人口減少及び少子高齢化等の影響により対応が困難な状況にあるため、より丁寧な対応が必要となっています。
- ⑤ 道路橋の総点検を踏まえ、その適切な維持管理に努めるほか、現在、長寿命化修繕計画に基づき、市内に多数存在する物件のうち、機能（健全性）に支障が生じる可能性のある「早期措置段階（Ⅲ判定）」に区分された 60 橋梁を優先的に改修・整備しており、設計担当職員の確保等を含め、事業の進捗に遅れが生じないよう、引き続き、計画的かつ円滑な執行に努める必要があります。
- ⑥ 台風や豪雨の際、特定の箇所で道路冠水が発生すると、その都度の応急措置等で対処できていたものの、近年では、農地の宅地化等が進み、対象範囲が拡大するとともに、これまで把握している箇所以外での道路冠水が発生するなど、それぞれの緊急度や状況を踏まえた対応及び改修等を着々と進める必要があります。なお、改善措置を講じるに当たり、特に、排水流末を確保することが重要なため、市民の理解と協力を得る丁寧な取組が必要なほか、日頃の道路点検をはじめ、これまでに実施した内水面排水対策及び冠水防止施設等の適切な維持管理に努める必要があります。

▶ 取組方針

総合戦略

① 高規格道路関連及び国・県道の整備促進

市内と市外を結ぶアクセス道路となる、国・県道の計画的な整備等に対し、その促進を関係機関に働きかけます。特に、東関東自動車道における市内スマート IC の設置、及び主要地方道成田小見川鹿島港線の小見川大橋四車線化に係る整備促進など、市政の重要案件について、その実現性等の検討を含めた取組を進めます。

主な取組	内 容	
国道 356 号（佐原小見川工区）の整備促進	体制	・期成同盟、県等関係機関との連携
	実行	・整備促進に係る関係機関等への要望
国道 51 号の整備促進	体制	・期成同盟、県等関係機関との連携
	実行	・整備促進に係る関係機関等への要望
国県道に係る適正な維持管理等の要請	実行	・実態の改善に係る必要な維持管理等の要請 ・凍結や冠水防止に係る措置の要請 ・県整備事業個所の定期的な確認及び必要な調整
東関東自動車道スマート IC の設置に係る整備実現性等の検討	体制	・関係機関等との連携
	計画	・設置個所や整備実現性等の調査及び関連事業の確認 ・概算事業費等の積算及び事業実施手法の検討
	実行	・関係機関等に対する要望活動等の実施
小見川大橋（主要地方道成田小見川鹿島港線）四車線化に係る整備等の要請	体制	・県及び関係機関等との連携
	計画	・整備の必要性及び実現可能性等の検討
	実行	・県、関係機関等に対する要望活動等の実施

総合戦略

② 都市計画道路の整備

市内環状道路としての位置づけを確認しつつ、市街地における交通渋滞の緩和し及び交通流動の円滑化を図るため、当該計画決定路線の整備を進めるほか、特に、事業推進中の「仁井宿与倉線」の整備について、県と連携しながら計画的な事業進捗に努めます。なお、計画決定済の未整備路線については、実態の把握及び実現可能性等を勘案しながら、必要な見直しを図ります。

主な取組	内 容	
街路整備事業の推進	体制	・都市計画審議会、県、関係機関等との連携
	実行	・仁井宿与倉線に係る県と連携した事業の推進 ・未整備路線に係る新たな事業着手路線の選考 ・路線変更等都市計画決定に係る必要な手続き等の確認
	見直し	・未整備路線の実現性等を踏まえた計画見直しの検討

③ 幹線（Ⅰ・Ⅱ級）市道の整備

幹線・補助幹線市道の計画的な整備を推進し、市民の暮らしや主たる交流導線の機能向上に努めます。また、人口や交通動態及び市内の民間等開発計画の状況等を踏まえ、幹線道路網整備計画の見直しを図ります。

主な取組	内容	
幹線道路網整備計画の見直し	計画	<ul style="list-style-type: none"> ・現行計画の検証及び交通動態等の実態把握 ・整備路線の選考及び必要性を踏まえた計画の見直し ・具体的かつ実現可能な規模や事業推進工程の確立
市道Ⅰ-57号線の整備推進	実行	<ul style="list-style-type: none"> ・用地交渉の継続 ・国や県と連携した事業の推進
市道Ⅰ-10号線の整備推進	実行	<ul style="list-style-type: none"> ・流末排水整備の早期完了 ・国や県と連携した事業の推進
市道Ⅰ-51号線外の整備推進	実行	<ul style="list-style-type: none"> ・ルートの選定及び設計の実施 ・歩道整備と車道拡幅の検討 ・国や県と連携した事業の推進
市道Ⅰ-23号線の整備推進	実行	<ul style="list-style-type: none"> ・国との協議を踏まえた事業の推進

④ 道路の維持管理及びその他市道（生活道路等）の整備

定期的な点検確認等の実施により、必要な維持補修や危険性の高い箇所等を把握しながら、道路機能の改善及び安全性を確保するため、適切な維持管理に努めるとともに、整備補修計画等の策定を経て、具体的な事業に着手します。また、修繕整備等に係る緊急度や地区要望等に基づき、生活道路等の整備優先箇所を検討するほか、維持管理の方向性について、必要に応じ、地元自治会や地域活動団体等との協議を進め、効率的かつ継続した維持管理体制の拡充を図ります。

主な取組	内容	
道路維持管理の適切な執行	体制	<ul style="list-style-type: none"> ・地元自治会及び地域活動団体等との連携 ・定期的な点検及びパトロール体制の充実
	計画	<ul style="list-style-type: none"> ・現状把握及び地区要望箇所等の確認 ・事業優先箇所の検討及び整備補修計画の策定
	実行	<ul style="list-style-type: none"> ・適切な維持管理の実施及び管理主体の明確化 ・道路境界の明確化及び道路台帳の整備 ・緊急性等を考慮した生活道路等修繕の実施 ・維持管理活動等に対する支援制度の周知（道路排水路の維持管理活動を含む） ・赤道の適正な管理及び払い下げ等に係る手続きの執行
	見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・道路除草等の適切な管理方法に係る地元自治会等との役割分担の見直し及び協議 ・道路ストック修繕計画及び道路法面修繕計画の見直し
その他市道（生活道路等）の整備	体制	<ul style="list-style-type: none"> ・地元自治会及び地域活動団体等との連携
	計画	<ul style="list-style-type: none"> ・現状把握及び地区要望箇所等の確認 ・事業優先箇所の検討及び必要性を踏まえた整備計画の策定
	実行	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急性等を考慮した計画的かつ必要な整備の実施

⑤ 橋梁の維持管理及び長寿命化の推進

市内に数多く点在する市管理の橋梁の点検を踏まえ、状況や危険性の有無等を把握しつつ、適切な維持管理に努めるほか、安全確保に係る整備改修計画の策定を経て、長寿命化に資する計画的かつ着実な事業の執行に努めます。また、長寿命化修繕計画の円滑な推進を図るため、修繕工事等に係る積算や施工管理を委託し、技術職員の不足を補うほか、実情を踏まえた発注計画の見直しを細目に行うなど、特に、「早期措置段階（Ⅲ判定）」に区分された市内 60 橋梁については、早期に修繕等の工事を完了するべく、計画的かつ円滑な執行に努めます。

主な取組	内容	
維持管理の適正化	体制	・定期的な点検及びパトロール体制の充実
	計画	・現状把握及び管理主体の明確化 ・緊急性等を考慮した適切な整備改修計画等の検討
橋梁長寿命化の推進	体制	・県、関係機関等との連携
	計画	・現行長寿命化修繕計画の検証 ・事業優先箇所の検討を踏まえた次期計画の検討
	実行	・専門的知識を持った職員の育成及び確保 ・計画的かつ円滑な事業の執行 ・市の管理物件以外の関係機関等に対する整備等の要請

⑥ 市道冠水箇所解消等に係る措置

大雨時等における市内の道路冠水箇所について、緊急性や危険度等を考慮しながら、関係機関等との協議・調整を踏まえた整備計画等の策定を経て、具体的な対策及び事業執行に努めます。

主な取組	内容	
道路排水整備事業の推進	体制	・流末の確保や対応措置等に係る市民等との協議を踏まえ、理解の普及及び協力体制の構築 ・地元自治会及び関係機関等との連携
	実行	・浸透池等の設置による流末等の確保 ・内水面排水対策及び道路冠水防止施設等の適正な管理

（２）河川・排水路

▶ 現状と課題

- ① 市内を流れる多くの一級河川等、国・県の管理する河川や排水機場等に係る様々な課題等に対し、必要に応じ、改善措置等の調整や事業の促進及び要請を図る必要があります。
- ② 市が管理（受・委託分を含む）している河川（排水路）や排水機場等について、適切な維持管理や円滑な運営等に努めるほか、施設等の老朽化をはじめ、一部、護岸が整備されていない状況等の確認を踏まえながら、必要な改善措置を計画的に講じる必要があります。特に、護岸が浸食し、河川等に面している道路や水田等に影響を及ぼす危険箇所がある場合は、管理主体を確認しながら、その状況が判明次第、早急な調整と対応が必要となるため、定期的な点検及び対処方針等を明確化しておく等の備えが求められています。

▶ 取組方針

① 国・県管理の河川整備等の促進

国や県等の管理する河川等の整備や維持管理に係る改善措置について、必要に応じ、執行面の調整及び事業促進の要請に努めます。

主な取組	内容	
維持管理に係る調整及び措置の促進（排水機場の運営及び維持管理等を含む）	体制	・管理者、治水同盟、関係機関等との連携
	実行	・維持管理に係る必要な調整及び改善措置に係る要請
河川等の整備改修に係る要請及び整備の促進	体制	・管理者、関係機関等との連携
	実行	・護岸整備や排水機場の改修整備等に係る要請
利根川スーパー堤防化事業の促進	実行	・計画の把握及び浚渫事業の確認 ・実現可能性等の把握
黒部川貯水池浚渫工事の実施促進	実行	・実態改善に係る要請 ・事業計画等の確認
県施工地域排水事業の実施に係る対応	計画	・事業適用箇所の確認及び選考
	実行	・事業の実施適用に係る必要な調整及び要請

② 市管理の河川等（排水路を含む）の適正な管理及び整備

管理主体を明確にしながら、適切な維持管理に努めるほか、整備等の緊急性や危険度を考慮し、その必要箇所を精査するなど、計画的かつ効率的な整備を図ります。

主な取組	内容	
雨水対策等総合的な排水対策の検討	体制	・国県及び関係機関等との連携
	計画	・雨水等排水課題の現状把握及び箇所等の確認 ・下水道合流管を含む総合的な雨水等排水計画の検討
河川等の適正な維持管理（排水機場の運営及び維持管理等を含む）	体制	・地元自治会、地域活動団体及び関係機関等との連携
	計画	・現状把握及び地区要望箇所等の確認 ・事業優先箇所の検討及び整備補修計画の策定
	実行	・適切な維持管理の実施及び管理主体の明確化 ・緊急性等を考慮した河川及び排水路修繕の実施 ・維持管理活動等に対する支援制度の周知 ・普通河川や青道等の適正な管理及び必要な支援措置適用の検討
河川新設改良事業の推進	計画	・整備箇所に係る計画的な事業施工手順の明確化
	実行	・地元地域と調整を図りながら、整備箇所を精査のうえ、必要な箇所に係る計画的かつ効率的な整備の推進



5-5 公共交通

小施策 (1) 公共交通網

(2) 循環バス・乗合タクシー

主担当課

企画政策課

関係課

—

▶ 5年後の目指す姿

路線バス、高速バス、鉄道のほか、市営の循環バスや乗合タクシーなど、多様な主体と連携した運行形態により、地域間・都市間のアクセス向上及び誰もが利用しやすい交通環境が整い、持続可能な公共交通体系が構築されています。また、成田国際空港に隣接立地する関係から、その運営や整備等に係る諸課題への適切な対応と、利点を活かした戦略的な取組が進められています。

▶ 業績評価指標

小施策	指標名	指標の説明	現状値	目標値			
			2022 (令和4)	2023 (令和5)	2025 (令和7)	2027 (令和9)	
公共交通網	市内公共交通に関する市民満足度	市内の公共交通に関する市民満足度（出典：市民意識調査）	△30.6%	△20.0%	△20.0%	△20.0%	
	公共交通に係る財政支出の削減割合	公共交通の維持に要した経費2021(令和3)年度(87,131千円)からの削減割合	—	4%	12%	20%	
循環バス・乗合タクシー	公共交通利用者数	市が委託等で直接運行している公共交通の年間利用者数（出典：企画政策課調べ）	46,829人 (2021)	56,000人	58,000人	60,000人	
	公共交通に対する利用者1人当たりコスト	市が直接運行している公共交通の運行経費を利用者数の合計で割った額（出典：企画政策課調べ）	1,090円 (2021)	964円	931円	900円	

▶ 関連する個別計画

香取市地域公共交通網形成計画（2020（令和2）年度～2024（令和6）年度）

第2次香取市地域福祉計画（2018（平成30）年度～2023（令和5）年度）

香取市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画（2021（令和3）年度～2023（令和5）年度）

高速バス拠点整備基本構想（2017（平成29）年度～）

(1) 公共交通網

▶ 現状と課題

- ① 交通事業者等を取り巻く厳しい情勢や経営動向等を認識しつつ、一部の市内交通不便地域への対応を含め、利用者等の意向を踏まえた総合的かつ持続可能な公共交通網を確立するため、幅広い主体による推進体制の構築を図りながら、抜本的な対策を検討する必要があります。
- ② 路線バスについては、運行維持に係る支援を継続するなか、人口減少をはじめ、経常収支の悪化及び運転手不足等の傾向が著しく、どの路線も廃線又は減便を危惧する状況となっています。引き続き、既存路線の廃止又は減便による事業の縮小等が予想されるため、運行維持や運転手確保等に有効な支援策を講じるなど、事業者との連携強化を含めた事業の推進が必要です。
- ③ 都市間公共交通網の一つとして、高速バス路線は重要な役割を担うため、引き続き、既存路線の維持・拡充及び利便性の向上を図るほか、東京からの朝の通勤時間帯の運行がないことや、成田空港等の交通拠点とのルートが十分に確保されていない状況等を勘案し、新規路線の導入に係る協議・検討等を含め、事業者との連携や利用者の意向等を踏まえた効果的かつ円滑な運行に資する取組が必要です。また、観光入込客を対象とした都市間交通アクセスを拡充する観点からも、具体的な交流人口増加施策の展開を図る必要があります。なお、交通拠点の整備を図る目的で進めている佐原駅北口バスターミナルについては、事業用地の取得が難しく、施工の見込みが立たないため、計画の検証及び見直しを図る必要があります。
- ④ JR 東日本に対する JR 成田線及び鹿島線の利便性向上に係る要望活動を継続するほか、利用促進施策の検討・展開を図る必要があります。
- ⑤ 成田国際空港に隣接する立地にあることから、引き続き、空港の運営・整備等に係る諸課題への対応に努めるほか、新たな空港整備計画の推進に係る協議内容や国・県等における関連事業の動向等を踏まえながら、就業機会の創造や移住定住施策の推進など、関連するテーマに基づく戦略的な施策の展開を図る必要があります。

▶ 取組方針

① 交通不便地域への対応を含む抜本的な対策の検討

総合戦略

交通不便地域の住民要望等に応じるほか、交通事業者の経営動向等を踏まえた総合的な公共交通網とするため、市民や地域活動団体をはじめ、交通事業者や市福祉部門との連携のもと、意見調整を図りつつ、抜本的な対策及び持続可能な交通手段の導入計画を検討します。

主な取組	内容	
新たな担い手確保を含む持続可能な公共交通手段の掘り起こしや抜本的な対策の検討	体制	<ul style="list-style-type: none"> ・地域公共交通協議会、関係機関等との連携 ・交通事業者の動向等を踏まえた新たな移動手段調査検討体制の構築 ・新たな移動手段導入に向けた関係者間協議の場づくり
	計画	<ul style="list-style-type: none"> ・交通事業者の動向調査及び現状把握 ・抜本的な対策の確立を含む実現可能性に係る調査検討 ・次期地域公共交通計画（旧地域公共交通網形成計画）の策定
市民の声や利用動向を踏まえた公共交通網の検討	計画	<ul style="list-style-type: none"> ・利用促進等に係る地域住民等との意見交換 ・当該地域にあった運行形態の検討

② 既存路線バスの運行維持

既存路線バスの運行維持を図るため、運行事業者へ継続的な働きかけと必要な支援措置に努めるほか、特に、重要課題の運転手不足を補うため、事業者と連携した就職イベントの開催などにより効果的な支援策を検討します。

主な取組	内容	
補助対象路線の維持支援措置及び市営循環バス路線等を含む再編の検討	体制	・路線維持に向けた運行事業者等との意見交換の実施
	計画	・鉄道等と路線バスの接続を踏まえた運行の検討
	実行	・対象路線の運行維持に係る補助等支援策の適用 ・車両の買い替え等臨時的経費に係る支援措置の検討
バス運転手確保策の検討	体制	・交通事業者との情報交換会の実施 ・交通事業者と連携した運転手確保体制の検討

③ 都市間公共交通等の利便性向上（再掲）

市民等の利用希望や実態把握を踏まえ、より一層、都市間公共交通等の利便性の向上を図るため、既存高速バス路線の維持及びサービスの向上に努めるほか、市内及び成田空港等を経由する路線の新設を検討し、運行事業者への必要な要望活動を行います。また、成田空港内に乗入れるタクシー等の運行事業者と連携した観光タクシー事業の展開や様々なバスチャーター便等の運行乗入れを研究・想定するなど、市内都市機能の充実及び都市間交流人口の拡大等を図るため、交通アクセスの改善等に資する施策を幅広く検討します。加えて、都市機能の一つとして整備を進めている佐原駅北口バスターミナルについては、事業用地の確保が困難な状況を踏まえ、事業計画の見直しを含めた検討を進めます。

主な取組	内容	
新規高速バス路線の導入等に係る要望	体制	・交通事業者と新規路線に関する意見交換等を随時実施
	計画	・東京駅に限らず、羽田空港や成田空港などの路線を検討
	実行	・通過路線のルート変更等に伴う利用拡大の要望
高速バス既存路線のサービス向上に係る要望及び待合乗降場の整備充実に係る検討	計画	・利用者アンケート等を踏まえたサービス向上の検討 ・バス停の改善等に係る状況把握及び整備方針等の検討
	実行	・利用者の希望等に応じた一般乗降化の推進 ・既存路線便の維持及び便数増加に係る要望 ・通勤及び通学定期券の導入に係る要望 ・早朝及び深夜帯の運行時間拡大に係る要望
成田空港からの人流促進、交流人口拡大の推進	体制	・バス及びタクシー等運行事業者との連携
	計画	・交通事業者等による事業の開始及びマッチング等の検討 ・バスチャーター便等の臨時及び定期運行の検討 ・事業参入者等に対する新たな支援策の検討
佐原駅北口交通拠点の整備	実行	・用地取得期限等事業推進条件の整理
	見直し	・事業計画の見直し及び代替案等の検討

④ J R成田線・鹿島線の利便性の向上及び利用促進

既存路線の利便性向上に係る要望活動を継続するほか、成田線、鹿島線の沿線自治体及び JR 東日本との連携を図り、通勤・通学者及び鉄道利用観光客を対象とした当該路線の利用促進施策を検討・展開します。

主な取組	内容	
J R成田線と鹿島線の利便性向上及び利用促進施策の展開	体制	・千葉県 J R 線複線化等促進期成同盟、関係機関等との連携
	計画	・通勤・通学者及び観光客の鉄道利用促進施策の検討
	実行	・成田駅－鹿島神宮駅間の直通列車の増便の要望 ・鹿島線各駅のバリアフリー化に関する要望 ・各駅構内環境の改善等に係る要望 ・利用者等の意向を踏まえた路線の維持及び利便性の向上に係る要望 ・千葉県 J R 線複線化等促進期成同盟での活動の推進 ・J R 千葉駅等での各便成田駅乗継時間の周知徹底に係る要望

⑤ 成田国際空港対策の推進

成田国際空港に隣接する状況にあることから、新たな空港整備計画等に対する協議や国県等関連施策の動向等を踏まえつつ、騒音対策等の運営・整備等に係る諸課題へ適切に対応するほか、立地上の利点を活かし、就業機会、移住定住、関連企業の誘致、観光振興等をテーマとした戦略的かつ積極的な施策の展開を図ります。

主な取組	内容	
空港の運営・整備等に係る諸課題への適切な対応	体制	・成田国際空港株式会社（NAA）、県、各協議会及び関係機関等との連携 ・市議会成田国際空港対策特別委員会との連携
	実行	・新たな空港整備計画等に対する協議 ・騒音対策委員会香取神崎部会の運営 ・運営整備等の動向把握及び必要事項に係る要請
空港隣接の利点（空港機能の拡充動向を含む）を活かした戦略的な施策の展開	体制	・関係機関等との連携
	計画	・就業先及び移住定住をテーマとした施策の検討 ・空港関連企業の立地等をテーマとした施策の検討 ・道路交通アクセスをテーマとした施策の検討 ・人の流動、観光振興をテーマとした施策の検討

(2) 循環バス・乗合タクシー

▶ 現状と課題

- ① 市が運行する循環バスは、厳しさを増す運行状況や社会情勢等を踏まえつつ、利用者の増及び利便性の向上を図るため、2021（令和3）年10月に路線の大規模な再編のほか、市内統一運賃への料金改正等を実施しました。引き続き、市民の意向等を踏まえ、適切な運行及び経営継続を図ることが重要なため、ルートや便数等の改善措置を講じるなど、利用促進に努める必要があります。
- ② 市が運行する乗合タクシーは、現在、市循環バスの廃止に伴う代替措置として、市内の一部地域で運行しています。利用者数は横ばいの状況にあり、費用対効果の観点から諸経費が高止まりとなっているため、引き続き、利便性の向上及び利用者増につながる利用促進策を講じる必要があります。

▶ 取組方針

① 市営循環バスの適切な運行及び利用促進

総合戦略

人口減少及び少子高齢化の進展など、ますます厳しさを増す循環バスの運行状況等を鑑み、利用対象者の意向等を的確に把握しながら、適切な運行及び経営継続を図るため、引き続き、運行委託事業者との連携を深めつつ、利用促進施策の充実を図ります。また、利用者潜在層（運転免許自主返納者及び公共交通利用困難者等）の取り込みを具体的に検討するに当たり、運賃割引制度の導入や外出支援事業等の事業適用を検討するほか、福祉事業者や地域活動団体（NPO）の取組へ委ねること等を考慮するなど、より地域に密着した公共交通の確保等を目指します。

主な取組	内容	
循環バスの適切な運行及び利便性向上の検討	体制	・運行委託事業者、地域活動団体等との連携
	計画	・利用者の意向等を踏まえた適切な運行方針等の作成 ・利便性の向上及び利用促進施策の検討 ・代替運行形態や外出支援事業等の探求
	実行	・市ウェブサイト等による運行情報の発信 ・一般用バスロケーションシステムやIC運賃箱、乗降センサー等の導入検討
循環バスの利用環境の向上	実行	・ノンステップや地球環境に配慮したバス車両の導入検討
免許返納者等交通弱者への対策の検討	体制	・関係機関及び市民活動団体等との協議連携体制の構築

② 現行乗合タクシーの利用促進

総合戦略

現行乗合タクシー利用者数の増加を図るため、制度や利用方法等の効果的な周知及び乗降場所・運行便数の見直しなど、経費の縮減や運行形態等の見直しを含め、効率的な運行に係る施策を展開し、可能な限り、事業の継続を図ります。

主な取組	内容	
乗合タクシーの効率的な運行の継続	実行	・様々な媒体を活用した制度や利用方法等の周知 ・利用促進施策の検討及び展開 ・経費の縮減に係る取組の推進
	見直し	・利用者の意向等を踏まえた乗降場所や運行便数の見直し ・代替措置の適用を含めた運行等に係る抜本的な見直し



5-6 上水道

- 小施策（１）上水道施設
 （２）簡易水道施設
 （３）事業経営

主担当課	水道課	関係課	—
------	-----	-----	---

▶ 5年後の目指す姿

公営企業として健全な経営に資するため、市内複数の水道事業の統合を進めつつ、施設等の適切な管理運営及び事業・業務の効率化に係る取組が徹底され、適宜、老朽化施設や老朽管の更新など、計画的な整備が進み、引き続き、安全・安心な水の安定した供給を行っています。なお、施設等の統廃合や経営戦略に基づく財政計画の策定、進捗管理及び検証などにより、事業経営のスリム化等につながり、水道事業者として、より強固な経営基盤が構築されています。

▶ 業績評価指標

小施策	指標名	指標の説明	現状値	目標値		
			2022 (令和4)	2023 (令和5)	2025 (令和7)	2027 (令和9)
簡易水道施設・ 上水道施設	水道施設統廃合 施設数	水道施設及び簡易水道施設における新設・更新・改造・廃止する施設の延べ件数（全10施設）（出典：水道課調べ）	—	2施設	3施設	5施設
上水道施設	石綿セメント管残 存延長	残存している石綿セメント管の延長（出典：水道課調べ）	93km (2021)	84km	74km	64km
	有収率	水道施設から給水される水量と料金徴収の対象となった水量の比率（出典：水道課調べ）	81.8% (2021)	82.0%	82.5%	83.0%
簡易水道 施設	有収率	水道施設から給水される水量と料金徴収の対象となった水量の比率（出典：水道課調べ）	74.3% (2021)	78.0%	79.0%	
事業経営	料金収納率	水道料金現年度調定額に対して納入されている収入額の割合（出典：水道課調べ）	97.6% (2021)	98.2%	98.2%	98.2%

▶ 関連する個別計画

香取市水道ビジョン（2008（平成20）年度～）

香取市水道事業基本計画（2008（平成20）年度～）

千葉県香取市上水道事業経営戦略（2016（平成28）年度～2025（令和7）年度）

千葉県香取市簡易水道事業経営戦略（2016（平成28）年度～2025（令和7）年度）

(1) 上水道施設

▶ 現状と課題

- ① 合併以降、佐原地区及び小見川・山田地区の市内 2 つの水道事業により、各業務計画に基づいた管理運営をしており、水道施設の状況や運営コスト等の詳細がそれぞれ異なるとはいえ、日々、安定した給配水に努め、諸経費の低減を図る等の課題は同様のため、人口動態等の状況を踏まえつつ、引き続き、施設等の適切な管理運営及び計画的な整備等に努める必要があります。
- ② 老朽化した浄水場の更新を円滑に進めるほか、小見川・山田地区水道事業と栗原地区簡易水道事業における業務や施設等の統廃合を推進し、より強固な水道事業体制を構築するなど、将来的な水需要の動向等を踏まえ、必要な設備等の計画的な更新を図る必要があります。
- ③ 残存延長が事業体別で全国上位となっている石綿セメント管や漏水の多い硬質塩化ビニル管などについて、耐震管への計画的な更新が必要です。

▶ 取組方針

① 施設等の適切な管理運営及び計画的な整備等の実施

上水道は、合併以降、佐原地区と小見川・山田地区の市内 2 事業区分のまま、それぞれの業務計画に基づき、効率的かつ安定した管理運営に努めており、いずれも安定した給配水の供給及び給水戸数の推移等を考慮しながら、設備等の老朽化への対応及び運営コストの低減を図る必要があるため、引き続き、施設等の適切な管理運営及び計画的な改修・整備に努めます。

主な取組	内容	
水道ビジョン及び水道事業基本計画の改訂とアセットマネジメント計画の策定	体制	・運営審議会、関係機関等との連携
	計画	・計画等と現状の乖離状況の確認及び分析 ・給水戸数の推移や給水原価等の動向を踏まえた検証
施設等の適切な管理運営	体制	・業務の効率化を意識した管理運営体制の確立 ・管理委託事業者等との連携 ・突発的な応急体制の確認及び事業者等との連携
	計画	・適切な管理運営方針等の作成
	実行	・経営の健全性・効率性に係る取組の強化 ・安定給水や漏水防止等に係る点検及び取組の徹底
計画的な設備等の改修及び整備	計画	・定期的かつ効率的な改修整備方針等の作成
	実行	・必要な維持補修等の計画的な実施 ・低コスト化に着目した改修整備等の実施

② 小見川浄水場等の更新と施設統廃合の推進

老朽化による小見川浄水場の全面更新をはじめ、小見川・山田地区水道事業と栗源地区簡易水道事業の業務及び各給水場等施設の統廃合を推進し、当該事業区域における事業及び経営の効率性を高めるほか、水質及び供給の安定性を向上させ、耐震化を図るなど、より一層、災害や事故等に強い水道事業体制を構築します。また、佐原地区の水道施設には、将来的な水需要の動向等を考慮しながら、必要な更新・耐震化を検討します。

主な取組	内容	
水道事業統廃合事業の円滑な推進	実行	・施設更新と統廃合に係る計画的な事業の実施
小見川浄水場の全面的な更新	実行	・円滑な更新工事施工管理等の実施
佐原地区水道施設の更新時期等の検討	計画	・水需要動向等を踏まえた佐原地区水道施設の更新検討

③ 石綿セメント管等老朽管の計画的な更新

漏水防止の観点から、残存延長が全国 1 位の石綿セメント管や硬質塩化ビニル管など、老朽化の著しい管について耐震管への更新を計画的に進めます。

主な取組	内容	
老朽管更新の推進	実行	・計画的な老朽管更新の実施 ・石綿セメント管の早急な更新

(2) 簡易水道施設

▶ 現状と課題

- ① 小見川・山田地区水道事業への事業統合までの間、及びその後の適切な管理運営に資するため、当該事業の進捗等に留意しながら、引き続き、施設等の老朽化への対応に努める必要があります。
- ② 小見川・山田地区水道事業への事業統合を進めるに当たり、その影響等を踏まえつつ、既存施設の撤去を含め、施設や設備等の必要な整備を進める必要があります。
- ③ 高度成長期に敷設した硬質塩化ビニル管は、漏水箇所が多く、更新時期となるため、順次、計画的な更新に努める必要があります。

▶ 取組方針

① 施設等の適切な管理運営

安定した給配水の供給及び給水戸数の推移等を考慮し、統廃合事業の進捗に留意しながら、設備等の老朽化への対応を進める必要があるため、引き続き、施設等の適切な管理運営及び必要な改修・整備等に努めます。

主な取組	内容	
施設等の適切な管理運営	体制	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の効率化を意識した管理運営体制の確立 ・管理委託事業者等との連携 ・突発的な応急体制の確認及び事業者等との連携
	計画	・適切な管理運営方針等の作成
	実行	<ul style="list-style-type: none"> ・経営コストや給水原価等の低減に係る取組の強化 ・安定給水や漏水防止に係る点検及び取組の徹底
必要な設備等の改修及び整備	計画	・必要な改修整備方針及び事業工程等の作成
	実行	・必要な維持補修等の計画的な実施

② 水道事業への統合の推進及び必要な施設等の更新

総合戦略

小見川・山田地区水道事業と栗源地区簡易水道事業の業務や施設等の統廃合を推進し、当該事業区域における事業及び経営の効率性を高めるほか、水質及び供給の安定性を向上させ、耐震化を図るなど、より一層、災害や事故等に強い水道事業体制を構築します。なお、事業統廃合への影響を踏まえつつ、既存施設の撤去等を含め、必要な整備を図ります。

主な取組	内容	
水道事業への統合に向けた関連事業の推進	計画	・事業統合のための水道事業認可に係る事業計画の作成と必要な整理等
	実行	・必要な施設等の更新と業務統合手続き等の着実な実施（既存施設の撤去等を含む）

③ 老朽管の計画的な更新

総合戦略

漏水防止の観点か、更新時期にあるら硬質塩化ビニル管など、老朽化の著しい管について、順次、耐震管への計画的な更新を進めます。

主な取組	内容	
老朽管更新の推進	実行	・計画的な老朽管更新の実施

(3) 事業経営

▶ 現状と課題

- ① 上水道事業のより効率的な経営に資するため、水道施設の広域化や連携を図る必要があります。
- ② 市内複数の事業経営となっている現状を踏まえ、業務の効率化及び経営の強化を図るため、上水道と簡易水道の各事業を統合する必要があります。
- ③ 経営の強化及び事業効果を十分に反映するため、引き続き、給水区域内における未加入者の加入促進及び水道料金収納率の向上が必要です。
- ④ 水道事業の健全な経営に資するため、計画の進捗管理や計画実績の検証など自らの客観的な経営診断に努めながら、投資や給水原価等の状況に応じ、水道料金の見直しの要否について検討する必要があるため、水道事業経営戦略やアセットマネジメント計画の改訂を行う必要があります。中・長期の具体的な事業経営（資金等）計画を策定するほか、自らの客観的な経営診断に努めながら、投資や給水原価等の状況に応じ、受益者負担の原則に基づく、水道料金の見直しの要否について検討する必要があります。
- ⑤ 事業の健全な経営及び継続性を踏まえ、適切な工事の執行や施設等の管理運営に努めるほか、財務、企業会計の処理等を円滑に行う体制を強化するため、専門知識を有する企業職員の育成等が必要です。

▶ 取組方針

① 水道施設の広域化や連携強化の検討

国や県の政策動向を踏まえ、他事業体との水道施設の広域的な運用や業務連携による経営基盤の強化を検討するほか、特に、県からの用水供給の適用実現に係る要望活動等を行います。

主な取組	内容	
業務等に係る広域連携の推進	実行	・ほかの事業体との施設運用等の広域化や業務連携による経営基盤強化の検討 ・関係団体等との協議の継続
県からの用水供給に向けた取組の展開	実行	・国や県の政策動向及び関連補助金に係る動向等の確認 ・実現に向けた要望活動等の展開

② 上水道事業と簡易水道事業の事業統合

事業経営のより効率化を図るため、当該施設等統廃合事業の進捗を踏まえ、2026（令和8）年度に上水道事業と簡易水道事業を統合する事業認可変更を行います。

主な取組	内容	
水道事業と簡易水道事業の統合の推進	実行	・関係機関との調整及び事業認可変更手続きの実施

③ 未加入者への加入促進と水道料金収納率の向上

経営の強化及び事業効果を十分に反映するため、給水区域内における未加入者の加入促進を図ります。また、水道料金の収納について新たな納入方法を検討するなど、収納率の向上に努めます。

主な取組	内容	
給水区域内未加入者に対する加入の促進	実行	<ul style="list-style-type: none"> ・加入に係る市民の理解促進 ・事業概要等に係る周知の徹底
水道料金納入手段の拡充及び収納率の向上	実行	<ul style="list-style-type: none"> ・利便性を考慮した新たな納入手段の検討及び実施 ・受益者負担に係る事項及び経営状況の周知

④ 経営戦略の改訂及び水道料金適正化の検討

健全な企業経営に資するため、中・長期事業経営計画と次期経営戦略を策定するほか、自ら客観的な経営診断に努めつつ、投資や給水原価等の状況に応じ、受益者負担の適正化を図るため、適宜、水道料金改定の要否について検討します。

主な取組	内容	
経営戦略の改訂及び水道料金適正化の検討	体制	<ul style="list-style-type: none"> ・運営審議会、関係機関等の連携
	計画	<ul style="list-style-type: none"> ・上水道と簡易水道の統合を踏まえた水道事業経営戦略の改訂 ・毎年度の進捗管理や計画実績の検証 ・客観的な経営診断の実施及び現状把握 ・水道料金の適正化に係る検討

⑤ 公営企業を支える専門知識を有する人材の育成及び確保

公営企業における事業の健全な経営及び継続を図るため、工事や施設管理等の適切な執行に努めるほか、財務、企業会計の処理等を円滑に行う体制を強化するため、専門知識を有する職員を育成します。手順書の作成が可能な業務については、文書化を図り、業務に関する知見を継承・共有していきます。また、専門知識を有する人材の採用を人事担当に求めるとともに、研修の機会を充実させます。

主な取組	内容	
知見を有する企業職員の育成	体制	<ul style="list-style-type: none"> ・知見を継承及び共有する体制の構築
	実行	<ul style="list-style-type: none"> ・手順書の作成及び文書化 ・専門知識に係る業務研修機会の充実 ・企業会計等の知識を有する人材の育成
技術職等専門知識を有する企業職員の確保	実行	<ul style="list-style-type: none"> ・工事や施設の管理運営に係る専門職の採用等又は併任



5-7 下水道

- 小施策 (1) 下水道施設
 (2) 集落排水施設
 (3) その他浄化施設
 (4) 事業経営

主担当課	下水道課	関係課	—
------	------	-----	---

▶ 5年後の目指す姿

企業会計処理を適用している公共下水道や農業集落排水処理施設をはじめ、合併処理浄化槽の設置促進等を含め、対象施設の適切な管理や計画的かつ効率的な基盤整備等が行われ、生活污水の適正処理により、市民等の暮らしの向上及び河川等の水質が正常に保たれています。なお、市営の各処理事業は、経費節減等に係る取組を徹底し、事業経営のスリム化及び健全化が図られ、企業経営的な観点から、より強固な基盤が構築されています。

▶ 業績評価指標

小施策	指標名	指標の説明	現状値	目標値		
			2022 (令和4)	2023 (令和5)	2025 (令和7)	2027 (令和9)
下水道施設	水洗化率	下水道供用開始区域内に住んでいる人のうち、下水道に接続している人口の割合 (出典：下水道課調べ)	82.62%	83.0%	84.0%	85.0%
	ストックマネジメント計画に基づき修繕した設備・施設数	ストックマネジメント計画に基づき改修・修繕した設備・施設の延べ件数 (出典：下水道課調べ)	7件	19件	25件	42件
集落排水施設	最適整備構想に基づき改修・修繕した設備・施設数	最適整備構想に基づき改修・修繕した設備・施設の延べ件数 (出典：下水道課調べ)	1件	4件	7件	8件
その他浄化施設	ストックマネジメント計画に基づき修繕した設備・施設数	ストックマネジメント計画に基づき修繕した設備・施設数 (出典：下水道課調べ)	—	—	—	1件
事業経営	汚水処理人口普及率	生活排水の処理施設（公共下水道、合併浄化槽等）を利用できる人口の割合 (出典：下水道課調べ)	63.10%	67.9%	70.5%	73.1%
	料金収納率	下水道使用料現年度調定額に対して納入されている収入額の割合 (出典：下水道課調べ)	85.50%	86.00%	86.00%	86.00%

▶ 関連する個別計画

香取市汚水適正化処理構想（2022（令和4）年度～）

香取市公共下水道事業全体計画（2014（平成26）年度～2024（令和6）年度）

香取市下水道事業計画（～2024（令和6）年度）

香取市公共下水道総合地震対策計画（Ⅱ期）（2019（平成31）年度～2023（令和5）年度）

香取市公共下水道ストックマネジメント計画（2018（平成30）年度～）

香取市下水道事業経営戦略（公共下水道事業）（2021（令和3）年度～2030（令和12）年度）

香取市下水道事業経営戦略（農業集落排水事業）（2021（令和3）年度～2030（令和12）年度）

香取広域市町村圏事務組合一般廃棄物（生活排水）処理基本計画（2021（令和3）年度～2035（令和17）年度）

香取市農業集落排水施設最適整備構想（2018（平成30）年度～）

（1）下水道施設

▶ 現状と課題

- ① 下水道及びほかの処理施設等を含め、生活污水の総合的かつ適正な処理を図るほか、佐原・小見川 2 か所の処理区に係る下水道の整備等に係る各計画や事業の進捗状況等を検証・確認しながら、引き続き、関連施設等の適切な管理運営及び計画的な整備に努める必要があります。
- ② 先の東日本大震災による被災状況等を踏まえ、特に、下水道施設の耐震化を計画的かつ継続して進める必要があります。耐震化の具体的な推進を図るため、現行計画の検証及び実施対象事業の精査等を踏まえ、次期総合地震対策計画（Ⅲ期）を策定する必要があります。
- ③ 整備後の年数が経過した浄化施設やポンプ場など、老朽化した下水道施設等の更新整備は、その規模も大きく、多くの手間と費用を要します。このため、公共下水道ストックマネジメント計画を策定し、対象施設に係る効率的な事業の推進及び経費の平準化等を図りつつ、経営に無理のない事業執行に努めており、引き続き、現行計画の見直しを検討しながら、対象施設の具体的な点検・調査・設計等を実施し、効率的な改修・修繕を図る必要があります。

▶ 取組方針

① 施設等の適切な管理運営と計画的な整備

下水道及びほかの処理施設を含め、生活污水の総合的かつ適正な処理を図るほか、下水道における全体計画の検証・策定及び具体的な事業計画の作成を経て、処理区域内人口の推移等に応じた必要な整備等の実施を図ります。また、低コスト及び処理の安定化等を意識し、施設等の適切な管理運営及び計画的かつ必要な改修整備等に努めます。

主な取組	内 容	
汚水適正化処理構想の検証	体制	・運営審議会、関係機関等との連携
	計画	・現行計画等（一般廃棄物処理基本計画を含む）と現状のかい離状況の確認及び分析 ・下水道の計画に基づく汚水処理状況の確認 ・農業集落排水事業計画区域内の加入状況等の確認 ・その他浄化施設による処理状況の確認 ・合併処理浄化槽普及状況等の把握
公共下水道事業全体計画の検証及び策定	体制	運営審議会、関係機関等との連携
	計画	・現行計画等と現状のかい離の確認及び分析 ・下水道等の処理区域内人口、汚水処理水量の推移や諸経費等の動向を踏まえた検証 ・次期全体計画の策定
全体計画に基づく下水道事業計画（佐原・小見川処理区）の作成及び推進	計画	・事業進捗状況の精査等を踏まえた事業計画の見直し ・全体計画区域内未普及区域に係る対応方針等の検討
	実行	・計画に基づく普及の推進及び対象事業の実施
施設等の適切な管理運営	体制	・低コスト及び処理の安定化等を意識した管理運営体制の確立 ・管理委託事業者等との連携 ・突発的な応急体制の確認及び指定事業者等との連携
	計画	・適切な管理運営方針等の作成
	実行	・経営コストや諸経費等の低減に係る取組の強化 ・安定処理や処理水の水質維持等に係る点検及び取組の徹底
計画的な設備等の改修及び整備	計画	・定期的かつ効率的な改修整備方針等の作成
	実行	・必要な維持補修等の計画的な実施 ・低コスト化に着目した改修整備等の実施

② 下水道施設耐震化の推進

大地震の到来を想定した耐震化について総合地震対策計画に基づき、引き続き、対応措置を講じます。また、現行計画の計画期間が 2023（令和 5）年度までのため、事業の進捗及び現行計画の検証等を踏まえ、次期総合地震対策計画（Ⅲ期）を策定し、必要かつ継続した施設等の耐震化対策を進めます。

主な取組	内 容	
公共下水道総合地震対策計画（Ⅲ期）の策定	計画	・事業の進捗等を踏まえた現行計画の検証 ・対象事業の検討及び次期（Ⅲ期）計画の策定
計画に基づく管渠、マンホール、処理場、ポンプ場等の耐震事業の継続	実行	・計画に基づく耐震対象事業の円滑な推進

③ スtockマネジメント事業の継続

総合戦略

現行の公共下水道Stockマネジメント計画の見直しを検討しながら、対象事業の確認及び当該施設等の具体的な点検・調査・設計業務を実施するなど、事業規模や効率性等を踏まえた老朽化施設等の計画的な改修・修繕を進めます。

主な取組	内 容	
現行Stockマネジメント計画の検証及び見直しの検討	計画	・事業の進捗等を踏まえた現行計画の検証 ・対象事業の確認及び計画見直し検討
老朽化した施設等の効率的な改修・修繕の実施	実行	・計画に基づく効率的かつ大幅な施設等の改修及び修繕の実施

(2) 集落排水施設

▶ 現状と課題

- ① 市内7箇所の事業計画区域における運営を行っており、いずれも整備完了後の年数が経過し、処理区域内人口の減少及び事業継続の根幹となる処理場等の老朽化が進んでいる状況にあります。引き続き、安定した汚水処理の実施及び経営の健全化を図るため、対象区域における課題の整理や事業の継続性等を十分に勘案しながら、施設等の適切な管理運営及び必要な設備等の計画的な改修・整備に努める必要があります。
- ② 事業の根幹となる処理場の建物、浄化槽や機械設備など、経年劣化に伴う当該老朽化施設の更新は、汚水処理の安定化及び事業の継続に大きく影響し、多くの経費等を要することから、効率的な事業の推進及び経費の平準化等を図りつつ、経営に無理のない事業の推進及び執行に努めるため、現行の農業集落排水施設最適整備構想を検証しながら、対象施設や事業の精査及び当該施設等の具体的な点検・調査・設計業務を実施し、事業規模や効率性等を踏まえたストックマネジメント事業として、計画的な改修・修繕を図る必要があります。

▶ 取組方針

① 事業継続に係る対応方針等の確立及び施設等の適切な管理運営

市内事業計画区域のいずれも、処理区域内人口の減少及び処理場等施設の老朽化が進んでおり、事業継続に係る課題等の把握及び対応方針等を検討しながら、引き続き、安定した汚水処理の実施及び経営健全化を図るため、低コスト及び処理の安定化等を意識し、当該施設等の適切な管理運営及び計画的かつ必要な改修整備等に努めます。

主な取組	内容	
事業経営継続方針等の作成	体制	・関係機関等との連携
	計画	・一般廃棄物処理基本計画等関連計画における現状とのかい離の確認及び分析 ・処理区域内人口、汚水処理水量の推移や諸経費等の動向を踏まえた方針等の作成 ・公共下水道事業への統合の検討
施設等の適切な管理運営	体制	・低コスト及び処理の安定化等を意識した管理運営体制の確立 ・管理委託事業者等との連携 ・突発的な応急体制の確認及び指定事業者等との連携
	計画	・適切な管理運営方針等の作成
	実行	・経営コストや諸経費等の低減に係る取組の強化 ・安定処理や処理水の水質維持等に係る点検及び取組の徹底
計画的な設備等の改修及び整備	計画	・定期的かつ効率的な改修整備方針等の作成
	実行	・必要な維持補修等の計画的な実施 ・低コスト化に着目した改修整備等の実施

② スtockマネジメント事業の継続

現行の農業集落排水施設最適整備構想の見直しを検討しながら、対象事業の確認及び当該施設等の具体的な点検・調査・設計業務を実施するなど、事業規模や効率性等を踏まえた老朽化施設等の計画的な改修・修繕を進めます。

主な取組	内 容	
農業集落排水施設最適整備構想の検証	計画	・事業の進捗等を踏まえた現行計画の検証 ・対象事業の確認及び計画見直しの検討
老朽化した施設等の効率的な改修・修繕の実施	実行	・構想に基づく効率的かつ集中的な施設等の改修及び修繕の実施

(3) その他浄化施設

▶ 現状と課題

- ① 市が管轄する2か所（みずほ台団地污水处理施設、与倉污水处理施設）の大型合併処理浄化槽について、各対象区域内の人口及び施設等老朽化の状況等を踏まえつつ、対象区域における課題の整理や事業の継続性等を勘案しながら、引き続き、安定した污水处理等を図るため、施設等の適切な管理運営及び必要な設備等の計画的な改修・整備に努める必要があります。
- ② 大型合併処理浄化槽に係る当該浄化槽など、老朽化に伴う大規模な改修・更新への対応は、污水处理の安定化及び事業の継続に大きく影響し、多くの経費等を要することから、効率的な事業の推進及び経費の平準化等を図りつつ、無理のない執行に努めるため、対象事業を精査し、事業規模や効率性等を踏まえたStockマネジメント事業として、計画的かつ集中的な改修・修繕を図る必要があります。
- ③ 公共下水道等の污水处理事業区域以外の地域における生活雑排水の適正な処理を図るため、引き続き、合併処理浄化槽の設置及び転換に対する支援策を講じる必要があります。特に、水質浄化の観点から、重点的な対策を講じる地域に指定されている黒部川流域に係る措置や排水先を確保できない宅地に係る対策など、市民生活の向上に係る対応を講じる必要があります。

▶ 取組方針

① 施設等の適切な管理運営と計画的な整備

2か所の処理対象区域とも、処理区域内人口の減少及び施設等の老朽化が進んでおり、事業継続に係る課題等の把握及び対応方針等を検討しながら、引き続き、安定した汚水処理の実施を図るため、低コスト及び処理の安定化等を意識し、当該施設等の適切な管理運営及び計画的かつ必要な改修整備等に努めます。

主な取組	内容	
事業経営継続方針等の作成	体制	・対象地区の市民、関係機関等との連携
	計画	・一般廃棄物処理基本計画等関連計画への明確な位置づけと現状確認及び分析 ・処理区域内人口、汚水処理水量の推移や諸経費等の動向を踏まえた方針等の作成 ・コミュニティプラントとするための整備等必要性の検討
施設等の適切な管理運営	体制	・低コスト及び処理の安定化等を意識した管理運営体制の確立 ・管理委託事業者等との連携 ・突発的な応急体制の確認及び指定事業者等との連携
	計画	・適切な管理運営方針等の作成
	実行	・経営コストや諸経費等の低減に係る取組の強化 ・安定処理や処理水の水質維持等に係る点検及び取組の徹底
計画的な設備等の改修及び整備	計画	・定期的かつ効率的な改修整備方針等の作成
	実行	・必要な維持補修等の計画的な実施 ・低コスト化に着目した改修整備等の実施

② スtockマネジメント事業の実施検討

総合戦略

施設等の効率的かつ集中的な改修・更新を図るため、必要に応じ、いわゆるストックマネジメント計画を策定し、対象事業を精査するなど、設備等の老朽化に対し、計画的かつ必要な整備を進めます。

主な取組	内容	
ストックマネジメント計画の策定	計画	・対象事業の精査及び計画の策定
老朽化した設備等の効率的な改修・修繕の実施	実行	・計画に基づく効率的かつ集中的な改修及び修繕の実施

③ 合併処理浄化槽の設置及び転換に対する支援

総合戦略

一般廃棄物処理基本計画及び汚水適正化処理構想に基づき、黒部川流域等の特別支援地区や排水先を確保できない住宅への対策を含め、引き続き、合併処理浄化槽の設置等に係る支援施策を推進します。

主な取組	内容	
設置等の動向把握及び推進方針の確立	計画	・設置等の動向把握や一般廃棄物処理基本計画等関連計画における現状確認及び分析 ・推進方針及び支援施策の検討
設置転換に係る支援措置の適用	実行	・設置等に係る助成事業の適切な執行 ・支援事業の周知徹底

(4) 事業経営

▶ 現状と課題

- ① 市営の下水道事業等の安定した経営や、市内全域における生活污水の適正処理を図るため、事業区域内未加入者の加入促進及び合併処理浄化槽の設置促進等により、水洗化率の向上を図る必要があります。
- ② 下水道等の各企業に係る安定した経営の道筋を確立するため、中・長期事業経営計画の策定や現行の各事業戦略の検証を進めるなど、受益者負担を踏まえた料金等の適正化及び収納率の向上を図る必要があります。

▶ 取組方針

① 水洗化率向上のための活動の継続

経営の強化及び事業効果を十分に反映するため、公共下水道・農業集落排水事業区域等において、水洗化率向上のために加入促進等の普及・啓発を継続します。また、当該区域外においては、合併処理浄化槽の設置、転換を推進します。

主な取組	内容	
下水道等各事業区域内未加入者に対する加入の促進	実行	<ul style="list-style-type: none"> ・加入に係る市民の理解促進 ・各事業概要等に係る周知の徹底 ・接続勧奨文書の回覧やイベント等における普及・啓発活動の実施
合併処理浄化槽の設置、転換の推進	実行	<ul style="list-style-type: none"> ・一部経費補助金の交付に係る支援事業内容の周知

② 中・長期事業経営計画等の策定及び料金収納率の向上

公共下水道等市営浄化施設の事業経営について、その適切かつ安定化に資するため、中・長期事業経営計画を策定するほか、自ら客観的な経営診断や事業戦略の検証に努めつつ、投資や諸経費等の状況に応じ、受益者負担の適正化を図るため、適宜、下水道等料金の確認を行いつつ、その収納について、新たな納入方法を検討するなど、収納率の向上に努めます。

主な取組	内容	
市営処理事業に係る中・長期事業経営計画（資金計画等を含む）の策定及び料金適正化の検討	体制	<ul style="list-style-type: none"> ・運営審議会、関係機関との連携
	計画	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年度のローリングによる中長期事業経営計画（資金計画、起債計画を含む）の策定 ・客観的な経営診断の実施及び現状把握 ・料金の適正化に係る検討
現行下水道（公共下水道、農業集落排水）事業経営戦略の検証	体制	<ul style="list-style-type: none"> ・運営審議会、関係機関との連携
	計画	<ul style="list-style-type: none"> ・現状把握及び現行計画の検証 ・次期経営戦略の策定に係る必要事項等の確認
料金納入手段の拡充及び収納率の向上	実行	<ul style="list-style-type: none"> ・利便性を考慮した新たな納入手段の検討及び実施 ・受益者負担に係る事項及び経営状況の周知



6-1 市民協働

- 小施策 (1) 市民協働
(2) 事業提案・連携
(3) コミュニティ

主担当課	市民協働課	関係課	(全課)
------	-------	-----	------

▶ 5年後の目指す姿

核家族化や少子高齢化の進行等により、生活に身近な課題が多様化するなか、個々の気持ちが豊かになり、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることのできるご当地の社会を実現するため、市と市民等が自主性と主体性を尊重した対等な立場で連携し、住民自治（まちづくり）協議会をはじめ、様々な市民活動団体の主体的な活動が進められるなど、市民が主体となって、地域の課題や実態に応じ、自ら積極的な地域づくりに取り組んでいます。その活発な活動は、年月を経て、新たな課題の発見と取組及び挑戦へと踏み出し、住民自治に大きな効果をもたらしています。また、地縁血縁社会の希薄化が進むなか、暮らしやすさの追求に努めつつ、地域で暮らす市民同士の程よい関係性が保たれ、市民の笑顔の輪が増えています。

▶ 業績評価指標

小施策	指標名	指標の説明	現状値	目標値		
			2022 (令和4)	2023 (令和5)	2025 (令和7)	2027 (令和9)
市民協働	住民自治（まちづくり）協議会数	市内全域に設立を目指し、設立後も活動を継続している住民自治（まちづくり）協議会の数 (出典：市民協働課調べ)	23 団体	—	—	24 団体
	本市ウェブサイト「市民活動団体の紹介」掲載数	本市ウェブサイト「市民活動団体の紹介」年間掲載数 (出典：市民協働課調べ)	43 件	45 件	47 件	50 件
事業提案・連携	地域振興事業助成団体数	地域振興事業年間助成団体数 (出典：市民協働課調べ)	6 団体	10 団体	10 団体	10 団体
コミュニティ	自治会加入率	自治会に加入している世帯の割合 (出典：市民協働課調べ)	72.6%	73.0%	73.0%	73.0%
	コミュニティ助成事業助成団体数	コミュニティ助成事業で支援を受ける年間団体数 (出典：市民協働課調べ)	8 件	10 件	10 件	10 件

▶ 関連する個別計画

香取市市民協働指針（かとの風）（2009（平成21）年度～）

(1) 市民協働

▶ 現状と課題

- ① 23 の住民自治（まちづくり）協議会により、ほぼ市内全域で自主的かつ活発な活動が展開され、現行の条例及び指針で掲げる所期の目的が達成されたため、活動等の現状を踏まえつつ、目の前の課題解決や将来展望に向けた施策等の推進方針を見直すほか、原点に立ち返り、市民、市議会、民間企業等と地元自治体である市が、いかに協働によるまちづくりを次のステップへと進化・拡充するのか、現在、その真価が問われており、それぞれの役割や活動等のあり方など、基本的な考えを明確に示す新たな条例の制定が必要です。
- ② 2011（平成 23）年以降、23 の住民自治（まちづくり）協議会が設立され、自治会のみでは対応できない地域課題等の解決に向け、独自の計画に基づき、地域色豊かな事業に取り組んでいます。引き続き、住民自治（まちづくり）協議会が対応すべき地域課題について検討を重ねつつ、協議会ごとに特色のある取組を進めるためには、協議会の求めに応じ、財政的・人的な支援を継続する必要があります。
- ③ 将来にわたり、持続可能な地域主体の様々な取組を進めるため、住民自治（まちづくり）協議会の自立した活動等に係る組織運営等の強化と活動の活性化及び高度化に資する取組が必要です。
- ④ NPO やボランティアをはじめとした市民活動団体は、会員の高齢化や担い手不足等により、活動内容の低下及び存続が危惧される状況が増加しており、様々な主体が分野を越えて参画・連携・協働することで、担い手不足の解消及び活動の弱体化を補うことが求められています。
- ⑤ 市民や市民活動団体等の活動拠点として、その役割を十分に発揮するため、みんなの賑わい交流拠点コンパス及び各市民センターの適切な管理・運営に努める必要があります。

▶ 取組方針

① （仮称）市民まちづくり基本条例の制定

協議会の設置が進み、自主的な活動が活発に展開され、現行条例や指針に掲げる所期の目的が達成されたため、活動等の現状を踏まえつつ、各協議会の抱える新たな課題や将来展望に向けた施策方針を確立するほか、市民、市議会、民間企業等とともに、協働のまちづくりを次のステップへと進化・拡充するため、それぞれの役割や活動等の基本的な考えを示す新たな条例を制定します。

主な取組	内容	
市民協働指針の検証及び見直し	体制	・専門家委員会、各協議会、関係機関等との連携
	計画	・現状及び推進方針の見直しを踏まえた内容の検証 ・新たな推進方針等の明確化
基本条例の制定（既定条例の見直し・整理を含む）	体制	・市議会、専門家委員会、各協議会、関係機関等との連携
	計画	・現状及び他市等の事例を踏まえた内容の検討 ・新たな条例制定に係る趣旨等の明確化 ・既定条例の見直し及び整理 ・市議会基本条例の制定を踏まえた工程等の確認
	実行	・新条例の制定に係る趣旨等の周知 ・条例内容に係る市民等意見の反映 ・市議会基本条例の制定状況との調整

② 住民自治（まちづくり）協議会への継続支援

各地区や協議会が自ら考える将来の姿や活動目標を実現するため、主体的な活動の充実や協議会運営の次なる展開に向けて、引き続き、市民活動支援センターによる相談支援体制を拡充するほか、地区担当職員やまちづくり（集落）支援員の配置による運営・活動に対する支援施策を継続しつつ、必要に応じ、それぞれの目的意識に基づく活動内容に対し、必要な財源措置を講じます。

主な取組	内容	
住民自治（まちづくり）協議会の自主的な活動等に対する財政的・人的支援の継続	体制	・住民自治（まちづくり）協議会の設置及び円滑な運営に係る相談や助言の継続
	実行	・対象補助金の交付による財政的な支援の継続 ・活動内容に関連する市の担当部課等の事業スタンス及び推進方策等の掲示
各協議会計画の見直し及び活動の強化等に係る支援方策の拡充	体制	・協議会活動に関連した事業等を所管する市の担当部課等の具体的な協働体制の確立 ・計画見直しに係る支援体制の確立
	計画	・計画の見直しや改訂等に係る支援方策の検討 ・計画見直し時の市の所管課等による協働施策等の検討
	実行	・協議会活動と市が協働連携した具体的な施策の展開
市民活動支援センターによる人的支援等の継続	体制	・専門知識を有する職員等による相談助言体制の充実
	実行	・常駐センター職員による相談や助言の充実 ・支援員制度の活用検討
市民活動スペースの設置による支援の継続	実行	・協議会活動に係る情報発信、収集、交流の推進 ・利用者のニーズに即した設備導入等に係る検討 ・設置の趣旨や利用方法等の周知徹底
市民協働専門家委員会による支援の継続	実行	・専門家委員会による各協議会活動の実情等の把握や推進方針等に係る確認及び審議 ・活動内容等に係る示唆やアドバイス等の積極的な提示
まちづくり（集落）支援員による人的支援の継続	体制	・まちづくり（集落）支援員配置の継続及び増員の検討
	計画	・支援員採用方針等の明確化
	実行	・各住民自治（まちづくり）協議会の状況把握
地区担当職員による人的支援の継続	体制	・設置意義の再確認を踏まえた支援体制の充実
	計画	・担当職員に対するインセンティブの明確化及び付与の拡充
	実行	・協議会組織の強化、活性化のための後方支援の継続 ・担当職員に対する研修等の充実

③ 住民自治（まちづくり）協議会の組織強化と活動等の高度化

市民協働による持続可能な地域づくりを進めるため、コミュニティビジネスの展開、NPO 法人化に係る検討等、自立した組織体制と活動の確立を支援します。

主な取組	内容	
自立した組織体制と活動の確立	実行	・住民自治協議会同士の意見交換や情報交換の活発化及び必要な中間連携組織等の設置に係る協議 ・人材育成、研修会等の実施 ・先進事例等の情報の提供 ・活動運営支援マニュアルの整備及び提供 ・ほかの協議会との連携等による広域的な活動の促進 ・NPO 法人化に係る情報の提供及び設置促進

④ 様々な市民活動団体に対する支援と相互連携の促進

多様化、複雑化する市民ニーズに的確に対応していくため、様々な市民活動団体の多様性、地域性、先駆性等の特性を地域の課題解決に活かすなど、市民活動団体と自治会、行政等の団体間連携を促進し、具体的な活動を支援します。

主な取組	内容	
NPO やボランティアをはじめとした市民活動団体への活動支援の継続	体制	・各団体の事業継続を含めた適切な相談体制の構築
	実行	・情報発信、収集、交流の推進
		・市民活動支援センターによる活動支援施策の充実 ・適正な補助事業の執行と団体活動の把握

総合戦略

⑤ みんなの賑わい交流拠点コンパス及び市民センターの適切な管理運営

みんなの賑わい交流拠点コンパスについて、複合施設の利点を活かしつつ、民間活力を活用した適切かつ多様な管理運営に努め、市民活動等の拠点として、暮らしやすいまちづくりと様々な交流やにぎわいの創出へ寄与する取組を進めます。また、各市民センターについて、市民活動等による活用状況を踏まえつつ、必要な設備の更新等を図るなど、適切な維持管理及び運営に努めます。

主な取組	内容	
みんなの賑わい交流拠点コンパスの適切な管理運営	体制	・指定管理者、施設利用推進委員会等との連携
	実行	・民間活力を活用した適切な管理運営の実施 ・定期的なモニタリングの実施 ・利用者増加施策の展開
各市民センター（いぶき館・さつき館）の適切な維持管理と運営の充実	実行	・施設の適切な維持管理の実施及び運営の充実 ・施設稼働率の向上及び利用者増加施策の展開 ・施設の LED 化、空調機更新、外構整備等の実施

（２）事業提案・連携

▶ 現状と課題

- ① 地域の活性化や地域課題の解決等を目的とした事業を行う市民活動団体の活動に対し、審査会による客観的な審査等を経て、補助事業の適用による支援をしており、活動団体による事業継続が厳しい状況にあるなか、活動初期の財政的支援とともに対象事業の PR 等に努めるなど、活動継続に向けたサポートが必要となっています。
- ② 市の事業等に対する市民や企業の意見、提案を受け付け、民間企業等のノウハウや経営力を市政に活かす取組が求められています。これまでの連携協定に基づく事業の展開に加え、透明性の高い民間企業等提案制度の導入により、より実用的かつ効果的な施策の展開が必要です。
- ③ 様々な分野に及ぶ地域の課題解決を図るため、例えば、高校生の気づきやや大学の研究テーマ等と合致した施策を展開するなど、より効果的かつ洗練された取組が求められており、これまでの大学等との連携協定に基づく協力や施策の連携を引き継ぐほか、より客観的な採用等の判断や連携目的の明確化及び適切な評価をしながら、まちづくりに資する効果的な仕組みの一つとして、その充実を図る必要があります。

▶ 取組方針

① 地域振興事業に対する継続支援

総合戦略

地域の活性化や地域課題の解決等を目的とした事業を行う市民活動団体に対して支援を行うなど、引き続き、地域振興に資する活動を推進していく体制を構築します。

主な取組	内容	
地域振興事業への支援	体制	・地域振興事業審査会、関係機関等との連携 ・団体の事業継続を含めた適切な助言の実施
	計画	・継続的な活動を意識した事業促進計画の策定
	実行	・適正な補助事業の執行と現状把握 ・市ウェブサイトなどによる事業の周知
	見直し	・実施事業がどの程度、効果があったかの見える化

② 事業連携に係る民間企業等提案制度の導入検討

市民や企業等から、市との事業連携に係るテーマごとの提案を公募し、審査の上、採用したアイデアの事業化の際は、改めて事業連携を希望する企業等を公募して具体化させる仕組みを構築するなど、より透明性の高い事業連携制度を構築し、その実用化を図ります。

主な取組	内容	
民間企業等提案制度の導入検討	体制	・民間企業等の意見をどこまで取り入れるかを判断する審査会等の設置
	計画	・民間企業等提案制度の制度設計 ・市民の意見を見える化するための事業計画の策定
企業等からの申入れによる連携協定に基づく事業展開の検討	体制	・総合窓口及び採用に係る客観的な判断体制の確立
	実行	・協定項目に基づく具体的な連携事業の考察及び実践 ・目的や効果等の適切な記録と評価 ・災害協定に基づく内容確認等備えの充実

③ 高校・大学等との連携及び協働事業の推進

総合戦略

市民と高校、大学等が協力関係を築き、様々な分野に及ぶ地域課題の解決等を図るため、必要に応じ、連携協定に基づく事業を推進します。特に、高校生の気づきや発想を活かす取組のほか、大学等の研究テーマと合致した施策の展開を図るなど、客観的な判断のもと、効果的な事業の促進に努めます。

主な取組	内容	
高校・大学等との連携施策の促進	体制	・市民、高校、大学等との連携体制の構築及び具体的な活動推進組織の育成 ・総合窓口の設置及び協定締結等に係る判断体制の確立
	計画	・趣旨や活動内容等の効果的な情報発信方法の検討 ・協定締結に係る採用基準や事業等モデルの検討
	実行	・市民と高校、大学等が連携した取組への支援 ・取組内容の効果的な情報発信 ・目的や効果等の適切な記録と評価

(3) コミュニティ

▶ 現状と課題

- ① 地域コミュニティ活動の中心である自治会等の行う自治活動は、少子高齢化等により、小規模な自治会など、役員を選出や事業運営等に支障が出ているほか、組織の存続自体が危惧されており、引き続き、組織間の連携や統合等も視野に入れつつ、地域や団体等の実情を踏まえた支援体制を充実させる必要があります。また、地縁血縁社会の希薄化が進むなか、地域で暮らす市民同士の程よい関係性を維持及び構築するため、コミュニティ意識の醸成に資する取組の強化及び具体的な施策の展開が求められています。
- ② 地域コミュニティ活動の拠点である地区集会施設は、災害時に一時的な避難場所として活用されるなど、市民の暮らしや交流活動等に重要な施設であるため、継続的な維持・整備への支援が必要とされる一方、自治会組織の縮小を見据えつつ、長期的かつ計画性のある施設の管理や整備が求められています。
- ③ 自治会や町内会等が自主的に取り組むコミュニティ活動を支援するため、市民の暮らしの中で慣例化したお祭り用品等の整備をはじめ、地域の交流や親睦を目的とした活動等に対して必要な支援をしており、少子高齢化等の地域の実情を踏まえながら、支援を継続する必要があります。

▶ 取組方針

① 自治会活動等への継続支援及びコミュニティ意識の醸成

地域活動の中心的な役割を担う区・町内会・自治会及び様々な団体等の活動状況を把握し、それぞれの地域特性や課題に応じた支援を図るほか、市政の円滑な運営及び自治活動の活性化を図ることを目的として、自治会等に行政連絡業務等を依頼し、各自自治会の規模、世帯数に応じた交付金の支給を継続して行います。また、少子高齢化等による活動の縮小等、自治会自体の存続にかかわる課題が生じる懸念もあるため、地域の実情を踏まえた柔軟な活動サポート体制を構築します。なお、地縁血縁社会の希薄化に伴い、地域で暮らす市民同士の程よい関係性を構築するため、コミュニティ意識の醸成を図ります。

主な取組	内 容	
自治会活動の維持と円滑な行政情報の伝達	体制	・地域の実情を踏まえた柔軟なサポート体制の構築
	計画	・自治会活動の現状把握と今後の運営に係る検討
	実行	・行政連絡業務交付金の支給の継続 ・自治会等への加入勧奨に係る支援
地域における様々な活動の把握及び支援	体制	・社会福祉協議会、関係機関等との連携
	計画	・地域活動団体の把握及び支援施策の検討
コミュニティ意識の醸成	体制	・自治会、地域活動団体、関係機関等との連携
	実行	・程よい地域との関わりやコミュニティ意識の醸成等に係る情報の周知及び活動促進に係る支援措置の普及

② 地区集会施設の整備への支援

地域コミュニティ活動の中心となる地区集会施設について、地域の活動規模や施設等の状況を把握し、整備等に係る支援の必要性を判断しながら、当該費用に対する助成を行います。

主な取組	内容	
地区集会施設の整備等に対する支援	実行	・地区集会施設の新設及び修繕に関する支援の継続
	見直し	・地域の活動規模に合わせた管理運営サポートの検討

③ コミュニティ助成事業による地域活動等への支援

地域コミュニティ活動の円滑な実施及び内容等の充実を図るため、各自治会やコミュニティ組織等の活動に必要な事項を把握しながら、当該活動等に対し、より効果的な支援措置を検討するほか、補助事業の適用については、支給地域に偏りがないよう必要な調整等を図るなど、コミュニティ活動の幅広い活性化につなげる支援策を講じます。

主な取組	内容	
コミュニティ助成事業による地域活動等への支援	実行	・地域間のバランスを踏まえた事業採択 ・補助事業の適用による支援効果の把握

6-2 SDGs

小施策（１）推進体制
（２）事業展開方策

主担当課	企画政策課	関係課	（全課）
------	-------	-----	------

▶ 5年後の目指す姿

SDGsの推進に係る組織体制が整備され、行政及び市民の民間企業をはじめ、市民全体がSDGsの理念や行動指針等を理解し、全世界的な視点から、各々の目指す施策展開に努めています。

▶ 業績評価指標

小施策	指標名	指標の説明	現状値	目標値			
			2022 (令和4)	2023 (令和5)	2025 (令和7)	2027 (令和9)	
推進体制	(仮称)SDGs推進会議の開催数	SDGs推進会議開催回数 (出典：企画政策課調べ)	0回/年	1回/年	2回/年	3回/年	
事業展開方策	SDGsの推進を市と連携して実施する民間企業数	市と連携する企業の延べ件数 (出典：企画政策課調べ)	0社	0社	1社	3社	

(1) 推進体制

▶ 現状と課題

- ① 各課等において実施している各種施策はSDGsの趣旨に基づく取組及び17のゴールにつながっているものも多く、その関係性を深く理解しながら、各施策等の推進を図るには、部課等を横断する推進体制をはじめ、様々な観点から、幅広い主体による執行体制整備を確立する必要があります。

▶ 取組方針

① SDGs 推進体制の整備

総合戦略

各課等において実施している各種施策はSDGsの趣旨に基づく取組及び17のゴールにつながっているものも多いため、その関係性を深く理解しながら、各施策等の推進を図るため、研修会の実施など職員に対する啓発活動や民間事業者との連携を図り、部局を横断する推進体制や幅広い主体による執行体制を整備します。

主な取組	内容	
推進体制の整備	体制	・専門家や市民等による推進協議会の設置 ・部課等を横断する推進体制や執行体制の整備
職員への啓発活動の促進	実行	・SDGsの知識が豊富な人材の育成 ・研修会の実施
民間事業者との連携	体制	・民間事業者（ステークホルダー）の発掘と連携体制の構築
	実行	・情報や取組等の周知

(2) 事業展開方策

▶ 現状と課題

- ① SDGsの考えを推進するため、関連施策を確認しながら、市が何をどのように実施していくべきか、具体的な検討を行い、既に取組を進めている民間企業や市民活動等の動向把握を含め、一丸となって、SDGsの17のゴールに向けた取組を展開する必要があります。

▶ 取組方針

総合戦略

① 全庁的な SDGs 推進に向けた事業展開

市としてどのような事業を行っていくべきか民間事業者との連携も含め、モデル先進事例の把握や検討を行い SDGs の推進に努めます。また、本市独自の登録認証制度や補助制度などについて検討するなど、市内の企業・NPO・ボランティア団体等に SDGs を推奨します。

主な取組	内 容	
全庁的な SDGs の推進	計画	・17 のゴールと各課等施策の関連付け ・モデル先進事例の把握及び検討 ・推進方針等の作成
	実行	・SDGs 推進の機運の醸成 ・モデル先進事例の PR と普及
民間事業者との連携の推進	計画	・民間事業者と連携した取組の検討
	実行	・企業版ふるさと納税の活用
市内事業者の SDGs の推進	実行	・市内事業者への SDGs 推奨の取組検討と実施



6-3 過疎対策

小施策（１）過疎対策
（２）移住・定住

主担当課

企画政策課

関係課

（全課）

▶ 5年後の目指す姿

人口動態や財政規模等の実情を踏まえつつ、過疎地域からの脱却に向けて、人口減少及び少子高齢化対策を中心として、地域の魅力や資源を活用した効果的な施策をはじめ、地域活力の向上に資する積極的な取組が数多く展開され、持続可能な地域社会が着々と形成されています。

▶ 業績評価指標

小施策	指標名	指標の説明	現状値	目標値		
			2022 (令和4)	2023 (令和5)	2025 (令和7)	2027 (令和9)
過疎対策	過疎対策事業債の活用実績	過疎対策事業債の発行額 (出典：財政課調べ)	26億円 (協議額)	20億円	20億円	20億円
移住・定住	社会増減数	住民基本台帳人口移動報告年報 (出典：総務省統計局)	△390人 (2021)	△380人	△370人	△360人

▶ 関連する個別計画

香取市過疎地域持続的発展計画（2022（令和4）年度～2025（令和7）年度）

(1) 過疎対策

▶ 現状と課題

- ① 香取市過疎地域持続的発展計画（以下「過疎計画」という）で掲げる各項目の基本目標等を達成するため、展開する各施策事業の進行管理や効果測定等の客観的な評価を行いながら、必要に応じ、計画内容の見直しをする必要があります。

▶ 取組方針

① 過疎地域持続的発展計画の効果的な推進

過疎計画に掲げた各項目の基本目標等を達成するため、各事業の進行管理等を実施しながら、展開施策の効果的な執行に努めるほか、必要に応じて過疎計画掲載事業等内容の見直しを行います。

主な取組	内容	
過疎計画の進行管理と評価	実行	<ul style="list-style-type: none">・計画の進捗状況等に係る進行管理の実施・人口減少及び少子高齢化対策の総合的な展開及び調整・全庁的な取組による展開施策の効果的な執行・人口減少対策等に係る主要施策の明確化
	見直し	<ul style="list-style-type: none">・まち・ひと・しごと創生推進会議による定期的な事業進捗状況等の評価の実施・必要に応じた過疎計画掲載事業の見直しの検討

(2) 移住・定住

▶ 現状と課題

- ① 若者や子育て世代などの転出が加速している本市においては、その対策の一つとして、移住・定住施策を積極的に進めるに当たり、市の魅力づくりや人口減少対策等を組織横断的に集約し、総合的にプロモートする体制を構築するなど、政策意図を明確にしなが、より効果的な施策として組み立て直す必要があります。他自治体との差別化をはじめ、本市の強みを活かした、特色ある移住・定住支援制度を推進するなど、具体的かつ早急な取組が必要です。

▶ 取組方針

① 移住・定住支援措置の充実

総合戦略

市の魅力を組織横断的に集約し、総合的にプロモートする体制を構築します。

また、基幹産業である農業で体験等の充実や、地域おこし協力隊を活用した市民巻き込み型の交流を促進し、移住予備軍ともなる関係人口の拡大を図ります。

更に、若い世代が一度は転出しても、将来的に市内への就職・定住につながるような情報提供や、若い世代が希望を持ってふるさとで働き生活することができるよう、移住にあたっての支援や環境整備などを推進します。

主な取組	内容	
移住・定住希望者への情報提供の推進	体制	・各課の情報を一元的に集約し、総合的なプロモーション体制の構築
	計画	・移住定住促進計画の作成
	実行	・効果的な情報提供媒体等の検討及び施策の実施
テレワークを活用した移住者への支援	実行	・市内に転入しテレワークを実施する労働者に対する支援の継続及び企業への周知方法の確立
農家体験ツアー等の実施	体制	・受入企業の増加や、農家体験等受入体制の充実を図るため、企業等に対する支援措置の検討
地域おこし協力隊の採用及び活動への支援	計画	・採用方法等の作成
	実行	・募集ジャンルの総合的な調整及び効果的な募集 ・隊員間の連絡協議の場の設置等による支援措置の実施
市内で結婚及び新生活を望む人の支援	計画	・結婚を望む男女の出会いの場の創出等の検討 ・現状把握及び市民意向調査

6-4 地域間交流・国際交流

小施策 (1) 地域連携・地域間交流
(2) 国際交流

主担当課	市民協働課	関係課	企画政策課 学校教育課
------	-------	-----	----------------

▶ 5年後の目指す姿

姉妹都市等との交流により、それぞれの郷土や歴史・文化に係る相互理解を進めるなど、市の政策上、重要テーマに対する地域連携施策が積極的に展開されるほか、近隣市町との共同による課題解決に向けた取組をはじめ、関係人口の増加に資する具体的な取組の強化により、地域経済及び市の活性化に向けた筋道を着々と築いています。また、時代や市民意識等の変化を踏まえた国際化に係る市の取組も明確に示され、市内在住の外国人などの生活課題への対応及び洗練された国際交流活動が市民の主体的な活動等とともに行われ、外国との文化、言葉の違いを乗り越えて、誰もが快適に暮らせる地域を目指しています。

▶ 業績評価指標

小施策	指標名	指標の説明	現状値	目標値		
			2022 (令和4)	2023 (令和5)	2025 (令和7)	2027 (令和9)
地域間交流・地域連携	姉妹・友好都市との交流活動件数	1年間での姉妹都市等と本市の相互訪問、産品PR、オンライン交流事業等の実施件数 (出典：企画政策課調べ)	8件	10件	12件	14件
	各種講座参加者数	1年間での市内在住外国人及び市民向けの言語教室等学習機会への参加者数 (出典：市民協働課調べ)	432人	700人	800人	900人
国際交流	通訳ガイドボランティア案内件数	1年間での外国人来訪者に対する市内案内件数 (出典：市民協働課調べ)	20件	60件	80件	80件

(1) 地域連携・地域間交流

▶ 現状と課題

- ① 地域間交流の取組については、兵庫県川西市、福島県喜多方市、佐賀県鹿島市、茨城県つくばみらい市及び北マリアナ諸島自治連邦区サイパン市などの姉妹・友好都市等との都市間交流を通じて、観光、物産振興に努めるほか、災害協定をはじめ、観光・文化財・水上スポーツ等の活動目的を共有する組織体(サミット等)への参加による様々な自治体間との連携を図るなど、市民相互の交流活動を高める事業の実施を含め、必要な施策テーマに基づく取組を進めています。今後も、市民等に対し、締結済みの姉妹・友好都市に関する認知度を高めるなど、より効果的な連携及び交流事業の展開が求められています。
- ② 近隣自治体との連携については、事務の委任行為や一部事務組合の構成等による取組のほか、成田国際空港圏や利根川下流域の市町村とともに、共通課題の解決や広域的な視点による地域の活性化を図ることを目的とし、組織的な活動及び協議等を行っています。特に、空港圏に係る協議等においては、2028（令和 10）年度末に予定されている「成田空港の更なる機能強化」の効果を最大限に活かすため、国・県・周辺自治体・成田国際空港株式会社（NAA）等で組織する幾つかの団体を中心として、それぞれの役割に応じた活動等を行っていますが、いかに本市が機能強化に伴うメリットを享受できるか、未だ不透明な要素も多く、十分な検討及び関連施策の立案等、具体的な対策が必要になっています。
- ③ デジタル技術を活用した交流の推進については、ICT 活用の観点から、オンラインWeb 会議システムを使い、遠方にある姉妹都市等とも距離を感じることなく、顔の見える交流を行っています。現在、佐賀県鹿島市と北マリアナ諸島自治連邦区サイパン市とは、児童・生徒によるオンライン交流を行い、お互いの地域の歴史・文化等について理解を深めています。今後は、他の姉妹都市等との交流へも応用できるよう、実施計画や幅広い実施方法等を具体化しながら、実際の交流事例等の実績を積み上げていく必要があります。また、交流自治体の情報を互いの住民に向けて広く発信し、認知度を向上させ、魅力を PR するためには ICT（SNS 等）の活用が効果的であり、そのためには、人々の目に留まる、心に残る印象的な発信が求められるため、効果的な発信をするための研究を行う必要があります。
- ④ 人口減少等が進み、市内の産業経済及び様々な交流活動等の停滞が顕著なため、政策的な意図による人の交流や物流等の活発化に対し、より一層、具体的な措置を講じる必要があります。地域間交流の多様化へ対応するほか、交流人口はもとより、特に、観光客入込数を含まない関係人口の増加を図るため、具体的な施策推進テーマと対象を絞るなど、より効果的な取組を見出しながら、積極的な対策を講じる必要があります。

▶ 取組方針

① 姉妹・友好都市等との交流を通じた各分野における連携

総合戦略

本市と姉妹都市等協定を締結する自治体について、産業まつり、市民レガッタ、商品 PR 等での交流を行っており、より効果的な事業となるよう見直しを行う等、新たな交流事業を検討します。また、市民の認知度を向上させ、交流による相互理解や地域振興への波及効果を高めていき、市民や民間団体・事業者が主体となって交流が活発に行われるように努めます。姉妹都市等の住民が本市に関心を持ち、日常的に本市製品の購入や、本市への観光行動の誘導、共同事業の創設など経済効果の向上を促進します。

主な取組	内容	
姉妹・友好都市等との連携の推進	計画	<ul style="list-style-type: none"> ・兵庫県川西市、佐賀県鹿島市、茨城県つくばみらい市及び北マリアナ諸島自治連邦区サイパン市との新たな交流事業の検討 ・福島県喜多方市との市民や民間団体・事業者相互の交流を高める事業の検討 ・岩手県山田町との友好都市等締結に係る取組の検討 ・修学旅行等学校行事での相互訪問に係る取組の検討
	実行	<ul style="list-style-type: none"> ・姉妹都市等との必要な交流分野等の選考及び拡充 ・姉妹都市等に係る認知度の向上及び周知方策の実施
	見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・協定締結自治体との申合せ事項に係る具体的な内容の確認及び定期的な検証と見直し
あやめサミットや小江戸サミット等政策テーマに基づく連携活動の推進	実行	<ul style="list-style-type: none"> ・各サミット等への参加意図及び効果の確認及び明確化 ・適切な活動の探求及び必要な取組の推進

② 近隣市町との広域連携の枠組みを活かした新たな事業展開の検討

総合戦略

成田空港圏近隣市町の地理的優位性を享受できるよう、インフラ・物流・観光分野等において、市単独ではなく地域全体でメリットを活かした広域連携での事業展開を実施するため、関係市町と協議・検討を進めていきます。

主な取組	内容	
事務の委任や一部事務組合等の構成による連携	実行	<ul style="list-style-type: none"> ・必要な施策項目の確認及び措置の適用
成田国際空港関連自治体等との連携の推進	体制	<ul style="list-style-type: none"> ・各協議会、県、成田国際空港株式会社（NAA）との連携
	計画	<ul style="list-style-type: none"> ・関連するインフラの整備及び重点プロジェクトの立案や推進等必要な施策に係る事業展開に向けた検討
	実行	<ul style="list-style-type: none"> ・規制緩和等土地利用の弾力化に係る取組
利根川下流域自治体との連携の推進	見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・団体の在り方や今後の活動方針等に係る協議

③ デジタル技術を活用した交流の推進

ICT（SNS 等）を活用し、姉妹都市等の魅力を住民に向けて相互に広く情報発信を行います。また、幅広い、効果的な交流施策を展開するため、教育現場では GIGA スクール構想で整備された 1 人 1 台端末も活用し、児童生徒の遠隔地とのオンライン交流を実施し、さらなる展開に向けて改良を重ね、事業を推進します。

主な取組	内容	
児童生徒のオンライン交流による事業の展開	体制	<ul style="list-style-type: none"> ・鹿島市及びサイパン市等との事業連携体制の構築 ・教育委員会等との連携
ICT の活用による幅広い交流活動の展開	計画	<ul style="list-style-type: none"> ・オンライン交流に係る活動推進方針等の作成 ・ICT（SNS 等）の活用による相互の情報発信の検討 ・ICT（SNS 等）の活用による交流事業等の検討

④ 地域間交流の多様化及び関係人口の増加に向けた対応の強化

低迷している地域経済や市民活動の活発化及び様々な営み等の活力を高めるため、人やモノの流れを活発化するには、地域間交流が多様化している現状を的確に把握しながら、具体的な推進テーマやターゲットを絞るなど、より戦略的な対策を講じる必要があり、特に、観光入込客数を含まない関係人口の増加を図る取組の強化に努めます。

主な取組	内 容	
関係人口の増加促進に係る取組の強化	体制	・庁内推進体制の構築
	計画	・地域間交流の実態把握及び事例の研究 ・様々なつながりを意識した推進テーマの発見 ・関係人口増加促進行動プランの作成

(2) 国際交流

▶ 現状と課題

- ① ICT（SNS 等）環境の充実が進むなか、よりグローバルな感覚や対応が求められており、国際化への対応及び国際交流の重要性は、市民の暮らし及び行政サービスを展開するに当たり、もはや当たり前となっているため、今一度、市の行うべき国際化への対応方針等を明確にし、立ち位置や実施施策等を吟味しながら、本市に相応しい取組として確立する必要があります。また、市民の国際理解に係る認識を高めるため、市民や活動団体等の主体的な取組及び参加・協力を促進することにより、様々な国際交流の場づくりを進める必要があります。
- ② 国際化への対応を進めるに当たり、特に、市内の在住・在勤外国人への対応をはじめ、国際理解や多文化共生等に特化した施策を推進するなど、より質の高い取組が求められています。市として当該施策を積極的に推進することにより、市民の国際理解の向上及び、より開かれた意識の高揚につなげるため、既存施策の拡充はもちろん、新しい観点を踏まえた施策の立案・展開を図るほか、在住外国人等の暮らしの安定に係る大小様々な課題に対し、具体的かつきめの細かい対応措置を講じることが重要となります。引き続き、市民活動団体や関係機関等との連携を図りながら、洗練された国際交流事業の定着化を図る必要があります。
- ③ 義務教育における外国語指導講師は、当該言語の習得はもちろん、国際理解の向上及び多文化共生に係る取組に対し、大きな影響を及ぼします。したがって、指導力の向上を目的とした研修会を年3回、相互授業参観を年2回実施しており、引き続き、研修内容の充実及び計画的な執行に努める必要があります。また、各学校の外国語担当教員との合同研修会を行うなど、幅広い連携や活動内容の高度化、高質化に取り組む必要があります。

▶ 取組方針

① 国際化に係る取組方針等の明確化及び交流事業の推進

ICT（SNS等）環境の充実等により、人々の意識も大きく変革し、もはや、国際化や国際交流への対応は、様々な分野で必須事項となっている状況を踏まえ、今一度、市の国際化への対応方針等を確認・明確化するほか、必要な施策等を吟味し、本市に相応しい取組を確立します。また、在住外国人等の暮らしの中で直面する大小様々な課題に対し、きめの細かい支援措置を講じるなど、具体的な施策等を執行する際は、必要に応じ、市民や関係活動団体等の主体的な取組及び参加・協力を促進するほか、様々な機会を通じ、国際交流の場づくりに努めます。

主な取組	内容	
国際化及び国際交流に係る取組方針の確立	体制	・所管及び事務分掌の確立 ・教育委員会、活動団体等との連携
	計画	・国際化及び国際交流に係る対応方針の明確化
滞在外国人等に対する支援措置の検討	体制	・教育委員会、関係機関等との連携
	計画	・問題等の現状把握と課題の共有化及び対応方針の確立 ・具体的な支援措置の検討
	実行	・義務教育現場における対応の充実 ・暮らしの充実等に係る支援方策や必要な措置等の実施
国際交流協会等各市民活動団体等への支援	実行	・市国際交流協会の位置づけ及び役割等の確認 ・国際化に係る市民活動団体の育成や活動等に係る支援
国際交流員（CIR）の採用	見直し	・事業効果の確認及び採用継続に係る検討
中学校国際交流事業の実施（再掲）	計画	・今後の事業実施方法（派遣先を含む）について検討
	実行	・実施等に係る明確な判断規準の設定

② 多文化共生に向けた取組の推進

教育、文化、産業、スポーツなどの幅広い分野について、国際理解の推進に係る新たな視点を加えた事業を展開するため、多文化共生の観点を加えた国際交流事業の充実を模索し、当該事業の組立等を図る段階から、市民関心度等の向上や既存交流事業内容の充実等を念頭に置き、市民団体活動等の高度化、高質化を含め、より洗練された国際交流事業の定着化を図ります。

主な取組	内容	
多文化共生に特化した国際交流事業の推進	体制	・教育委員会、市民活動団体、関係機関等との連携
	計画	・多文化共生に係る取組の研究及び推進事業の明確化 ・多文化共生施策の推進に係る方針等の作成
	見直し	・新たな交流事業の推進を踏まえた既存事業の検証
市内在住・在勤外国人への日本語対応及び多文化共生等国際理解の推進	体制	・教育委員会、国際交流協会等市民活動団体との連携
	計画	・窓口での多言語対応等、外国人向けの行政サービスの向上に係る課題共有と解決に向けた対応方針の明確化 ・多文化共生及び国際理解の推進に係るパイロット事業の考察
	実行	・多文化共生等国際理解施策の推進

③ 義務教育における外国語指導講師の指導力向上

国際理解の向上及び多文化共生に係る取組の効果を念頭に置きつつ、外国語指導講師と外国語担当教員との連携、デジタル教科書の活用や外国語教育推進地区の実践事例等を研究しながら、当該講師の指導力の向上を図ります。また、研修会や相互授業参観により、指導方法の共通理解や授業の振り返り、情報交換を行います。

主な取組	内容	
外国語指導講師指導力向上事業の推進	実行	・外国語指導講師の研修会、相互授業参観の充実 ・講師採用に係る審査基準の確立

6-5 広報・広聴

- 小施策 (1) 広報
 (2) 広聴
 (3) 地域プロモーション

主担当課	秘書広報課	関係課	議会事務局 (全課等)
------	-------	-----	----------------

▶ 5年後の目指す姿

市民等の求めに応じ、多種多様なツールを活用し、市政に関する情報が的確に発信され、また、総合的な広聴施策の拡充が進み、市民の意見が十分に反映された行政運営や計画等の策定及び重要施策の決定がなされています。なお、市の魅力と豊富な資源を活かし、地域プロモーションの充実に係る戦略的な取組が進められ、その効果が着々と現れています。

▶ 業績評価指標

小施策	指標名	指標の説明	現状値	目標値		
			2022 (令和4)	2023 (令和5)	2025 (令和7)	2027 (令和9)
広報	ウェブサイトへのアクセス件数	1か月当たりの市ウェブサイトへのアクセス件数 (Google アナリティクスによる集計) (出典: 秘書広報課調べ)	273,189 件	275,000 件	279,000 件	280,000 件
	市公式 SNS の利用登録者数 (秘書広報課所管分)	LINE 友だち登録者数 (出典: 秘書広報課調べ)	-	2,000 人	3,500 人	5,000 人
広聴	グループ座談会の開催件数	グループ座談会等の年間開催件数 (出典: 秘書広報課調べ)	-	5 回	5 回	5 回
モーション 地域プロ	ふるさと納税受入件数	市外からのふるさと納税年間受入件数 (出典: ふるさと納税に関する現況調査)	28,184 件 (2021)	45,000 件	67,500 件	90,000 件
	市公式 SNS の利用登録者数 (秘書広報課所管分)	Instagram フォロワー数 (出典: 秘書広報課調べ)	3,067 人	4,000 人	5,000 人	6,000 人
		Facebook フォロワー数 (出典: 秘書広報課調べ)	703 人	750 人	800 人	850 人
		YouTube チャンネル登録者数 (出典: 秘書広報課調べ)	716 人	750 人	800 人	850 人

(1) 広報

▶ 現状と課題

- ① 主たる情報発信の方法が、市広報誌、市ウェブサイト及び一部のソーシャルメディア（Instagram、Facebook、YouTube、LINE）の活用のみとなっており、市の総合的な情報提供方針や運用等が明確とは言えないため、それぞれの役割及び効果等を勘案しながら、特に、内容の充実及び情報提供のタイミングの改善等を図るほか、紙媒体や広告表示等の既存の情報提供方法の抜本的な見直しを含め、市民等の要望、生活スタイルの変化や需要に応じた質の高い情報発信体制の再構築及び手法を確立する必要があります。
- ② 市議会の審議内容や結果は、議事録による公開のほか、議会だよりや市ウェブサイトに掲載しており、本議会の中継や録画分もスマートフォン等からの閲覧が可能となっています。また、各委員会の映像配信や公開方法について検討を進めており、市民に対し、広報内容の充実を図りつつ、より適切な情報発信方法の検討が必要です。

▶ 取組方針

① 広報誌の内容及び SNS 等の活用による情報発信の充実

市民等の要望や生活スタイルの変化への対応など、需要等に応じ、広報誌等既存の情報提供媒体の充実を図るほか、市としての総合的な情報提供方針等を確立しながら、特に、市外向けコンテンツを発信する Facebook や Instagram に加え、市民向けコンテンツを発信する市公式 LINE の開設・運用を検討します。また、ウェブサイトについてもコンテンツの見づらさ等の指摘を踏まえ、地域プロモーションの観点を加えながら、全面的なリニューアル等を進めます。

主な取組	内 容	
市としての総合的な情報提供方針等の確立	体制	・広報主任制度等情報発信推進体制の再構築 ・広報モニター制度の充実
	計画	・現状把握と課題等の整理 ・地域プロモーションの観点を踏まえた総合的な情報提供方針等の作成
	見直し	・情報提供媒体及び方法等の見直し
広報誌発行内容の充実	実行	・年度計画に基づく編集及び発行 ・広報主任制度等の拡充
	見直し	・広報誌に対する意見や感想の集約方法の見直し ・広報誌発行に係る周知方法のツールを拡充
ソーシャルメディア運用方針等の統一	体制	庁内連絡協議組織の設置
	計画	・全庁的な SNS 開設、運用ガイドライン及び運用ポリシーの策定
	実行	・各課等独自の SNS アカウントの一元化や共同運用の推進
ウェブサイトの全面的な更新及びソーシャルメディア活用方法等の拡充	実行	・ウェブサイトの全面的な更新 ・双方向を意識したソーシャルメディア活用方法の採用
	見直し	・子育て世代などターゲットを明確にした構成の検討 ・市の魅力にフォーカスしたページを作成するほか、就農と絡めた本市らしい移住定住施策の専用ページを作成 ・市の魅力を再発見できるコンテンツづくりを行うことで、市民の郷土愛を醸成

② 市議会活動等に係る積極的な情報の発信

議会広報特別委員会の設置・活動状況等を踏まえ、議会だよりの内容充実に努めるとともに、市ウェブサイトへの掲載やコンビニエンスストア等に配置するなど、新聞未購読者等への対応を拡充します。また、現在、本会議のみの中継を行っており、関係する委員会の映像配信も行うべきとの意見もあるため、例えば、議会改革に係る取組の状況等を踏まえつつ、当該中継システムの更新時に合わせて対応するなど、議会側の協議結果を踏まえた措置を講じます。

主な取組	内容	
議会だよりの内容及び情報伝達手段の充実	実行	・議会広報特別委員会の設置及び活動状況等の反映 ・議会だよりの内容充実及び配布方法の検討
議会中継の拡充	計画	・会期中の委員会に係る映像配信等の検討
議会改革に係る取組との連携	計画	・市議会活動等に係る積極的な情報発信手法の検討
	実行	・ICT 機器の活用等情報関連施策との連携

(2) 広聴

▶ 現状と課題

- ① 市民の声等を市政へ的確に反映するためには、市民の意向を様々な角度から把握する必要があり、「市長への手紙」に対する対応状況をはじめ、各課等で実施している各種アンケートの調査結果や計画策定時のパブリックコメント等で寄せられた意見など、関係課等はもちろん、庁内での共有や幅広い活用等利活用が求められており、特に、全庁的な広聴姿勢の徹底、総合的かつ戦略的な体制の整備及び機会の充実等が必要です。
- ② 既存の「出前講座」の積極的な開催を促すほか、必要に応じ、市の政策上、重要な課題の解決等につながるテーマ等を設定し、目的意識の共有を前提とした広聴活動の展開を図り、市政に対する市民参加意欲の向上促進等を含め、より洗練された広聴施策の充実を図る必要があります。

▶ 取組方針

① 総合的な広聴体制の整備及び市民意向の適切な把握

市民の意向を集約する各種アンケートを実施する前から庁内での情報を共有し、時宜を得た設問等の採用に係る確認体制をとるほか、アンケート等の調査結果を庁内で共有するなど、関係課等はもちろん、全庁的な広聴姿勢の徹底及び総合的な連携・共有体制の構築を図ります。また、多様な市民参加の手法や新たな広聴活動の方策など、機会の拡充等について検討します。

主な取組	内容	
総合的かつ戦略的な広聴体制の整備	体制	・専任担当職員を配置した広聴業務一元化の検討 ・庁内連携体制の充実
	計画	・現状把握と課題等の整理 ・総合的かつ戦略的な広聴活動推進方針等の作成
多様な市民参加手法の検討	実行	・市民の行政への意見等を聴取する場や行政との議論の積極的な設置 ・計画策定時のパブリックコメント、市民アンケートの実施 ・「市長への手紙」に係る対応の充実
直接市民の声を聴く機会の検討	実行	・対面式の市民懇談会（タウンミーティング）やグループ座談会のほか、新たな広聴機会等の検討

② 目的意識の共有等を前提とした広聴活動の展開

市民等に対する「出前講座」の開催促進に係る取組を強化しつつ、市の政策上、重要な課題の解決等につながるテーマ等を設定し、市民等との課題認識や目的意識の共有を前提とした広聴活動の展開を図ります。具体的には、住民自治協議会をはじめ、積極的な活動を行う市民活動団体等の取組と連携し、各団体等の活動や課題等に即したテーマを選定してもらうなど、市の取組や課題の認識等を明らかにしながら、同じ目線、同じテーブル上での協議や意見交換をする場として、積極的な市民活動等の展開へとつながる取組に努めます。

主な取組	内 容	
市民等との目的意識の共有等を図る庁内体制の整備	体制	・庁内連絡連携体制の拡充
	計画	・市の重要政策に係る検討テーマの設定
	実行	・各課等における各行政課題等に対する方針等の明確化 ・市の方針や取組等に係る市民等への周知徹底
「出前講座」の開催促進等に係る取組の展開	体制	・住民自治協議会、市民活動団体等との連携
	実行	・市の重要政策テーマや「出前講座」の項目の周知 ・広聴機会の拡充に係る取組の充実

(3) 地域プロモーション

▶ 現状と課題

- ① これまで各課等の任意により、それぞれプロモーション等に係る施策を実施しており、市としての明確な方針やレギュレーション等が明らかでなく、自然や歴史文化等の魅力ある資源が数多く存在するなか、単発的なプロモーションで完結し、その効果も十分とは言えないため、市地域プロモーション戦略を確立し、明確な考えのもと、総合的かつ効果的な施策の組立を図りながら、特に、広域連携を図る他市や各課等の取組を横断的に結び付けたインパクトあるプロモーションを継続して展開するなど、市内外に対し、戦略的な発信と活動に努める必要があります。

▶ 取組方針

① 戦略的な方針等に基づく効果的なプロモーション事業の展開

総合戦略

市の地域プロモーション戦略を確立するため、その推進する体制を整備しながら、活動方針等を明らかにし、総合的かつ効果的な施策の推進を図ります。また、広域連携を図る他市や各課等の事業を横断的に結び付け、インパクトあるプロモーションを継続して展開するなど、市内外に対し、戦略的な発信と活動に努めます。

主な取組	内容	
戦略的な推進方針等の確立及び実践	体制	<ul style="list-style-type: none"> ・地域プロモーション推進室の設置及び庁内連携体制の充実 ・庁内連絡協議会の設置及び専門アドバイザーの採用 ・若手職員によるプロジェクトチームの設置
	計画	<ul style="list-style-type: none"> ・総合的かつ戦略的な推進方針等の作成 ・各課等関連施策の推進や導入等に係る基準の作成及び審査方法の検討 ・プロジェクトチームによるパイロット事業の検討
	実行	<ul style="list-style-type: none"> ・職員研修等の実施
部課等横断的な地域プロモーションの実施	体制	<ul style="list-style-type: none"> ・庁内情報共有体制の整備
	計画	<ul style="list-style-type: none"> ・現状把握及びプロモーションの一元化や共有化の検討
推進目標や効果測定に係る明確な指標等の設定	計画	<ul style="list-style-type: none"> ・各課等に対する指標等設定マニュアルの整備
	実行	<ul style="list-style-type: none"> ・明確な指標等の設置及び適切な検証作業の実施 ・検証結果を踏まえた戦略的かつ柔軟な活動の展開



6-6 行政運営・DX 対応

- 小施策 (1) 計画行政
 (2) 行政改革
 (3) 組織体制・職員研修
 (4) DX 対応

主担当課	総務課	関係課	(全課)
------	-----	-----	------

▶ 5年後の目指す姿

第2次香取市総合計画の後期基本計画を進めながら、より質の高い計画行政の確立を図るほか、行政ニーズの多様化に応じた組織体制の柔軟な編成や業務の見直しを継続して行い、限られた人的資源のスキル向上及び効果的な活用を図ることにより、香取市に相応しい簡素で効率的な行政運営が行われています。また、自治体DXに係る取組も滞りなく進められ、市民等に対し、より利便性の高い行政サービスを提供するため、その変革を続けています。

▶ 業績評価指標

小施策	指標名	指標の説明	現状値	目標値		
			2022 (令和4)	2023 (令和5)	2025 (令和7)	2027 (令和9)
計画行政	香取市の住みやすさ	本市が「住みよい」「まあ住みよい」と感じる市民の割合 (出典：市民意識調査)	49.1%	—	53%	55%
行政改革	定員管理職員数	4月1日時点での市職員数、 (出典：総務課調べ)	559人	545人	542人	—
組織体制・職員研修	男性職員の育児休業取得率	男性職員の育児休業の取得状況 (出典：総務課調べ)	—	10%	10%	10%
DX対応	オンラインによる行政手続きの満足度	オンラインによる行政手続きの満足度 (出典：市民意識調査)	8.5%	—	10.0%	15.0%
	行政手続きのオンライン化件数	市へ行う手続きのうち、オンライン申請が可能な手続き件数 (出典：総務課調べ)	9件	31件	40件	50件

▶ 関連する個別計画

- 新市建設計画（2006（平成18）年度～2025（令和7）年度）
- 第3期香取市まち・ひと・しごと創生総合戦略（2023（令和5）年度～2027（令和9）年度）
- 香取市過疎地域持続的発展計画(2022(令和4)年度～2025(令和7)年度)
- 第4次香取市行財政改革大綱（2023（令和5）年度～2027（令和9）年度）
- 香取市機構改革基本方針（第3次）（2021（令和3）年度～2025（令和7）年度）
- 第4次香取市職員定員適正化計画（2021（令和3）年度～2025（令和7）年度）
- 香取市情報化推進計画（2020（令和2）年度～2024（令和6）年度）
- 香取市特定事業主行動計画（2020（令和2）年度～2024（令和6）年度）
- 香取市人材育成基本方針（2007（平成19）年度～）

(1) 計画行政

▶ 現状と課題

- ① 市の施策推進上、最上位計画となる第2次香取市総合計画後期基本計画及び第3次香取市総合戦略を着実に進めるため、毎年、実施計画を策定し、効率的・効果的な施策の推進を図るほか、各施策の内容及び進捗状況等について、客観的な評価を行いながら、その結果を具体的な施策の進め方や予算編成等に反映するなど、より一層、市の取組の根幹をなす計画行政たる仕組みを確立する必要があります。なお、総合計画(基本構想を含む)は、令和9年度が期限となるため、次期計画の策定に対し、手順や工程等の確認など、万全の態勢を図り、当該策定作業を着実に進める必要があります。
- ② 市の一部過疎指定に伴い、法に基づく過疎地域持続的発展計画を策定しており、総合計画や第3期総合戦略の推進と連動し、自立した地域として持続的発展に資すること及び過疎指定からの脱却を図るため、特に、人口減少及び少子高齢化対策の強化・拡充が必要なほか、その取組を着実に進めるためには、強固な体制づくりと計画の実践及び実情を踏まえた施策等の柔軟な検証・見直しが必須となります。
- ③ 各施策を着実に進めるには、その推進に当たり、具体的な行動や執行の検討及び実施の際、総合計画などの組織としての方向性を踏まえ、各担当や当該責任権者等の意思決定を積み重ねた個別計画や方針等に基づくことが重要となります。そのため、より強固な推進体制の構築を図ることを含め、市民等の意見を踏まえた様々な個別計画や方針等を各分野・項目に応じて作成し、課題や進め方等の明確な考えを示しながら、施策の推進に努める必要があります。
- ④ 人口動態や経済情勢など、国の指定統計等について、当該調査・報告業務の定期的かつ適切な執行に努めつつ、市の概要及び市勢を明らかにする観点から、他のデータを含め、その蓄積と分析を行い、市独自の統計書としてとりまとめることにより、様々な計画策定や施策の執行等に活かす必要があります。

▶ 取組方針

① 総合計画の進行管理と効率的な事務事業評価の実施

総合計画等の進行管理や検証等の結果を、各年度の実施計画の作成や予算編成に反映する仕組みを構築します。また、事務事業評価の方法を抜本的に見直し、作業効率の向上及び事業効果や進捗状況等の的確な把握や政策判断の即決に至る内容の充実を図ります。加えて、総合計画の推進と予算編成の連動を図る過程において、本市の経営及び計画行政に係る総合的かつ効率的な仕組みと体制を構築しつつ、次期総合計画の策定を図ります。

主な取組	内容	
総合計画（総合戦略）の進行管理と評価	体制	<ul style="list-style-type: none"> ・強固な庁内推進体制の再構築 ・市民等の声を反映する仕組みの構築
	計画	<ul style="list-style-type: none"> ・主要施策と予算事業の各進行管理に係る仕組みの検討 ・効果測定に係る事務事業評価及び検証方法の再確認
	実行	<ul style="list-style-type: none"> ・実施計画の策定による施策の推進 ・効率的、効果的な事務事業評価・施策評価の実施 ・まち・ひと・しごと創生推進会議による評価（総合戦略） ・市民等に対する情報周知に係る取組の拡充
	見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・資金計画、進行管理、事務事業評価等関連施策に係る様式や作業内容の統合及び改善
実施計画の実効性向上及び予算編成の効率化	実行	<ul style="list-style-type: none"> ・事務事業評価と予算編成を連動する仕組みの構築
効率的な事務事業評価の実現	実行	<ul style="list-style-type: none"> ・事務事業評価をシステム上で実施する方法の検討
次期総合計画（基本構想を含む）の策定	計画	<ul style="list-style-type: none"> ・手順や工程等の確認及び整理 ・現行計画の検証、市民参加を踏まえた策定作業の実施

② 過疎地域持続的発展計画の効果的な推進（再掲）

過疎計画に掲げた各項目の基本目標等を達成するため、各事業の進行管理等を実施しながら、展開施策の効果的な執行に努めるほか、必要に応じて過疎計画掲載事業等内容の見直しを行います。

主な取組	内容	
過疎計画の進行管理と評価	実行	<ul style="list-style-type: none"> ・計画の進捗状況等に係る進行管理の実施 ・人口減少及び少子高齢化対策の総合的な展開及び調整 ・全庁的な取組による展開施策の効果的な執行 ・人口減少対策等に係る主要施策の明確化
	見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・まち・ひと・しごと創生推進会議による定期的な事業進捗状況等の評価の実施 ・必要に応じた過疎計画掲載事業の見直しの検討

③ 施策の円滑な推進に係る個別計画等の作成

まちづくりにおける総合計画などの市の方向性及び市民等の意見を踏まえ、各事業施策の推進等に当たり、各分野等における課題や進め方等の明確な考えを示しつつ、着実な諸事業の執行に努めるため、より強固な推進体制の構築を含め、様々な部門別の個別計画や方針等を作成します。

主な取組	内 容	
個別計画等の作成に係る取組の強化	実行	<ul style="list-style-type: none"> ・計画行政の推進に係る取組内容の体系化 ・事業目的や工程等の明確化に係る取組の強化 ・部門別計画等の作成推進に係る考え方の周知徹底

④ 適正な統計処理及び統計書の充実

国の指定統計及び県に対する常住人口の定期的な報告など、当該調査業務の適正な執行に努めるほか、市の概要及び市勢を明らかにするため、関連データを含め、その蓄積及び分析を行いつつ、市独自の統計書の作成・充実を図ります。

主な取組	内 容	
国の指定統計等の適正な執行	体制	・統計調査員会、関係機関等との連携
	実行	<ul style="list-style-type: none"> ・調査等業務の適正な執行 ・調査員の確保
県に対する常住人口の定期的な報告	実行	・月次住民基本台帳人口の把握及び適正な報告
市独自の統計書の作成及び充実	体制	・庁内関係課等との連携
	実行	<ul style="list-style-type: none"> ・市勢に係る統計データの選定及び調査 ・データ分析の充実 ・定期的な統計書の作成及び内容の充実

(2) 行政改革

▶ 現状と課題

- ① 厳しい行財政運営を強いられる中、合併を契機として、事務処理方法の改善及び職員数の削減に努めてきており、限られた人的資源を効果的に活用し、行政サービスを安定的に提供する必要があります。

▶ 取組方針

① 業務の見直しによる効率的な行政運営の実現

行政需要に迅速かつ柔軟に対応するため、業務の見直しを柔軟かつ継続的に実施します。また、それぞれの業務を把握・整理しつつ、業務量の平準化にも取り組みます。

主な取組	内容	
行財政改革大綱の進捗管理及び次期大綱の作成	計画	・現行大綱の検証及び次期大綱の作成
	実行	・進捗状況等把握方法の簡素化
BPR（Business Process Re-engineering）等の手法を用いた業務構造の再構築	体制	・全庁的な推進体制の整備
	計画	・BPR 推進方針の策定
行政評価等を活用した業務の見直し	実行	・BPR の実施による事務処理の抜本的な見直し ・民間委託等の推進
	実行	・行政評価等と業務改善を連動する仕組みの構築 ・業務改善による効率性等を踏まえた事務分掌の検証と整理

(3) 組織体制・職員研修

▶ 現状と課題

- ① 多様化する市民の行政ニーズに迅速かつ柔軟に対応できるよう、適切な組織体制の構築が求められています。特に、市民等対応窓口のあり方や臨時的な業務への対応をはじめ、災害や関連施策担当間の調整や相互連携など、組織横断的に対処すべき案件への的確な体制づくり等が重要視されています。
- ② 限られた人的資源で最大の効果を発揮することのほか、市民の行政ニーズに適切に対応するため、すべての職員の職務遂行能力を向上させ、その能力を十分に発揮できる環境や仕組みを整備することが必要です。

▶ 取組方針

① 行政ニーズの多様化に応じた組織体制の構築及び職員適正配置の実践

限られた人的資源で拡大する行政需要に対応し、行政サービスの維持向上を図るため、簡素で効率的な行政運営を目指しつつ、臨時的な業務への対応を含め、組織体制の見直しや業務量の平準化に取り組みます。また、組織横断的に対処すべき案件に適切に対応するため、柔軟な体制づくり等に努めます。

主な取組	内容	
香取市機構改革基本方針の検証及び次期方針の作成	計画	・現行方針の検証及び次期方針の作成
行政ニーズの多様化に応じた組織体制の柔軟な編成	実行	・状況把握と柔軟な組織体制の編成 ・組織横断的に対処すべき案件への対応
職員適正配置の実践	実行	・再任用や定年延長に伴う多様な任用制度の活用 ・業務量平準化に係る対応の推進

② 職員の人材育成及び勤務環境の向上

多様化する市民の行政ニーズに対応するため、研修内容等の充実を図り、職員個々の能力向上に努めます。また、各職員が能力を十分に発揮できる適材適所の人員配置に努めるとともに、活躍の場づくり及びジョブローテーションによる計画的な人材の育成を図ります。

主な取組	内容	
職務遂行能力の向上	計画	・職員研修計画の作成及び明確化
	実行	・計画的な職員研修の実施及び参加機会の向上 ・職場内研修の仕組み及び内容の拡充 ・政策課題研究チーム等による研鑽機会の検討 ・人的スキルの向上に資する取組の充実
	見直し	・人材育成方針の見直し ・人事評価制度の見直し
勤務環境の向上	実行	・ワークライフバランスの実現 ・職場内におけるサポート体制の充実 ・ジョブローテーションの計画的かつ着実な執行

(4) DX 対応

▶ 現状と課題

- ① 自治体業務が複雑化し、行政ニーズも多様化しているなか、市民サービスの向上と業務の効率化を図るため、行政サービスのデジタル化をはじめとした自治体 DX への対応が求められています。
- ② DX の推進に係る国の対応及び企業等における先進的な取組が進むなか、その情報や動向を的確に把握・整理しながら、状況に応じ、各関係課等に対する情報の提供や事業施策の推進等による取組を促すなど、世情の動向と市の方針や対応状況等に大きな乖離が生じないよう、適切な対応を図る必要があります。

▶ 取組方針

① 自治体 DX の推進

総合戦略

国の自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画に基づき、庁内の推進体制を確立し、重点取組事項へ対応します。

主な取組	内容	
DX 推進方針の策定及び推進	計画	・具体的な取組内容の検討
国が定める標準準拠システムへの移行対応	実行	・現行システムとの差の洗い出し
	見直し	・事務フローの見直し
マイナンバーカードの普及促進	実行	・利用方法拡大による利便性の向上
オンライン申請手続等のサービス拡大	計画	・先進自治体を模範とした手続きのオンライン化推進
	実行	・マイナポータル（びったりサービス）等の利用推進
業務効率化のためのデジタルツール導入の検討	計画	・AI や RPA 等の活用方法の検討
テレワークやオンライン会議システムの活用推進	体制	・オンライン会議システム等を活用した本庁・支所間の連携強化
	実行	・テレワークの推進
セキュリティ管理体制の強化	実行	・デジタル技術活用拡大に伴うセキュリティ対策の強化

② DX の推進に係る国や企業等の動向への対応

国の DX の推進に係る様々な施策対応や企業等における先進的な取組が進むなか、その動向や情報等を的確に把握しつつ、市の政策上、有効な案件については、各関係課等に対し、必要な情報の提供や市としての取組の検討を促すなど、世情等の動向と乖離が生じないよう、必要に応じ、適切な対応を図ります。

主な取組	内容	
国の DX 関連施策の把握と対応	実行	・情報の把握と整理 ・関係課等に対する必要な情報等の提供及び周知
企業等による先進的な取組等の把握と対応	実行	・情報の把握と整理 ・企業等からの事業連携の申入れ等への対応 ・関係課等に対する必要な情報等の提供及び周知



6-7 財政運営

- 小施策 (1) 財源確保
 (2) 経営効率化
 (3) 財産管理・調達

主担当課	財政課	関係課	(全課)
------	-----	-----	------

▶ 5年後の目指す姿

中長期財政推計のもと、財源確保の工夫や経営視点に基づく財政運営システムの構築が進み、計画行政の確立と同様、将来に向けた自主性・自立性の高い、健全な財政運営が継続しており、特に、財産管理の適正化を含む経営の効率化、執行事業の選択と集中、事務事業の簡素化及び効率化に資する取組が着々と実を結び、その効果が大きく表れています。

▶ 業績評価指標

小施策	指標名	指標の説明	現状値	目標値		
			2022 (令和4)	2023 (令和5)	2025 (令和7)	2027 (令和9)
財源確保	一般市税の収納率	市民税や固定資産税などの市税調定額に対して収納された額の割合 (出典：税務課調べ)	95.00% (2021)	95.05%	95.10%	95.15%
	ふるさと納税受入額	ふるさと香取応援寄附金決算額 (出典：企画政策課調べ)	375,284 千円 (2021)	500,000 千円	750,000 千円	1,000,000 千円
経営効率化	将来負担比率	市が将来支払っていく負担等の残高を指標化した将来財政を圧迫する可能性の度合い (出典：財政課調べ)	19% (2021)	30%以内	30%以内	30%以内
財産管理・調達	公共施設総延べ床面積縮減率	2016 (平成28) 年度末時点の公共施設総延べ床面積からの面積縮減率 (出典：財政課調べ)	0.5% (2021)	1.0%	3.8%	6.6%

▶ 関連する個別計画

- 第3期香取市まち・ひと・しごと創生総合戦略 (2023 (令和5) 年度～2027 (令和9) 年度)
- 第4次香取市行財政改革大綱 (2023 (令和5) 年度～2027 (令和9) 年度)
- 香取市公共施設等総合管理計画 (2016 (平成28) 年度～2045 (令和27) 年度)
- 第4次香取市職員定員適正化計画 (2021 (令和3) 年度～2025 (令和7) 年度)
- 香取市中長期財政推計 (2022 (令和4) 年度～2031 (令和13) 年度)

(1) 財源確保

▶ 現状と課題

- ① 市民税や固定資産税など、依然として一定数の未申告者等が存在しており、課税客体の把握及び公平な税負担の適用を図るため、現状の改善を図る新たな調査手法の検討など、当該対策の強化が必要です。
- ② 人口減少に伴う相対的な税収の減少傾向が顕著となるなか、調定額の推移を念頭に置きつつ、引き続き、滞納処分の適正化や未収入債権の回収に努めるなど、収納率の向上を図る必要があります。
- ③ 財政運営上、貴重な一般財源について、必要な執行事業を選考し、効果的に充てることが基本となるため、すべての事業において、予算編成や計画的な執行を図るに当たり、有利な特定財源の確保に取り組む必要があります。
- ④ ふるさと納税制度を活用し、市の魅力や特産品等に付加価値を加え、全国へと発信することにより、知名度の向上、地域産業の活性化等を図るとともに、貴重な財源として、積極的な確保に努める必要があります。また、広告表示に伴う収入をはじめ、ネーミングライツやクラウドファンディングなど、財源確保に係る幅広い手法の導入を検討するほか、必要に応じ、事業等の実施に係る参加費の徴収・適正化を図る必要があります。
- ⑤ 各公共施設の使用料収入等について、施設利用稼働率の向上や利用者増加に係る施策を積極的に進めつつ、受益者負担の原則に基づき、施設の指定管理費を適切に積算する観点を含め、管理経費等に応じた額の適正化及び減免基準の厳正化を図る必要があります。

▶ 取組方針

① 課税客体の把握及び公平な税負担の適用

市民税等に係る未申告者等の状況を改善するため、引き続き、課税客体の把握及び公平な税負担の適用に努めるほか、新たな調査手法を検討するなど、当該対策の強化を図ります。

主な取組	内 容	
課税客体の把握及び税負担の公平性に係る対策方針等の確立	計画	・基本的な事項及び集中対策方針等の作成
	実行	・賦課や調査等に係る事務手続きの検証及び必要な手順の確認 ・集中対策に係る適正な執行 ・情報収集方策の再確認
市民税未申告者に対する調査事業の拡充	実行	・eLTAX等電子送信による提出義務者への周知の検討 ・新たな調査手法習得のため、国税機関との協議体制の構築に向けた検討
固定資産税の未評価家屋に対する調査事業の強化	見直し	・調査推進を強化するため、業務委託等を含めた対策の検討
償却資産の未申告事業所に対する調査事業の強化	実行	・保有資産予測システム等を活用した調査業務委託を含めた対策強化の検討

② 市税収納率の向上及び債権管理の適正化

市税収納率の向上を図るため、特に、現年分の収納確保を強化するほか、滞納処分の適正化に努めます。また、未収入の私債権を含む総合的な債権管理体制の充実を図り、適正かつ効率的な債権管理に努めます。

主な取組	内容	
現年分の収納確保の強化と滞納処分の適正化	実行	<ul style="list-style-type: none"> ・口座振替や納付手続きのキャッシュレス化の推進 ・滞納整理及び処分手続きの適正化 ・徴収指導員の指導に基づく効果的な滞納整理や徴収方法の習得
債権管理体制の強化	実行	<ul style="list-style-type: none"> ・債権管理の情報及びノウハウの共有 ・債権管理マニュアルの整備及び充実 ・関係職員のスキル及び能力の向上

③ 国・県等補助金及び地方債等特定財源の効果的な活用

限られた財源で事業を計画的に実施するためには、国・県等の補助金の活用や交付税算入措置のある地方債の発行等が欠かせないため、当該事業課等において、特定財源に係る国等の措置を敏感に捉えるなど、十分な体制の強化を図りつつ、効果的な事業の実施に資する特定財源の確保に取り組めます。なお、財務規則上、諸事業の執行に当たり、特定財源を充てるものについては、その確保が確実でない場合は執行手続きが出来ないため、当該適正額の把握・確保及び適切な手続き等に努めます。

主な取組	内容	
国・県等補助金の活用推進	実行	<ul style="list-style-type: none"> ・国や県等の動向把握と適切な対応 ・地方創生推進交付金等の効果的な活用
交付税算入措置のある財政的に有利な地方債の活用	実行	<ul style="list-style-type: none"> ・合併特例債や過疎債等の計画的な活用
特定財源の適正な把握及び手続き等の確認	実行	<ul style="list-style-type: none"> ・各事業に充当している特定財源確認手法の確立 ・特定財源充当事業の執行に係る制限の周知徹底 ・各課等における特定財源確保方策の強化

総合戦略

④ ふるさと香取応援寄附金の有効活用及び幅広い財源確保方策の検討

寄附者に対し魅力的な特産品や体験型の返礼品等を提供することで、市の魅力を全国へと発信し、知名度の向上、地域産業の活性化を図るほか、企業版ふるさと納税の活用を含め、貴重な財源のひとつとして積極的な確保に努めます。また、広告表示に伴う収入など、幅広い財源確保方策を講じるほか、必要に応じ、諸事業の実施に伴う適正な参加費等の徴収を図ります。

主な取組	内容	
ふるさと香取応援寄附金の積極的な活用	計画	<ul style="list-style-type: none"> ・有効な情報発信方法及び効果的な活用方法の検討
	実行	<ul style="list-style-type: none"> ・魅力的な返礼品の創出及び寄附金増に係る取組の充実 ・プロモーション施策との連携等の整理と確認
企業版ふるさと納税の有効活用	体制	<ul style="list-style-type: none"> ・全庁的な企業へのPR体制の構築
	計画	<ul style="list-style-type: none"> ・企業等との事業連携及びマッチング方法の検討
幅広い財源確保方策の検討及び導入	実行	<ul style="list-style-type: none"> ・企業への積極的なPR施策の展開
	体制	<ul style="list-style-type: none"> ・庁内連携体制の確立
	計画	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな財源確保方策の検討及び行動プランの考案
	実行	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな財源確保方策に係る方針等の周知徹底及び取組

⑤ 公共施設等の施設利用促進策の展開及び適正な使用料等の設定

施設利用稼働率の向上及び利用者増加施策の積極的な推進に努めるとともに、受益者負担の原則に基づき、施設の維持管理経費や行政サービスの提供原価等を踏まえた使用料等適正額の設定及び定期的な見直し、減免基準の厳正化を図ります。

主な取組	内容	
施設使用料等適正化に係る取組の充実	計画	・定期的な状況把握及び適正額の設定に係る考察 ・施設利用稼働率の向上に係る課題等の整理
	実行	・利用者増加施策の積極的な展開 ・使用料等減免基準の適切な運用 ・指定管理者等との使用料等の徴収に係る協議の徹底
手数料の適正化	実行	・サービス提供原価等を考慮した適正額の設定

(2) 経営効率化

▶ 現状と課題

- ① 一般会計予算等の編成及び執行において、歳出超過状態が継続する見込みなため、持続可能な財政構造の確立を図るため、中長期的な視点で改善に取り組む必要があります。
- ② 人口増加に向けた戦略的な事業を実施するには、その前提として、現状を踏まえ、経費の節減及び経営の効率化を追求しつつ、基金の設置や活用を含め、財源を考慮しながら、必要な事業の選択と集中を図る必要があります。そのため、まず、総合計画の推進、執行事業の進行管理、事務事業評価、中長期の財政推計や各年度の予算編成及び予算執行に係る資金管理計画など、それぞれの関わりと役割を認識しながら、市における一連の行財政運営システムとして再構築を図ることとし、より質の高い経営に資する仕組みと体制を整備する必要があります。
- ③ 少子高齢化が進むなか、人口減少等に伴う市税等収入減の状況にかかわらず、市民ニーズ等の変化や新たな行政需要に対応するため、年々、所管する業務の種類と量が増えています。また、扶助費等の恒常的な社会保障関連経費の増加が懸念され、財政の硬直化が更に進むと予測しており、その対策として、事務事業の抜本的な見直しや効率化の推進、職員数の縮減及びサービス提供主体の移管を含む民間移譲等の推進など、現在、積極的かつ待ったなしの予防措置を講じる必要があります。

▶ 取組方針

① 中長期財政推計に基づく財政運営の適用

毎年度、ローリングしながら中長期財政推計（おおむね 10 年間）を作成し、予算編成を図る際の前提としており、引き続き、当該推計値の精度を高めながら、計画的な財政運営に努めます。歳入歳出の両面から、推測可能な所要額を具体的に積み上げ、より実態に近い形で推計し、持続可能な財政構造の確立に向けた取組の一つとして進めます。

主な取組	内容	
中長期財政推計の更新及び活用	体制	・歳入と歳出見通しの精緻化に係る取組体制の充実
	実行	・中長期財政推計に基づく事務事業の見直し及び予算編成の実施 ・総合計画（実施計画）作成作業との連携
財政推計を反映した計画行政の推進	体制	・庁内連携による他の計画作成等への反映

② 経営効率化の追求及び財源の有効活用に係る事業の選択と集中

限られた財源を有効活用するため、経費の縮減及び経営効率化に係る方針等を明確化し、経営に直結する質の高い行財政運営システムを構築しながら、必要な事業の選択と集中を徹底するなど、経営力の強化に取り組みます。

主な取組	内容	
経費の節減及び経営効率化に係る方針等の作成	計画	・経費の節減及び経営効率化に係る方針等の作成 ・執行事業の選択と集中に係る具体的な取組の検討
	見直し	・財務規則の周知徹底 ・スクラップアンドビルドの徹底 ・サンセット方式の導入
質の高い経営に資する行財政運営システムの再構築	体制	・企画及び財政担当による関係業務の整理と連携 ・庁内関係課等との連携強化
	計画	・各関連計画等の現状把握と関連性の確認及び整理 ・市政の効率的な経営に資する行財政運営システムの考察 ・重複する役割や手続き等の整理及び統合簡素化
	実行	・ICT やシステム等の効果的な活用
執行事業の選択と集中	体制	・庁内連携体制の強化
	実行	・計画行政に係る早期の事業費具体化の徹底 ・計画事業と予算要求経費のかい離の解消 ・執行事業の選択と集中に係る総合計画（実施計画）作成時の考察及び決定
基金の設置及び運用	体制	・基金管理関係課等及び会計課との連携
	実行	・財政調整基金及び減債基金の適正な管理及び運用 ・目的基金の設置及び適正かつ計画的な管理及び運用 ・定額運用基金の適切な管理及び運用 ・事業会計に係る基金の適切な管理及び運用

③ 事務事業の簡素化及び効率化の推進

市の行うべき業務と他の委ねるもの等を明確化し、サービス内容の充実及び効率化を前提としつつ、可能な限り、民間移譲や廃止等を判断するなど、既存事務事業等の簡素化を図ります。また、事業の規模及び効率的な事務手続きに資する見直し等を徹底し、経費の節減及び人員削減へつなげるほか、財政の硬直化を防ぐため、公債費の各年度支出額の低減に取り組みます。

主な取組	内 容	
事務事業の規模及び事務手続きの見直しと経費縮減の徹底	実行	<ul style="list-style-type: none"> ・民間移譲の推進 ・事務手続きの効率化及び経費節減に係る意識の徹底 ・人員削減につながる取組の強化
	見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・年度ごとの事業規模の低減及び計画年度期間の延長 ・事務手続きの効率化及び諸経費の縮減に係る整理 ・費用対効果が小さい事業の廃止の検討
公債費の各年度支出額の低減	計画	<ul style="list-style-type: none"> ・個別施設計画等に基づく計画的な公共施設の整備 ・対象事業の年度間執行平準化の検討 ・各事業計画期間の延長等による単年度執行額の低減
	実行	<ul style="list-style-type: none"> ・適債事業の特定による財源の確保 ・交付税算入措置のある起債の優先的な適用

(3) 財産管理・調達

▶ 現状と課題

- ① 市の公共施設等総合管理計画の根幹となる、個別施設計画を抜本的に見直し、合併により引き継いだ各施設のあり方や必要性等を十分に勘案しつつ、可能な限り、人口規模等に見合った公共施設の総量とするべく、方針や諸経費等を明確化し、具体的な工程に基づく取組として、積極的に進める必要があります。また、一部の施設では、設置目的や所管が曖昧であるなど、今一度、すべての施設のあり方等について、経営の視点を加えた十分な精査と確認が必要となっています。
- ② 施設の統廃合等により生じた空き公共施設については、引き続き、他の用途による活用実態があるなど、所管の不透明さも加わり、普通財産への転換及び効果的かつ明確な意図に基づく利活用が進んでいません。また、未活用の市有地も多く、その所在や現状の確認及び処分を含めた対応も十分とは言えません。このため、物品調達を含め、今一度、財産管理の適正化や関係手続等に係る方針等を明確化し、当該認識の周知徹底を図りつつ、遊休財産の利活用及び処分を積極的に進める必要があります。

▶ 取組方針

総合戦略

① 公共施設等総合管理計画の推進及び施設設置目的等の再確認

各公共施設のあり方及び必要性等を勘案しつつ、人口規模等に見合った総量とするため、具体的な諸経費等の積み上げ等による個別施設計画の抜本的な見直しを行い、確かな工程に基づく取組を進めます。また、施設経営に係る視点を重視しながら、設置目的と所管の再確認及び当該設置管理条例の整備・充実に努めます。

主な取組	内容	
公共施設等個別施設計画の抜本的な見直し	見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的な諸経費等の積み上げによる抜本的な見直し ・確かな工程の確認整理及び年次計画の見直し
人口規模等に見合った総延床面積の縮減に向けた具体的な検討	実行	<ul style="list-style-type: none"> ・各施設のあり方や必要性等の確認整理 ・設置目的や所管の再確認及び設置管理条例の整備充実 ・固定資産台帳の整備による施設保有量の正確な把握 ・改修、撤去、売却等に係る財源措置の検討

② 財産管理の適正化及び空き公共施設等利活用の推進

庁内における空き公共施設利活用の推進体制を構築し、統廃合等により生まれる空き公共施設の方針（転用、売却、除却等）を都度決定する仕組みを作り、利活用の推進を図ります。

主な取組	内容	
財産管理の適正化及び利活用等に係る取組方針等の明確化	体制	<ul style="list-style-type: none"> ・庁内連絡調整機能の強化
	計画	<ul style="list-style-type: none"> ・適正管理及び利活用に係る方針等の作成 ・普通財産への転換及び財産処分に係る基準等の明確化 ・管理手続き等の明確化及び管理マニュアル等の作成
	実行	<ul style="list-style-type: none"> ・各課等の管理分を含めた財産管理台帳の整備充実 ・財務規則の周知徹底 ・所管の明確化及び効率的な管理の実践
庁舎及び支所の適切な維持管理と利便性の向上	実行	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の適切な維持管理の実施及び利便性の向上 ・施設のLED化、空調機更新等の実施
空き公共施設等利活用推進体制の構築及び処分等の推進	体制	<ul style="list-style-type: none"> ・関係部課等との連携強化
	実行	<ul style="list-style-type: none"> ・施設状態及び課題等の確認整理 ・遊休土地等市有地の所在及び状態の確認 ・利活用及び処分財産の情報周知 ・貸付物件の状況等の把握及び精査
地縁団体等との利活用等に関する調整	体制	<ul style="list-style-type: none"> ・市民及び地縁団体等との連携及び調整
	実行	<ul style="list-style-type: none"> ・財産貸付状況等の確認及び整理 ・遊休財産等に係る具体的な管理活用方策等の調整
物品調達及び備品等管理の適正化	体制	<ul style="list-style-type: none"> ・会計課、庁内関係課等との連携
	計画	<ul style="list-style-type: none"> ・物品調達の効率化に係る方針等の作成 ・物品等管理マニュアルの整備
	実行	<ul style="list-style-type: none"> ・財務規則の周知徹底 ・備品台帳等の適正な整備

參考資料

計画の策定経過
第3期まち・ひと・しごと創生総合戦略の指標一覧
人口ビジョン
用語集

参考資料

○計画の策定経過

◆計画策定計画

日にち			市民参画	庁内検討等
令和4年	1月18日	現行計画の検証		庁議「後期基本計画等策定方針の策定」
	1月24日			全職員説明会
	4月7日			総合計画等策定プロジェクトチーム検討会議 「前期基本計画の検証及び骨子の検討」
	5月11日		第1回香取市総合計画審議会(諮問) 第1回香取市まち・ひと・しごと創生推進会議	
	5月17日			庁議「前期基本計画の検証ほか」
	5月25日	骨子の策定	市民意識調査(～6月15日)	
	5月27日		中学生・高校生アンケート(～6月14日)	
	6月12日、15日		第1回かとりみらい会議	
	7月5日			庁議「後期基本計画骨子の策定ほか」
	7月29日		第2回香取市総合計画審議会 第2回香取市まち・ひと・しごと創生推進会議	
	7月29日	重点プロジェクトの策定		担当課職員施策検討説明会
	8月1日			担当課施策検討ヒアリング(～8月19日)
	8月16日			
	8月21日、24日		第2回かとりみらい会議	
	10月4日			庁議「重点プロジェクトの策定ほか」
10月26日	施策の策定	第3回香取市総合計画審議会 第3回香取市まち・ひと・しごと創生推進会議		
10月21日		自治会長及び住民自治協議会長意見聴取 (～11月11日)		
令和5年	1月5日			庁議「施策の策定ほか」
	1月16日	施策の策定	第4回香取市総合計画審議会 第4回香取市まち・ひと・しごと創生推進会議	
	1月17日		香取市総合計画(案)答申	
	2月13日		議会全員協議会説明	
	2月15日		パブリックコメント(～3月15日)	

◆市民参画

(1) 総合計画審議会・まち・ひと・しごと創生推進会議

市長の諮問に応じて、総合計画について調査審議する香取市総合計画審議会を設置しています。市内の公共的団体の代表者や識見を有する者、関係行政機関の職員、及び市民参加の観点から公募による市民で構成されます。

第2次香取市総合計画後期基本計画の策定にあたって、総合計画審議会の答申、意見等を踏まえて進めてきました。

会議	開催日	会議内容
第1回	令和4年5月11日	<ul style="list-style-type: none"> ・委嘱状交付 ・会長・副会長の選出 ・第2次香取市総合計画後期基本計画及び第3期香取市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定方針報告 ・計画策定に係る基礎調査報告 ・第2次香取市総合計画前期基本計画の検証結果審議
第2回	7月29日	<ul style="list-style-type: none"> ・第2次香取市総合計画後期基本計画(案)諮問 ・香取市人口ビジョン報告 ・市民意識調査、中高生アンケート、第1回かとりみらい会議結果報告 ・第2次香取市総合計画後期基本計画(案)第1編～第3編第3章審議
第3回	10月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回かとりみらい会議結果報告 ・第2次香取市総合計画後期基本計画(案)第3編第4章～第5章審議
第4回	令和5年1月16日	<ul style="list-style-type: none"> ・第2次香取市総合計画後期基本計画(案)第3編第5章審議 ・第2次香取市総合計画後期基本計画(案)答申(案)審議

◆香取市総合計画審議会条例

○香取市総合計画審議会条例

平成 18 年 7 月 13 日 条例第 192 号

(設置)

第1条 市は、香取市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、市の総合計画について調査審議し、答申する。

(組織)

第3条 審議会は、委員 20 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 市内の公共的団体等を代表する者
- (2) 識見を有する者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 公募による市民

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 関係行政機関の職員につき委嘱された委員に事故があるときは、当該行政機関におけるその者の職務を代理又は補佐する者に代理させることができる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、市長の定める機関において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

◆総合計画審議会委員名簿

氏名	所属	役職
1号委員 市内の公共団体等を代表する者(6人)		
竹田 好久	かとり農業協同組合	代表理事組合長
石井 良典	佐原商工会議所	会頭
木内 正	香取市商工会	会長
大川 裕志	水郷佐原観光協会	会長
高橋 秀治	水郷小見川観光協会	会長
竹蓋 伸六	香取市社会福祉協議会	会長
2号委員 識見を有する者(9人)		
熱田 昇	香取市教育委員会	教育委員
伊藤 寛	香取市農業委員会	会長
堂下 浩	東京情報大学 総合情報学部	教授
関 謙次郎	香取市自治会連合会	会長
圓藤 弘典	千葉県保育協議会香取支会	支会長
椎名 宥心	元香取市男女共同参画推進懇話会委員、児童厚生員	
實川 美香	千葉メディア	編集長
鈴木 恵子	全国消費生活相談員協会関東支部 千葉県消費生活相談員の会	副支部長 副会長
林 英恵	行動科学者、パブリックヘルスストラテジスト	
3号委員 関係行政機関の職員(2人)		
内堀 寿美男	国土交通省関東地方整備局利根川下流河川事務所	所長
鵜澤 広司	千葉県香取地域振興事務所	所長
4号委員 公募による市民(3人)		
田山 歩	総合計画審議会公募委員	
加藤 一徳	総合計画審議会公募委員	
橋本富清	総合計画審議会公募委員	

◆ 諮問

香企画第 189 号
令和 4 年 7 月 29 日

香取市総合計画審議会
会長 堂下 浩 様

香取市長 伊藤 友 則

第 2 次香取市総合計画（案）について（諮問）

第 2 次香取市総合計画（案）について、香取市総合計画審議会条例（平成 18 年香取市条例第 192 号）第 2 条の規定により審議会の意見を求めます。

◆答申

◆香取市まち・ひと・しごと創生推進会議設置要綱

○香取市まち・ひと・しごと創生推進会議設置要綱

平成 27 年5月 12 日告示第 111 号

(設置)

第1条 市は、本市の人口減少に歯止めをかけるとともに、将来にわたって活力ある地域社会を維持する施策を検討するに当たり、広く市民の意見を反映するとともに、専門的見地から意見を聴取するため、香取市まち・ひと・しごと創生推進会議(以下「推進会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 推進会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 香取市人口ビジョンの策定及び変更に係る検討に関すること。
- (2) 香取市総合戦略の策定及び変更に係る検討に関すること。
- (3) 香取市総合戦略の成果検証に係る検討に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、人口減少対策及び活力ある地域社会を維持するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進会議は、委員 30 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 市内の公共的団体等を代表する者
- (2) 市内の関係機関を代表する者
- (3) 識見を有する者
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が認める者

3 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 推進会議に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、推進会議に第3条第2項に規定する委員以外の者の出席を求め、意見を聴取することができる。

(庶務)

第6条 推進会議の庶務は、市長が定める機関において処理する。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、推進会議に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

◆推進会議委員名簿

種別	氏名	所属・役職名等	備考
産業	竹田 好久	かとり農業協同組合 代表理事組合長	
	石井 良典	佐原商工会議所 会頭	
	木内 正	香取市商工会 会長	
	大川 裕志	水郷佐原観光協会 会長	
	高橋 秀治	水郷小見川観光協会 会長	
	山本 一郎	小見川工業団地連絡協議会 会長	
	上村 進	(株)NIPPONIA SAWARA 代表取締役社長	
福祉	竹蓋 伸六	香取市社会福祉協議会 会長	
	圓藤 弘典	千葉県保育協議会香取支会 支会長	
	山之内 俊雄	香取市地域自立支援協議会	
労働	香取 忠良	佐原公共職業安定所 所長	
金融	山本 忠宣	京葉銀行 佐原支店 支店長	
	嶋田 隆	千葉銀行 佐原支店 支店長	
	遠山 和廣	佐原信用金庫 本店営業部 部長	2022.5.11～2022.6.12
	宮國 健	〃	2022.6.13～
	井上 周一郎	日本政策金融公庫 千葉支店 支店長	
言論	實川 美香	千葉メディア 編集長	
国	内堀 寿美男	国土交通省関東地方整備局利根川下流河川事務所 所長	
千葉県	鵜澤 広司	千葉県香取地域振興事務所 所長	
識見	堂下 浩	東京情報大学 総合情報学部 教授	
	関 謙次郎	香取市自治会連合会 会長	
	熱田 昇	香取市教育委員会 教育委員	
	伊藤 寛	香取市農業委員会 会長	
	椎名 宥心	元香取市男女共同参画推進懇話会委員、児童厚生員	
	鈴木 恵子	全国消費生活相談員協会関東支部 副支部長 千葉県消費生活相談員の会 副会長	
	林 英恵	行動科学者、パブリックヘルストラテジスト	
士業	飯名 眞巳	宅地建物取引士	
その他	田山 歩	総合計画審議会公募委員兼務	
	加藤 一徳	総合計画審議会公募委員兼務	
	橋本 富清	総合計画審議会公募委員兼務	

(2) 市民意識調査

市民の市政に対する評価とこれからのまちづくりに対するニーズや意識を統計的に把握し、2023(令和 5)年度からの 5 年間の計画期間とする、第2次香取市総合計画後期基本計画の策定や市政運営にあたっての基礎資料にするために調査を実施しました。

- 調査対象: 市内在住の満 20 歳以上の 2,500 人(無作為抽出)
- 調査方法: 調査票を郵送にて配布・回収、調査期間中に礼状、回答を促す依頼はがきを郵送
- 調査期間: 令和 4 年 5 月 25 日(水)～6 月 15 日(水)
- 調査結果

対象者数	回答数	回答率
2,500 人	1,067 件	42,7%

(3) 中高生アンケート

今後のまちづくりの方向性を検討する際に不可欠な地域の意見として次代を担う若者の意見を収集し、市の取組に反映させることを目的として調査を実施しました。

- 調査対象: 市内の中学校・高校に在籍する学生
- 調査方法: 学校を通じて調査票を配布・回収
- 調査期間: 令和 4 年 5 月 27 日(金)～6 月 14 日(火)
- 調査結果

中学・高校名	回答数
佐原高校	762
佐原白楊高校	458
小見川高校	411
千葉萌陽高校	79
佐原中学校	450
香取中学校	87

中学・高校名	回答数
佐原第五中学校	129
新島中学校	54
小見川中学校	422
山田中学校	159
栗源中学校	53

(4)かとりみらい会議

高校生から高齢者までの様々な世代の市民が計画策定プロセスに参加し、本市のあるべき姿や課題、その解決策に関して議論し、多様な意見を総合計画に反映させることを目的として、全2回に分けてワークショップを開催しました。

回次	開催日	テーマ	参加人数(※)
第1回	令和4年 6月12日(DAY1)	理想のまちにするためにできること	(DAY1)33名
	6月15日(DAY2)		(DAY2)21名
第2回	8月21日(DAY1)	香取市の人口減少と少子高齢化の課題と具体的な解決策	(DAY1)23名
	8月24日(DAY2)		(DAY2)16名

(※) 第1回には11名、第2回には10名の市内高校に通学する高校生も含まれています。

(5)自治会等意見聴取

まちづくりに関する地域の意見を聴取することを目的に、自治会や住民自治(まちづくり)協議会からの意見聴取を実施しました。その結果、農林水産業や企業・産業誘致、観光、市民協働に関する意見が多くありました。

- 調査対象:市内の自治会及び住民自治(まちづくり)協議会
- 調査方法:郵送にて配布・回収
- 調査期間:令和4年10月21日(金)～11月11日(金)
- 回答数:自治会22団体 住民自治協議会7団体

○第3期まち・ひと・しごと創生総合戦略の指標一覧

基本 目標	数値目標/KPI		指標の説明	現状値	目標値	
				2022 (令和 4)	2027 (令和 9)	
1. 競争力のある産業の育成と安定した雇用の実現プロジェクト	数値目標	生産年齢人口	住民基本台帳	39,069 人	34,670 人	
		新規就農者数(農業経営体育成セミナー受講者)	農業経営体育成セミナーの新規受講者数	12 人	22 人	
		新規誘致企業数	商工観光課調べ	2 件	2 件	
	K P I	農 林 畜 産 業	農業産出額	市町村別の品目毎の年間生産量に農家庭先販売価格を乗じたもの(出典:農林水産省 市町村別農業産出額)	317.4 億円 (2020)	320 億円
			地域計画作成数	集落・地域における地域計画の策定数(出典:農政課調べ 延べ策定数)	67 件	80 件
			認定農業者	農業経営改善計画を策定し市が認定した農業者(個人・法人別)の延べ人数(出典:農政課調べ)	個人経営 - 法人経営 -	個人経営 15 人 法人経営 9 法人
			ブランド化新規件数	「ちば香取のすぐれもの」年間新規認定数(出典:農政課調べ)	-	3 件
			紅小町の郷来場者数	道の駅くりもと「紅小町の郷」年間利用者数(出典:農政課調べ)	747,147 人 (2021)	830,000 人
			大規模ほ場整備数	10a規模の小規模ほ場から 1ha 規模の大規模ほ場への整備完了延べ件数(出典:農政課調べ)	1 件	4 件
			商 工 業	商工団体加入事業者数	佐原商工会議所と香取市商工会に加入する会員の合計事業者数(出典:商工観光課調べ)	1,744 事業所 (2021)
	市内創業者数	香取創業塾受講者のうち、市内で創業した者の累計数(出典:商工観光課調べ)		2 人 (2021)	42 人	
	空き店舗新規開店数	香取市空き店舗対策事業補助金の交付を受け、新たに空き店舗に出店した事業者の累計数(出典:商工観光課調べ)		3 件 (2021)	66 件	
	水の郷さわら来場者数	水の郷さわらの年間来場者数(出典:商工観光課調べ)		1,111 千人 (2021)	1,179 千人	
	製造品出荷額	市内にある事業所の所有する原材料によって製造されたものを当該事業所から出荷した額(出典:工業統計出荷報告書)		72,992 百万円 (2020)	72,992 百万円	
	産 業 誘 致	企 業	新規誘致企業数	1 年間での誘致企業数(出典:商工観光課調べ)	3 件 (2021)	2 件
			誘致企業の市内在住雇用者数	1 年間での誘致企業における市内在住雇用者数(出典:商工観光課調べ)	28 人 (2021)	8 人
	観 光	観 光	観光入込客数	本市を訪れる観光客の年間総数(出典:商工観光課調べ)	548 万人 (2021)	710 万人
			外国人観光入込客数	本市を訪れる外国人観光客の年間総数(出典:商工観光課調べ)	103 人 (2021)	1 万 5 千人
			観光宿泊客数	本市に宿泊した観光客の年間総数(出典:商工観光課調べ)	86,265 人 (2020)	12 万 5 千人

基本 目標	数値目標/KPI			指標の説明	現状値	目標値	
					2022 (令和 4)	2027 (令和 9)	
1. 競争力のある産業の育成と安定した雇用の実現プロジェクト	KPI	広報・広聴	ふるさと納税受入件数	市外からのふるさと納税年間受入件数 (出典:ふるさと納税に関する現況調査)	28,184 件 (2021)	90,000 件	
			市公式 SNS の利用登録者数 (秘書広報課所管分)	Instagram フォロワー数 (出典:秘書広報課調べ)	3,067 人	6,000 人	
				Facebook フォロワー数 (出典:秘書広報課調べ)	703 人	850 人	
		YouTube チャンネル登録者数 (出典:秘書広報課調べ)		716 人	850 人		
	財政運営	一般市税の収納率	市民税や固定資産税などの市税調定額 に対して収納された額の割合 (出典:税務課調べ)	95.00% (2021)	95.15%		
ふるさと香取応援寄附金受入額		ふるさと香取応援寄附金決算額 (出典:企画政策課調べ)	375,284 千円 (2021)	1,000,000 千円			
2. 移住・定住の促進と関係人口の創出・拡大プロジェクト	数値目標			社会増減数	住民基本台帳人口移動報告年報 (総務省統計局)	△390 人 (2021)	△360 人
				若年層(15 歳から 34 歳)の転出超過数	住民基本台帳人口移動報告年報 (総務省統計局)	341 人	320 人以内
				ふるさと納税受入件数	企画政策課調べ	28,184 件 (2021)	90,000 件
	KPI	農林畜産業	農業産出額	市町村別の品目毎の年間生産量に農家庭先販売価格を乗じたもの(出典:農林水産省 市町村別農業産出額)	317.4 億円 (2020)	320 億円	
			地域計画作成数	集落・地域における地域計画の策定数 (出典:農政課調べ 延べ策定数)	67 件	80 件	
			認定農業者	農業経営改善計画を策定し市が認定した農業者(個人・法人別)の延べ人数 (出典:農政課調べ)	個人経営 - 法人経営 -	個人経営 15 人 法人経営 9 法人	
			ブランド化新規件数	「ちば香取のすぐれもの」年間新規認定数(出典:農政課調べ)	-	3 件	
			紅小町の郷来場者数	道の駅くりもと「紅小町の郷」年間利用者数(出典:農政課調べ)	747,147 人 (2021)	830,000 人	
	産業誘致	企業・ 産業誘致	新規誘致企業数	1 年間での誘致企業数 (出典:商工観光課調べ)	3 件 (2021)	2 件	
			誘致企業の市内在住雇用者数	1 年間での誘致企業における市内在住雇用者数(出典:商工観光課調べ)	28 人 (2021)	8 人	
	観光	観光	観光入込客数	本市を訪れる観光客の年間総数 (出典:商工観光課調べ)	548 万人 (2021)	710 万人	
			外国人観光入込客数	本市を訪れる外国人観光客の年間総数 (出典:商工観光課調べ)	103 人 (2021)	1 万 5 千人	
			観光宿泊客数	本市に宿泊した観光客の年間総数 (出典:商工観光課調べ)	86,265 人 (2020)	12 万 5 千人	
	子育て	子育て	地域子育て支援センター利用者数	地域子育て支援センター利用者数 (出典:子育て支援課調べ)	10,387 人 (2021)	15,000 人	
			子育て世代包括支援センター(母子保健)対応件数	妊産婦、乳幼児等への対応延件数 (出典:子育て支援課調べ)	1,014 件 (2021)	1,200 件	
			子育て世代包括支援センター(要保護、要支援児童等)対応件数	要保護、要支援児童等への対応延件数 (出典:子育て支援課調べ)	7,620 件 (2021)	8,000 件	

基本 目標	数値目標/KPI		指標の説明	現状値	目標値	
				2022 (令和 4)	2027 (令和 9)	
2. 移住・定住の促進と関係人口の創出・拡大プロジェクト	KPI	住宅環境	移住者に対する住宅支援制度の活用件数	移住促進家賃補助年間利用世帯数 (出典: 都市整備課調べ)	-	10 件
			木造住宅の耐震化率	木造住宅のうち耐震基準を満たす住宅の割合【2016(平成 28)年度木造住宅数:26,790 棟】 (出典: 都市整備課調べ)	80.0%	98.0%
			空き家バンク物件成約数	空き家バンクを通じた物件の斡旋延べ件数 (出典: 都市整備課調べ)	26 件 (2021)	53 件
			特定空家等の解除件数	改善措置等により特定空家等の判定を解除した延べ件数 (出典: 都市整備課調べ)	355 件 (2021)	415 件
	過疎対策	社会増減	住民基本台帳人口移動報告年報 (出典: 総務省統計局)	△390 人 (2021)	△360 人	
	広報・広聴	ふるさと納税受入件数	市外からのふるさと納税年間受入件数 (出典: ふるさと納税に関する現況調査)	28,184 件 (2021)	90,000 件	
		市公式 SNS の利用登録者数 (秘書広報課所管分)	Instagram フォロワー数 (出典: 秘書広報課調べ)	3,067 人	6,000 人	
			Facebook フォロワー数 (出典: 秘書広報課調べ)	703 人	850 人	
			YouTube チャンネル登録者数 (出典: 秘書広報課調べ)	716 人	750 人	
	3. 香取で産み、香取で育てる環境の整備プロジェクト	数値目標		出生数	住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数に関する調査(総務省)	267 人 (2021)
		放課後児童クラブ待機児童数	子育て支援課調べ	27 人	0 人	
		産婦人科開設件数	健康づくり課調べ	-	1 件 (2025)	
KPI		公園・緑地・水辺空間	市民1人当たりの公園面積	市内の都市公園面積を人口で割った値 (2021(令和3)年3月31日時点) (出典: 都市公園等整備現況調査)	7.45 m ² /人 (2021)	8.08 m ² /人
			橋ふれあい公園(パークゴルフ場)利用者数	パークゴルフ場の年間利用者数 (出典: 都市整備課調べ)	-	20,000 人
			橋ふれあい公園(キャンプ場)利用者数	キャンプ場の年間利用者数 (出典: 都市整備課調べ)	-	12,000 人
子育て		地域子育て支援センター利用者数	地域子育て支援センター年間利用者数 (出典: 子育て支援課調べ)	10,387 人 (2021)	15,000 人	
		子育て世代包括支援センター(母子保健)対応件数	妊産婦、乳幼児等への年間対応延件数 (出典: 子育て支援課調べ)	1,014 件 (2021)	1,200 件	
		子育て世代包括支援センター(要保護、要支援児童等)対応件数	要保護、要支援児童等への年間対応延件数(出典: 子育て支援課調べ)	7,620 件 (2021)	8,000 件	
		特定教育・保育施設等待機児童者数	4月1日時点での入所申込児童数と受入児童数の差 (出典: 子育て支援課調べ)	0 人	0 人	
		放課後児童クラブ待機児童数	4月1日時点での入所申込児童数と受入児童数の差 (出典: 子育て支援課調べ)	27 人	0 人	

基本 目標	数値目標/KPI		指標の説明	現状値	目標値	
				2022 (令和 4)	2027 (令和 9)	
3. 香取で産み、香取で育てる環境の整備プロジェクト	K P I	健康づくり・感染症	がん検診の受診率	市が実施するがん検診の受診率 (出典:健康づくり課調べ)	19.5% (2021)	29.0%
			肝炎検診の受診率	市が実施する肝炎検診の受診率 (出典:健康づくり課調べ)	24.5% (2021)	30.0%
			フッ化物洗口実施者率 (小学校児童)	市が実施する小学校児童のフッ化物洗口実施率(出典:健康づくり課調べ)	35.8% (2021)	75.0%
			むし歯有病者率(3歳児)	市が実施する健診結果 (出典:健康づくり課調べ)	14.4% (2021)	9.0%
			乳幼児健診の受診率	市が実施する乳幼児健診の受診率 (出典:健康づくり課調べ)	80.0% (2021)	100%
	地域医療	香取おみがわ医療センターの時間外患者応需率	香取おみがわ医療センターにおける時間外患者の応需率(出典:地方独立行政法人香取おみがわ医療センター中期計画)	47.1% (2021)	80.0%	
		産婦人科開設件数	市内における産婦人科施設の開設件数 (出典:健康づくり課調べ)	-	1件 (2025)	
	環境の整備 教育施設	小・中学校数	学校再編後の小・中学校数 (出典:教育総務課調べ)	小学校 15校 中学校 7校	小学校 14校 中学校 6校	
		長寿命化改修工事(大規模改修工事)を実施した施設数	長寿命化改修工事(大規模改修工事)を実施した小・中学校校舎の延棟数 (出典:教育総務課調べ)	17棟	19棟	
	学校教育	長期欠席児童生徒の割合	全児童生徒数のうち30日以上欠席している児童生徒の割合 (出典:学校教育課調べ)	1.07% (2021)	1.05%	
		全国学力学習状況調査平均値	全国学力学習状況調査の全国平均と本市平均の比較 (出典:学校教育課調べ)	小 △4.2点 中 △5.4点	小 +2.0点 中 +2.0点	
		教職員の特別支援教育研修受講率	教職員の特別支援教育指導力向上のための研修受講率 (出典:学校教育課調べ)	100%	100%	
		ICT支援員の配置人数	市内小中学校における配置人数 (出典:学校教育課調べ)	0人	5人	
		通学路安全対策実施箇所数	1年間の合同点検実施箇所数 (出典:学校教育課調べ)	11箇所	15箇所	
		地元食材の使用率	学校給食における香取市産を含む千葉県産生鮮野菜の割合 (出典:学校教育課調べ)	61%	65%	
		給食費無償化対象学年数	無償化対象学年数 (出典:学校教育課調べ)	2学年	9学年	

基本 目標	数値目標/KPI		指標の説明	現状値	目標値	
				2022 (令和 4)	2027 (令和 9)	
4. 香取の魅力を活かした生活環境の向上プロジェクト	数値目標	住み続けたいと思う市民の割合	市民意識調査	59.6%	65.0%	
		住みよいと感じる市民の割合	市民意識調査	49.1%	55.0%	
		香取市に愛着を感じる市民の割合	市民意識調査	64.8%	70.0%	
	K P I	省エネ 環境保護・	市民活動団体等との啓発事業件数	環境イベントの年間開催件数 (出典:環境安全課調べ)	8回 (2021)	8回
			環境ボランティア団体登録者数	環境ボランティアの合計登録者数 (出典:環境安全課調べ)	578人 (2021)	600人
	再資源化 廃棄物処理・	1人1日当たりのごみ排出量	市民1人1日当たりのごみの排出量 (出典:環境安全課調べ)	978g/人・日	929g/人・日	
		ごみ出し困難者支援者数	1年間での家庭ごみの戸別収集を行ったごみ出し困難者数 (出典:環境安全課調べ)	208人 (2021)	337人	
		リサイクル率	1年間のごみの排出総量に対し、リサイクルした量の割合 (出典:環境安全課調べ)	19.6%	25.3%	
	緑地・公園・ 水辺環境	市民1人当たりの公園面積	市内の都市公園面積を人口で割った値 (2021(令和3)年3月31日時点) (出典:都市公園等整備現況調査)	7.45 m ² /人 (2021)	8.08 m ² /人	
		橋ふれあい公園(パークゴルフ場)利用者数	パークゴルフ場の年間利用者数 (出典:都市整備課調べ)	-	20,000人	
		橋ふれあい公園(キャンプ場)利用者数	キャンプ場の年間利用者数 (出典:都市整備課調べ)	-	12,000人	
	斎場・墓地	北総斎場運営コスト	北総斎場におけるランニングコスト(出典:香取広域市町村圏事務組合調べ)	40,702千円	37,439千円	
		おみがわ聖苑運営コスト	おみがわ聖苑におけるランニングコスト(出典:香取広域市町村圏事務組合調べ)	63,526千円	49,734千円	
	防犯 交通安全・	人口1,000人当たりの交通事故発生件数	人口1,000人当たりの年間交通事故の発生件数(出典:環境安全課調べ)	2,848件	1,758件	
		人口1,000人当たりの刑法犯認知件数	人口1,000人当たりの年間刑法犯認知件数(出典:環境安全課調べ)	6,683件	6,331件	
	防災・消防・救急	自主防災組織の組織率	全世帯数に占める自主防災組織加入世帯の割合(出典:総務課調べ)	45% (2021)	60%	
		市が備蓄すべき物資の備蓄割合	備蓄計画に示す備蓄目標数に対する備蓄割合(出典:総務課調べ)	46% (2021)	100%	
		防災士資格取得者数	市の防災士資格取得支援補助金を活用して防災士を取得した人数の累計(出典:総務課調べ)	18人 (2021)	55人	
		個別避難計画策定数	避難行動要支援者の個別避難計画の策定数の累計(出典:総務課調べ)	0人 (2021)	50人	
		消防施設の適切な更新	小見川分署庁舎の更新(出典:消防本部調べ)	-	1件 (2025)	
		適正団員数を充たしている消防団の割合	各消防団における定員を満たしている消防団の割合(出典:消防本部調べ)	55%	60%	

基本 目標	数値目標/KPI		指標の説明	現状値	目標値	
				2022 (令和 4)	2027 (令和 9)	
4. 香取の魅力を活かした生活環境の向上プロジェクト	K P I	地域福祉	見守りネットワーク事業登録者数	見守りネットワーク事業延べ登録者数 (出典:社会福祉課調べ)	517人 (2021)	550人
			ボランティアの活動人数	社会福祉協議会を通して活動しているボランティアの延べ活動人数 (出典:香取市社会福祉協議会調べ)	7,370人 (2021)	15,000人
	介護・ 介護予 防	介護・介護予防講座参加者数	介護予防講座、転倒骨折予防教室、認知症サポーター養成講座年間参加者数 (出典:高齢者福祉課調べ)	800人	1,300人	
			高齢者の健康体操への参加者数	香取もりもり体操等の年間参加者数 (出典:高齢者福祉課調べ)	900人	1,150人
	い 高 齢者 の 生 き が	シルバー人材センター 会員数	シルバー人材センターの会員数 (出典:商工観光課調べ)	280人 (2021)	280人	
			シルバー人材センター 受託件数	シルバー人材センターの年間受託件数 (出典:商工観光課調べ)	3,958件 (2021)	3,958件
			高齢者タクシー券利用 件数	高齢者タクシー券の年間利用件数 (出典:高齢者福祉課調べ)	16,900枚	30,530枚
	障 が い 者 福 祉	地域生活移行者数	医療等を受けている障がい者で、グループホーム・一般住宅へ移行した者の累計人数(出典:社会福祉課調べ)	-	6人	
			一般就労移行者数	障害福祉サービスを利用して、民間企業などへ就職した者の累計人数 (出典:社会福祉課調べ)	2人	10人
	地域医療	香取おみがわ医療センターの時間外患者 応需率	香取おみがわ医療センターにおける時間外患者の応需率(出典:地方独立行政法人香取おみがわ医療センター中期計画)	47.1% (2021)	80.0%	
			産婦人科開設件数	市内における産婦人科施設の開設件数 (出典:健康づくり課調べ)	-	1件 (2025)
	生涯学 習	図書資料の貸出冊数	市内図書館・室での年間貸出冊数 (出典:生涯学習課調べ)	182,599冊 (2021)	240,000冊	
			社会教育事業参加者 数	1年間での自主講座の受講者数 (出典:生涯学習課調べ)	735人 (2021)	850人
	スポーツの 推進	スポーツ施設利用者 数	市が管理するスポーツ施設の年間利用者数(32箇所)(出典:生涯学習課調べ)	180,000人	285,500人	
	歴史・文化・芸術	指定文化財(無形民俗)保存団体・伝承芸能保存連絡協議会所属団体数	4月1日時点における指定文化財(無形民俗)保存団体・伝承芸能保存連絡協議会に所属する所属団体数(出典:生涯学習課調べ)	18団体	18団体	
			国県市指定文化財件 数	4月1日時点における国指定、県指定、市指定文化財の指定件数(出典:生涯学習課調べ)	188件	190件
			伊能忠敬記念館・旧宅 の年間入込客数	伊能忠敬記念館及び伊能忠敬旧宅の年間入込客数(出典:生涯学習課調べ)	260,000人	310,000人

基本 目標	数値目標/KPI		指標の説明	現状値	目標値	
				2022 (令和4)	2027 (令和9)	
4. 香取の魅力を活かした生活環境の向上プロジェクト	K P I	町並み・市街地整備	小野川周辺の観光入込客数	歴史的な建造物が建ち並ぶ小野川周辺の年間入込客数 (出典: 商工観光課調べ)	312千人 (2021)	730千人
			歴史的建造物根本修理実施件数	歴史的建造物の修理において、基礎工事を含む工事の実施延べ件数 (出典: 都市整備課調べ)	87件 (2021)	90件
			高速バス利用者数	バスターミナル整備予定地における年間乗降客数(佐原駅北口・小見川支所) (出典: 企画政策課調べ)	31,855人 (2021)	38,230人
			佐原駅北駐車場利用台数	1年間の延べ駐車台数 (出典: 都市整備課調べ)	47,870台 (2021)	70,000台
	道路・河川	道路改良率	市道実延長に対して、改良済の割合 (出典: 道路施設現況調査)	60.0%	67.4%	
		道路舗装率	市道実延長に対して、アスファルト、コンクリート舗装済の割合 (出典: 道路施設現況調査)	80.0%	85.1%	
	公共交通	市内公共交通に関する市民満足度	市内の公共交通に関する市民満足度 (出典: 市民意識調査)	△30.6%	△20.0%	
		公共交通に係る財政支出の削減割合	公共交通の維持に要した経費2021(令和3)年度(87,131千円)からの削減割合(出典: 企画政策課調べ)	-	20%	
		公共交通利用者数	市が委託等で直接運行している公共交通の年間利用者数(出典: 企画政策課調べ)	46,829人 (2021)	60,000人	
		公共交通に対する利用者1人当たりコスト	市が直接運行している公共交通の運行経費を利用者数の合計で割った額 (出典: 企画政策課調べ)	1,090円 (2021)	900円	
	上水道	水道施設統廃合施設数	水道施設及び簡易水道施設における新設・更新・改造・廃止する施設の延べ件数(全10施設)(出典: 水道課調べ)	-	5施設	
		石綿セメント管残存延長	残存している石綿セメント管の延長 (出典: 水道課調べ)	93km (2021)	64km	
		有収率(上水道施設)	水道施設から給水される水量と料金徴収の対象となった水量の比率 (出典: 水道課調べ)	81.8% (2021)	83.0%	
		有収率(簡易水道施設)	水道施設から給水される水量と料金徴収の対象となった水量の比率 (出典: 水道課調べ)	74.3% (2021)		

基本 目標	数値目標/KPI			指標の説明	現状値	目標値		
					2022 (令和 4)	2027 (令和 9)		
4. 香取の魅力を活かした生活環境の向上プロジェクト	K P I	下水道	水洗化率	下水道供用開始区域内に住んでいる人のうち、下水道に接続している人口の割合(出典:下水道課調べ)	82.62%	85.0%		
			ストックマネジメント計画に基づき修繕した設備・施設数(下水道施設)	ストックマネジメント計画に基づき改修・修繕した設備・施設の延べ件数(出典:下水道課調べ)	7 件	42 件		
			最適整備構想に基づき改修・修繕した設備・施設数(集落排水施設)	最適整備構想に基づき改修・修繕した設備・施設の延べ件数(出典:下水道課調べ)	1 件	8 件		
			ストックマネジメント計画に基づき修繕した設備・施設数(その他浄化施設)	ストックマネジメント計画に基づき修繕した設備・施設数(出典:下水道課調べ)	-	1 件		
	市民協働	住民自治(まちづくり)協議会数	市内全域に設立を目指し、設立後も活動を継続している住民自治(まちづくり)協議会の数(出典:市民協働課調べ)	23 団体	24 団体			
		本市ウェブサイト「市民活動団体の紹介」掲載数	本市ウェブサイト「市民活動団体の紹介」年間掲載数(出典:市民協働課調べ)	43.0 件	50.0 件			
	財政運営	公共施設総延べ床面積縮減率	2016(平成 28)年度末時点の公共施設総延べ床面積からの面積縮減率(出典:財政課調べ)	0.5% (2021)	6.6%			
	5. 多様な人材が集う多文化共生社会の推進プロジェクト	数値目標			まちづくり活動に参加している市民の割合	市民意識調査	8.2%	15.0%
					市民協働によるまちづくりの推進の満足度	市民意識調査	1.8%	4.0%
					人権・男女共同参画施策の推進の満足度	市民意識調査	1.5%	2.5%
K P I		防災・消防・救急	自主防災組織の組織率	全世帯数に占める自主防災組織加入世帯の割合(出典:総務課調べ)	45% (2021)	60%		
			市が備蓄すべき物資の備蓄割合	備蓄計画に示す備蓄目標数に対する備蓄割合(出典:総務課調べ)	46% (2021)	100%		
			防災士資格取得者数	市の防災士資格取得支援補助金を活用して防災士を取得した人数の累計(出典:総務課調べ)	18 人 (2021)	55 人		
			個別避難計画策定数	避難行動要支援者の個別避難計画の策定数の累計(出典:総務課調べ)	0 人 (2021)	50 人		
人権		性的少数者(セクシュアル・マイノリティ、LGBTQ+等)に関する研修	1 年間に開催した研修の回数(出典:市民協働課調べ)	1 回 (2021)	1 回			
地域福祉		見守りネットワーク事業登録者数	見守りネットワーク事業延べ登録者数(出典:社会福祉課調べ)	517 人 (2021)	550 人			
		ボランティアの活動人数	社会福祉協議会を通して活動しているボランティアの延べ活動人数(出典:香取市社会福祉協議会調べ)	7,370 人 (2021)	15,000 人			

基本 目標	数値目標/KPI		指標の説明	現状値	目標値		
				2022 (令和 4)	2027 (令和 9)		
5. 多様な人材が集う多文化共生社会の推進プロジェクト	K P I	介護・ 介護予 防	介護・介護予防講座参加者数	介護予防講座、転倒骨折予防教室、認知症サポーター養成講座年間参加者数 (出典:高齢者福祉課調べ)	800 人	1,300 人	
			高齢者の健康体操への参加者数	香取もりもり体操等の年間参加者数 (出典:高齢者福祉課調べ)	900 人	1,150 人	
	子 育 て	地域子育て支援センター利用者数	地域子育て支援センター年間利用者数 (出典:子育て支援課調べ)	10,387 人 (2021)	15,000 人		
		子育て世代包括支援センター(母子保健)対応件数	妊産婦、乳幼児等への年間対応延件数 (出典:子育て支援課調べ)	1,014 件 (2021)	1,200 件		
		子育て世代包括支援センター(要保護、要支援児童等)対応件数	要保護、要支援児童等への年間対応延件数(出典:子育て支援課調べ)	7,620 件 (2021)	8,000 件		
		特定教育・保育施設等 待機児童者数	4月1日時点での入所申込児童数と受入児童数の差 (出典:子育て支援課調べ)	0 人	0 人		
		市 民 協 働	住民自治(まちづくり)協議会数	市内全域に設立を目指し、設立後も活動を継続している住民自治(まちづくり)協議会の数(出典:市民協働課調べ)	23 団体	24 団体	
	本市ウェブサイト「市民活動団体の紹介」掲載数		本市ウェブサイト「市民活動団体の紹介」年間掲載数 (出典:市民協働課調べ)	43 件	50 件		
	地域振興事業助成団体数		地域振興事業年間助成団体数 (出典:市民協働課調べ)	6 団体	10 団体		
	自治会加入率		自治会に加入している世帯の割合 (出典:市民協働課調べ)	72.6%	73.0%		
	コミュニティ助成事業助成団体数		コミュニティ助成事業で支援を受ける年間団体数(出典:市民協働課調べ)	8 件	10 件		
	地域間交流・ 国際交流	姉妹・友好都市との交流活動件数	1年間での姉妹都市等と本市の相互訪問、産品 PR、オンライン交流事業等の実施件数 (出典:企画政策課調べ)	8 件	14 件		
	6. 時代の変化に対応した地域の創造プロジェクト	数値目標		市公式 SNS の利用登録者数	Instagram、Facebook のフォロワー数及び、YouTube チャンネル登録者数(秘書広報課所管分)	4,486 人	7,700 人
				オンライン申請可能な行政手続き数	市民意識調査	9 件	50 件
		市全体の温室効果ガス排出量	市民意識調査	565,187 t-co2	437,331 t-co2		

基本 目標	数値目標/KPI		指標の説明	現状値	目標値	
				2022 (令和 4)	2027 (令和 9)	
6. 時代の変化に対応した地域の創造プロジェクト	K P I	農 林 畜 産 業	農業産出額	市町村別の品目毎の年間生産量に農家庭先販売価格を乗じたもの(出典:農林水産省 市町村別農業産出額)	317.4 億円 (2020)	320 億円
			地域計画作成数	集落・地域における地域計画の策定数(出典:農政課調べ 延べ策定数)	67 件	80 件
			認定農業者	農業経営改善計画を策定し市が認定した農業者(個人・法人別)の延べ人数(出典:農政課調べ)	個人経営 - 法人経営 -	個人経営 15 人 法人経営 9 法人
			ブランド化新規件数	「ちば香取のすぐれもの」年間新規認定数(出典:農政課調べ)	-	3 件
			紅小町の郷来場者数	道の駅くりもと「紅小町の郷」年間利用者数(出典:農政課調べ)	747,147 人 (2021)	830,000 人
	観 光	観光入込客数	本市を訪れる観光客の年間総数(出典:商工観光課調べ)	548 万人 (2021)	710 万人	
		外国人観光入込客数	本市を訪れる外国人観光入込客の年間総数(出典:商工観光課調べ)	103 人 (2021)	1 万 5 千人	
		観光宿泊客数	本市に宿泊した観光客の年間総数(出典:商工観光課調べ)	86,265 人 (2020)	12 万 5 千人	
	環 境 保 護 ・ 省 エ ネ	市の温室効果ガス排出削減量	市の施設より排出される温室効果ガス年間削減量(出典:環境安全課調べ)	10,406,t-co2 (2020)	8,009t-co2	
		住宅用太陽光発電設備の導入量	住宅用省エネルギー設備設置補助金の交付による住宅用太陽光発電設備発電出力(KW)の合計(出典:環境安全課調べ)	3,699KW	5,005KW	
		実質収支	太陽光発電事業における実質収支(出典:環境安全課調べ)	16,028 千円	15,536 千円	
		太陽光発電所年間発電量	太陽光発電所5箇所の年間発電量(出典:環境安全課調べ)	5,662 千 kWh (2021)	6,229 千 kWh	
	S D G s	(仮称)SDGs推進会議の開催数	SDGs推進会議開催回数(出典:企画政策課調べ)	0 回/年	3 回/年	
		SDGs の推進を市と連携して実施する民間企業数	市と連携する企業の延べ件数(出典:企画政策課調べ)	0 社	3 社	
	広 報 ・ 広 聴	ふるさと納税受入件数	市外からのふるさと納税年間受入件数(出典:ふるさと納税に関する現況調査)	28,184 件 (2021)	90,000 件	
		市公式 SNS の利用登録者数 (秘書広報課所管分)	Instagram フォロワー数 (出典:秘書広報課調べ)	3,067 人	6,000 人	
			Facebook フォロワー数 (出典:秘書広報課調べ)	703 人	850 人	
	YouTube チャンネル登録者数 (出典:秘書広報課調べ)		716 人	850 人		
	D X 対 応 行 政 運 営 ・	オンラインによる行政手続きの満足度	オンラインによる行政手続きの満足度(出典:市民意識調査)	8.5%	15.0%	
		行政手続きのオンライン化件数	市へ行う手続きのうち、オンライン申請が可能な手続き件数(出典:総務課調べ)	9 件	50 件	

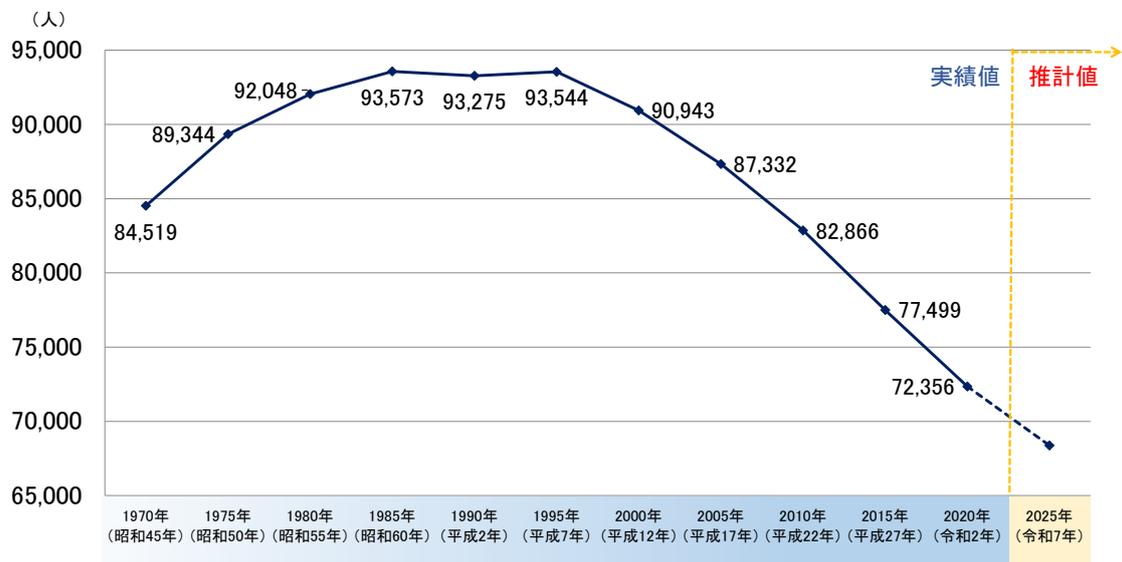
○人口ビジョン

1 香取市の人口の現状

(1) 人口の推移

本市の人口（※1）は、1985（昭和60）年の人口93,573人をピークに、1995（平成7）年以降減少の一途をたどっており、1995（平成7）年から2020（令和2）年の25年間で21,188人（22.7%）減少しています。また、今後も一貫して減少を続けることが見込まれています。

図表1：総人口の推移・推計



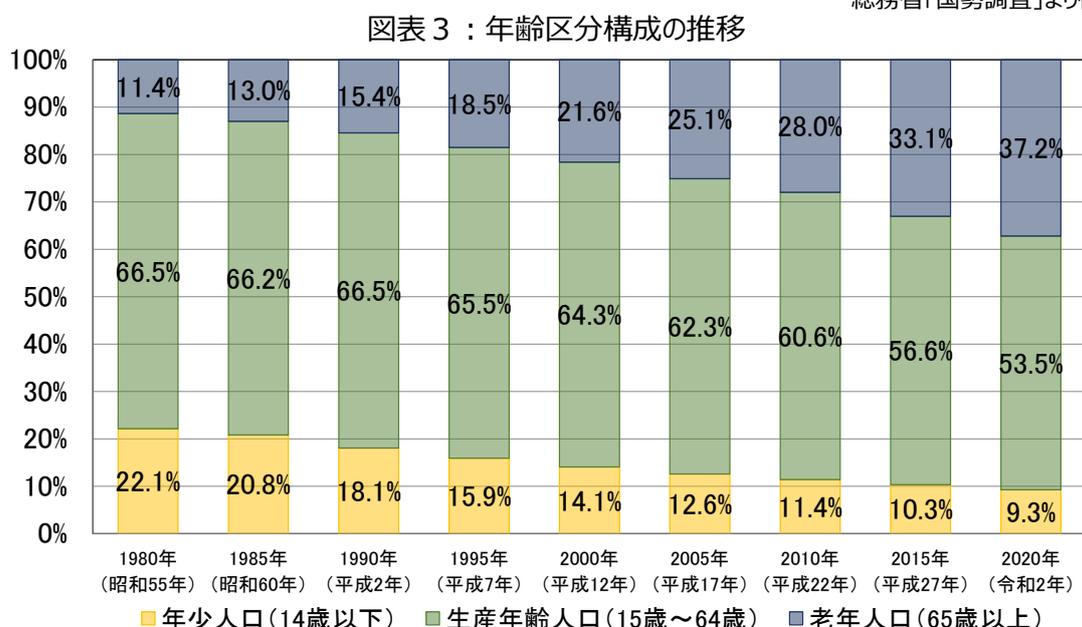
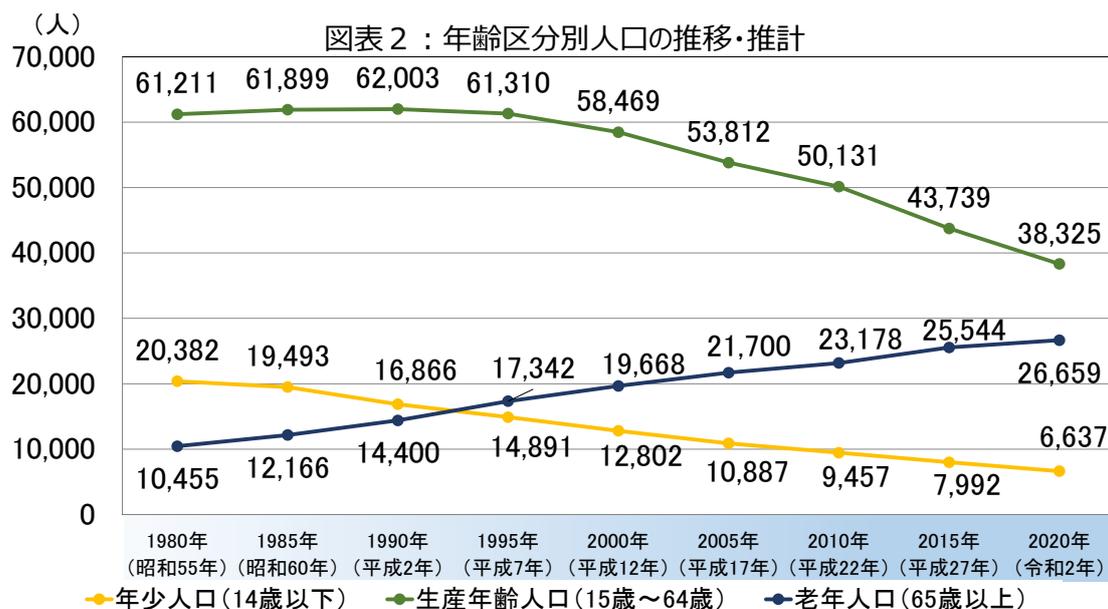
総務省「国勢調査」より作成

（※1）2005（平成17）年以前は、合併前の佐原市、小見川町、山田町、栗源町の人口の合計

年齢区分別の人口は、年少人口（0～14歳）及び生産年齢人口（15～64歳）が減少傾向にある一方で、老年人口（65歳以上）は増加傾向にあります。

年少人口は1980（昭和55）年以降減少し続けており、2020（令和2）年には構成比9.3%となっています。一方、老年人口は1980（昭和55）年以降増加し続けており、2020（令和2）年には構成比が40%に迫っています。

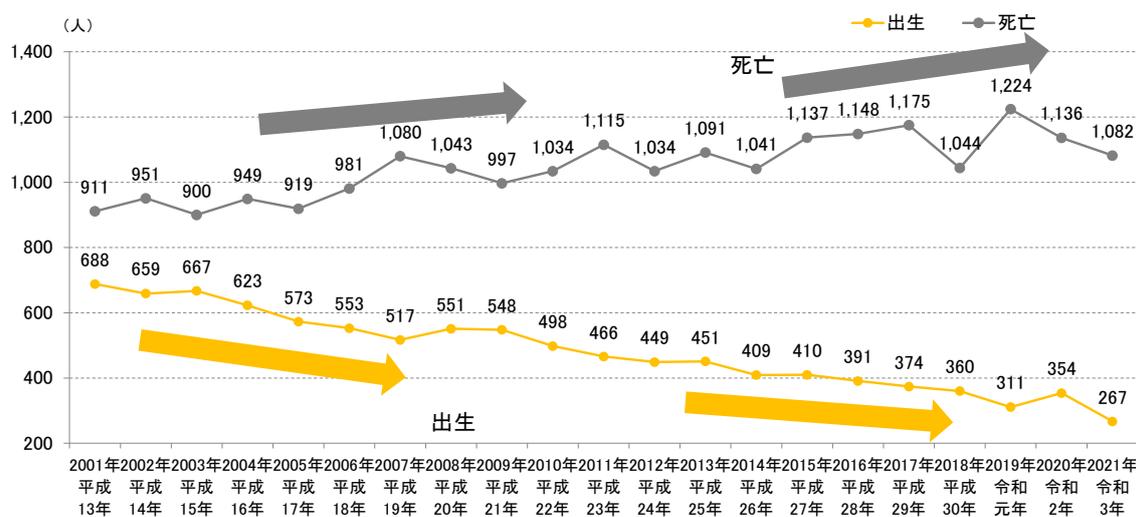
1990（平成2）年と1995（平成7）年の間に年少人口と老年人口とが逆転し、着実に少子高齢化が進んでいます。



(2) 人口の自然増減の推移

本市の人口の自然増減は、死亡数が出生数を上回る「自然減」の状況が続いています。また、死亡数が増加傾向、出生数が減少傾向にあることから、自然減が拡大しており、近年、その自然減の幅も拡大しています。

図表4：自然増減の推移



	2001年 (平成13年)	2002年 (平成14年)	2003年 (平成15年)	2004年 (平成16年)	2005年 (平成17年)	2006年 (平成18年)	2007年 (平成19年)	2008年 (平成20年)	2009年 (平成21年)	2010年 (平成22年)	2011年 (平成23年)
出生	688	659	667	623	573	553	517	551	548	498	466
死亡	911	951	900	949	919	981	1,080	1,043	997	1,034	1,115
自然増減	▲ 223	▲ 292	▲ 233	▲ 326	▲ 346	▲ 428	▲ 563	▲ 492	▲ 449	▲ 536	▲ 649

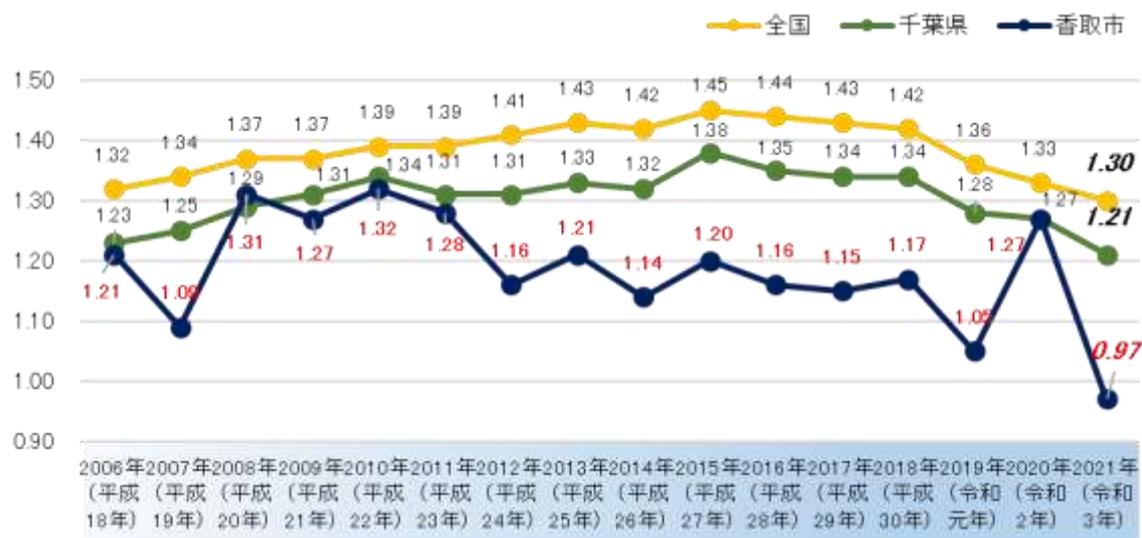
	2012年 (平成24年)	2013年 (平成25年)	2014年 (平成26年)	2015年 (平成27年)	2016年 (平成28年)	2017年 (平成29年)	2018年 (平成30年)	2019年 (令和元年)	2020年 (令和2年)	2021年 (令和3年)
出生	449	451	409	410	391	374	360	311	354	267
死亡	1,034	1,091	1,041	1,137	1,148	1,175	1,044	1,224	1,136	1,082
自然増減	▲ 585	▲ 640	▲ 632	▲ 727	▲ 757	▲ 801	▲ 684	▲ 913	▲ 782	▲ 815

総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数に関する調査」より作成
(2014(平成26)年調査から調査期間が4月1日～3月31日から1月1日～12月31日に変更となっています。)

(3) 合計特殊出生率の分析

本市の合計特殊出生率は、2010（平成 22）年に最も高い数値となり、その後、1.1 代に下降し、横ばいが続いていました。2019（令和元）年に 1.05 と下降した後、2020（令和 2）年には 1.27 と大幅に上昇し、2021（令和 3）年には、0.97 と大きく下降しています。全国との比較では、全国の合計特殊出生率は 2006（平成 18）年より上昇傾向にありましたが 2015（平成 27）年より減少傾向に転じており、本市は全国とは異なる推移をしています。また、千葉県との比較では、2008～2011（平成 20～23）年は近似していたものの、2012（平成 24）年以降は、2020（令和 2）年を除き、千葉県の合計特殊出生率を大幅に下回っています。2021（令和 3）年においては、本市の合計特殊出生率は、0.97 であり、全国の 1.30、千葉県の 1.21 と比較すると著しく低い値となっています。

図表 5：合計特殊出生率

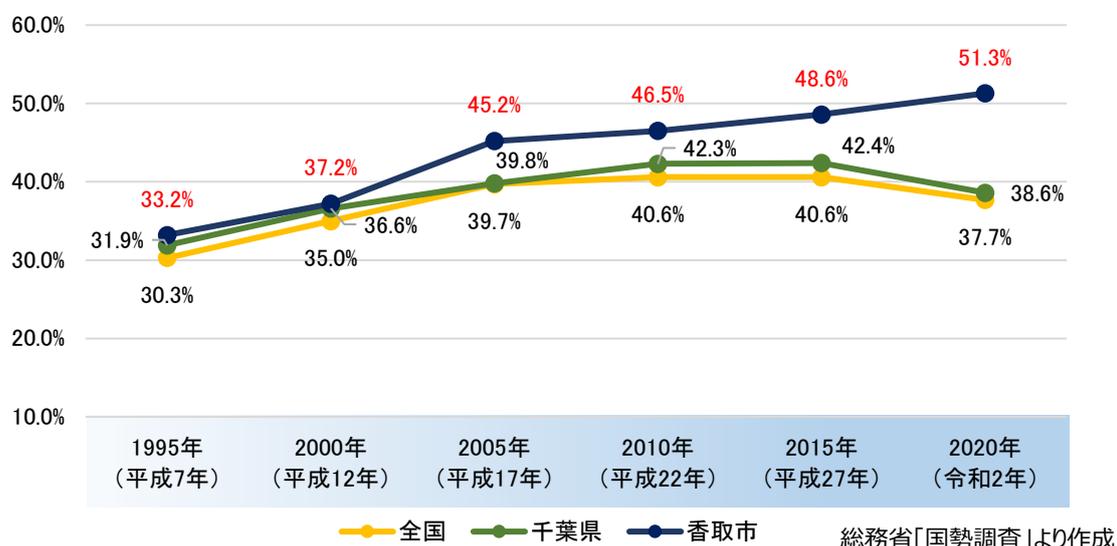


千葉県統計情報ウェブサイトより作成

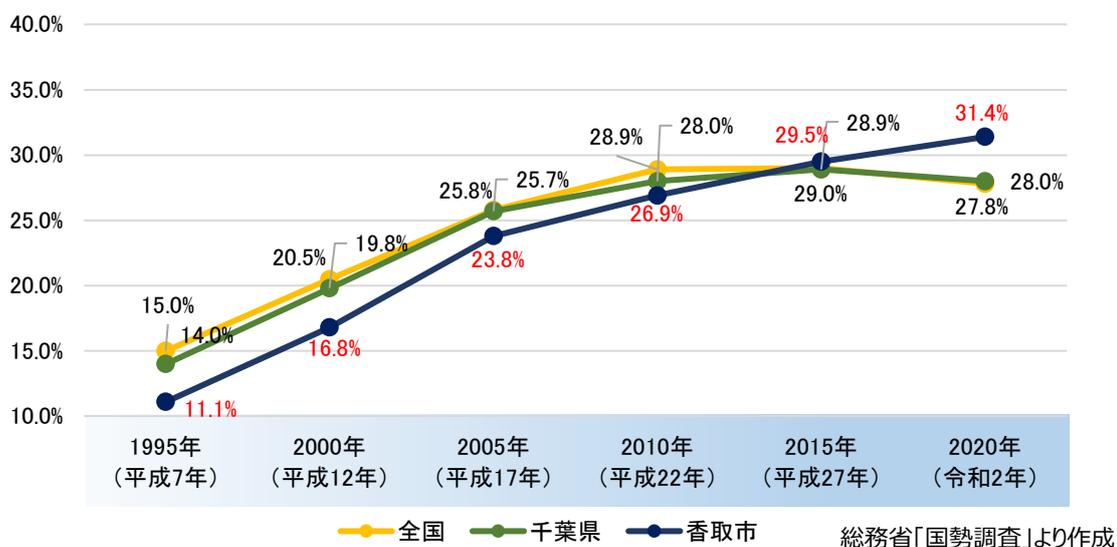
(4) 未婚率の推移

合計特殊出生率減少の要因の一つとして未婚化、晩婚化が指摘されています。本市における1995（平成7）年以降の30～39歳の未婚率は、男性、女性とも上昇しています。男性の未婚率は、1995（平成7）年以降継続して国・県の数値を上回っています。また女性についても、1995（平成7）年以降未婚率が大きく上昇しており、2015（平成27）年以降には国・県の数値を上回りました。男性・女性ともに、2020（令和2）年は国・県が2015（平成27）年と比較して未婚率が低下した一方で、本市の未婚率は上昇しました。このことから、全国的な傾向と比較して本市における出生率が更に減少していき、少子化がより速いペースで進行する可能性を示唆しています。

図表6：男性の未婚率（30～39歳）の比較【全国、県、市】



図表7：女性の未婚率（30～39歳）の比較【全国、県、市】

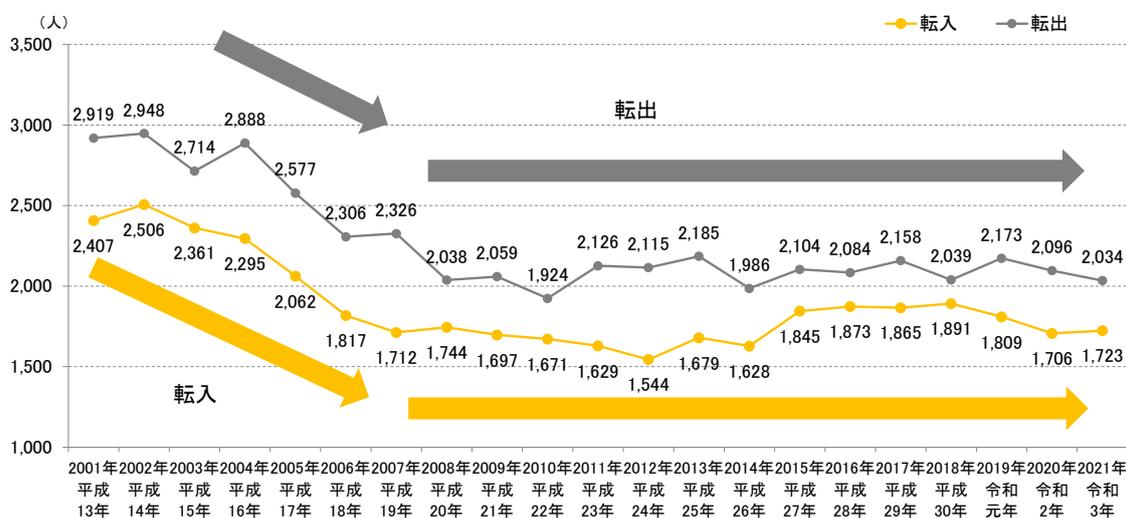


(5) 人口の社会増減の推移

本市の人口の社会増減は、転出数が転入数を上回る「社会減」の状況が続いています。転出数は2004（平成16）年以降減少傾向でしたが、2008（平成20）年以降横ばい傾向へと変化しています。転入数も2002（平成14）年以降減少傾向でしたが、2007（平成19）年以降横ばい傾向へと変化しています。

また、この社会増減の詳細を見ると日本人と外国人では傾向が異なっており、日本人は転入数、転出数ともに減少傾向かつ転出超過となっています。外国人は転入数は近年横ばい傾向ですが、転出数は増加傾向であり、転入数と転出数の差は徐々に縮まってきています。

図表8：社会増減の推移



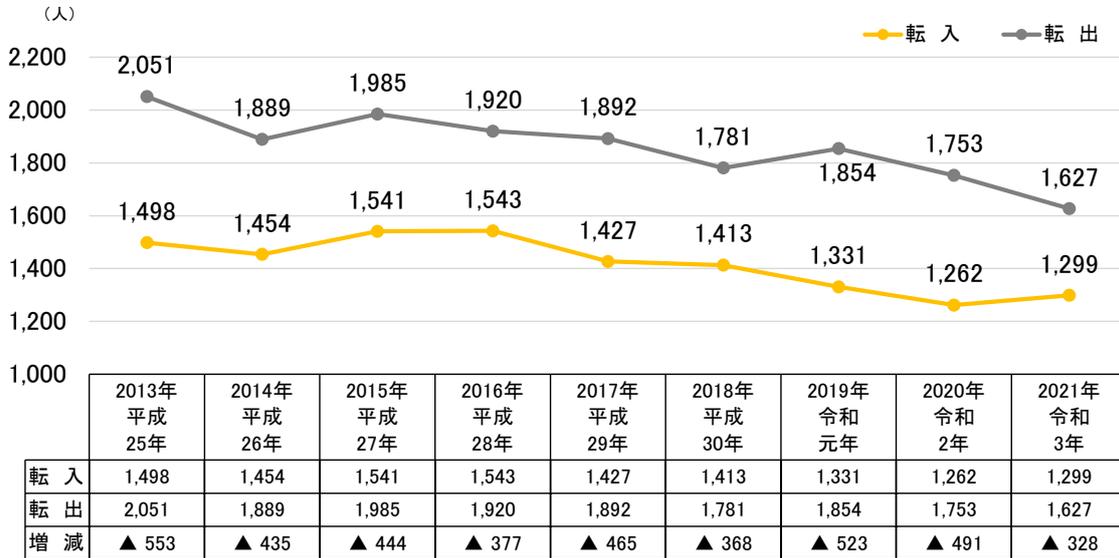
	2001年 (平成13年)	2002年 (平成14年)	2003年 (平成15年)	2004年 (平成16年)	2005年 (平成17年)	2006年 (平成18年)	2007年 (平成19年)	2008年 (平成20年)	2009年 (平成21年)	2010年 (平成22年)	2011年 (平成23年)
転入	2,407	2,506	2,361	2,295	2,062	1,817	1,712	1,744	1,697	1,671	1,629
転出	2,919	2,948	2,714	2,888	2,577	2,306	2,326	2,038	2,059	1,924	2,126
社会増減	▲ 512	▲ 442	▲ 353	▲ 593	▲ 515	▲ 489	▲ 614	▲ 294	▲ 362	▲ 253	▲ 497

	2012年 (平成24年)	2013年 (平成25年)	2014年 (平成26年)	2015年 (平成27年)	2016年 (平成28年)	2017年 (平成29年)	2018年 (平成30年)	2019年 (令和元年)	2020年 (令和2年)	2021年 (令和3年)
転入	1,544	1,679	1,628	1,845	1,873	1,865	1,891	1,809	1,706	1,723
転出	2,115	2,185	1,986	2,104	2,084	2,158	2,039	2,173	2,096	2,034
社会増減	▲ 571	▲ 506	▲ 358	▲ 259	▲ 211	▲ 293	▲ 148	▲ 364	▲ 390	▲ 311

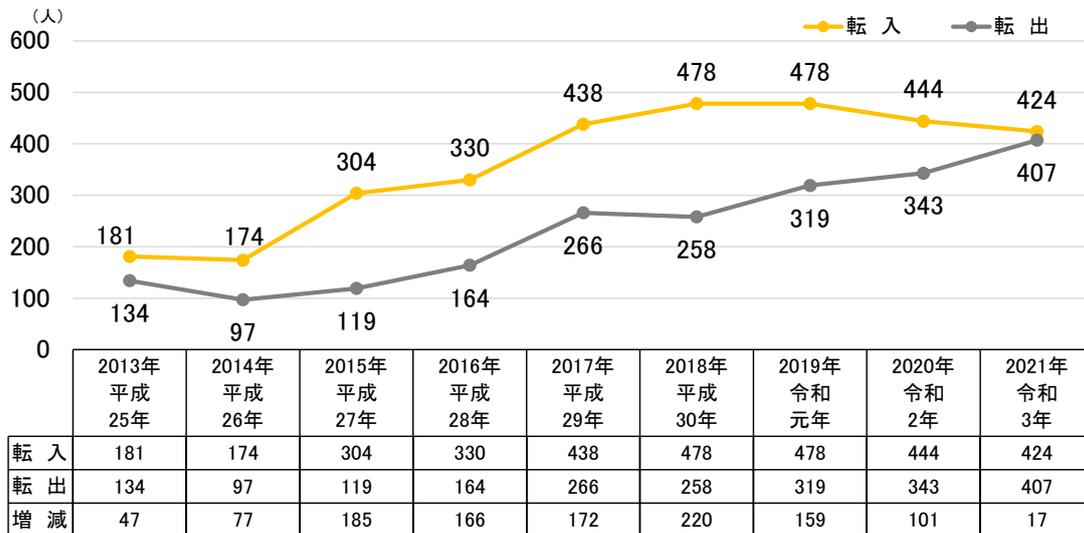
総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数に関する調査」より作成

◆近年の日本人、外国人における社会増減の推移

図表 9：社会増減の推移（日本人）



図表 10：社会増減の推移（外国人）



図表 11：香取市人口（日本人、外国人別）

	2013年 平成 25年	2014年 平成 26年	2015年 平成 27年	2016年 平成 28年	2017年 平成 29年	2018年 平成 30年	2019年 令和 元年	2020年 令和 2年	2021年 令和 3年
香取市人口	82,120	81,065	80,015	78,982	77,838	76,905	75,538	74,330	73,129
日本人	81,348	80,304	79,167	78,065	76,841	75,817	74,400	73,163	72,025
外国人	772	761	848	917	997	1,088	1,138	1,167	1,104

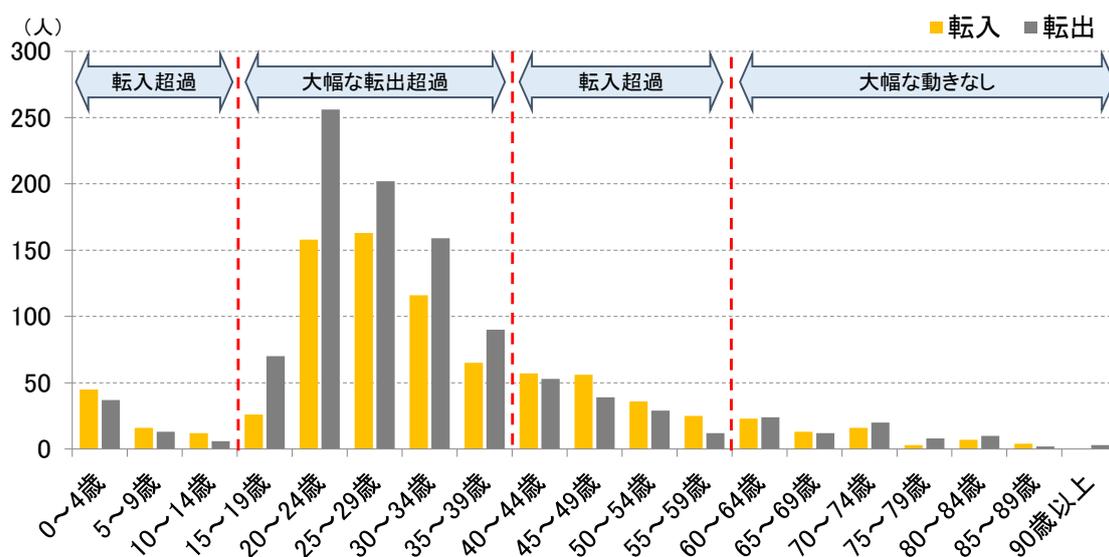
総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数に関する調査」より作成

(6) 年齢階級別・男女別の人口移動 (2021 (令和3) 年)

ア 人口の移動状況 (年代別・男女別)

男性・女性の人口の移動状況を比較すると、40～59歳の男性で転入超過となっている点に特徴があります。一方で、転出のピークは男性・女性ともに20～24歳、転入のピークも男性・女性ともに25～29歳となっている点で共通しています。これは男性・女性関係なく大学卒業や就職により20～24歳で本市を転出するケース、結婚や住宅購入を機に25～29歳で本市に転入をしていくケースが多いことが要因の一つとして考えられます。また、0～4歳及び5～9歳において、男性・女性ともに転入超過となっていることから、子育て世代が一定数転入していることが推察されます。

図表 12：転入者数・転出者数 (男性)

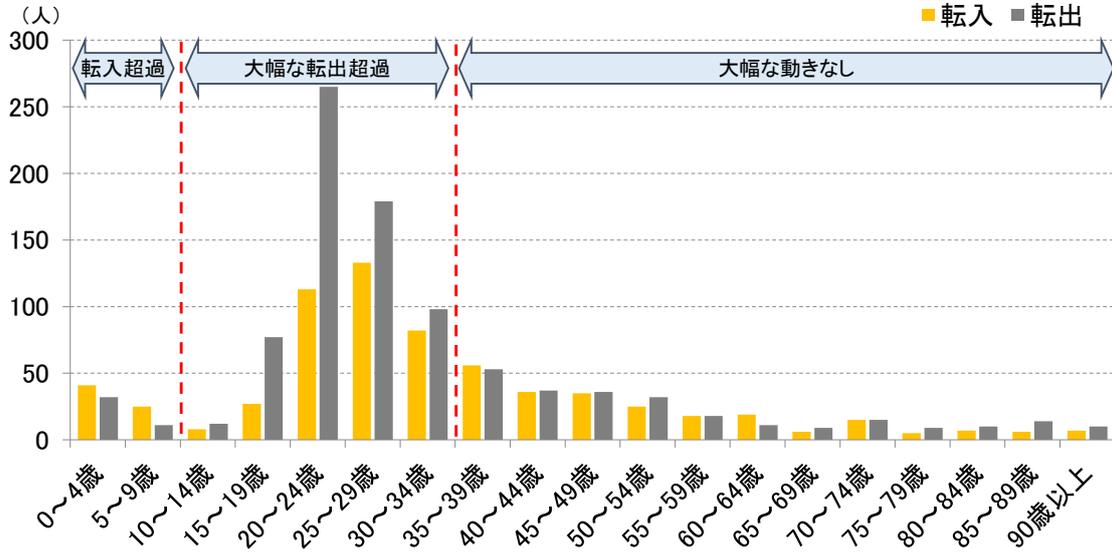


	0～4歳	5～9歳	10～14歳	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳
転入	45	16	12	26	158	163	116	65	57	56
転出	37	13	6	70	256	202	159	90	53	39
増減	8	3	6	▲44	▲98	▲39	▲43	▲25	4	17

	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90歳以上
転入	36	25	23	13	16	3	7	4	0
転出	29	12	24	12	20	8	10	2	3
増減	7	13	▲1	1	▲4	▲5	▲3	2	▲3

総務省「住民基本台帳人口移動報告」より作成

図表 13：転入者数・転出者数（女性）



	0～4歳	5～9歳	10～14歳	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳
転入	41	25	8	27	113	133	82	56	36	35
転出	32	11	12	77	265	179	98	53	37	36
増減	9	14	▲ 4	▲ 50	▲ 152	▲ 46	▲ 16	3	▲ 1	▲ 1

	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90歳以上
転入	25	18	19	6	15	5	7	6	7
転出	32	18	11	9	15	9	10	14	10
増減	▲ 7	0	8	▲ 3	0	▲ 4	▲ 3	▲ 8	▲ 3

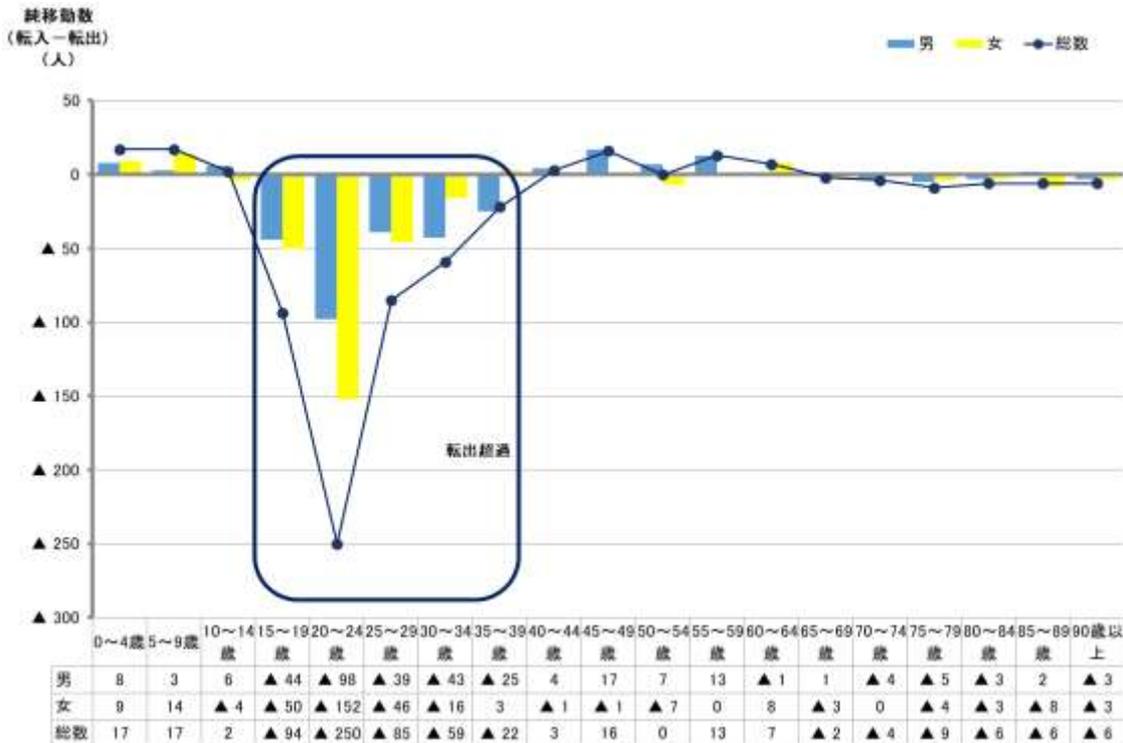
総務省「住民基本台帳人口移動報告」より作成

イ 人口の移動状況（年代別総数）

年齢区分別の人口移動の状況を見ると、男性・女性ともに20代における転出が多くなっており、特に20～24歳で大幅な転出超過となっていることから、大学卒業、就職を機に他地域に移動するケースが多いことが推察されます。また、男性・女性ともに20代後半から30代前半にかけても転出超過傾向は継続しており、結婚や住宅購入といったタイミングでも転出をするケースが一定数あることが考えられます。

特に、20～24歳における女性の転出超過幅が非常に大きくなっていることから、女性が働きやすい・働きたいと感じられる職場や環境が不足していることが懸念されます。

図表 14：年齢区分別、男女別純移動者数



総務省「住民基本台帳人口移動報告」より作成

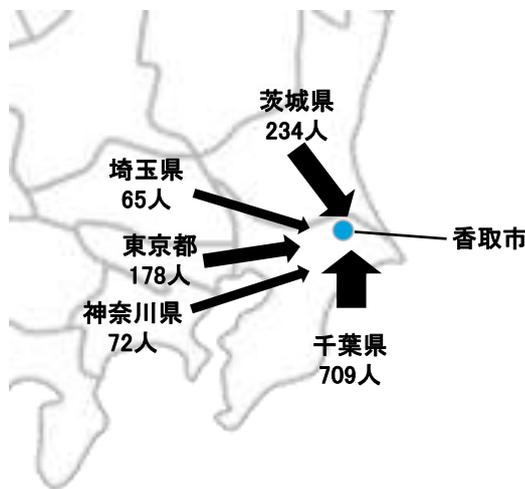
ウ 転入元・転出先の状況

① 都道府県単位

都道府県別の転入元・転出先の状況を見ると、千葉県内が最も多くなっており、次いで茨城県、東京都、神奈川県、埼玉県と続いているなど、近隣都県内での移動が大多数を占めています。

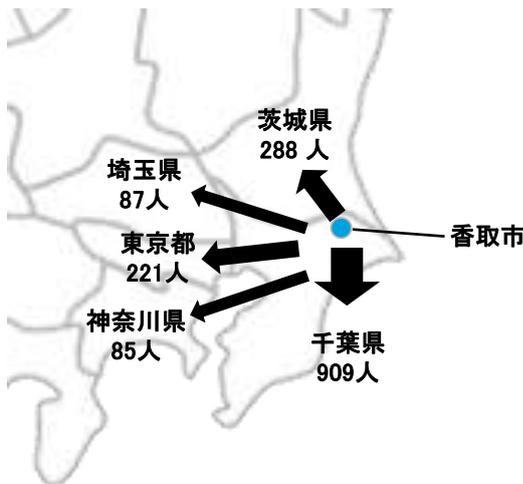
転出超過となっている都道府県（千葉県も含む。）の超過数は、千葉県が 200 人と突出し、次いで茨城県 54 人、東京都 43 人の順となっています。

図表 15：転入元内訳（都道府県単



千葉県	709人
茨城県	234人
東京都	178人
神奈川県	72人
埼玉県	65人
栃木県	22人
北海道	19人
愛知県	16人
長野県	15人
群馬県	13人
沖縄県	13人
新潟県	12人
静岡県	12人
福岡県	12人
宮城県	11人
岩手県	10人
滋賀県	10人
その他	82人

図表 16：転出先内訳（都道府県単



千葉県	909人
茨城県	288人
東京都	221人
埼玉県	87人
神奈川県	85人
栃木県	42人
宮城県	36人
北海道	32人
長野県	24人
福島県	22人
群馬県	21人
岩手県	19人
静岡県	19人
愛知県	19人
沖縄県	19人
大阪府	17人
新潟県	12人
福岡県	11人
その他	90人

総務省「住民基本台帳人口移動報告」より作成

※本市への転入又は本市からの転出がともに 10 人以上あった都道府県のみ記載

◆経年推移（過去3か年）

図表 17：転入元（人）

2019年 （令和元年）		2020年 （令和2年）		2021年 （令和3年）	
千葉県	742	千葉県	698	千葉県	709
茨城県	300	茨城県	224	茨城県	234
東京都	148	東京都	163	東京都	178
埼玉県	58	神奈川県	58	神奈川県	72
神奈川県	47	埼玉県	56	埼玉県	65
愛知県	25	愛知県	17	栃木県	22
北海道	17	北海道	16	北海道	19
宮城県	14	栃木県	13	愛知県	16
兵庫県	14	静岡県	13	長野県	15
栃木県	13	兵庫県	13	群馬県	13
群馬県	12	群馬県	12	沖縄県	13
新潟県	12	大阪府	12	新潟県	12
福井県	12	その他	101	静岡県	12
大阪府	11			福岡県	12
三重県	10			宮城県	11
広島県	10			岩手県	10
その他	90			滋賀県	10
				その他	82

図表 18：転出先（人）

2019年 （令和元年）		2020年 （令和2年）		2021年 （令和3年）	
千葉県	1091	千葉県	1016	千葉県	909
茨城県	276	茨城県	317	茨城県	288
東京都	251	東京都	209	東京都	221
埼玉県	92	埼玉県	83	埼玉県	87
神奈川県	80	神奈川県	66	神奈川県	85
栃木県	30	鹿児島県	33	栃木県	42
沖縄県	25	福岡県	24	宮城県	36
宮城県	23	沖縄県	18	北海道	32
北海道	22	兵庫県	17	長野県	24
静岡県	20	北海道	16	福島県	22
岩手県	19	群馬県	16	群馬県	21
愛知県	19	佐賀県	15	岩手県	19
兵庫県	15	栃木県	14	静岡県	19
長野県	12	愛知県	14	愛知県	19
福島県	11	宮城県	13	沖縄県	19
群馬県	10	静岡県	13	大阪府	17
その他	91	大阪府	12	新潟県	12
		岩手県	10	福岡県	11
		福島県	10	その他	90
		新潟県	10		
		その他	87		

※転入元・転出先ともに2021（令和3）年の上位5団体については色を付けて記載しています。

②市町村単位

市町村別の転入元・転出先の状況を見ると、転入元・転出先ともに、成田市、神栖市、千葉市、富里市、旭市が上位5団体を占めているなど、近隣団体との出入りが多くなっています。団体別に社会増減の状況を見ると、転入超過となっている団体は八街市、東庄町、佐倉市をはじめ千葉県内の団体が多くなっている一方で、転出超過となっている団体は、千葉県内の団体だけではなく、茨城県や神奈川県も複数存在しています。

図表 19：転入元内訳（市町村単位）



図表 20：転出先内訳（市町村単位）



総務省「住民基本台帳人口移動報告」より作成

※本市への転入又は本市からの転出が10人以上あった市区町村のみ記載

◆参考：経年推移（過去3か年）

図表 21：転入元（人）

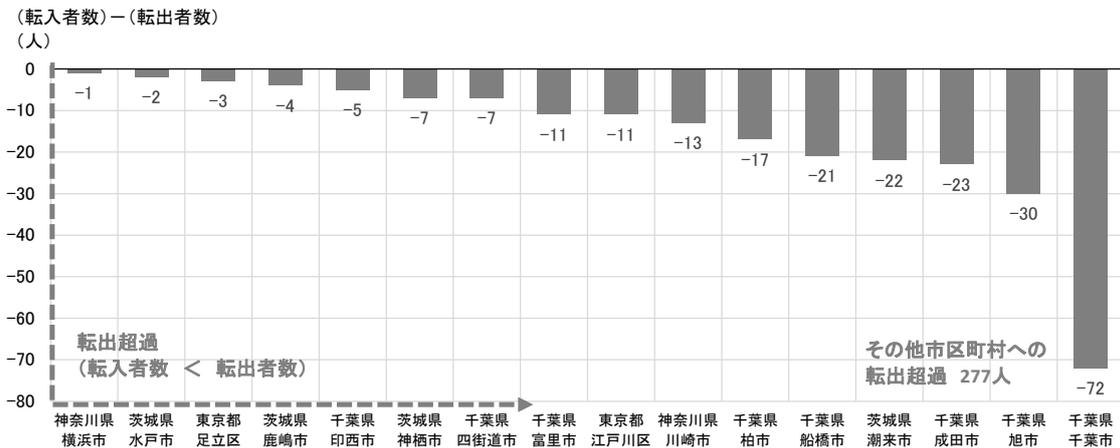
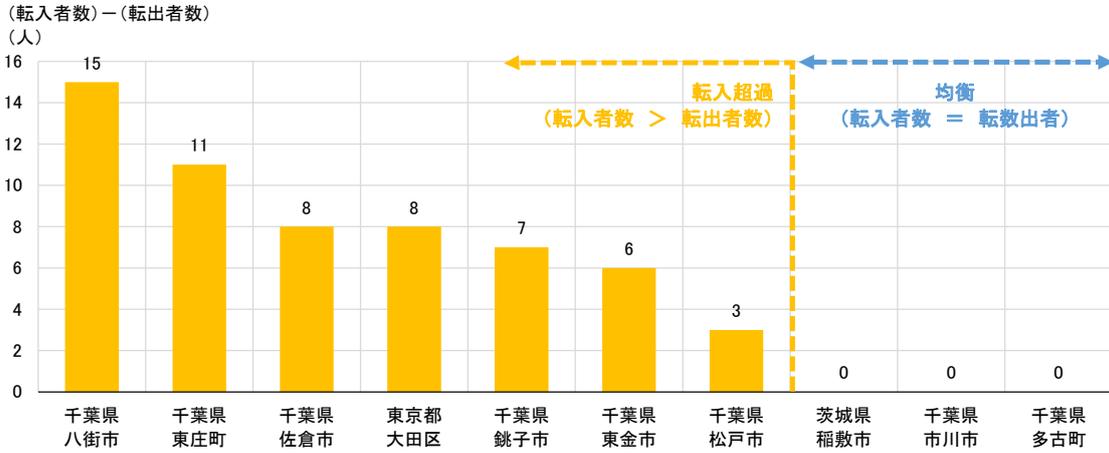
2019年 (令和元年)		2020年 (令和2年)		2021年 (令和3年)	
成田市	174	成田市	139	成田市	131
神栖市	82	神栖市	76	神栖市	94
千葉市	65	千葉市	62	千葉市	59
旭市	51	旭市	58	富里市	41
潮来市	48	富里市	45	旭市	40
銚子市	44	松戸市	40	銚子市	34
稲敷市	39	神崎町	34	東庄町	33
富里市	30	鹿嶋市	33	市川市	31
鹿嶋市	27	銚子市	30	横浜市	31
横浜市	27	船橋市	29	船橋市	30
取手市	25	横浜市	25	佐倉市	30
多古町	25	多古町	24	八街市	27
市川市	24	稲敷市	22	東金市	24
船橋市	22	潮来市	21	鹿嶋市	22
佐倉市	22	八街市	18	稲敷市	21
鎌ヶ谷市	22	市原市	16	多古町	18
江戸川区	20	市川市	15	潮来市	18
松戸市	19	大田区	15	大田区	18
四街道市	19	江戸川区	15	松戸市	17
我孫子市	17	四街道市	14	川崎市	17
柏市	15	八千代市	13	印西市	15
八千代市	14	佐倉市	12	柏市	12
匝瑳市	14	習志野市	12	四街道市	11
印西市	12	栄町	12	江戸川区	11
福井市	12	江東区	12	水戸市	10
茂原市	11	練馬区	12	足立区	10
大田区	11	足立区	12	その他	700
足立区	11	匝瑳市	10		
さいたま市	10	川崎市	10		
木更津市	10	その他	560		
その他	613				

図表 22：転出先（人）

2019年 (令和元年)		2020年 (令和2年)		2021年 (令和3年)	
成田市	229	成田市	208	成田市	154
千葉市	118	千葉市	119	千葉市	131
神栖市	112	神栖市	103	神栖市	101
八千代市	79	旭市	71	旭市	70
旭市	77	富里市	65	富里市	52
船橋市	60	潮来市	55	船橋市	51
佐倉市	49	船橋市	54	潮来市	40
稲敷市	42	市川市	44	神崎町	32
多古町	41	稲敷市	37	横浜市	32
東庄町	39	銚子市	33	市川市	31
銚子市	36	鹿嶋市	30	習志野市	30
富里市	34	佐倉市	29	川崎市	30
鹿嶋市	33	神崎町	29	柏市	29
横浜市	30	横浜市	29	銚子市	27
潮来市	25	さいたま市	28	鹿嶋市	26
市川市	25	多古町	28	佐倉市	22
江戸川区	25	印西市	25	東庄町	22
松戸市	24	東庄町	25	江戸川区	22
柏市	24	八千代市	24	稲敷市	21
大田区	24	江戸川区	22	印西市	20
四街道市	23	栄町	20	匝瑳市	20
市原市	22	松戸市	19	東金市	18
川崎市	21	四街道市	19	四街道市	18
印西市	20	匝瑳市	19	多古町	18
那覇市	18	柏市	17	市原市	17
練馬区	17	川口市	16	足利市	17
東金市	16	世田谷区	16	江東区	17
八街市	15	葛飾区	15	那覇市	15
矢巾町	14	川崎市	15	松戸市	14
足立区	14	筑後市	15	さいたま市	14
葛飾区	14	白石町	15	世田谷区	14
足利市	13	龍ヶ崎市	14	練馬区	13
酒々井町	13	習志野市	14	足立区	13
世田谷区	13	大田区	14	野田市	12
習志野市	12	浦安市	13	流山市	12
さいたま市	11	八街市	13	八街市	12
浦安市	11	山武市	13	福島市	12
匝瑳市	11	東金市	12	水戸市	12
野田市	10	酒々井町	12	板橋区	12
山武市	10	始良市	12	酒々井町	11
横芝光町	10	市原市	11	中野区	11
品川区	10	板橋区	11	葛飾区	11
北区	10	足立区	11	松本市	11
板橋区	10	我孫子市	10	八千代市	10
八王子市	10	新宿区	10	富谷市	10
その他	613	その他	599	龍ヶ崎市	10
				つくば市	10
				鉾田市	10
				大田区	10
				その他	646

※転入元・転出先ともに2021（令和3）年の上位5団体については色を付けて記載しています。

図表 23 : 転入・転出超過数



	千葉県八街市	千葉県東庄町	千葉県佐倉市	東京都大田区	千葉県銚子市	千葉県東金市	千葉県松戸市	茨城県稲敷市	千葉県市川市
転入者総数	27	33	30	18	34	24	17	21	31
転出者総数	12	22	22	10	27	18	14	21	31
純移動者数	15	11	8	8	7	6	3	0	0

	千葉県多古町	神奈川県横浜市	茨城県水戸市	東京都足立区	茨城県鹿嶋市	千葉県印西市	茨城県神栖市	千葉県四街道市	千葉県富里市
転入者総数	18	31	10	10	22	15	94	11	41
転出者総数	18	32	12	13	26	20	101	18	52
純移動者数	0	▲1	▲2	▲3	▲4	▲5	▲7	▲7	▲11

	東京都江戸川区	神奈川県川崎市	千葉県柏市	千葉県船橋市	茨城県潮来市	千葉県成田市	千葉県旭市	千葉県千葉市	その他市区町村
転入者総数	11	17	12	30	18	131	40	59	700
転出者総数	22	30	29	51	40	154	70	131	977
純移動者数	▲11	▲13	▲17	▲21	▲22	▲23	▲30	▲72	▲277

総務省「住民基本台帳人口移動報告」より作成

※本市への転入及び本市からの転出がともに10人以上あった市区町村のみ記載

(7) 地域別の人口移動

ア 地域別人口移動率の変化（生産年齢人口）

男性の生産年齢人口を地域別にみると、佐原地域では「2010→2015年」「2015→2020年」とともに、大半の年齢階級で転出超過となっており、転出超過傾向が継続しています。一方で、小見川地域では「2010→2015年」「2015→2020年」とともに20～30代の子育て世代において転入超過となっていることが特徴的です。山田地域では「2010→2015年」と「2015→2020年」の比較で、20～30代の若い子育て世代の転出超過傾向が進行していることがわかります。栗源地域では、「2010→2015年」と「2015→2020年」の比較で、20～30代の子育て世代の転出が抑制されています。

女性の生産年齢人口を地域別にみると、佐原地域は男性同様に「2010→2015年」「2015→2020年」とともに、大半の年齢階級で転出超過となっており、転出超過傾向が継続しています。小見川地域では、20～30代の子育て世代において男性が転入超過傾向である一方で、女性は「2010→2015年」「2015→2020年」とともに、転出超過傾向にあることが特徴的です。山田地域、栗源地域は、「2010→2015年」「2015→2020年」とともに10代後半から20代の若い世代で転出超過の傾向が継続しているものの、栗源地域では、転出超過の幅が抑制されています。

図表 24：（男性）生産年齢人口の地域別人口移動率の変化

年齢区分	年齢階級	佐原地域		小見川地域		山田地域		栗源地域	
		2010→2015年	2015→2020年	2010→2015年	2015→2020年	2010→2015年	2015→2020年	2010→2015年	2015→2020年
生産年齢人口	10～14歳→15～19歳	△8.7%	△7.6%	△8.7%	△7.5%	△7.1%	△10.0%	△9.0%	△5.8%
	15～19歳→20～24歳	△23.6%	△17.6%	△23.5%	△24.2%	△29.7%	△20.0%	△27.2%	△17.6%
	20～24歳→25～29歳	0.9%	△7.3%	8.2%	14.3%	△7.3%	△11.7%	△23.5%	2.8%
	25～29歳→30～34歳	△5.4%	△5.9%	0.0%	7.1%	△2.2%	△4.4%	△39.5%	△15.1%
	30～34歳→35～39歳	△2.1%	△1.9%	2.0%	0.5%	△3.6%	△4.5%	△9.1%	0.6%
	35～39歳→40～44歳	△1.1%	△1.4%	△1.3%	3.4%	△9.4%	1.6%	△5.8%	0.8%
	40～44歳→45～49歳	△2.8%	△1.2%	2.0%	0.6%	0.6%	3.8%	△4.5%	1.1%
	45～49歳→50～54歳	△2.3%	1.2%	3.6%	△1.1%	△1.6%	1.1%	0.9%	0.7%
	50～54歳→55～59歳	△1.4%	0.1%	0.3%	2.9%	2.3%	1.9%	△1.6%	△2.2%
	55～59歳→60～64歳	△0.5%	△0.8%	0.7%	0.4%	2.9%	△1.5%	△2.1%	2.7%

総務省「国勢調査」より作成

図表 25：（女性）生産年齢人口の地域別人口移動率の変化

年齢区分	年齢階級	佐原地域		小見川地域		山田地域		栗源地域	
		2010→ 2015年	2015→ 2020年	2010→ 2015年	2015→ 2020年	2010→ 2015年	2015→ 2020年	2010→ 2015年	2015→ 2020年
生産年齢人口	10～14歳→15～19歳	△9.4%	△5.8%	△8.9%	△3.5%	△7.8%	△10.5%	△17.1%	△3.3%
	15～19歳→20～24歳	△24.8%	△24.3%	△24.9%	△26.6%	△28.8%	△34.0%	△27.3%	△23.5%
	20～24歳→25～29歳	△5.0%	△18.1%	△0.6%	△0.9%	△26.0%	△13.5%	△26.6%	△11.1%
	25～29歳→30～34歳	△3.8%	△9.9%	△6.5%	△1.9%	△8.8%	0.3%	△9.2%	△4.8%
	30～34歳→35～39歳	△3.3%	△0.8%	△1.0%	0.6%	△5.0%	△4.3%	4.9%	△0.6%
	35～39歳→40～44歳	△1.1%	△1.0%	△1.6%	1.5%	△3.6%	△0.9%	△7.2%	4.2%
	40～44歳→45～49歳	△1.7%	△0.3%	△1.1%	△1.0%	△1.5%	△1.4%	△2.8%	△1.5%
	45～49歳→50～54歳	△1.4%	△0.4%	△2.0%	△0.2%	△5.0%	2.9%	△6.4%	△3.2%
	50～54歳→55～59歳	△0.3%	1.8%	△0.4%	0.8%	△1.1%	0.1%	1.8%	1.5%
	55～59歳→60～64歳	△0.9%	△0.9%	△1.7%	0.2%	2.8%	1.9%	△2.7%	3.9%

総務省「国勢調査」より作成

イ 男女別人口移動率の分析（生産年齢人口）

生産年齢人口の人口移動率を男女で比較すると、10代後半から30代前半の若い世代において、すべての地域で男性よりも女性の方が転出傾向は強くなっています。「30～34歳→35～39歳」以上の世代においては、男女ともに移動率が±5%以内に収まっており、人口移動に関して大幅な変化は見られない状況となっています。

図表 26：生産年齢人口の男女別人口移動率の比較

年齢区分	年齢階級	佐原地域		小見川地域		山田地域		栗源地域	
		男	女	男	女	男	女	男	女
生産年齢人口	10～14歳→15～19歳	△7.6%	△5.8%	△7.5%	△3.5%	△10.0%	△10.5%	△5.8%	△3.3%
	15～19歳→20～24歳	△17.6%	△24.3%	△24.2%	△26.6%	△20.0%	△34.0%	△17.6%	△23.5%
	20～24歳→25～29歳	△7.3%	△18.1%	14.3%	△0.9%	△11.7%	△13.5%	2.8%	△11.1%
	25～29歳→30～34歳	△5.9%	△9.9%	7.1%	△1.9%	△4.4%	0.3%	△15.1%	△4.8%
	30～34歳→35～39歳	△1.9%	△0.8%	0.5%	0.6%	△4.5%	△4.3%	0.6%	△0.6%
	35～39歳→40～44歳	△1.4%	△1.0%	3.4%	1.5%	1.6%	△0.9%	0.8%	4.2%
	40～44歳→45～49歳	△1.2%	△0.3%	0.6%	△1.0%	3.8%	△1.4%	1.1%	△1.5%
	45～49歳→50～54歳	1.2%	△0.4%	△1.1%	△0.2%	1.1%	2.9%	0.7%	△3.2%
	50～54歳→55～59歳	0.1%	1.8%	2.9%	0.8%	1.9%	0.1%	△2.2%	1.5%
	55～59歳→60～64歳	△0.8%	△0.9%	0.4%	0.2%	△1.5%	1.9%	2.7%	3.9%

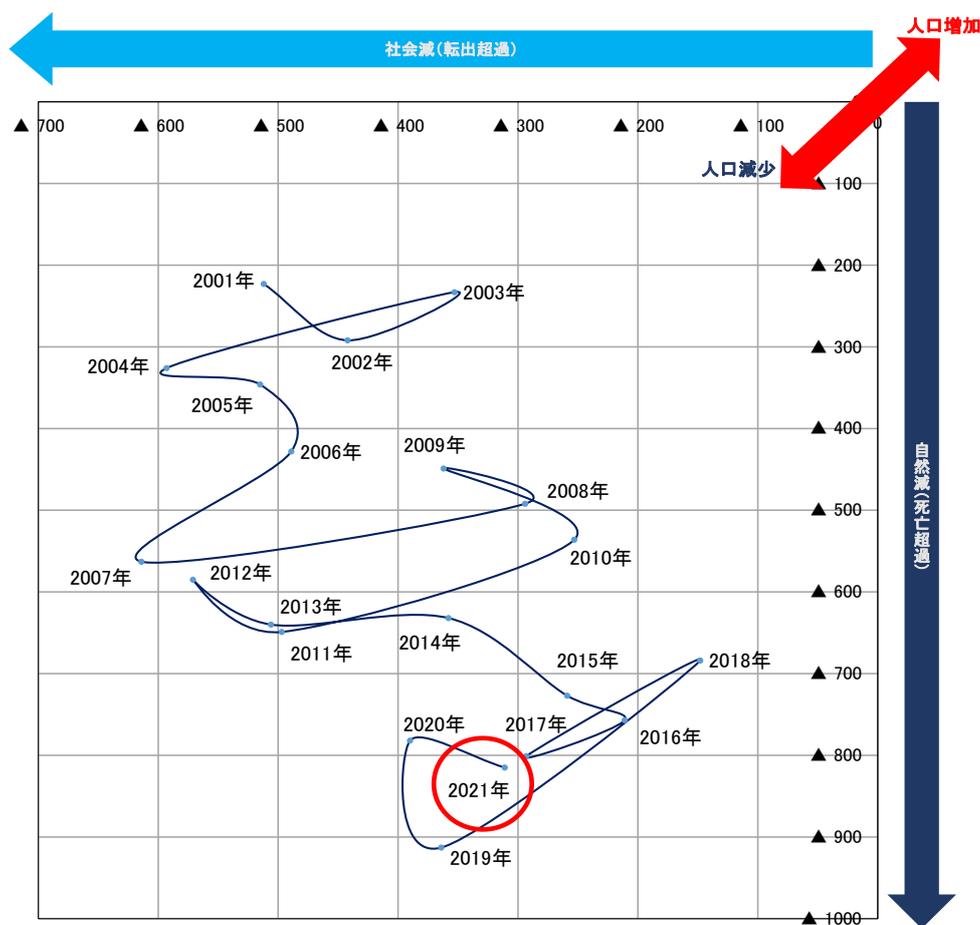
総務省「国勢調査」より作成

(8) 人口の推移に与えてきた自然増減と社会増減の影響

下記は、グラフの縦軸に自然増減、横軸に社会増減をとり、時系列でグラフ化したものです。

自然増減・社会増減ともに減少している状況が長年続いており、近年では自然増減の減少幅が年々大きくなってきています。社会増減については、過去3年間で見ると減少幅が大きくなっているものの、2000年代初頭からの長いスパンで見ると減少幅は縮小しています。

図表 27：人口増減分析図



	2001年 (平成13年)	2002年 (平成14年)	2003年 (平成15年)	2004年 (平成16年)	2005年 (平成17年)	2006年 (平成18年)	2007年 (平成19年)	2008年 (平成20年)	2009年 (平成21年)	2010年 (平成22年)	2011年 (平成23年)
社会増減	▲ 512	▲ 442	▲ 353	▲ 593	▲ 515	▲ 489	▲ 614	▲ 294	▲ 362	▲ 253	▲ 497
自然増減	▲ 223	▲ 292	▲ 233	▲ 326	▲ 346	▲ 428	▲ 563	▲ 492	▲ 449	▲ 536	▲ 649
人口増減	▲ 735	▲ 734	▲ 586	▲ 919	▲ 861	▲ 917	▲ 1,177	▲ 786	▲ 811	▲ 789	▲ 1,146

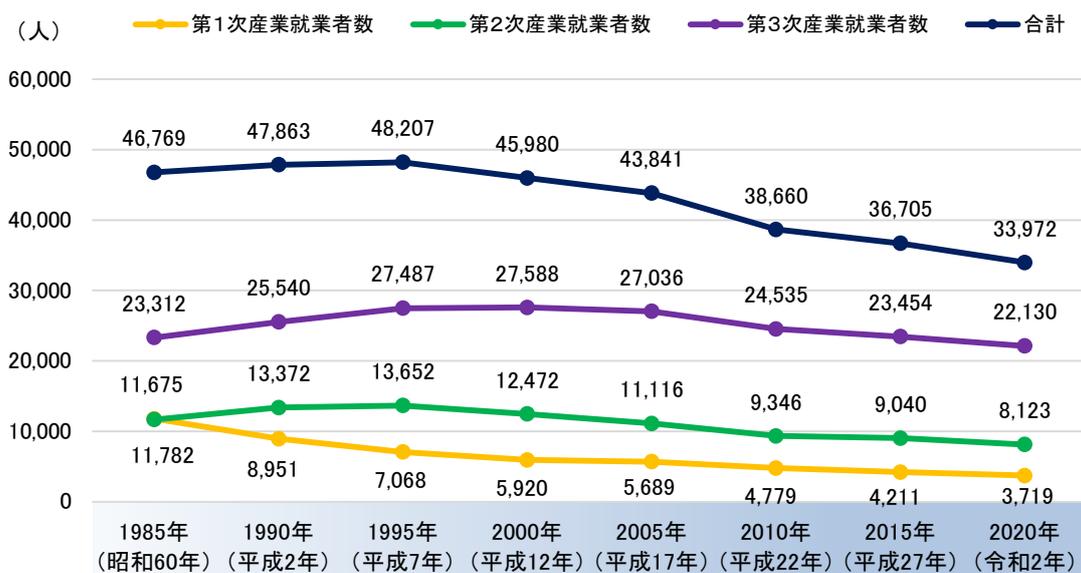
	2012年 (平成24年)	2013年 (平成25年)	2014年 (平成26年)	2015年 (平成27年)	2016年 (平成28年)	2017年 (平成29年)	2018年 (平成30年)	2019年 (令和元年)	2020年 (令和2年)	2021年 (令和3年)
社会増減	▲ 571	▲ 506	▲ 358	▲ 259	▲ 211	▲ 293	▲ 148	▲ 364	▲ 390	▲ 311
自然増減	▲ 585	▲ 640	▲ 632	▲ 727	▲ 757	▲ 801	▲ 684	▲ 913	▲ 782	▲ 815
人口増減	▲ 1,156	▲ 1,146	▲ 990	▲ 986	▲ 968	▲ 1,094	▲ 832	▲ 1,277	▲ 1,172	▲ 1,126

総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数に関する調査」より作成

(9) 産業別就業者数

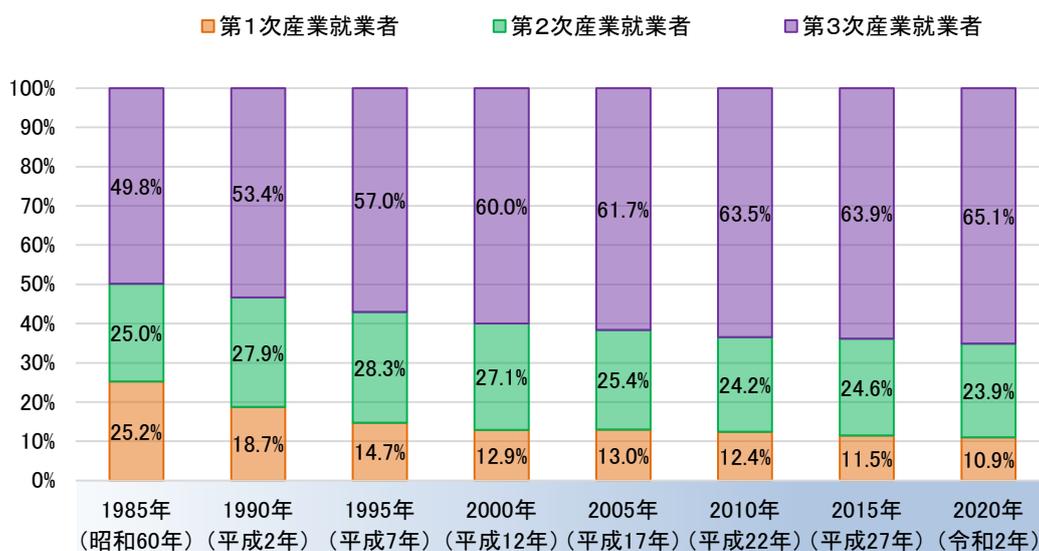
就業者数は、人口減少に伴い 1995（平成 7）年をピークとして、減少傾向にあります。産業別就業者数の割合を見ると、第 1 次産業就業者数の割合は 1985（昭和 60）年以降減少傾向にあるものの、第 2 次産業就業者数の割合は微減、第 3 次産業就業者数の割合は増加傾向にあり、産業構造のサービス産業化が進展しています。

図表 28：産業別就業者数の推移



総務省「国勢調査」より作成

図表 29：産業別就業者数の割合の推移

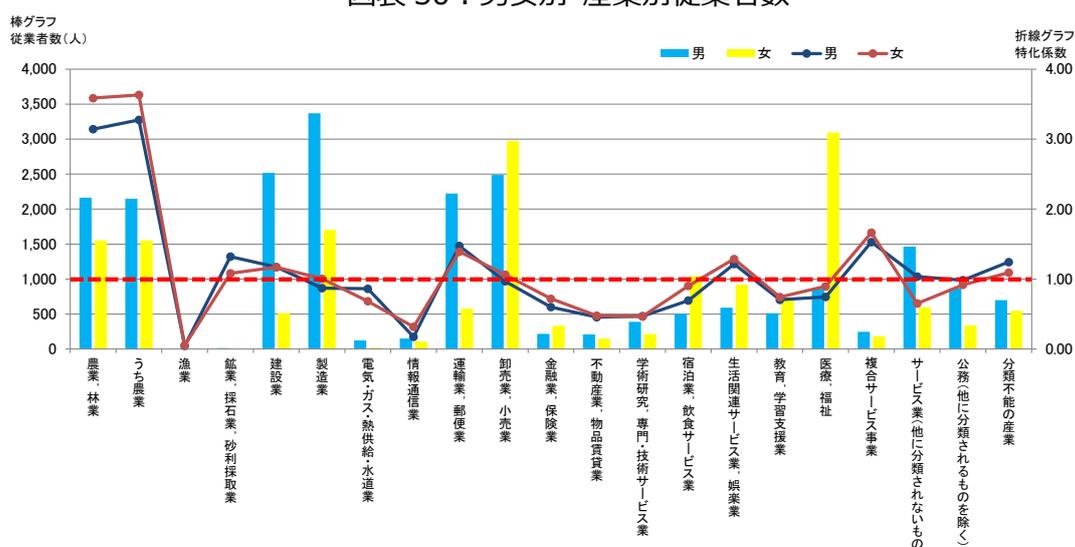


総務省「国勢調査」より作成

男女別・産業別従業者数を見ると、男女ともに、農業・林業、製造業、卸売業・小売業への従事者数が多くなっており、男性では、建設業、製造業、運輸業・郵便業、女性では卸売業、小売業、医療、福祉への従事者数が多くなっています。全国平均と比較すると、農業・林業における従事者数の割合が非常に大きくなっています。

※特化係数とは、本市と全国の産業従事割合を比較するための数値であり、1を上回るものについては、全国平均の産業従事割合よりも高いことを示しています。

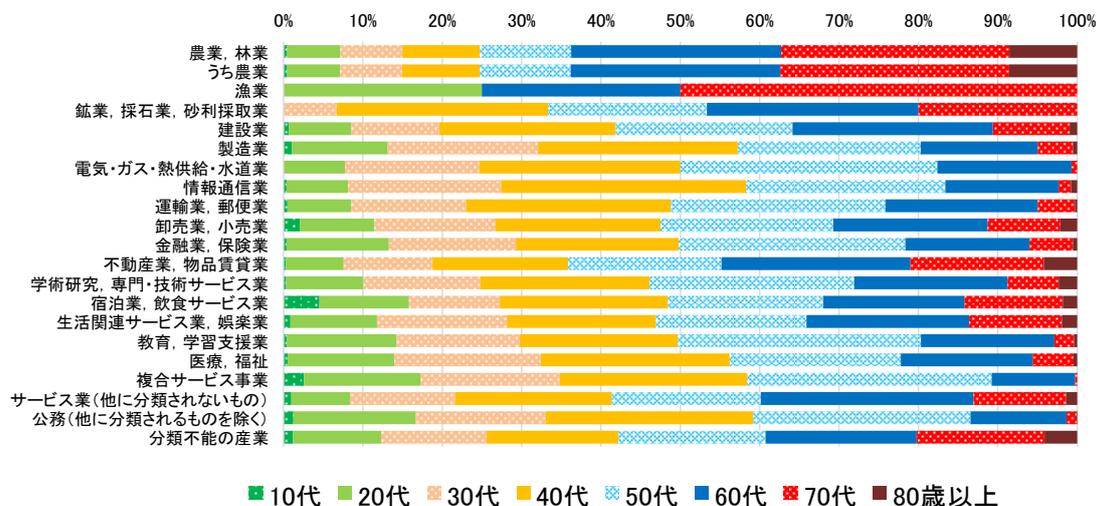
図表 30：男女別・産業別従業者数



総務省「国勢調査（2020（令和2）年）」より作成

また、年代別の従事割合をみると、本市の基幹産業である農業・林業分野では、50代以上の就業者の割合が7割を超えているなど、担い手の高齢化や後継者不足の問題が深刻となっていることが推察されます。

図表 31：産業別・年代別従事割合（男女合計）



総務省「国勢調査（2020（令和2）年）」より作成

(10) 隣接団体比較

本市及び本市と隣接する団体の状況を比較すると、本市は年少人口比率及び生産年齢人口比率が低く、老年人口比率は高くなっており、少子高齢化の傾向が顕著となっています。

自然動態の状況を比較すると、本市は合計特殊出生率が低くなっているとともに、男性、女性ともに未婚率が高い水準にあることから、一層の少子化の進行が懸念されます。

社会動態の状況を比較すると、隣接団体すべてで社会減となっており、近隣地域全体で転出超過の傾向が見られます。

産業別就業者数の状況を比較すると、本市は第1次産業就業者数、第1次産業就業者割合がともにやや高い水準にあり、第1次産業が重要な産業の一つとなっていることが表れています。また、第3次産業就業者数、第3次産業就業者割合もやや高い水準にあり、佐原地域を中心とした観光業等をはじめとしたサービス業が雇用の受け皿となっていることが推察されます。

図表 32：隣接団体比較

分野	指標名	年度	単位	千葉県	千葉県	千葉県	千葉県	茨城県	茨城県	茨城県
				香取市	成田市	旭市	匝瑳市	潮来市	稲敷市	神栖市
年齢規模・人口構成	総人口	2020年	人	72,356	132,906	63,745	35,040	27,604	39,039	95,454
	5年間の人口増減数	2020年	人	▲ 5,143	1,716	▲ 2,841	▲ 2,221	▲ 1,507	▲ 3,771	932
	5年間の人口増減率	2020年	%	▲ 6.6	1.3	▲ 4.3	▲ 6.0	▲ 5.2	▲ 8.8	1.0
	年少人口	2020年	人	6,637	16,794	7,170	3,471	2,953	3,393	12,569
	年少人口比率	2020年	%	9.3	12.9	11.4	9.9	10.8	8.8	13.3
	生産年齢人口	2020年	人	38,325	81,731	36,134	18,984	15,322	21,055	59,856
	生産年齢人口比率	2020年	%	53.5	62.9	57.2	54.2	56.0	54.3	63.3
	老年人口	2020年	人	26,659	31,352	19,843	12,581	9,078	14,329	22,162
老年人口比率	2020年	%	37.2	24.1	31.4	35.9	33.2	37.0	23.4	
自然動態	出生者数	2021年	人	267	865	367	149	109	134	640
	死亡者数	2021年	人	1,082	1,179	872	561	366	587	910
	自然増減数	2021年	人	▲ 815	▲ 314	▲ 505	▲ 412	▲ 257	▲ 453	▲ 270
	自然増減率	2021年	%	▲ 1.1	▲ 0.2	▲ 0.8	▲ 1.2	▲ 0.9	▲ 1.1	▲ 0.3
	合計特殊出生率	2021年	-	0.97	1.12	1.30	1.10	-	-	-
	合計特殊出生率	2015年	-	1.20	1.43	1.46	1.37	1.37	1.21	1.66
	男性の未婚率(30～39歳)	2020年	%	51.3	43.1	43.1	51.9	48.8	56.3	38.9
女性の未婚率(30～39歳)	2020年	%	31.4	29.3	27.5	32.7	30.7	35.1	22.5	
社会動態	転入者数	2021年	人	1,723	6,850	1,763	680	654	1,068	3,526
	転出者数	2021年	人	2,034	7,751	1,824	857	722	1,240	3,656
	社会増減数	2021年	人	▲ 311	▲ 901	▲ 61	▲ 177	▲ 68	▲ 172	▲ 130
	社会増減率	2021年	%	▲ 0.5	▲ 0.9	▲ 0.3	▲ 0.6	▲ 0.3	▲ 0.6	▲ 0.2
産業	就業者数 ※分類不能の産業を除く	2020年	人	33,972	62,200	31,608	15,354	12,568	18,108	45,646
	第1次産業就業者数	2020年	人	3,719	2,400	5,446	2,176	500	1,557	2,362
	第1次産業就業者割合	2020年	%	10.9	3.9	17.2	14.2	4.0	8.6	5.2
	第2次産業就業者数	2020年	人	8,123	9,940	7,635	3,868	3,802	5,960	17,560
	第2次産業就業者割合	2020年	%	23.9	16.0	24.2	25.2	30.3	32.9	38.5
	第3次産業就業者数	2020年	人	22,130	49,860	18,527	9,310	8,266	10,591	25,724
	第3次産業就業者割合	2020年	%	65.1	80.2	58.6	60.6	65.8	58.5	56.4

※各項目につき数値が大きいものは濃く、小さいものは薄く網掛けしています。

総務省「国勢調査結果（2020（令和2）年）」

総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数に関する調査（2021（令和3）年）」

総務省「住民基本台帳に基づく都道府県及び市区町村別詳細分析表（2021（令和3）年）」

千葉県統計情報ウェブサイトより作成

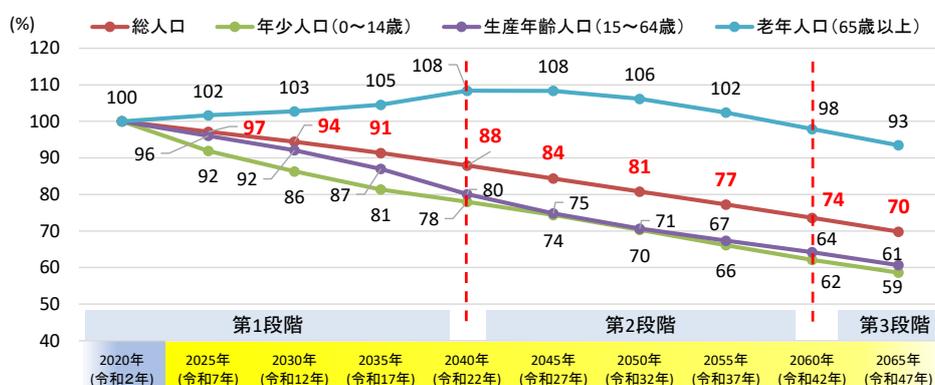
2 将来人口の分析と推計

(1) 人口減少段階

ア 全国の人口減少段階

人口減少段階は、一般的に「第1段階：老年人口の増加・総人口の減少」、「第2段階：老年人口の維持・微減」「第3段階：老年人口の減少」の3段階を経て進行するとされています。2017（平成29）年に公表された国立社会保障・人口問題研究所推計（以下「社人研推計」という。）における全国の人口減少段階は、おおむね2040（令和22）年までが第1段階、その後、2060（令和42）年までの20年間程度が第2段階、2060（令和42）年以降が第3段階と見込まれています。

図表 33：全国の人口減少段階



国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」
総務省「国勢調査結果（2020(令和2年)）」

上表の2020年（令和2年）の人口は国勢調査結果に基づき（年齢不詳人口は各年齢区分に按分）、2025年（令和7年）以降の人口は「日本の将来推計人口」に基づいて、指数を計算しております。

イ 香取市の人口減少段階

本市の人口減少段階を見ると、2030（令和12）年までが第1段階、その後、第2段階が無く、第3段階と見込まれます。この状況からも、本市の人口減少傾向は、全国的な動向よりも、早く進行していくと考えられます。

図表 34：香取市の人口減少段階

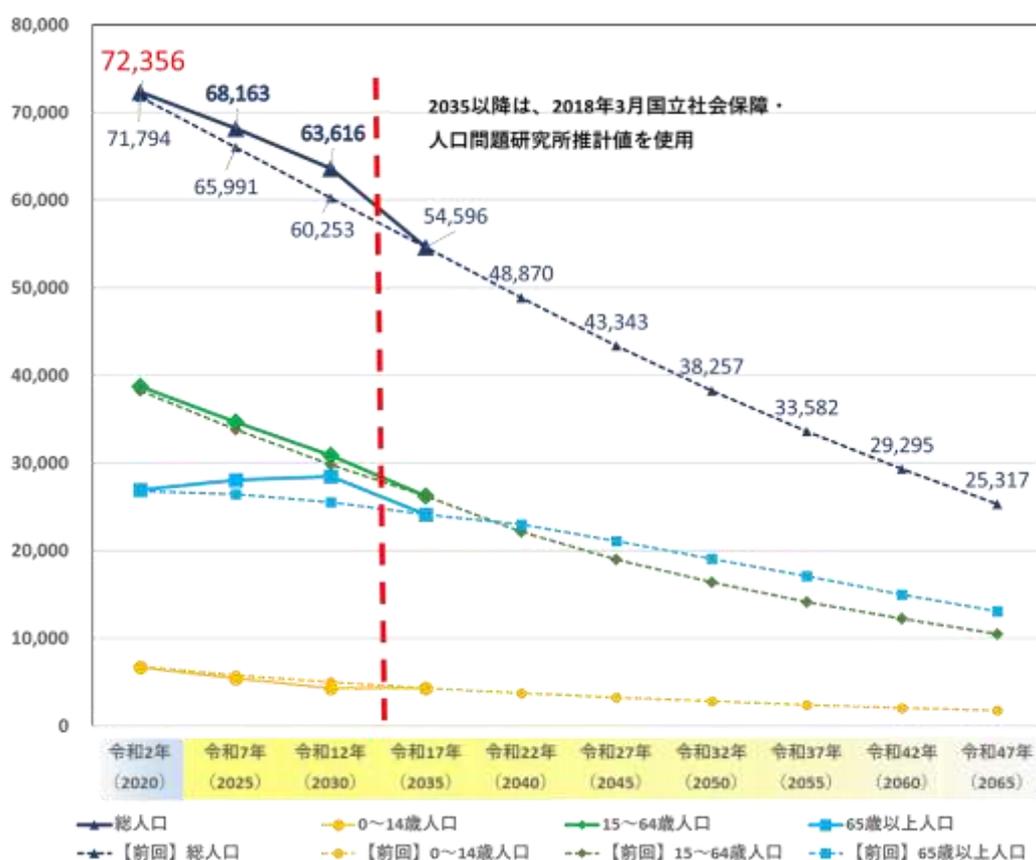


(2) 将来人口の推計

将来人口の推計は、2020（令和2）年国勢調査結果を基礎とした国立社会保障・人口問題研究所（以下、社人研という。）の推計が策定されていないことから、2025（令和7）年から2030（令和12）年について独自推計を実施しました。2035（令和17）年以降については、社人研による2015（平成27）年国勢調査を基準とした2018（平成30）年3月推計値（以下、前回推計値という。）を使用しています。

2020（令和2）年国勢調査結果は、前回推計値である2015（平成27）年国勢調査を基準とした2018（平成30）年3月推計値を上回る結果となりました。この結果から、独自推計においては、前回推計値よりも人口減少が緩和される推計となっています。

図表 35：香取市の将来人口推計



※2025(令和7)年から2030(令和12)年における推計の前提は以下の通りです。

- ・推計手法は、コーホート要因法を採用しています。
- ・基準人口は、2020(令和2)年の国勢調査結果を使用しています。
- ・子ども女性比及び移動率は、2015(平成27)年及び2020(令和2)年の国勢調査結果を基礎として算定したものを使用しています。
- ・生残率、修正男女比は、国立社会保障・人口問題研究所による2018（平成30）年3月推計を使用しています。

図表 36 : 【今回】2020(令和 2)年国勢調査を基礎とした独自推計

※年齢不詳人口を各年齢区分に按分し、推計しています。

	令和2年 (2020)	令和7年 (2025)	令和12年 (2030)	令和17年 (2035)	令和22年 (2040)	令和27年 (2045)	令和32年 (2050)	令和37年 (2055)	令和42年 (2060)	令和47年 (2065)
総人口	72,356	68,163	63,616	54,596	48,870	43,343	38,257	33,582	29,295	25,317
0～14歳人口	6,706	5,453	4,277	4,301	3,757	3,263	2,794	2,382	2,029	1,745
15～64歳人口	38,719	34,637	30,880	26,201	22,146	19,003	16,421	14,137	12,253	10,519
65歳以上人口	26,932	28,072	28,460	24,094	22,967	21,076	19,042	17,064	15,013	13,053

図表 37 : 【前回】2018（平成 30）年 3 月 国立社会保障・人口問題研究所（社人研）による推計値

	令和2年 (2020)	令和7年 (2025)	令和12年 (2030)
総人口	71,794	65,991	60,253
0～14歳人口	6,752	5,760	4,982
15～64歳人口	38,260	33,789	29,778
65歳以上人口	26,782	26,443	25,494

図表 38 : 今回推計値と前回推計値の増減

	令和2年 (2020)	令和7年 (2025)	令和12年 (2030)
総人口	562	2,172	3,363
0～14歳人口	▲ 46	▲ 307	▲ 705
15～64歳人口	459	848	1,102
65歳以上人口	150	1,629	2,966

3 人口の変化が地域の将来に与える影響

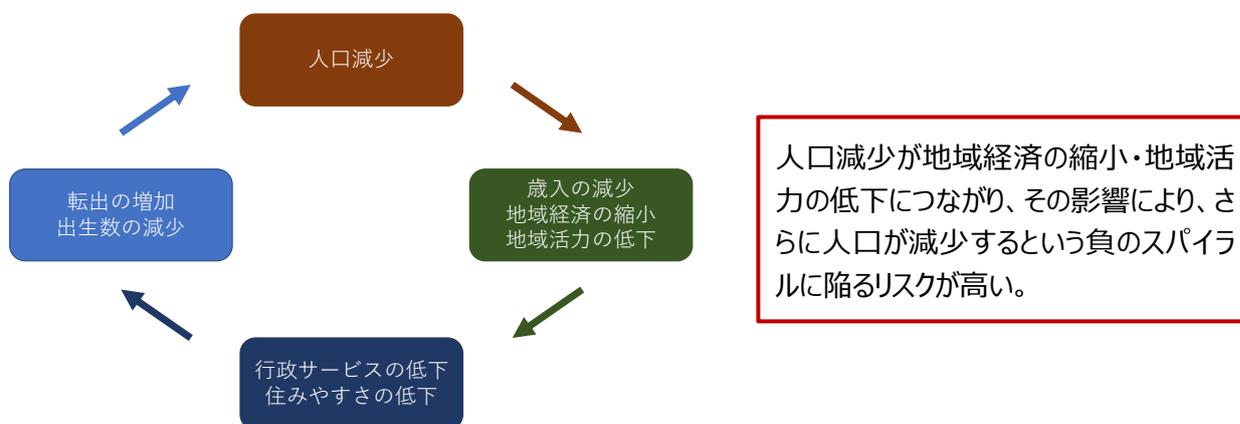
(1) 少子高齢化・人口減少による影響

少子高齢化が進み、さらに人口が減少することにより、様々な分野への影響が考えられます。

《想定される影響》

- 地域経済や地域活力の低下
- 生産年齢人口の減少に伴う税収等の減少
- 税収等の減少による公共サービスの低下
- 社会保障費に係る将来の財政負担の増大
- 児童生徒数の減少により適正な学校規模の維持が困難
- 相互扶助力や地域防災力の低下
- 地域コミュニティの継続が困難となる地域が発生
- 空き家、空き店舗の増加による空洞化の進行等

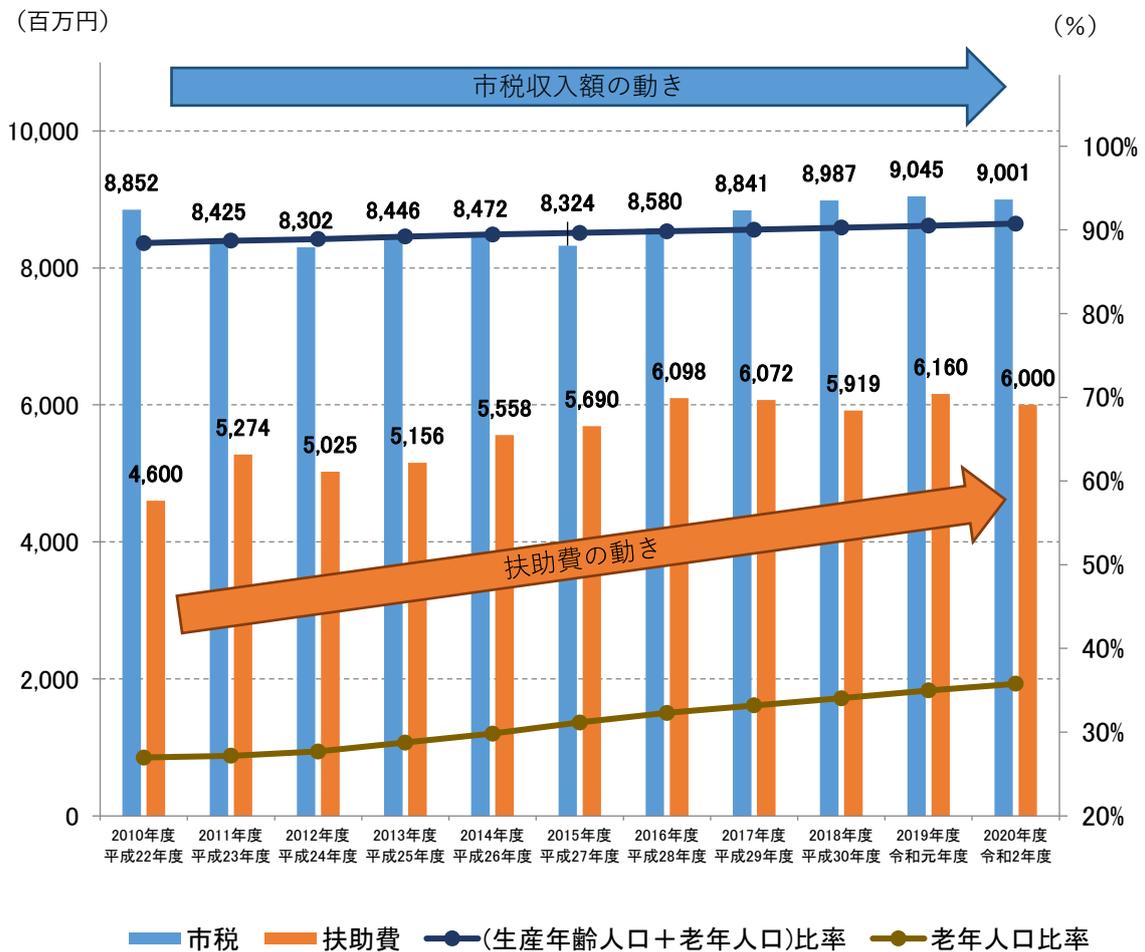
図表 39：人口減少による負のサイクル



【参考】市財政への影響

少子高齢化の進行は、市の財政に大きな影響を及ぼします。以下は市税収入額と扶助費の推移を表していますが、市税収入額は、固定資産税等の影響による増加で横ばいを維持する一方で、扶助費は増加傾向にあります。これは、本市の高齢化の進行によるものであり、直近 10 年間で市民税の対象となる人口（生産年齢人口と老年人口の合計）はほぼ変化がないものの、老年人口の占める割合が増加していることに起因します。今後も少子高齢化の傾向が続くと、さらに市の財政状況が悪化することが懸念されます。

図表 40：香取市の市税収入額と扶助費の推移



4 人口の将来展望

(1) 現状と課題の整理

本市の人口は、1985（昭和 60）年の人口 93,573 人をピークに、1995（平成 7）年以降、減少の一途をたどっており、人口推計でも、今後も一貫して減少を続けることが見込まれます。

現状

「1. 香取市の人口の現状」の結果から判明した現状は以下のとおりです。

- ・死亡数が出生数を上回る自然減の状況が続いており、かつ近年は拡大傾向
- ・合計特殊出生率は国・県よりも低い水準が継続
- ・未婚率は国・県の水準が改善傾向にある中、本市は男女とも悪化傾向
- ・転出数が転入数を上回る社会減の状況が続いており、近年は横ばい傾向
- ・20～29 歳が大幅な転出超過
- ・近隣団体と比較して年少人口比率・生産年齢人口比率が低く、老年人口比率が高い

課題

香取市の人口の現状から導き出される課題は以下のとおりです。

- ・自然減の拡大状況を改善するため、出生率を向上させる必要がある
- ・社会減の状況を改善するため、若者や子育て世代の転出を抑制し、転入を促進させる必要がある

→人口減少への対応は待ったなしの課題

(2) 目指すべき将来の方向

今回の本市人口の現状分析や将来見通しにおいても、前回同様、生産年齢人口の減少が進んでおり、人口減少対策は待ったなしの状況となっています。

人口減少により想定される地域社会への影響を抑えるためには、若者や子育て世代などの転出抑制と転入促進、さらには出生率の向上により、生産年齢人口の減少に歯止めをかけ、人口構造を維持していくことが必要です。

一方で、避けることができない超高齢化社会・人口減少社会を前提とした、効率的かつ効果的な社会基盤づくりの視点を持つ必要があります。

これらの実現には、一時的な事業の取組による成果では難しいことから前回の総合戦略の取組を引き継ぐとともに、国の第2期総合戦略等を勘案して、以下の6つを重点プロジェクト（総合戦略の基本目標）として継続的に取り組んでいくこととします。

- ① 競争力のある産業の育成と安定した雇用の実現プロジェクト
- ② 移住・定住の促進と関係人口の創出・拡大プロジェクト
- ③ 香取で産み、香取で育てる環境の整備プロジェクト
- ④ 香取の魅力を活かした生活環境の向上プロジェクト
- ⑤ 多様な人材が集う多文化共生社会の推進プロジェクト
- ⑥ 時代の変化に対応した地域の創造プロジェクト

(3) 香取市人口の将来展望

国の長期ビジョン及び本市の人口に関する推計や分析、調査などを考慮し、本市が将来目指すべき人口規模を次のとおり展望します。

【将来展望】

2045（令和 27）年に、

人口 53,000 人程度の維持

を目指します。

将来展望に掲げる、人口 53,000 人程度の維持を達成するため、次の目標を掲げます。

①若い世代の希望を叶える多様な就労環境の実現による人口の流出抑制

高校・大学卒業後の年代（10代後半～20代前半）の希望を叶える多様な働き方や雇用の場を創出し、UターンやIターンの促進をすることで定住性を高め、当該年齢層の転出率を改善します。

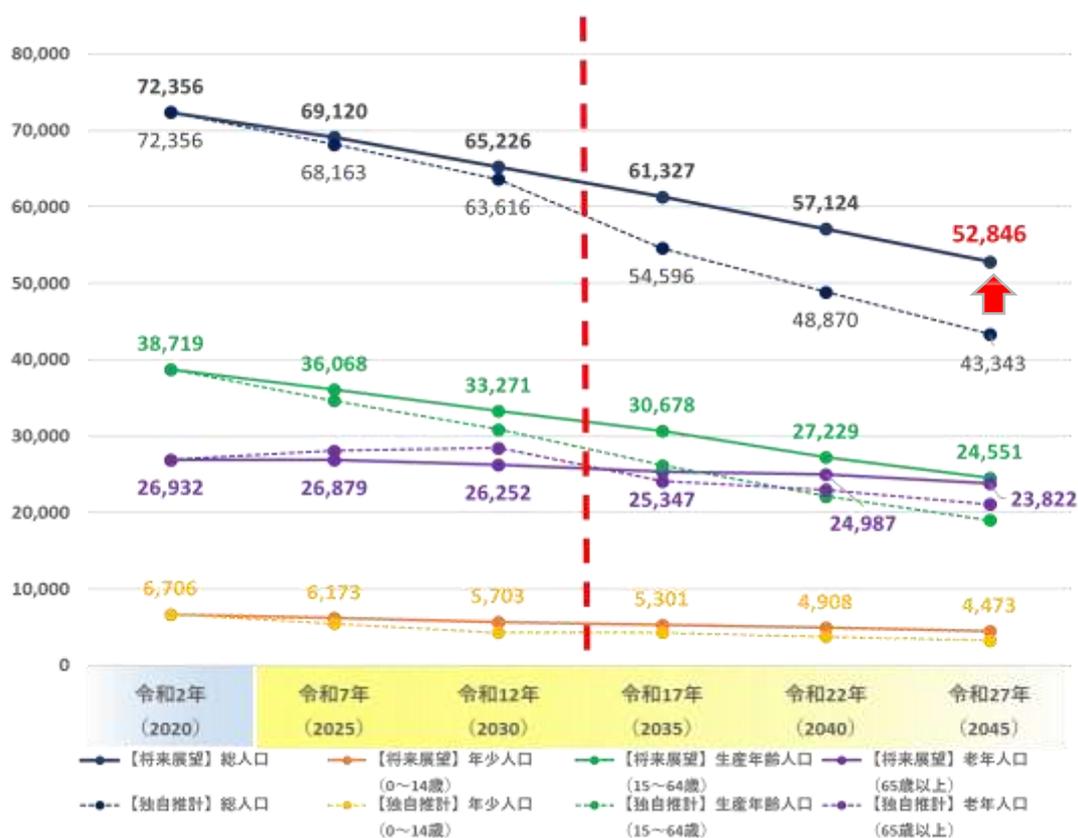
②子育て世代の転出抑制と転入促進

20代後半から40代後半のいわゆる子育て世代が、安心して妊娠・出産・子育てをすることができる地域環境の充実を図ることで、転出を抑制し、転入を促進します。

③合計特殊出生率の上昇

合計特殊出生率を段階的に上昇させます。数値目標として、2035（令和 17）年に「1.40」を達成し、その維持を図ります。

図表 41：香取市の人口推移（将来展望）



図表 42：香取市の人口推移【独自推計】

※年齢不詳人口を各年齢区分に按分し、推計しています。

	令和2年 (2020)	令和7年 (2025)	令和12年 (2030)	令和17年 (2035)	令和22年 (2040)	令和27年 (2045)
総人口	72,356	68,163	63,616	54,596	48,870	43,343
年少人口 (0~14歳)	6,706	5,453	4,277	4,301	3,757	3,263
生産年齢人口 (15~64歳)	38,719	34,637	30,880	26,201	22,146	19,003
老年人口 (65歳以上)	26,932	28,072	28,460	24,094	22,967	21,076

図表 43：香取市の人口推移【将来展望】

	令和2年 (2020)	令和7年 (2025)	令和12年 (2030)	令和17年 (2035)	令和22年 (2040)	令和27年 (2045)
総人口	72,356	69,120	65,226	61,327	57,124	52,846
年少人口 (0~14歳)	6,706	6,173	5,703	5,301	4,908	4,473
生産年齢人口 (15~64歳)	38,719	36,068	33,271	30,678	27,229	24,551
老年人口 (65歳以上)	26,932	26,879	26,252	25,347	24,987	23,822

○用語集

関連する項目(施策)	用語	意味
市の概況	一級河川	国土保全上又は国民経済上特に重要な水系で、政令で指定された一級水系のうち、河川法による管理を行う必要があり国土交通大臣が指定(区間を限定)した河川のこと
	固定資産税	宅地や田んぼなどの土地、住宅やお店などの家屋、工場の機械や会社の備品などの償却資産を固定資産と呼び、これらの固定資産に対してかかる税金のこと
	普通交付税	全国どの自治体に住んでいる住民でも一定水準の行政サービスが受けられるよう、県や市町村の財源不足を補うため、国が徴収した所得税、酒税、法人税、消費税及びたばこ税の一部を、国から自治体に再配分されるもの
	合併算定替	市町村合併に伴う財源不足額の減少を防止し、合併の障害を除去するための特例措置のこと
	会計年度任用職員制度	臨時・非常勤職員の適正な任用や勤務条件確保のために、2020(令和2)年4月1日から新しく導入された非常勤職員の制度のこと
	合併特例債	市町村が合併した際に、新市町村建設計画の事業費として特例的に発行できる地方債のこと
	繰上償還	国(財政融資資金)や銀行などからの融資(貸付)の残債を期日前に一部又は全部支払う(返済する)こと
	純計相殺	各会計相互間の出し入れ部分について、重複部分を控除して実質の財政規模を算出すること
	社会的潮流と動向	DX
Society 5.0		狩猟社会(Society 1.0)、農耕社会(Society 2.0)、工業社会(Society 3.0)、情報社会(Society 4.0)に続く、新たな社会を指すもので、サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会のこと

関連する項目(施策)	用語	意味
社会的潮流と動向	SDGs(持続可能な開発目標)	2015(平成27)年に国連が採択した先進国を含む国際社会全体の2030(令和12)年に向けた環境・経済・社会についての目標のこと 社会が抱える問題を解決し、世界全体で2030(令和12)年を目指して明るい未来を作るための17のゴールと169のターゲットで構成されている
	カーボンニュートラル(脱炭素社会)	2050(令和32)年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにすること 排出を全体としてゼロというのは、「二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量」から、植林、森林管理などによる吸収量を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることを意味している
	地方分権	国が有する地方に関する決定権や仕事をするために必要なお金を地方に移して、住民に身近な行政サービスをその地域で決められるようにすること
	シティプロモーション	ある地域の認知度向上やブランド力向上を目的として行われる地方自治体による「広報活動」や「営業活動」のこと
	AI	アーティフィシャルインテリジェンスの略 人工知能のこと
	IoT	インターネットオブシングスの略 自動車・電化製品など、IT機器以外の「もの」が、インターネットにより相互に接続されているシステムのこと
	インバウンド	日本を訪れる外国人旅行者のこと
	ヤングケアラー	一般に、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものこと
	NPO	様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称
	グリーンボンド	企業や地方自治体等が、国内外のグリーンプロジェクト(環境的課題への取組)に要する資金を調達するために発行する債券のこと
	ソーシャルボンド	発行体(民間事業法人、金融機関、独立行政法人等)が、国内外のソーシャルプロジェクト(社会的課題への取組)に要する資金を調達するために発行する債券のこと
	サステナビリティボンド	調達資金すべてがグリーンプロジェクトやソーシャルプロジェクトの初期投資又はリファイナンスのみに充当され、かつ、「グリーンボンド原則」と「ソーシャルボンド原則」の両方に共通する4つの規定に適合する債券のこと

関連する項目(施策)	用語	意味
第2次香取市総合計画(基本構想・前期基本計画)の検証	PDCA サイクル	業務を改善するための手法であり、計画(Plan)、実行(Do)、評価(Check)、改善(Action)の仮設・検証型プロセスのこと
	人・農地プラン	農業者の高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加など、人と農地の問題を解決するために、集落、地域において話し合いを行い策定する地域農業の計画のこと
	特定妊婦	出産後の子どもの養育について、出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦のこと
香取市の目指す方向	起債残高	事業を行うときに国や銀行から借り入れた地方債の残額のこと
市の将来の姿	臨時財政対策債	国が地方自治体に交付する地方交付税の財源不足に対処するため、地方自治体が借り入れをする地方債のこと 本来地方交付税で措置されるべき部分であることから、臨時財政対策債の元利償還額は後年度の普通交付税において、全額措置することとされている
	財政調整基金	自治体が財源に余裕がある年に積み立て、不足する年に取り崩すことで財源を調整し、計画的な財政運営を行うための貯金のこと
重点プロジェクト	6次産業化	第一次産業である農林水産業が、農林水産物の生産だけにとどまらず、それを原材料とした加工食品の製造・販売や観光農園のような地域資源を生かしたサービスなど、第二次産業や第三次産業にまで踏み込むこと
	放課後児童クラブ	保護者が就労などにより昼間家庭にいない児童を対象に、放課後や夏休みなどの期間に適切な遊びや生活の場を提供して、児童の健全な育成を図る施設のこと
	乗合タクシー	電話による予約に合わせて自宅や外出先まで車が迎えに行き、同じ便を予約した人がほかの人と乗り合ってそれぞれの目的地まで運行する公共交通のこと
	ストックマネジメント	既存の建築物(ストック)を有効に活用し、長寿命化を図る体系的な手法のこと
	水洗化率	下水道が利用できる人口に対して、排水設備工事が行われていて実際に下水道を利用している人口の比率のこと
	再生可能エネルギー	太陽光・風力・バイオマスなど自然の中で繰り返し生起し、再利用可能なエネルギーのこと
	SNS	ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略で、人と人のコミュニケーションを支援するインターネット上のサービスのこと

関連する項目(施策)	用語	意味
1-1 農林畜産業	認定農業者	農業経営基盤強化促進法に基づいて市町村から認定を受けた農業経営者・農業生産法人のこと
	素畜	肥育を開始する前の家畜のこと
	残留農薬	散布した農薬が収穫後の農作物、食品などに残っていること
	森林環境譲与税	2024(令和6)年度から国民に対して課税される森林環境税(国税)の税収が、国によって都道府県や市町村に譲与されるもの 喫緊の課題である森林整備に対応するため、2019(令和元)年度から譲与が開始されており、間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の「森林整備及びその促進に関する費用」に充てることとされている
1-3 企業・産業誘致	デベロッパー	開発に携わっている人や開発会社のこと
1-4 観光	ブランディング	顧客や消費者にとって価値のあるブランドを構築するための活動のこと
	フィルムコミッション	映画・テレビドラマ・CMといった映像作品のロケーション撮影が円滑に行われるための支援を通して、地域活性につなげる目的で活動している非営利公的団体のこと
2-1 環境保護・省エネ	BOD	Biochemical Oxygen Demand の略称 河川水や工場排水中の汚染物質(有機物)が微生物の力で無機化あるいはガス化されるときに必要となる酸素量のこと。河川の水質汚濁の一般指標として用いられる
	COOLCHOICE 運動	低炭素社会実現のため、省エネ・低炭素型の製品、サービス、行動など地球温暖化対策のあらゆる賢い選択を促す国民運動のこと
2-3 廃棄物処理・再資源化	グリーン購入	商品やサービスを購入する際に必要性をよく考え、価格や品質だけでなく、環境に与える影響ができるだけ小さいものを選んで優先的に購入すること 2001(平成 13)年、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)が制定されている
2-4 公園・緑地、水辺空間	里親制度	住民が日頃利用している公園で、掃除や花壇の手入れなどの緑化・美化活動を行っていただき、市が支援する制度のこと
2-6 交通安全・防犯	青色防犯パトロール	自動車に青色回転灯を装備して、地域の防犯のために自主的に行うパトロールのこと
2-9 人権	DV	家庭内における暴力行為であり、特に配偶者や恋人など近い関係にある者からの暴力のこと

関連する項目(施策)	用語	意味
2-9 人権	LGBTQ+	性的少数者(セクシャルマイノリティ)を表す言葉のひとつとして使われており、L:女性の同性愛者(レズビアン)、G:男性の同性愛者(ゲイ)、B:両性愛者(バイセクシャル)、T:こころとからだの性の不一致(トランスジェンダー)、Q:自身の性自認・性指向が定まっていない状態の人々(クエスチョニング)に加えて、それ以外の性を表す「+(プラス)」を付けたもの
3-1 地域福祉	ケアマネージャー	要介護者や要支援者の人の相談や心身の状況に応じるとともに、サービス(訪問介護、デイサービスなど)を受けられるようにケアプラン(介護サービス等の提供についての計画)の作成や市町村・サービス事業者・施設等との連絡調整を行う者、また、要介護者や要支援者の人が自立した日常生活を営むのに必要な援助に関する専門的知識・技術を有するものとして介護支援専門員証の交付を受けた者のこと
	福祉避難所	災害時に自宅に住めなくなった住民が臨時的に生活する施設のうち、特に、高齢者、障がい者、妊産婦など、避難所生活において特別な配慮が必要な方とその御家族を受け入れる施設のこと
	包括的相談支援事業	地域生活課題を抱える地域住民やその家族等からの相談に包括的に応じ、利用可能な福祉サービス情報の提供や助言、支援関係機関との連絡調整等を一体的に行う事業のこと
	多機関共同事業	複数の支援関係機関相互間の連携による支援を必要とする地域住民とその世帯に対し、抱える地域生活課題を解決するために、複数の支援関係機関が相互連携の下、一体的かつ計画的に支援を行う体制を整備する事業のこと
	アウトリーチ等継続的支援事業	地域社会から長期的に孤立等しており、継続的な支援を必要とする地域住民とその世帯に対し、訪問により状況を把握した上で相談に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供や助言等を包括的かつ継続的に行う事業のこと
3-1 地域福祉	参加支援事業	地域生活に課題を抱える地域住民であって、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対し、支援関係機関と民間団体との連携による支援体制の下、活動機会の提供、訪問による必要な情報の提供や助言等を行う事業のこと
	地域づくり事業	地域住民が地域において自立した日常生活を営み、地域社会に参加する機会を確保するための支援、地域生活課題の発生の防止・解決に係る体制の整備、地域住民相互の交流を行う拠点の開設等を一体的に行う事業のこと

関連する項目(施策)	用語	意味
3-2 介護・介護予防	要支援・要介護認定	介護サービスを受ける際に、その状態がどの程度なのかを判定し、認定すること 認定された後に介護保険サービスを利用することができる(要支援は要支援1と要支援2の2段階、要介護は要介護1から要介護5までの5段階ある)
	フレイル	身体的脆弱性のみならず精神・心理的脆弱性や社会的脆弱性、自立障がいや死亡を含む健康障害などを招きやすいハイリスク状態を意味する要介護状態に至る前段階状態のこと
	地域包括支援センター	高齢者が住み慣れた地域で安心していきいきと暮らしていけるように、保健・医療・福祉の専門職が、関係各所と連携しながら様々な相談と支援を行う高齢者の総合相談窓口のこと
	チームオレンジ	認知症と思われる初期の段階から、心理面・生活面の支援として、市町村がコーディネーター(認知症地域支援推進員の活用も可)を配置し、地域において把握した認知症の方の悩みや家族の身近な生活支援ニーズ等と認知症サポーター(基本となる認知症サポーター養成講座に加え、ステップアップ講座を受講した者)を中心とした支援者をつなぐ仕組みのこと
3-3 高齢者の生きがい	福祉タクシー	身体に障害のある人や介護の必要な高齢者を対象とした車椅子やベッドのまま乗れる装備のあるタクシーのこと
3-4 子育て	子育て支援センター	安心して楽しく遊べる行事や園庭開放、子育ての不安・悩みなどの育児相談を行うほか、子育て中の親子の交流を深める施設のこと
	ファミリーサポートセンター	仕事と育児の両立支援や児童の福祉向上を目的とする「相互援助活動」を行う組織のこと
	こども園	教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持つ施設のこと
3-4 子育て	ICT	情報・通信に関する技術の総称で、従来から使われている「IT」に代わる言葉として、特に「通信」に関する部分をより強調して使われている
3-5 障がい者福祉	ユニバーサルデザイン	障害がある人もない人も、すべての人にとって使いやすいように意図してつくられたデザインのこと
	ライフサポートファイル	障害のある子どもに対して、一貫した支援が継続されるための情報伝達ツールのこと
	障害者就業・生活支援センター	障害のある人の職業的自立を図るため、地域の関係機関と連携しながら就職に向けた準備や職場に適応・定着するための支援、日常生活や地域生活に関する助言を行う場のこと

関連する項目(施策)	用語	意味
3-6 健康づくり・感染症	A類疾病	ジフテリア、百日せき、破傷風、急性灰白髄炎(ポリオ)、B型肝炎、Hib感染症、商事の肺炎球菌感染症、結核(BCG)、麻しん・風しん、水痘、日本脳炎、ヒトパピローマウイルス(HPV)感染症、ロタウイルスを指す言葉
	ゲートキーパー	自殺予防対策の一環として、身近な人の悩みに気づき、受けとめ、適切な相談機関につなげる役割を担う人のこと
3-7 地域医療	(公立病院における)経常収支比率	医療費用、医業外費用に対する医業収益、医業外収益割合を表し、通常の病院活動による収益状況を払わず指標のこと 100%以上の場合は単年度黒字を、100%未満の場合は単年度赤字を表すことになる
3-8 保険・社会保障	ジェネリック医薬品	おもに先発医薬品の特許期間の終了後、それと同様の用途・効能をもつものとして、ほかの製薬会社などが製造・販売する医薬品のこと
	レセプト	保険者に請求する医療費の明細書である診療報酬請求書のこと
	マイナポータル	政府が運営するオンラインサービスのこと 行政手続きの検索やお知らせの受け取り、オンライン申請の利用ができる自分専用のサイト
4-2 学校教育	人材バンク	何かを学びたいという方と、自らの経験や知識を生かして講師を引き受けたい方とを橋渡しする制度のこと。
	スクールソーシャルワーカー	学校等の教育機関で、生徒や児童の立場から、問題解決ができる環境づくりを推進する福祉事業(ソーシャルワーク)従事者のこと
4-3 青少年健全育成	ジュニアリーダー	子ども会活動の支援などのボランティア活動を行っている中学生・高校生のこと
4-5 スポーツの推進	アーバンスポーツ	スケートボード、サーフィン、スポーツクライミング、3人制バスケットボール、自転車のBMXフリースタイルなど、従来の「体育」の概念とは違った「楽しむスポーツ」、さらには「遊びの要素を取り入れたアクティビティ」としてのスポーツのこと
5-1 都市計画・土地利用	都市計画マスタープラン	市の土地利用や道路、公園、下水道の整備を進めるにあたり、市の自然、文化、産業やこれからの社会経済情勢などを踏まえ、概ね20年後の市の都市づくりの目標を明らかにし、その実現に向けたまちづくりを進めていくための基本方針のこと
	コンパクト・プラス・ネットワーク	人口減少・高齢化が進む中、特に地方都市においては、地域の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業等の生活機能を確保し、高齢者が安心して暮らせるよう、地域公共交通と連携して、コンパクトなまちづくりを進めること

関連する項目(施策)	用語	意味
5-1 都市計画・土地利用	地籍調査	主に市町村が主体となって、一筆ごとの土地の所有者、地番、地目を調査し、境界の位置と面積を測量する調査のこと
5-4 道路・河川	法面	切土又は盛土によってつくられた、人工的な傾斜面のこと
5-6 上水道	石綿セメント管	水道普及期に、比較的安価だったため、全国的に普及した石綿セメント製の水道管のこと。
5-7 下水道	管渠	給水・排水を目的として作られる水路のこと。
	合併処理浄化槽	トイレの汚水とその他の生活排水を分けずに、生活排水すべてを一緒に処理する浄化槽のこと
6-1 市民協働	コミュニティビジネス	地域住民が主体となって、ビジネス手法で地域課題の解決に取り組むこと
6-2 SDGs	ステークホルダー	組織が活動を行うことで影響を受ける利害関係者のこと
6-3 過疎対策	テレワーク	インターネット等の通信回線を用いて、自宅、旅行先等から職場に接続し、職場と同等の環境で仕事をする事 これにより、時間、場所等の制限を受けない自由で柔軟な働き方が可能となる
6-4 地域間交流・国際交流	GIGA スクール構想	個別に最適化された創造性を育む教育の実現のために、全国の児童・生徒1人に1台の端末と、高速大容量の通信ネットワークを整備する取組のこと
6-5 広報・広聴	パブリックコメント	行政などが政策立案にあたり、広く市民に案を公表し、それに対して出された意見・情報を考慮して意思決定を行う制度のこと
6-6 行政運営・DX 対応	BPR	業務本来の目的に向け、既存の業務プロセスを詳細に分析して課題を把握し、既存の組織や制度、職務、業務フロー、情報システムを抜本的に見直し、業務処理の迅速化・正確性の向上を通じた利便性の向上を図る取組のこと
	ジョブローテーション	さまざまな部門の業務を経験することで事業や業界への理解を深め、社員の能力開発を行うために、人事計画に基づいて行われる戦略的人事異動のこと
	RPA	これまで人間が行ってきた定型的なパソコン操作をソフトウェアのロボットにより自動化すること
6-7 財政運営	eL TAX	地方公共団体が組織する地方税共同機構が運営している、インターネットを利用して地方税の申告等の手続きを電子的に行うシステムのこと
	スクラップアンドビルド	既存事業を削って生み出した財源を新規事業に充てること
	サンセット方式	予算や行政組織が肥大化することのないように、法律・予算・事業などに期限を設け、その期限を過ぎたら自動的に廃止する方式のこと

第2次香取市総合計画後期基本計画
第3期香取市まち・ひと・しごと創生総合戦略
案

問合せ先：千葉県香取市（経営企画部企画政策課）

〒287-8501 千葉県香取市佐原口 2127 番地

電話 0478-50-1206

F A X 0478-52-4566

E-mail seisaku@city.katori.lg.jp

U R L <http://www.city.katori.lg.jp>